

法務総合研究所

研 究 部 報 告

65

非行少年と生育環境に関する研究

2023

法務総合研究所

は し が き

平成29年12月に閣議決定された第一次再犯防止推進計画において、犯罪をした者等は、厳しい生育環境などの生きづらさを抱えており、再犯の防止等に向けて、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を実施する必要性があることが指摘され、これまで国、地方公共団体、民間団体等が連携して、各種施策を講じてきた。本研究は、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等についての検討に資するよう、非行少年の生育環境に焦点を当て、その実態を明らかにしようとしたものである。

法務総合研究所は、平成12年に、少年院在院者に関する虐待の被害経験を調査したことがあるものの、その後、長い年月にわたり、同様の調査を行っていなかった。令和4年版犯罪白書によると、少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少しており、少年人口比（10歳以上の少年10万人当たりの検挙人員）も、低下傾向が見られ、令和3年は人口比の最も高かった昭和56年の約8分の1になっており、少年非行が減少傾向にあることは認められる。しかし、令和3年の少年院入院者における被虐待経験別の構成比を見ると、男子の約40%、女子の約60%が虐待を受けた経験を申告しており、非行少年が抱える問題の解決が困難なものである実態がうかがえる。

子供全般に目を転じてみると、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定、令和元年11月新大綱策定）において、貧困の連鎖を食い止めるためには、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があり、その実現のために、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとして、様々な施策を進めている。地方公共団体も、地域の実情に応じた適正な施策を講じるため、子供の貧困に関する実態調査を実施している。

非行少年の生育環境の把握のためには、様々な視点が考えられるところ、本研究では、小児期における逆境体験を含めた養育の状況や家庭の経済状況を主要な視点として捉え、その生育環境と非行少年の心理的特徴や就学等の社会生活との関係性等について分析を行ったほか、非行少年の社会復帰に向けて、どのような関わりが求められるのかについても検討した。本報告が、非行少年のアセスメントや処遇・支援を更に充実させ、再非行防止を図っていくための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力を頂いた関係府省庁、地方公共団体、社会福祉法人福祉楽団、吉川市更生保護女性会、矯正・更生保護等関係諸機関の各位に心からの謝意を表する次第である。また、東京都立大学の阿部彩教授、京都大学の岡邊健教授には、本研究を進めるに当たり、多大な御示唆と御教示を頂いた。厚く御礼を申し上げる。

令和5年6月

法務総合研究所長 上 富 敏 伸

要 旨 紹 介

本研究では、非行少年の生育環境の実態を明らかにし、生育環境に困難を抱える非行少年への効果的な処遇・支援の方策の検討に資する基礎資料を提供することを目的として、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者に対する質問紙調査を内容とする特別調査の結果を取りまとめて分析した。併せて、少年非行の動向や非行少年の処遇や支援等についても、調査を行った。

1 統計調査（第2章）

少年院在院者及び保護観察処分少年について、法務省の統計データ（少年院及び保護観察所職員が各種資料や本人・保護者から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票に基づくもの）による分析を行った。

（1）少年院在院者

保護者状況を見ると、「実父母」の構成比が低下傾向にあり、「実母」の構成比が上昇傾向にある。被虐待経験のある者の構成比は上昇し続けており、経済状況は、「普通」が最も構成比が高く、次いで「貧困」、「富裕」の順で推移し、近年は「貧困」の構成比が低下傾向にある。

以下、令和3年の状況を見ると、保護者状況と経済状況との関連については、経済状況が「貧困」の保護者状況は、「実母」及び「実父」の構成比の合計が「実父母」より高く、約70%であり、「普通」、「富裕」になるほど、その構成比の合計が低くなっていた。被虐待経験と経済状況との関連については、「虐待なし」の構成比は、「貧困」が最も低く、次いで「普通」、「富裕」の順であった。

就労・就学状況との関連を見ると、「学生・生徒」の構成比は、「実父母」が保護者である少年が最も高かった。経済状況が厳しくなるにつれて「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。教育程度との関連を見ると、「実父母」が保護者である少年は、「中学在学」及び「中学卒業」の構成比が最も低く、「高校在学」及び「高校卒業・その他」が最も高かった。経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、「高校卒業・その他」の構成比が低くなっていた。

精神状況との関連を見ると、被虐待経験がある者は、ない者よりも精神障害を有する傾向が

あった。

（２）保護観察処分少年

居住状況を見ると、「両親と同居」の構成比が低下傾向にある一方、「母と同居」の構成比が上昇傾向にある。経済状況を見ると、「普通」が最も構成比が高く、次いで、「貧困等」（平成28年以降は生活保護受給者を含む。以下要旨紹介において同じ。）、「富裕」の順で推移し、「貧困等」は、平成14年以降、11～17%の間で推移している。

以下、令和3年の状況を見ると、居住状況と経済状況の関連については、経済状況が「貧困等」の居住状況は、「母と同居」及び「父と同居」の構成比の合計が「両親と同居」より高く、約60%であり、「普通」、「富裕」になるほど、「母と同居」及び「父と同居」の構成比の合計が低くなっていた。

就労・就学状況との関連を見ると、「学生・生徒」の構成比は、「両親と同居」の少年が最も高かった。経済状況が厳しくなるにつれて、「学生・生徒」の構成比は低くなっていた。教育程度との関連を見ると、「両親と同居」の少年は、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比が最も高く、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が最も低かった（居住状況が「その他」を除く。）。経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比が低くなっていた。

精神状況との関連を見ると、「貧困等」は、「精神障害なし」の構成比が低く、「知的障害」及び「その他の精神障害」が高かった。

2 特別調査（第3章）

少年院在院者については、男子は令和3年6月から同年9月までの間、女子は同年6月から同年11月までの間に、処遇の段階が1級にあった者（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）、保護観察処分少年については、男子は令和3年6月、女子は同年6月から同年11月までの間に新たに保護観察を開始した者（交通短期保護観察の対象者及び移送を除く。）を調査対象者とし、質問紙調査を実施した。それぞれの保護者（6親等以内の親族に限る。）にも調査への協力を依頼した。調査内容は、少年については、生活環境、学習環境、小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences。以下、要旨紹介において「ACE」という。）、心

理的側面、社会的つながり等であり、保護者については、養育の状況、保護者自身の状況、家庭の経済状況、支援の利用状況等であった。法務省で把握している少年院入院時又は保護観察開始時の年齢、性別、保護処分歴等の情報と併せて分析を行った。分析の対象は、少年、保護者共に回答が得られ、少年及び保護者双方を対応させることが可能であった少年院在院者335人、保護観察処分少年244人の合計579人とした。

分析においては、家庭環境として、ACEの状況に関し、身分（少年院在院者・保護観察処分少年）別に分析し、養育の状況及び保護者の状況に関し、身分別かつACE累積度別に分析したほか、経済状況に関し、身分別に分析した。その上で、家庭環境から見た少年の状況として、日常の生活状況、就学及び就労の状況、心理的状況、周囲との関わり・社会とのつながりに関し、身分別、ACE累積度別、経済状況別に分析した。なお、質問項目によっては、調査対象者の年齢が必ずしも一致しないほか、質問の内容も一部異なるところがあるなど正確な比較はできないことが前提ではあるものの、内閣府や地方公共団体等が過去に行った調査（以下、要旨紹介において「一般調査」という。）の結果との比較を行った。

（１）家庭環境

ア ACEの経験の有無

本調査の対象者について、ACEの経験の有無を見るとともに、ACE該当数によってACE累積度を評定することとし、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしに分類した。少年院在院者、保護観察処分少年でACEを有する者（ACE該当数が１項目以上の者）は、それぞれ86.3%、56.5%であり、非行少年は、背景にACEを有することが多く、非行性が進むほどACEを有する傾向も高くなることがうかがえた。

イ 養育の状況

保護者に対する調査において、子供が中学２年生の頃における進学の見通しでは、保護観察処分少年は、ACEなしが大学又はそれ以上の構成比が高い一方、ACE重篤はその構成比が低く、進学期待が低い傾向が見られた。少年に対する調査において、家族としたことがある経験（小さいころに本や絵本を読んでもらう、泊まりで家族旅行に行く等）では、少年院在院者につき、多くの項目でACE重篤は該当率が低い傾向が見られた。

ウ 保護者の状況

保護者に対する調査において、保護者自身が成人するまでの経験（両親の離婚、親からの暴力、育児放棄（ネグレクト）等）について、少年院在院者の保護者は、ACE重篤が「いずれも経験したことがない」で該当率が低く、保護観察処分少年の保護者は、ACE重篤が「親から暴力を振るわれた」、「育児放棄（ネグレクト）された」で該当率が高かった。保護者自身の精神的な不調による受診歴は、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者共に、ACE重篤は受診歴がある者の構成比が高かった。保護者が子供を持ってからしたことのある経験の中では、「自殺念慮」及び「配偶者からの暴力」が、ACEの各項目と有意な正の相関が見られたものが多く、保護者が家庭に問題・悩みを抱えている場合、少年がACEを有する可能性が高いこと等が示唆された。

エ 経済状況

経済状況を分析するため、所得、家計のひっ迫及び子供の体験の欠如の有無に基づき、生活困窮層、周辺層及び非生活困難層に分類したところ、少年院在院者の世帯、保護観察処分少年の世帯のそれぞれ約28%、21%が生活困窮層であり、周辺層を合わせると、それぞれ4割を超えており、少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえた。

ACEの全項目を経済状況別に見ると、8項目で有意な差が見られた。「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」、「親が亡くなったり離婚したりした」、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の周りの世話をしてもらえなかった」、「家族から、十分に気を掛けてもらえなかった」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」等の項目について、生活困窮層は「該当あり」の構成比が高い傾向が見られ、ACEと経済状況には関連があることがうかがえた。

（2）家庭環境から見た少年の状況

ア 日常の生活状況

一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、食生活が不規則又は不十分であり、家族との夕食の頻度が低い一方、ゲーム、テレビ、インターネット等に親和しており、家事や家族の世話・介護については、関与の度合いが高い傾向がうかがえた。学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動への参加状況は、低調であり、その理由については勉学以外の理由が多い傾向がうかがえた。

食生活について、少年院在院者及びACE重篤は、不規則又は不十分な食生活となり、夕食を家族と一緒に食べる頻度が少ない者が多い傾向がうかがえた。

日常の過ごし方について、少年院在院者は、スマートフォンやインターネットを介してのゲーム、動画、SNS等に親和している一方、家事を「全然しない」と回答した者も多い傾向がうかがえた。ACE重篤は、動画やSNS等に親和している傾向がうかがえた。

学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動等に参加していない理由について、ACE重篤は、自らの意思とは別に、金銭面のほか、家族の事情や人間関係を選択する者が多い傾向がうかがえた。

イ 就学・就労の状況

一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、学校の授業以外の学習機会や一定程度の学習時間が確保されておらず、学校の授業にもついて行くことが困難であるほか、学校を辞めたいくなるほど悩んだ経験のある者の該当率が高いなどの傾向がうかがえた。加えて、正規雇用の構成比が高く、非正規雇用（アルバイト・パート）の構成比が低いほか、転職歴ありの構成比が高い傾向が見られた。

就学の状況について、保護観察処分少年、ACEなし及び非生活困難層は、学校の授業以外の学習機会が確保されている傾向がある一方、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、学校の授業以外の一定程度の学習時間が確保されておらず、学校を辞めたいくなるほど悩んだ経験がある者の該当率も高くなる傾向が見られた。本人の学歴について、少年院在院者及びACE重篤は、高校卒業以上の構成比が低く、高校中退の構成比が高くなる傾向があった。

就労の状況について、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、転職歴ありの構成比が高くなる傾向にあり、さらに、少年院在院者及びACE重篤は、人間関係を理由に転職する者が多く、不安定な就労状況に陥りやすいことがうかがえた。一方、非生活困難層は、もっとよい条件の職場が見つかったことを理由に転職する者が多い傾向があり、職種や条件を選びやすい環境にあることがうかがえた。

ウ 心理的状況

Locus of Control尺度への回答結果により、ACE累積度が重篤な者ほど、自分が置かれた状況について外的な要因によるものと捉えやすい傾向がうかがえた。

精神的回復力尺度への回答結果により、少年院在院者は、新たな出来事に興味や関心を持ち、

挑戦しようとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された一方、保護観察処分少年は、自分の感情を制御できるとする傾向が示された。加えて、ACE累積度が重篤でない者ほど、自分の感情を制御できるとする傾向が示されたほか、非生活困難層は、自分の感情を制御できるとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された。

時間的連続性尺度への回答結果により、少年院在院者、ACEなし及び非生活困難層は、現在と未来のつながりを実感していることが示された。

エ 周囲との関わり・社会とのつながり

生活困窮層の保護者は、相談相手等が少なく、いざというときに頼れる人が少ない状況にあることがうかがえた。少年院在院者の保護者及び保護観察処分少年の保護者共に、各種の相談を一つの相談窓口で受け付けてくれるワンストップサービスのような支援へのニーズが高かった。

少年の対人関係面について、ACE重篤は、家族との関係が良好ではない可能性があるばかりか、学校の友人等といった実社会で身近にいる人との関係も良好ではない可能性があり、インターネット上のコミュニティで他者との交流を図っている可能性が示唆され、親とけんかをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所を求めていることが分かった。

3 施策調査（第4章）

矯正・更生保護の各段階における被虐待経験を有する少年の処遇、修学支援の取組及び地域社会による関わりについて、少年院、保護観察所、少年サポートセンター及び子供食堂を対象として、実地調査を行い、その結果を紹介した。

4 まとめ（第5章）

特別調査や施策調査等の結果を踏まえて、逆境体験を有する非行少年への関わり、経済的な困難を抱える非行少年への関わり、少年・保護者への地域における支援という三つの視点で、より効果的な処遇や支援の在り方等について考察を行った。

逆境体験を有する非行少年への関わりについては、トラウマを持った少年院在院者や保護観察対象者に対してはトラウマ・インフォームド・ケアの視点を持った関わりが重要であり、トラウマの影響が重篤である場合には、少年院在院中・保護観察期間中又は保護観察期間終了後

に、医療機関等との連携が必要となってくること、さらに、少年がトラウマを抱えていることの見立てができることは、少年の行動を理解し、トラウマ・インフォームド・ケアの視点を持った関わりをする上で重要であることなどを指摘した。

経済的な困難を抱える非行少年への関わりについては、就学や就労を継続できにくいことの背景に経済的な困難も関係していると考えられることから、少年院在院中や保護観察期間中に、保護者や少年への助言、支援機関との調整を通じて、各種制度を活用できるよう支援することや、経済的に困難な状況にある非行少年が個々に抱える背景や状況を理解した上で、本人たちが支援を受けたいと思ったときに支援を提供し、寄り添いながら継続的に関わっていけるような態勢の整備が重要であることなどを指摘した。

少年・保護者への地域における支援については、厳しい生育環境により複合的な課題を抱えることが非行の背景にあることを踏まえ、非行少年の再非行防止には地域の機関・団体による支援が必要となるとともに、非行のリスクを抱えている子供が非行に至ることを未然に防ぐという観点からも、地域の子供や保護者の課題に地域社会・コミュニティが気づき、連携して支援していくことが重要であることなどを指摘した。

研究部長 熊 澤 貴 士

非行少年と生育環境に関する研究

総括研究官	伊瀬知陽平
総括研究官	平原政直
総括研究官	門脇甲太郎
研究官	村橋摩世
研究官	青木朝子
研究官	松本誠司
研究官	石原淳一
研究官	藤井景子
研究官	中沢綾子
研究官	椎原啓介
研究官補	鈴木愛弓
研究官補	金綱祐香
研究官補	藤林慧
研究官補	黒川友里加
研究官補	森本朝香
(前総括研究官)	鉄島清毅
(前総括研究官)	渡邊一仁
(前総括研究官)	田村太郎
(前総括研究官)	吉村幸司
(前研究官)	端山耕司
(前研究官)	大伴真理恵
(前研究官補)	老田彩央里

目 次

要 旨 紹 介	i
第1章 はじめに	1
1 本調査研究の意義	1
2 本報告書の構成	2
第2章 統計調査	4
第1節 少年院在院者	4
1 家庭環境	4
2 家庭環境から見た少年の状況	9
3 考察	28
第2節 保護観察処分少年	29
1 家庭環境	29
2 家庭環境から見た少年の状況	31
3 考察	54
第3章 特別調査	56
第1節 特別調査の目的	56
第2節 調査の概要	58
1 調査対象者	58
2 調査方法	58
3 調査内容	59
4 分析方法	62
第3節 調査の結果	63
1 少年の属性等	63
(1) 少年の性別、年齢、保護処分歴及び非行名	63
(2) 少年との関係	65
(3) 同居家族	66
(4) 保護者の婚姻状況	68
(5) 家庭で使用している言語	69
(6) 住居の種類	70

2 家庭環境	70
(1) 小児期逆境体験の経験の有無	71
(2) 養育の状況	75
(3) 保護者の状況	97
(4) 経済状況	117
(5) ACEと経済状況の関連	140
(6) 小括	142
3 家庭環境から見た少年の状況	144
(1) 日常の生活状況	144
(2) 就学、就労の状況	161
(3) 心理的状況	187
(4) 周囲との関わり、社会とのつながり	198
(5) 考察	221
第4節 特別調査に関する総合考察	224
1 非行少年が抱える厳しい生育環境について	224
2 生育環境による非行少年の抱える課題	225
第4章 施策調査	227
第1節 被虐待経験を有する少年の処遇	227
1 少年院	227
2 保護観察所	232
第2節 修学支援	239
1 少年院	239
2 保護観察所	242
第3節 地域社会による関わり	246
1 地方公共団体等による支援	246
2 地域における支援	248
第5章 まとめ	252
1 逆境体験を有する非行少年への関わり	252
2 経済的な困難を抱える非行少年への関わり	255
3 少年・保護者に対する地域における支援	257

引用・参考文献.....	260
寄稿.....	263

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

令和4年版犯罪白書によると、少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続け、少年人口比で見ても、最も高かった昭和56年と比較すると、令和3年では約8分の1となっており、少年非行の情勢は改善傾向が続いている。一方、少年院出院者の5年以内再入院・刑事施設入所率は、近年20%台前半で推移しており、再非行防止施策の更なる充実が求められている。

非行少年の生育環境に目を向けると、少年院在院者のうち保護者が一人親世帯である比率は、全国の一人親世帯の比率と比べて顕著に高く、少年院在院者のうち高校中退者が占める割合も、上昇傾向にある。加えて、令和3年における少年院入院者について、男子の約4割、女子の約6割が保護者等からの被虐待経験を有しているなど、非行の背景には厳しい生育環境があることがうかがえる。平成29年12月に閣議決定された第一次再犯防止推進計画においても、犯罪をした者等は厳しい生育環境などの生きづらさを抱えており、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等の取組の必要性が指摘され、これまで国、地方公共団体、民間団体等が連携して各種施策を講じてきた。非行の要因については、リスクファクター論（犯罪・非行について、様々なリスクファクターが累積し複雑に絡み合って作用した結果、ある確率で発生すると考え、犯罪・非行のリスクファクターを特定し、犯罪・非行の予防・低減のための具体的な手段を取ろうとする考え方）に依拠した先行研究により、親による虐待、不適切な親子関係、家庭の社会経済的地位の低さ等といった家庭の環境が主要なリスクファクターに含まれることが言われている（岡邊、2013）。再非行防止の効果を高めるためにも、非行少年の生育環境に焦点を当てる意義は大きいと考えられる。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）では、「再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進する」ことが定められている（同法20条）ところ、法務総合研究所は、これまでも、研究部報告11「児童虐待に関する研究（第1報告）」（法務総合研究所、2001）において、少年院在院者に被虐待経験を有する者の割合が顕著に高いことの背景として、親自身が家庭の経済状況や配偶者等との関係、あるいは子供との関係等について何らかの不安や悩みを抱えている可能性があることなどを指摘しているほか、研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」（法務総合研究所、

2022)において、非行少年の家庭生活に対する不満の理由に関し、「少年鑑別所入所者」、「保護観察対象者(少年)」共に、該当率の上位2項目が「親が自分を理解してくれない」及び「家庭内に争いごとがある」で共通していること、「少年鑑別所入所者」に関して、令和3年に実施した調査結果を過去4回(平成2年、10年、17年、23年に実施)の調査結果と比較し、「家庭に収入が少ない」の該当率が大きく低下した一方で、「親が自分を理解してくれない」及び「家庭内に争いごとがある」の該当率が、最も高くなったことを示すなどしてきたが、生育環境の実態は、非行の背景として指摘されながらも、十分に明らかになっているとはいえない。

そこで、昨今の少年非行の動向や再非行防止施策の状況等も踏まえ、非行少年の生育環境の実態を明らかにし、処遇や支援の在り方を検討することを目的として、本研究を行うこととしたものである。

非行少年の生育環境をどのように捉えるかは様々な視点が考えられるところであるが、多くの少年院在院者が被虐待経験を有すると見られることや、昨今、子供の貧困が社会問題として指摘され、様々な対策が推進されているところ、非行少年についても、経済状況が教育等の機会を始め少年の現在・将来の生活に影響を与えている可能性があることを踏まえ、少年院在院者及び保護観察処分少年とそれぞれの保護者を対象とした質問紙調査を実施し、小児期における逆境体験を含めた養育の状況や家庭の経済状況を主要な視点として捉え、非行少年の生育環境が、その心理的特徴や就学等の社会生活にどのような影響を及ぼしているかなどについての分析を試みた。さらに、非行少年への処遇や支援等に関する施策の調査を通じて、その社会復帰に向けてどのような関わりが求められるのかについても検討を行った。

本研究は、各種調査の結果を分析し、非行少年の生育環境の実態に関する分析結果をとりまとめ、生育環境に困難を抱える非行少年への効果的な処遇・支援の方策の検討に資する基礎資料として提供するものである。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、少年院在院者及び保護観察処分少年に関する統計データ(少年院及び保護観察所職員が、各種資料や本人・保護者から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの)に基づき、少年院在院者及び保護観察処分少年の養育の状況及び経済状況を分析したほか、それらの状況の違いの観点から、非行歴、保護処分歴、教育程度等の基礎的なデータを分析した統計調査の結果を示す。なお、養育の状況については、少年院在院者は保

護者状況及び被虐待経験に関する統計によって分析したものの、保護観察処分少年はこれらの統計が存在しないため、少年院在院者における保護者状況に類似する居住状況のみで分析している。

第3章では、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者に実施した質問紙調査の結果を示す。

第4章では、第2章及び第3章の分析を踏まえ、生育環境に起因する生きづらさを抱える非行少年への処遇や支援の施策を実施する機関等から、聴き取り調査（施策調査）を行った結果を示す。

第5章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を踏まえ、より効果的な処遇や支援の検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等についても取り上げる。

本報告中の「少年」及び「保護者」は、いずれも少年法第2条の規定により、「少年」が20歳に満たない者、「保護者」が少年に対して法律上監護教育の義務がある者及び少年を現に監護する者を指している。また、一般的に「こども」又は「子ども」と表記されることがあるものの、本報告においては、法律名に含まれるなど特別に規定されている場合を除き、公用文表記に従い「子供」と表記することとした。

第2章 統計調査

この章では、統計データ（少年院及び保護観察所職員が、各種資料や本人・保護者から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの）に基づき、第1節1項及び第2節1項において、少年院在院者及び保護観察処分少年の養育の状況及び経済状況の動向について概観する。また、第1節2項及び第2節2項において、令和3年における少年の状況について、養育の状況及び経済状況の違いという視点から分析するとともに、平成14年及び24年における状況との比較も行う。なお、少年院在院者と保護観察処分少年が、異なる統計データに基づいているため、養育の状況については、少年院在院者は「保護者状況」及び「被虐待経験」（ただし、統計が存在する平成27年以降に限る。）、保護観察処分少年は「居住状況」により分析を行った。

少年院在院者について、保護者状況は「実父母」、「実父」、「実母」、「義父実母・実父義母」及び「その他」、被虐待経験は「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」及び「虐待なし」、経済状況は「貧困」、「普通」及び「富裕」により、保護観察処分少年について、居住状況は「両親と同居」、「母と同居」、「父と同居」、「その他の親族と同居」及び「その他」、経済状況は「貧困等」（平成28年以降は生活保護受給者を含む。以下同じ。）、「普通」及び「富裕」により、区分した。

第1節 少年院在院者

1 家庭環境

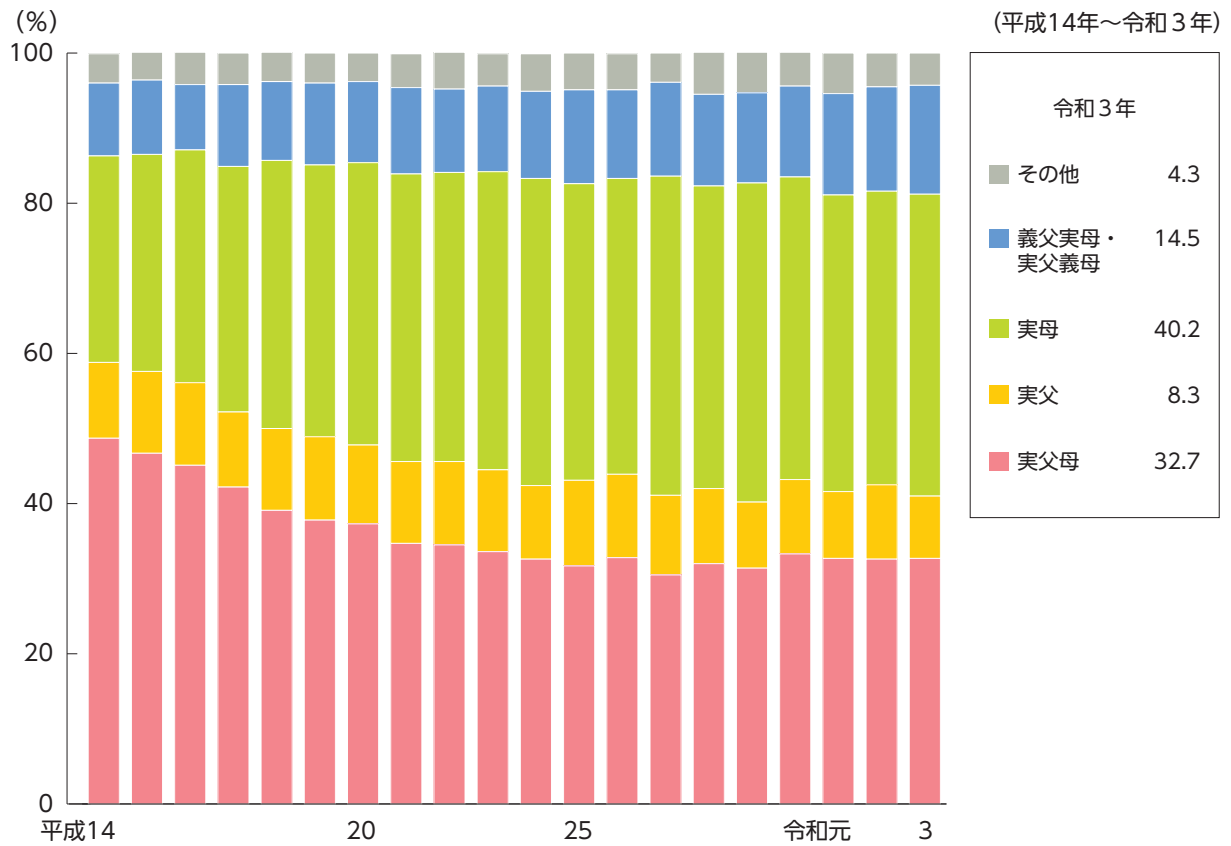
本項では、少年院在院者について、保護者状況、被虐待経験、経済状況、保護者状況と経済状況の関連及び被虐待経験と経済状況の関連を見ていくこととする。

（1）保護者状況

2-1-1-1図は、保護者状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「実父母」の構成比が低下傾向にある一方、「実母」の構成比は上昇傾向にある。

2-1-1-1図

少年院在院者 保護者状況別構成比の推移



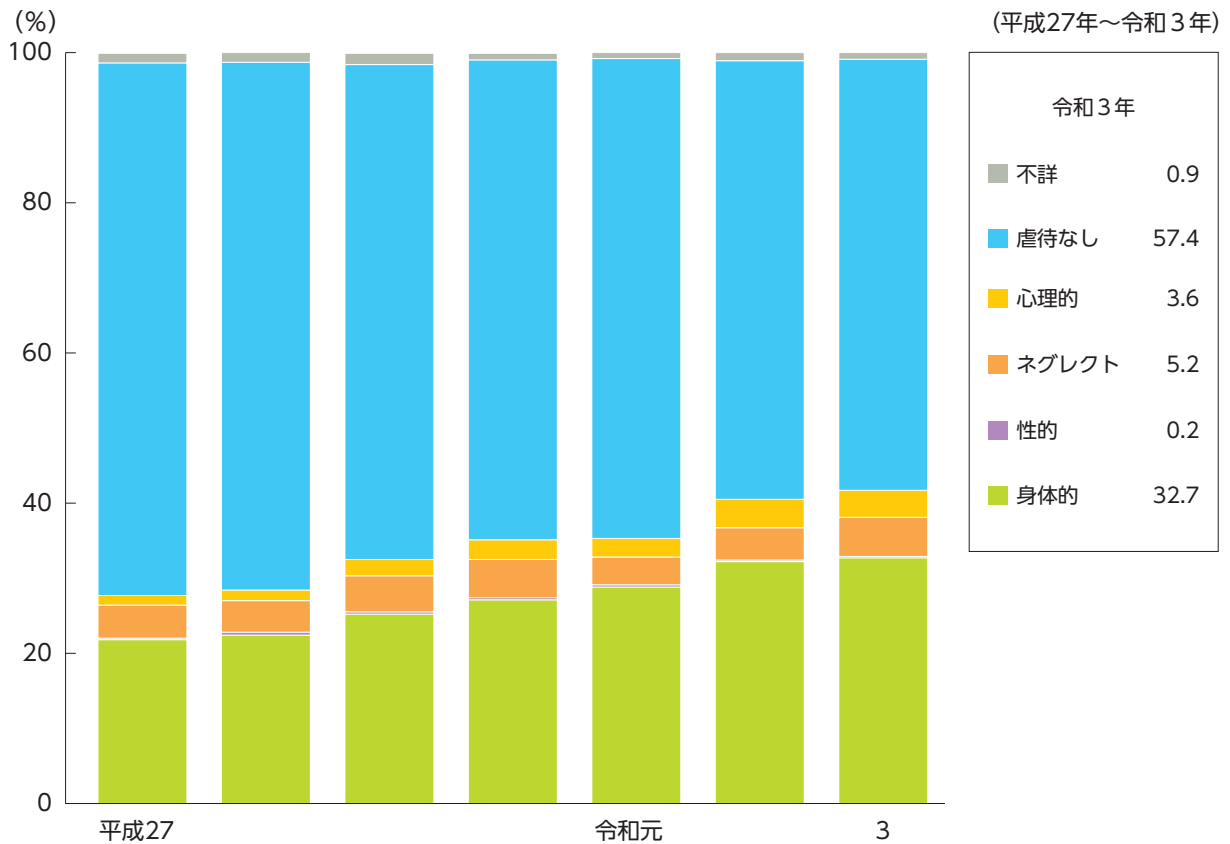
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護者状況は非行時により、不詳の者を除く。
 3 「その他」は、養父（母）等であり、保護者がいない者を含む。

(2) 被虐待経験

2-1-1-2図は、被虐待経験別構成比の推移（統計が存在する平成27年から最近7年間）を見たものである。被虐待経験がある者の構成比は、上昇し続けており、複数の種類の被虐待経験がある場合は主要なもの一つを計上していることに留意する必要があるが、「身体的虐待」の構成比が一貫して高く、上昇し続けている。

2-1-1-2図

少年院在院者 被虐待経験別構成比の推移



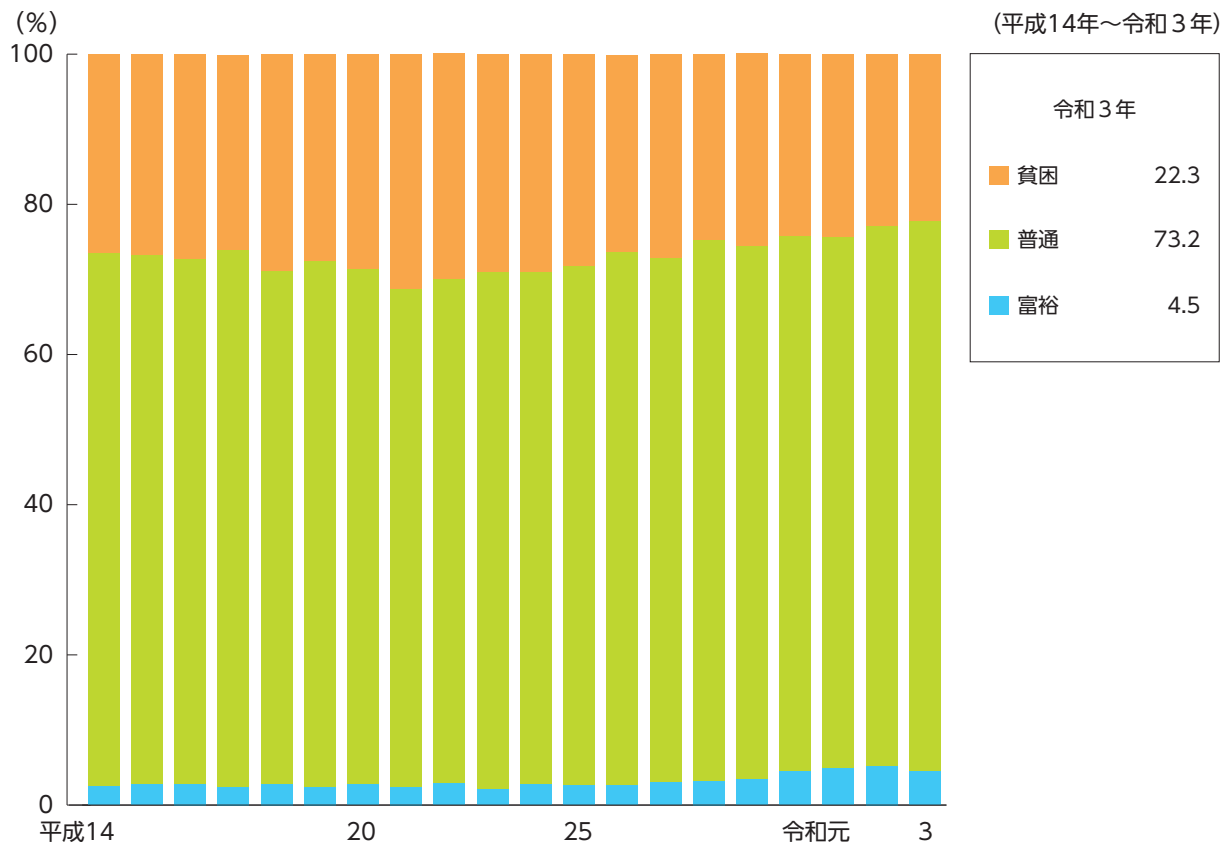
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
- 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
- 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

(3) 経済状況

2-1-1-3図は、経済状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「普通」が最も構成比が高く、次いで、「貧困」、「富裕」の順となっており、この順位に変動はない。「貧困」の構成比は、平成21年をピークとして低下傾向にある。

2-1-1-3図

少年院在院者 経済状況別構成比の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 経済状況は非行時により、不詳の者を除く。

（４）保護者状況と経済状況の関連

2-1-1-4表は、令和３年の保護者状況別構成比を経済状況別に見たものである。「富裕」の保護者の構成比は、「実父母」（63.9％）が最も高いのに対し、「貧困」の保護者の構成比は、「実母」（63.3％）が最も高く、次いで「実父母」（16.4％）、「義父実母・実父義母」（8.2％）、「実父」（7.5％）の順となっている。

2-1-1-4表

少年院在院者 保護者状況と経済状況の関連

(令和３年)

経済状況	総 数	実父母	実 父	実 母	義父実母・ 実父義母	その他
貧 困	305 (100.0)	50 (16.4)	23 (7.5)	193 (63.3)	25 (8.2)	14 (4.6)
普 通	1,000 (100.0)	360 (36.0)	86 (8.6)	349 (34.9)	179 (17.9)	26 (2.6)
富 裕	61 (100.0)	39 (63.9)	4 (6.6)	9 (14.8)	9 (14.8)	-

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護者状況及び経済状況は非行時による。
 3 保護者状況又は経済状況が不詳の者を除く。
 4 「その他」は、養父（母）等であり、保護者がいない者を含む。
 5 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

（５）被虐待経験と経済状況の関連

2-1-1-5表は、令和３年の被虐待経験別構成比を経済状況別に見たものである。「貧困」、「普通」及び「富裕」のいずれも、被虐待経験がある者の中では、「身体的虐待」の構成比が最も高く、その中でも「貧困」における構成比（37.9％）が最も高い。

2-1-1-5表

少年院在院者 被虐待経験と経済状況の関連

(令和３年)

経済状況	総 数	身体的	性 的	ネグレクト	心理的	虐待なし
貧 困	301 (100.0)	114 (37.9)	1 (0.3)	31 (10.3)	10 (3.3)	145 (48.2)
普 通	991 (100.0)	317 (32.0)	2 (0.2)	36 (3.6)	35 (3.5)	601 (60.6)
富 裕	61 (100.0)	14 (23.0)	-	2 (3.3)	4 (6.6)	41 (67.2)

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 経済状況は非行時による。
 3 被虐待経験又は経済状況が不詳の者を除く。
 4 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 5 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 6 被虐待経験について、複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 7 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

2 家庭環境から見た少年の状況

本項では、家庭環境から見た少年院在院者の状況として、平成14年、24年及び令和3年に少年院に入院した者について、以下の各項目を、保護者状況別、被虐待経験別及び経済状況別に見ていくこととし、主として、同年に特徴的と見られる傾向について取り上げる。被虐待経験別については、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待に該当した者を「虐待あり」とし、統計の存在する令和3年に入院した者のみを分析対象とした。

(1) 非行名

2-1-2-1図は、少年院在院者の非行名別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、「その他」を除く非行名について、令和3年は、「実父母」及び「実母」では、「傷害・暴行」の構成比が最も高く、「実父」、「義父実母・実父義母」及び「その他」（養父（母）等であり、保護者がいない者を含む。以下この項において同じ。）では、「窃盗」の構成比が最も高かった。特徴的な点として、「強姦性交等・強制わいせつ」については、「実父母」では8.4%であったのに対し、「その他」では1.7%であった一方、「ぐ犯」については、「実父母」では2.2%であったのに対し、「その他」では15.3%であった。なお、平成14年及び24年は、いずれの保護者状況においても「窃盗」が最も高く、次いで高いのは、14年の保護者状況の「その他」を除き、「傷害・暴行」であった。

被虐待経験別に見ると、「窃盗」、「傷害・暴行」及び「ぐ犯」の構成比は、「虐待あり」（それぞれ26.0%、21.4%、5.9%）が「虐待なし」（それぞれ18.7%、18.4%、1.8%）と比べて、いずれも3ポイント以上高かった一方、「道路交通法違反」の構成比は、「虐待なし」（7.5%）が「虐待あり」（4.0%）に比べて高かった。

経済状況別に見ると、「その他」を除く非行名について、令和3年は、「貧困」及び「普通」で最も構成比が高かったのは、「窃盗」（それぞれ25.9%、19.9%）であったが、「富裕」では「傷害・暴行」（36.1%）であった。また、経済状況が厳しくなるほど、「詐欺」及び「ぐ犯」については構成比が高くなっている一方、「強盗」、「覚醒剤取締法違反」及び「強姦性交等・強制わいせつ」については低くなっていた。なお、平成14年は、いずれも「窃盗」が最も高く、次いで高いのは、「貧困」及び「普通」では「傷害・暴行」、「富裕」では「道路交通法違反」となっている一方、24年は、令和3年と同様、「貧困」及び「普通」では「窃盗」の構成比が、「富裕」では「傷害・暴行」の構成比が、それぞれ最も高かった。

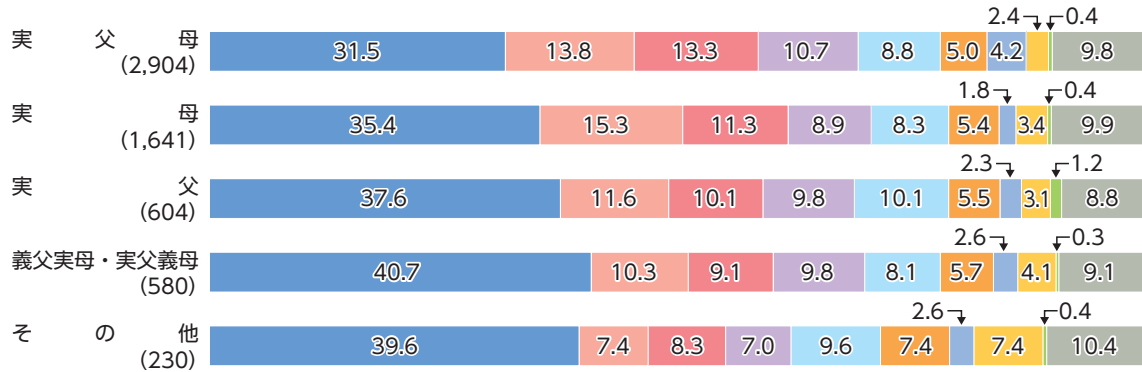
2-1-2-1図

少年院在院者 非行名別構成比

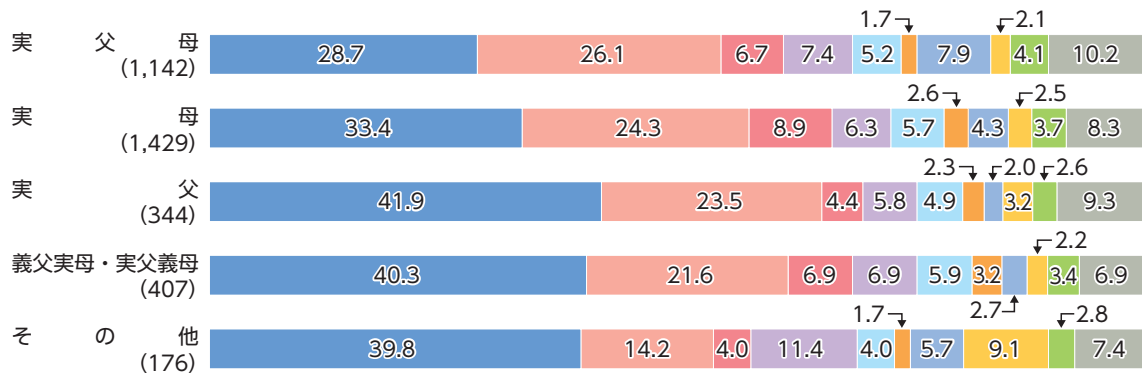
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)

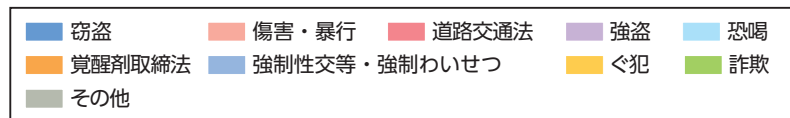
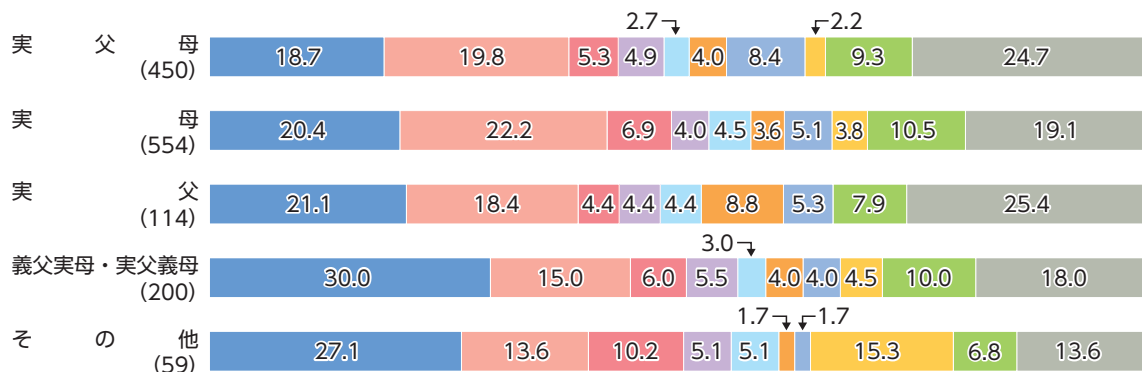
ア 平成14年



イ 平成24年

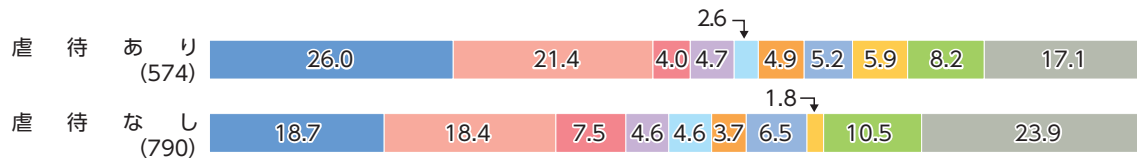


ウ 令和3年



② 被虐待経験別

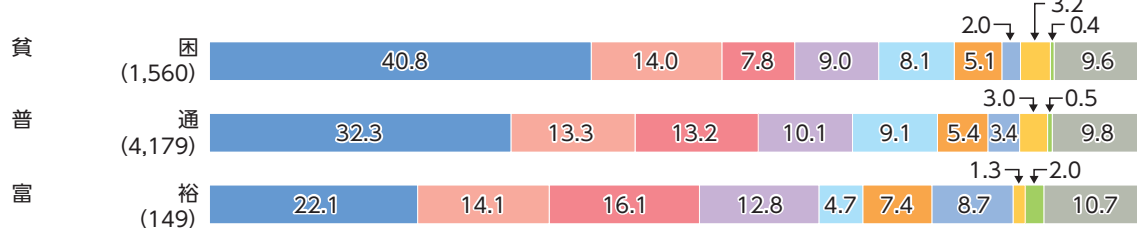
(令和3年)



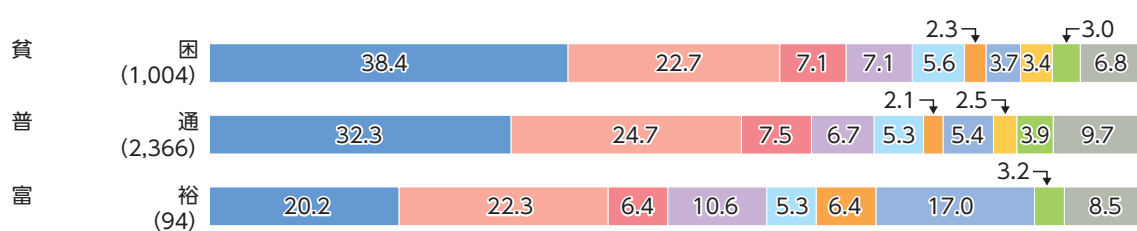
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

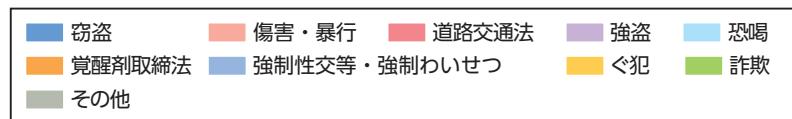
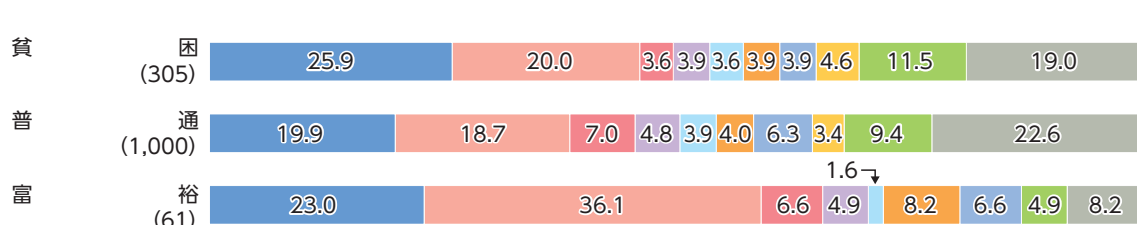
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 3 複数の非行名を有する場合には、法定刑の最も重いもの（ぐ犯については、法定刑の最も軽いものとして扱う。）に計上している。
 4 ①において、保護者状況は非行時により、不詳の者を除く。
 5 ①において、保護者状況の「その他」は、養父（母）等であり、保護者がいない者を含む。
 6 ②において、虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 7 ③において、経済状況は非行時により、不詳の者を除く。
 8 （ ）内は、実人員である。

(2) 保護処分歴

2-1-2-2図は、少年院在院者の保護処分歴別構成比を見たものである(総数の推移については、各年の矯正統計年報を参照。)。保護者状況別に見ると、令和3年は、「少年院送致」の構成比については、「その他」(23.7%)が最も高く、「実父母」(14.7%)が最も低かったのに対し、「保護処分歴なし」の構成比については、「実父母」(37.8%)が最も高く、「その他」(33.9%)は「実母」(32.9%)に次いで低かった。なお、平成14年は、令和3年と同様であったが、平成24年は、「少年院送致」については、「実父母」が最も低く、次いで「その他」が低いなど、やや傾向が異なっている。また、平成14年、24年共に、「児童自立支援施設等送致」の構成比は、「その他」が最も高かった。

被虐待経験別に見ると、「少年院送致」の構成比は、「虐待あり」(22.0%)は「虐待なし」(14.3%)と比べ、約8ポイント高かった一方、「保護観察」の構成比は、「虐待あり」(41.6%)は「虐待なし」(48.4%)と比べ、約7ポイント低かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、「少年院送致」の構成比については、「貧困」(20.0%)が最も高く、次いで、「普通」(17.3%)、「富裕」(8.2%)の順であった一方、「保護処分歴なし」の構成比については、「富裕」(44.3%)が最も高く、次いで、「普通」(34.8%)、「貧困」(34.1%)の順であった。平成14年及び24年も、同様であった。

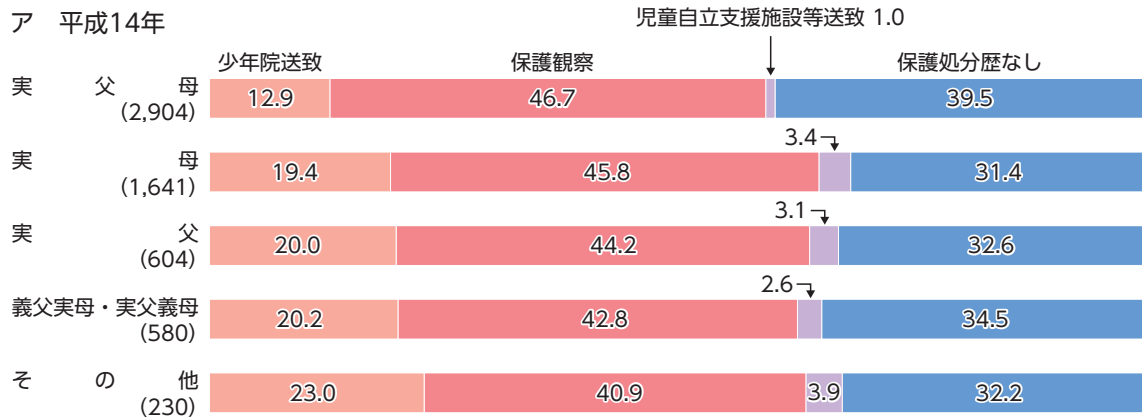
2-1-2-2図

少年院在院者 保護処分歴別構成比

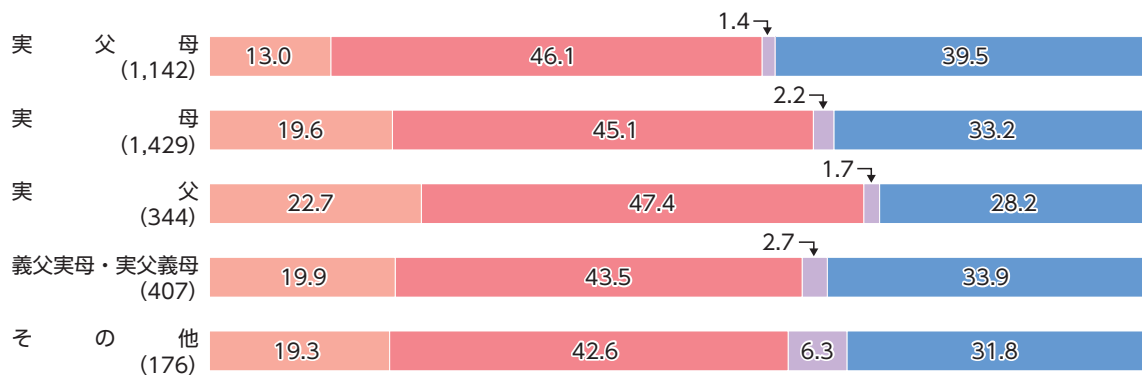
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)

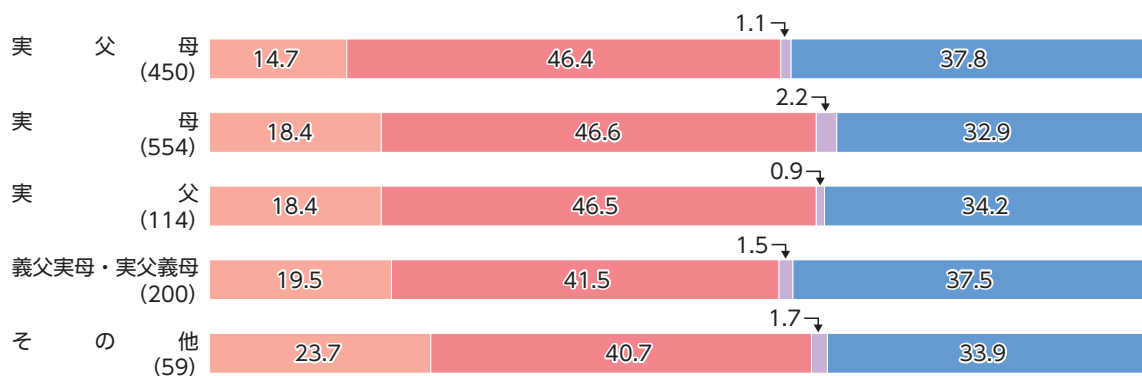
ア 平成14年



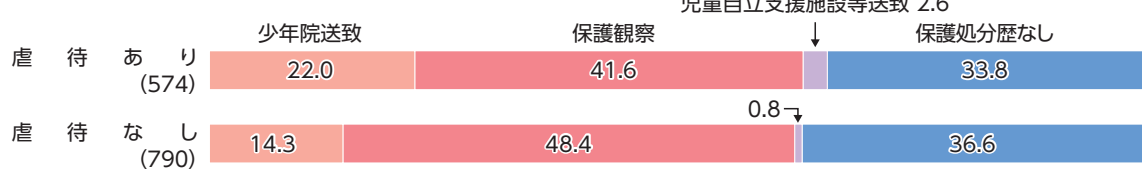
イ 平成24年



ウ 令和3年

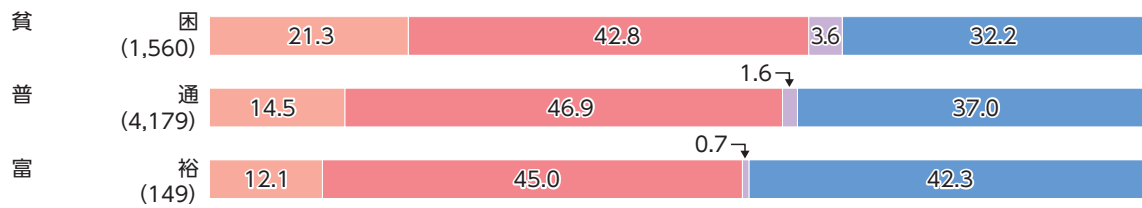


② 被虐待経験別 (令和3年)

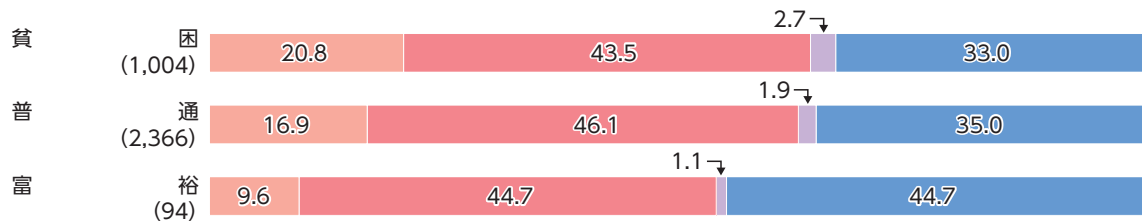


③ 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)

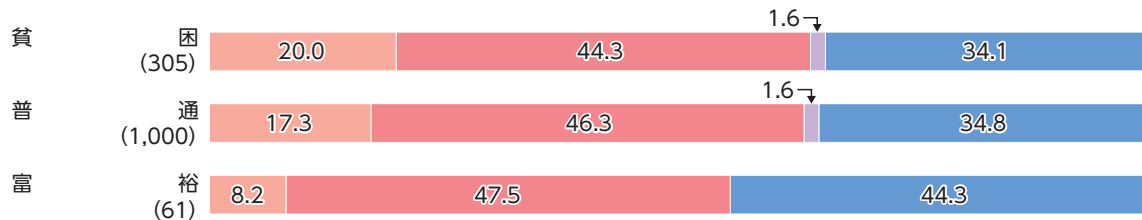
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護処分歴が不詳の者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(3) 就労・就学状況

2-1-2-3図は、少年院在院者の就労・就学状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、令和3年は、いずれも「有職」の構成比が最も高かったほか、「学生・生徒」の構成比は、「実父母」（27.2％）が、「無職」の構成比は「その他」（35.6％）がそれぞれ最も高かった。令和3年は、平成14年及び24年と比べて、全体的に「無職」の構成比が低下し、「有職」の構成比が上昇していた。

被虐待経験別に見ると、「虐待あり」では、「無職」が28.3％、「有職」が46.6％であったのに対し、「虐待なし」では、それぞれ23.4％、51.5％であった。

経済状況別に見ると、令和3年は、「貧困」については、「有職」（51.5％）が最も高く、次いで、「無職」（28.7％）、「学生・生徒」（19.8％）の順であったのに対し、「富裕」については、順序は同じであったが、「無職」及び「学生・生徒」の構成比が「貧困」より高く、「有職」が低かった。なお、平成14年及び24年は、「貧困」については、「無職」が最も高いほか、経済状況が厳しくなるほど、「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。

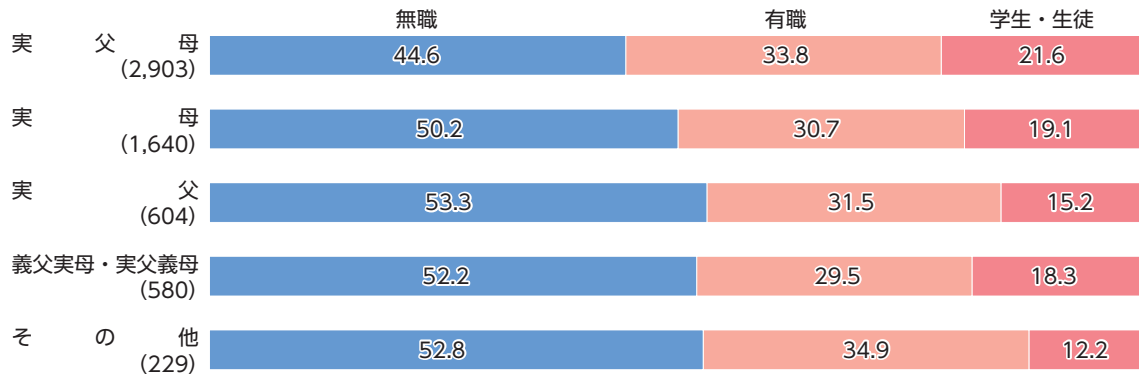
2-1-2-3図

少年院在院者 就労・就学状況別構成比

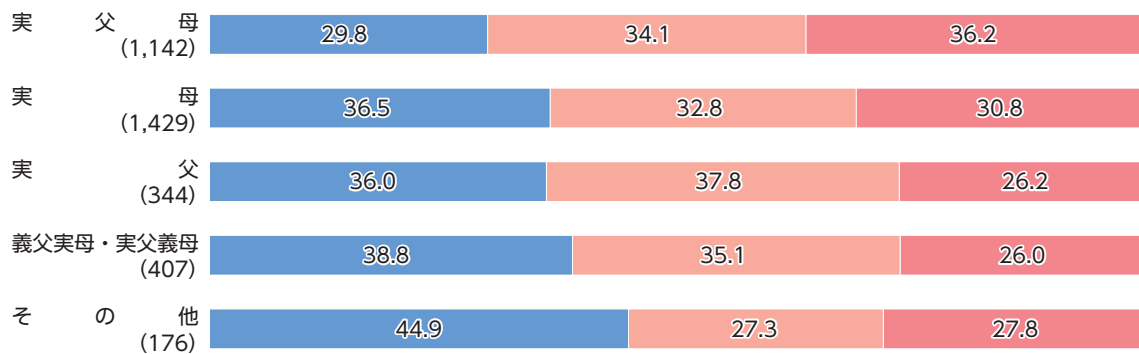
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)

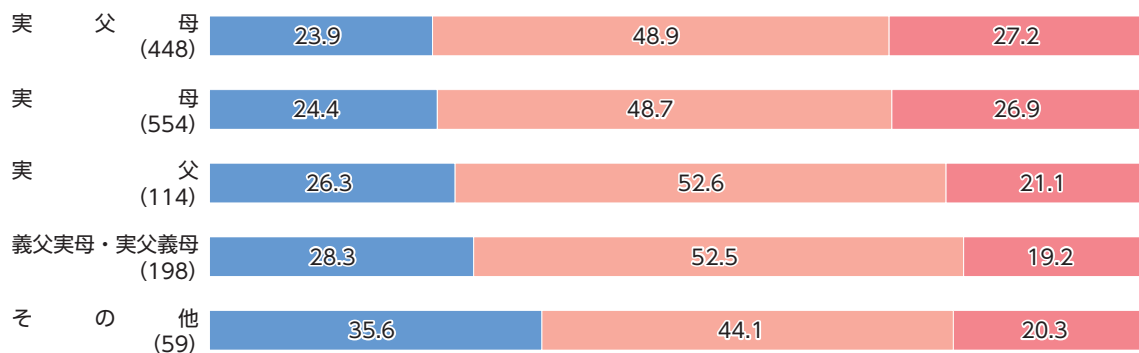
ア 平成14年



イ 平成24年

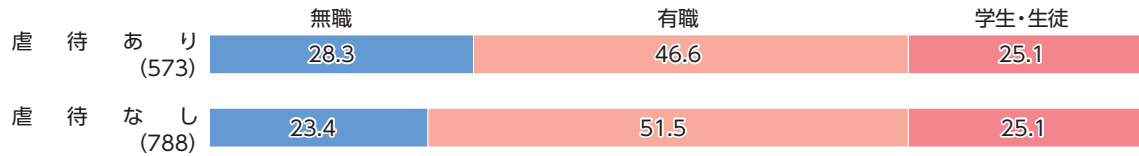


ウ 令和3年



② 被虐待経験別

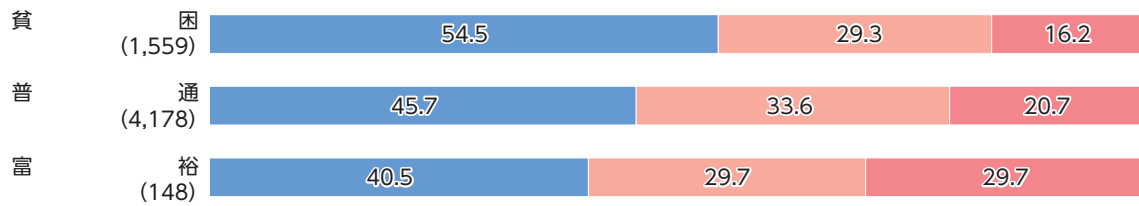
(令和3年)



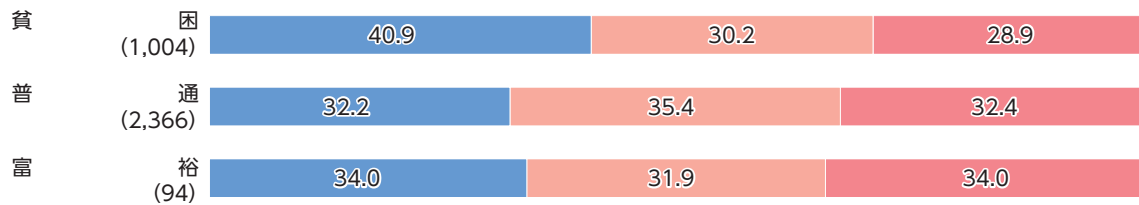
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

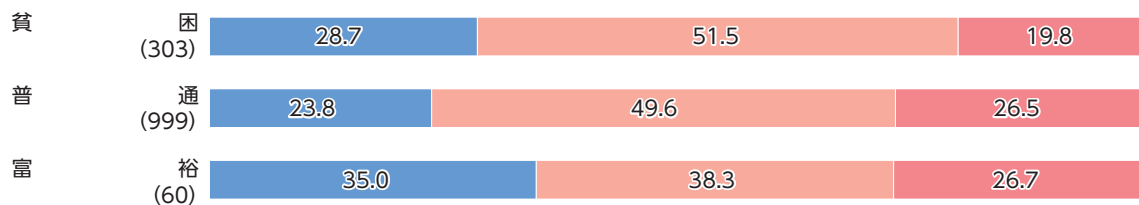
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 就労・就学状況は非行時により、不詳の者を除く。
 3 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(4) 教育程度

2-1-2-4図は、少年院在院者の教育程度別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、令和3年は、全ての保護者状況の中で、「実父母」については、「中学在学」(3.6%)及び「中学卒業」(16.4%)の構成比が最も低く、「高校在学」(23.8%)及び「高校卒業・その他」(高校卒業並びに高等専門学校在学・中退、大学(短期大学を含む。)在学・中退及び専修学校在学・中退・卒業をいう。以下同じ。)(15.3%)の構成比が最も高かった一方、「その他」については、「中学卒業」(28.8%)の構成比が最も高かった。「その他」の「中学在学」(6.8%)は、「実母」(7.6%)に次いで高く、「高校卒業・その他」(6.8%)は「義父実母・実父義母」(5.0%)に次いで低かった。

被虐待経験別に見ると、「高校卒業・その他」の構成比は、「虐待なし」(14.1%)が「虐待あり」(7.3%)より高かった。「虐待あり」では、「中学在学」及び「中学卒業」が、それぞれ6.8%、25.1%であったのに対し、「虐待なし」では、それぞれ4.7%、21.3%であった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況についても、「高校中退」の構成比が最も高かった。経済状況が厳しくなるほど、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、「高校卒業・その他」の構成比が低くなっていた。平成14年及び24年については、「高校卒業・その他」及び「中学卒業」は、令和3年と同様であったが、「高校中退」は、経済状況が厳しくなるにつれて、構成比が低くなっていた。

全体的に、令和3年は、平成14年及び24年と比べて、「中学在学」及び「中学卒業」の構成比がいずれも低下し、「高校在学」及び「高校卒業・その他」の構成比がいずれも上昇していた。

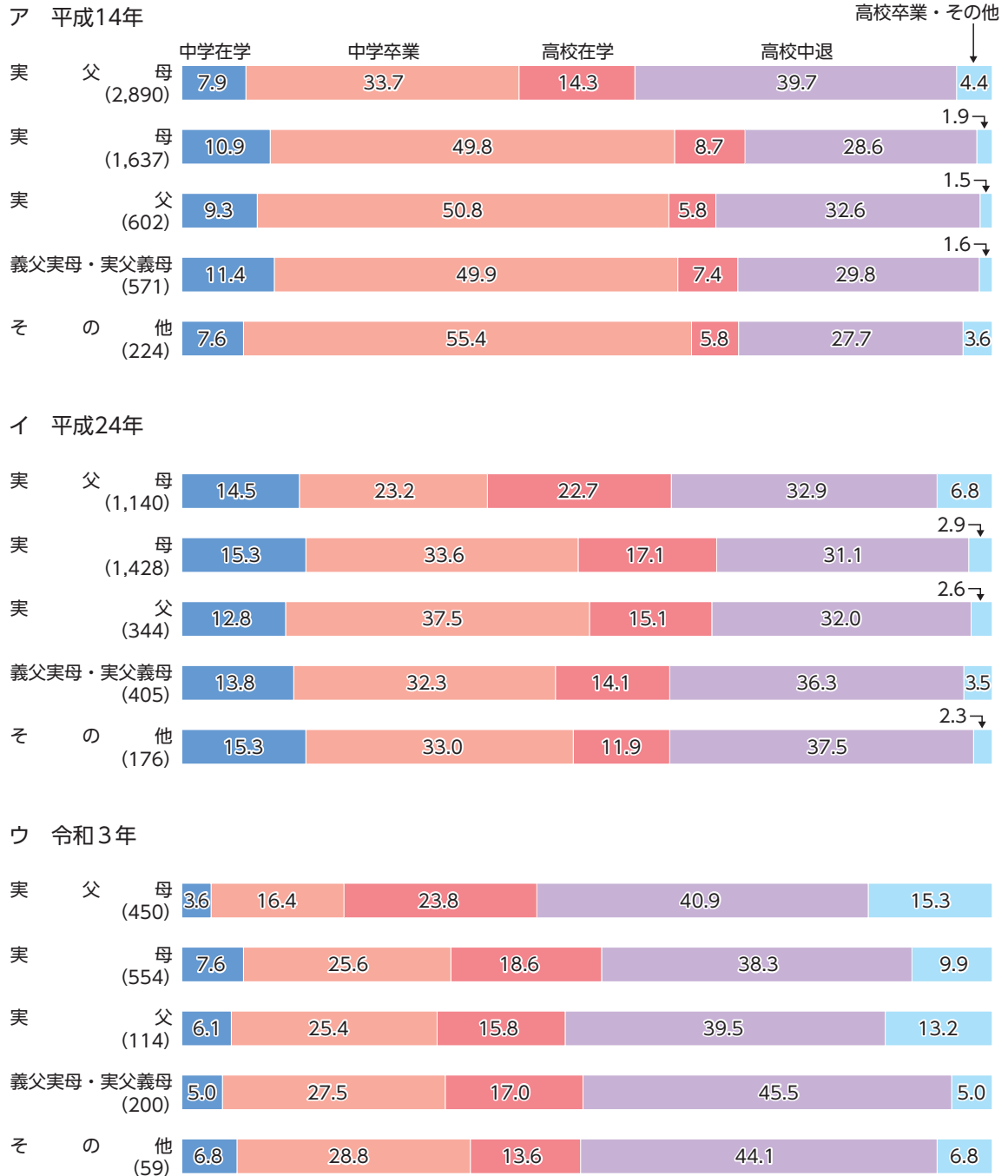
ただし、少年院在院者の教育程度については、あくまでも少年院に入院した時点で確認した非行時の在籍学校又は最終学歴を示しており、少年院送致に付された際の年齢に大きく左右されることや、少年院出院後に、更に上の学校に進学する場合もあり得ることに留意する必要がある。

2-1-2-4図

少年院在院者 教育程度別構成比

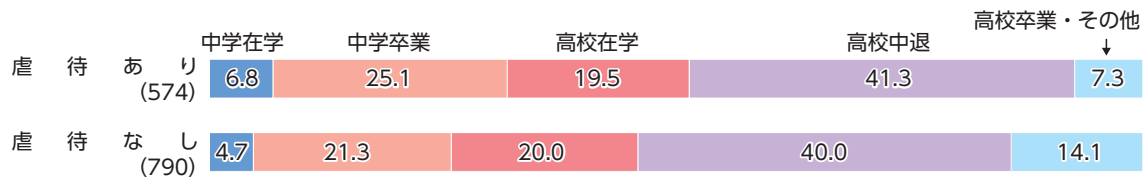
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)



② 被虐待経験別

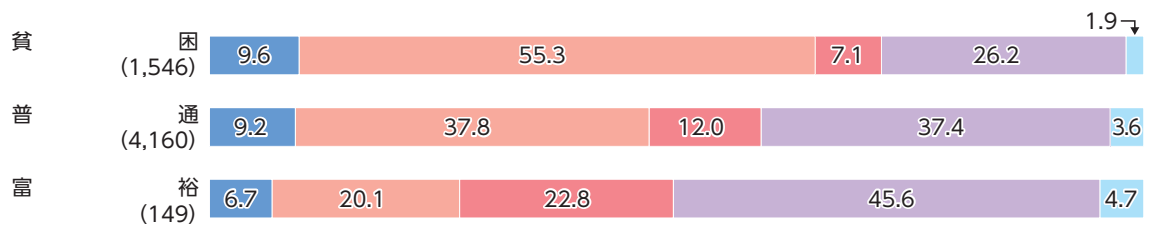
(令和3年)



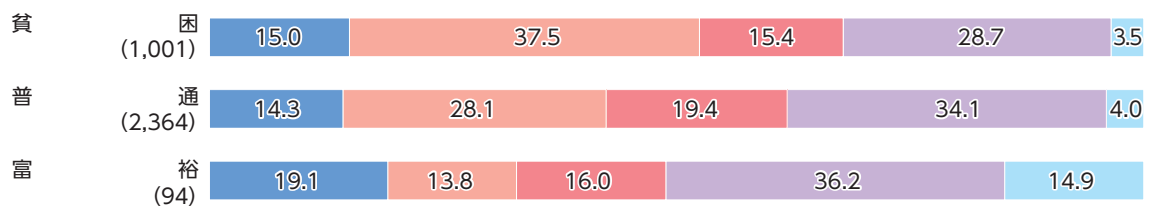
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

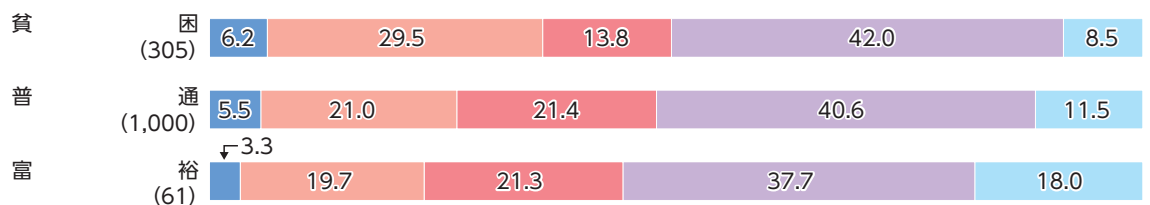
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 最終学歴又は就学状況が不詳の者を除く。
 4 「中学」は、特別支援学校中等部を、「高校」は、特別支援学校高等部を含む。
 5 教育程度の「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業である。
 6 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(5) 不良集団関係

2-1-2-5図は、少年院在院者の不良集団関係別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、令和3年は、全ての保護者状況の中で、「実母」については、「地域不良集団」（40.1％）の構成比が最も高く、「不良集団関係なし」（45.5％）の構成比が最も低かった一方、「実父母」については、「地域不良集団」（31.8％）の構成比が最も低く、「不良集団関係なし」（54.1％）の構成比が最も高かった。「暴力団」は、「その他」（7.0％）の構成比が最も高かった。令和3年は、平成14年及び24年と比べて、全体的に「暴走族」の構成比が低下し、「地域不良集団」の構成比が上昇する傾向が見られた。

被虐待経験別に見ると、顕著な傾向等は見られなかった。

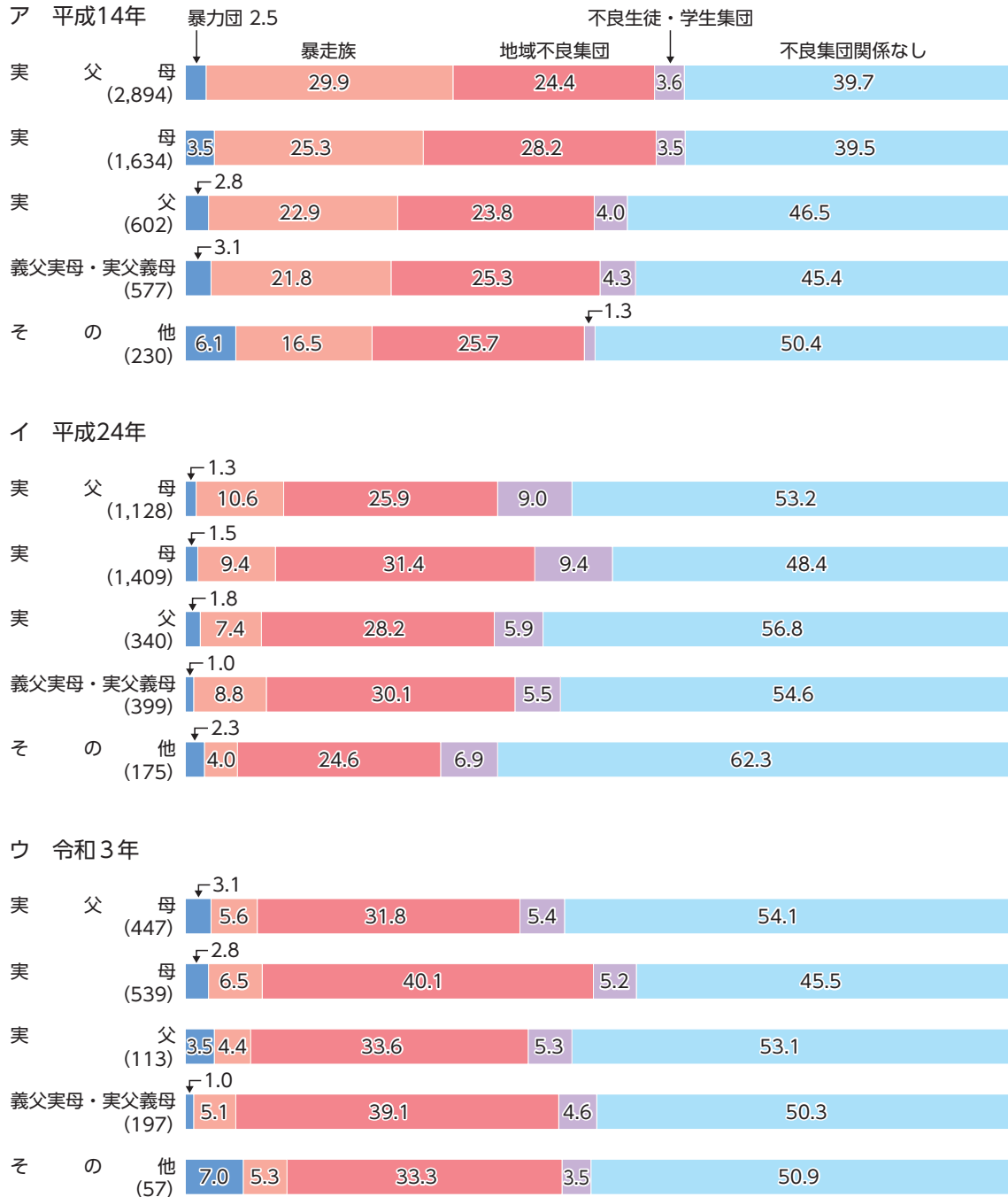
経済状況別に見ると、令和3年は、全ての経済状況の中で、「富裕」については、「暴力団」（8.2％）及び「暴走族」（8.2％）の構成比が最も高く、「地域不良集団」（24.6％）の構成比が最も低かった。平成14年及び24年も、令和3年と同様に、全ての経済状況の中で、「富裕」については、「地域不良集団」の構成比が最も低かった。

2-1-2-5図

少年院在院者 不良集団関係別構成比

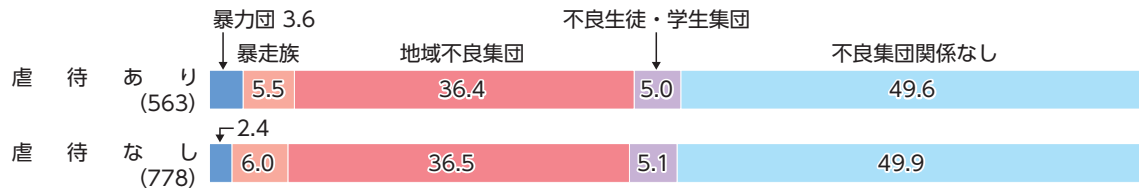
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)



② 被虐待経験別

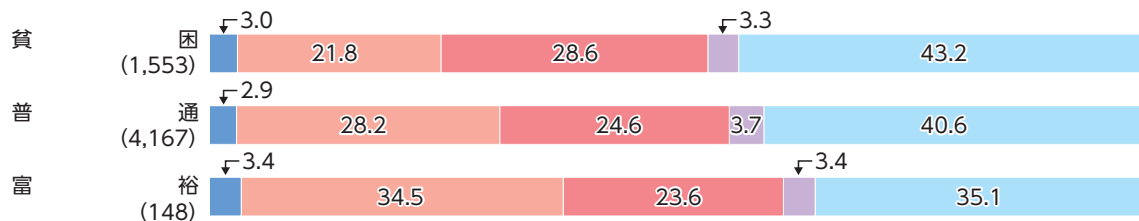
(令和3年)



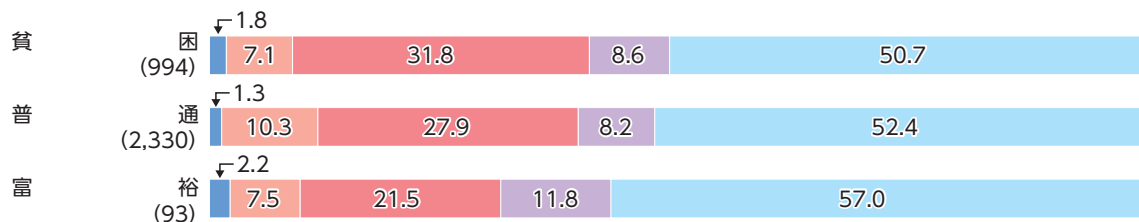
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

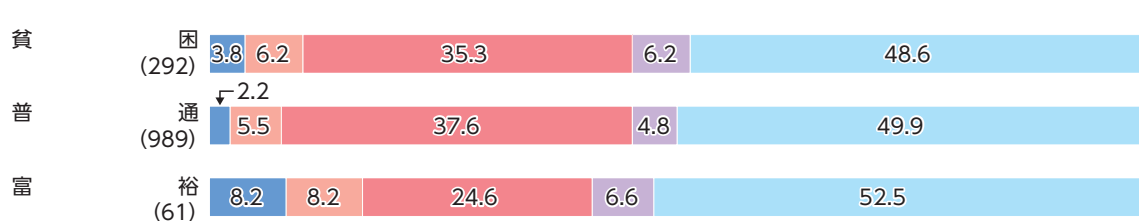
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不良集団関係は非行時により、不詳の者を除く。
 3 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(6) 国籍

2-1-2-6図は、少年院在院者の国籍別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の矯正統計年報を参照。）。保護者状況別及び被虐待経験別では、構成比の差は小さく、顕著な傾向等は見られなかった。

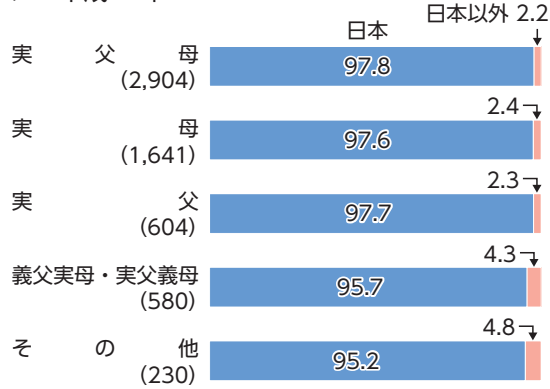
経済状況別に見ると、令和3年は、経済状況が厳しくなるほど、「日本以外」の構成比が高くなっており、平成14年及び24年も、おおむね同様の傾向が見られた。

2-1-2-6図

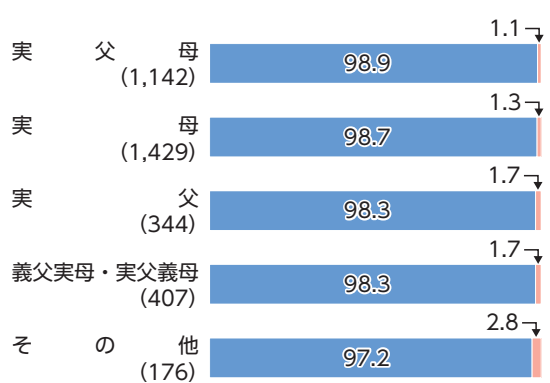
少年院在院者 国籍別構成比

① 保護者状況別 (平成14年・24年・令和3年)

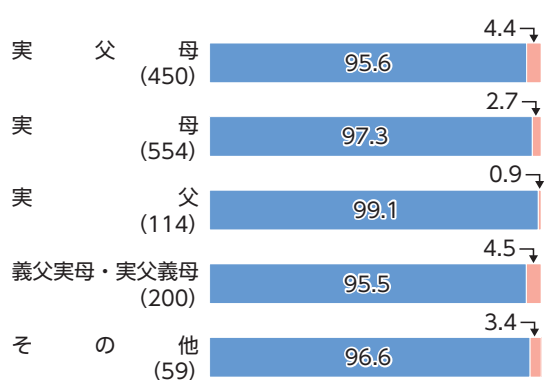
ア 平成14年



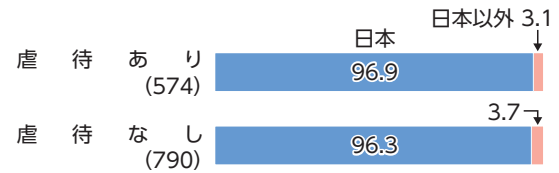
イ 平成24年



ウ 令和3年

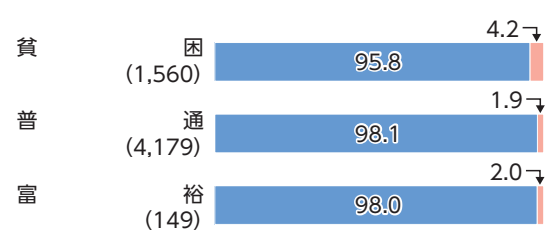


② 被虐待経験別 (令和3年)

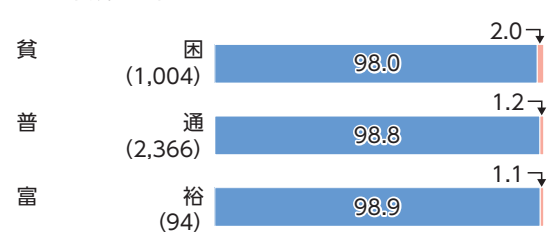


③ 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)

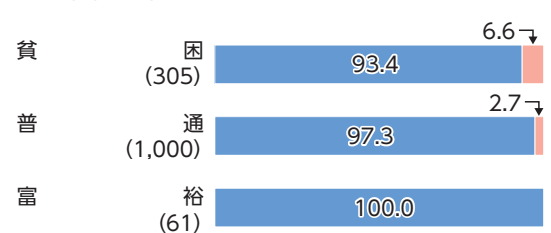
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(7) 精神状況

2-1-2-7図は、少年院在院者の精神状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の矯正統計年報を参照。）。なお、「発達障害」の類型は、平成14年及び24年には、区分が設けられていなかったことに留意を要する。保護者状況別に見ると、令和3年は、全ての保護者状況の中で、「その他」については、「精神障害なし」（59.3％）の構成比が最も低く、「発達障害」（23.7％）及び「その他の精神障害」（10.2％）の構成比が最も高かった。平成24年も、「精神障害なし」については、「その他」の構成比が最も低かったが、14年では、同様の傾向が見られなかった。

被虐待経験別に見ると、「精神障害なし」の構成比は、「虐待あり」（62.9％）が「虐待なし」（75.3％）と比べて、約12ポイント低く、「発達障害」の構成比は、「虐待あり」（21.3％）が「虐待なし」（13.4％）と比べて、約8ポイント高かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、経済状況が厳しくなるほど、「知的障害」及び「発達障害」の構成比が高くなっている一方、「精神障害なし」の構成比が低くなっていた。平成14年及び24年も、令和3年と同様に、「知的障害」の構成比は、経済状況が厳しくなるほど高くなっていた。

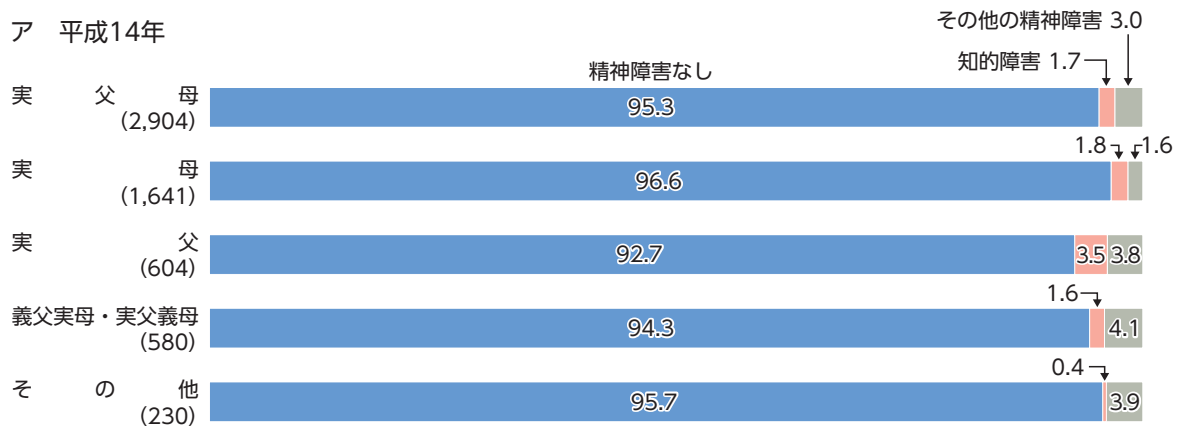
2-1-2-7図

少年院在院者 精神状況別構成比

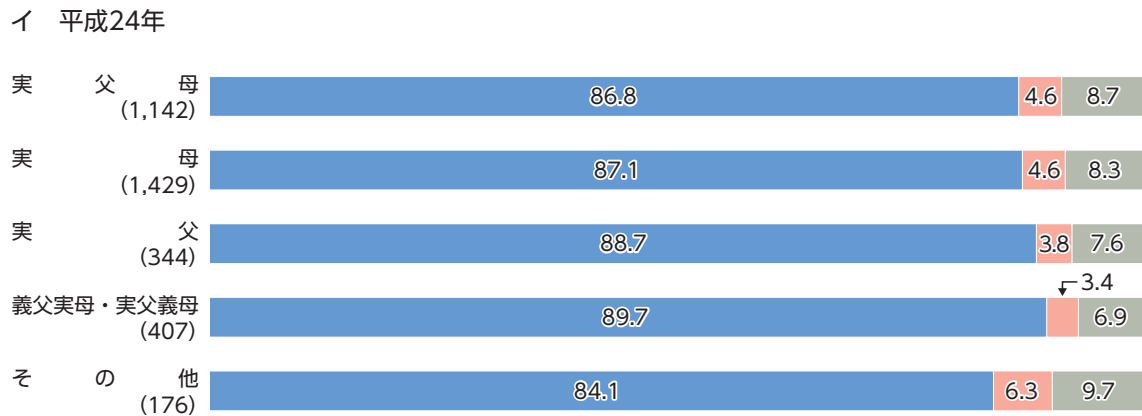
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)

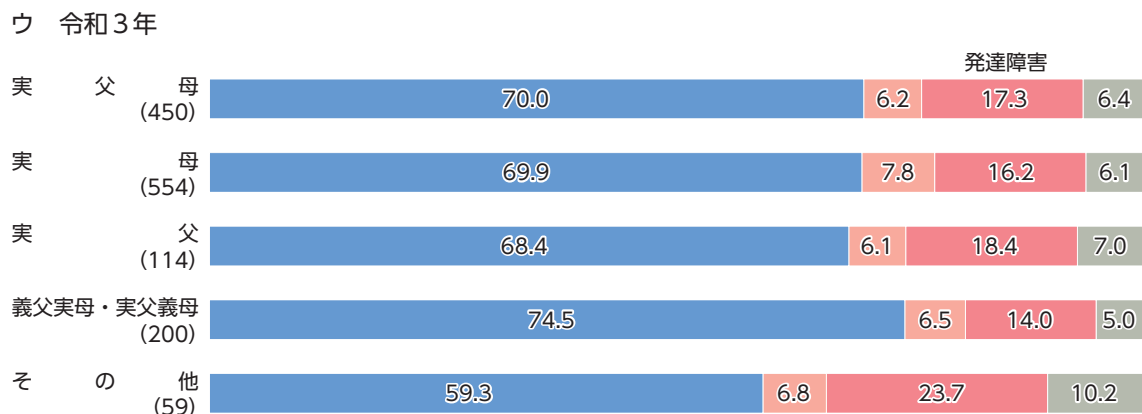
ア 平成14年



イ 平成24年

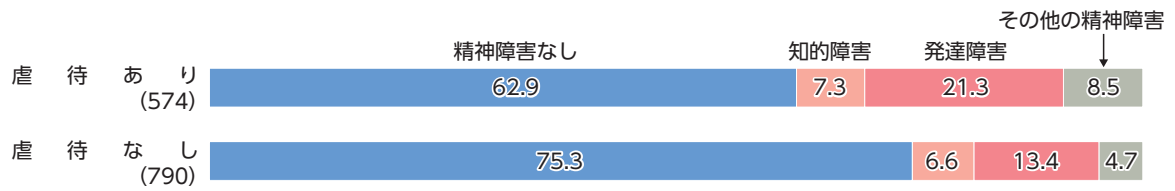


ウ 令和3年



② 被虐待経験別

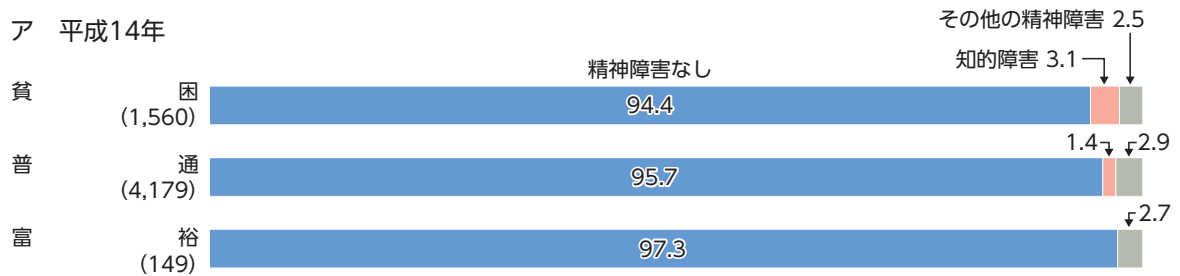
(令和3年)



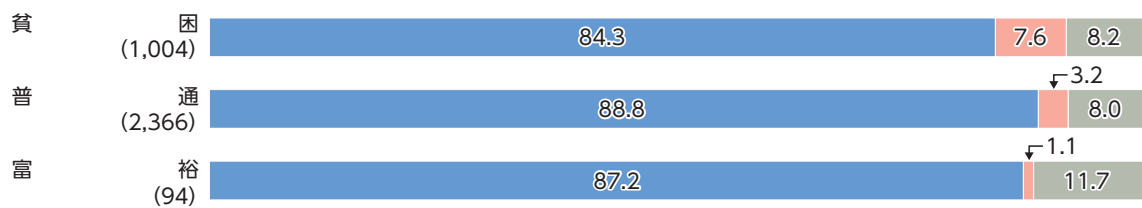
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

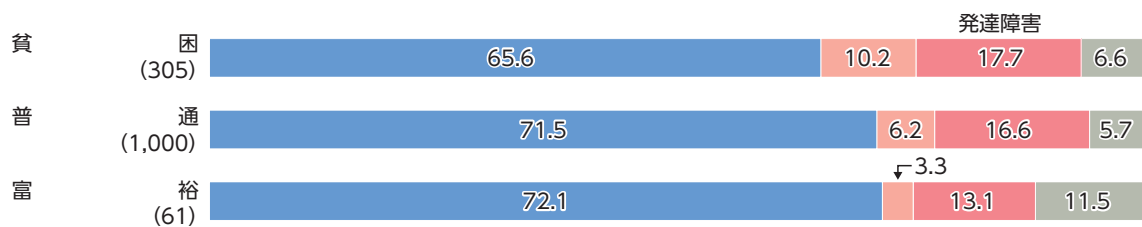
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 精神障害を有する者は、矯正施設等において、知的障害、発達障害及びその他の精神障害を有すると診断された者（疑いを含む。）をいい、「その他の精神障害」は、人格障害、神経症性障害等である。
 3 精神状況が不詳の者を除く。
 4 2-1-2-1図の注4ないし8に同じ。

3 考察

(1) 家庭環境についての全体的な傾向

保護者状況を見ると、「実父母」の構成比が低下傾向にあり、「実母」の構成比が上昇傾向にある。厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2021)によると、令和3年における児童(18歳未満の未婚の者をいう。)のいる世帯に占める一人親と未婚の子のみの世帯の構成比は、6.4%であるのに対し、令和3年における少年院在院者の「実母」及び「実父」を合わせた構成比は、半数近くを占めている。少年院在院者には18歳以上の者も含まれるため、単純に比較することはできないものの、少年院在院者は、一人親世帯である者の構成比が相当に高い可能性がある。被虐待経験のある者の構成比は、上昇し続けており、経済状況は、近年は「貧困」の構成比が低下傾向にある。なお、被虐待経験及び経済状況についての詳細な考察は、第3章で行う。

保護者状況及び被虐待経験について、経済状況との関連を見ると、経済状況が「貧困」の保護者状況は、「実母」及び「実父」の構成比の合計が「実父母」より高く、約70%となっている。一方、「普通」、「富裕」になるほど、その構成比の合計が低くなっている。被虐待経験については、いずれの経済状況においても「虐待なし」の構成比が最も高いが、「貧困」の被虐待経験については、「身体的虐待」及び「ネグレクト」の構成比が高い。「虐待なし」の構成比は、「貧困」が最も低く、次いで、「普通」、「富裕」の順であった。

(2) 家庭環境から見た少年院在院者の状況についての主な傾向

就労・就学状況を見ると、令和3年における「学生・生徒」の構成比は、「実父母」が最も高い。また、経済状況が厳しくなるにつれて、「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。

教育程度を見ると、「実父母」が保護者である少年は、「中学在学」及び「中学卒業」の構成比が最も低く、「高校在学」及び「高校卒業・その他」の構成比が最も高かった。いずれの経済状況についても、「高校中退」の構成比が最も高く、経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比がいずれも高くなっている一方、「高校卒業・その他」の構成比が低くなっていた。

精神状況を見ると、被虐待経験がある者は、ない者よりも精神障害を有する傾向がある。

第2節 保護観察処分少年

1 家庭環境

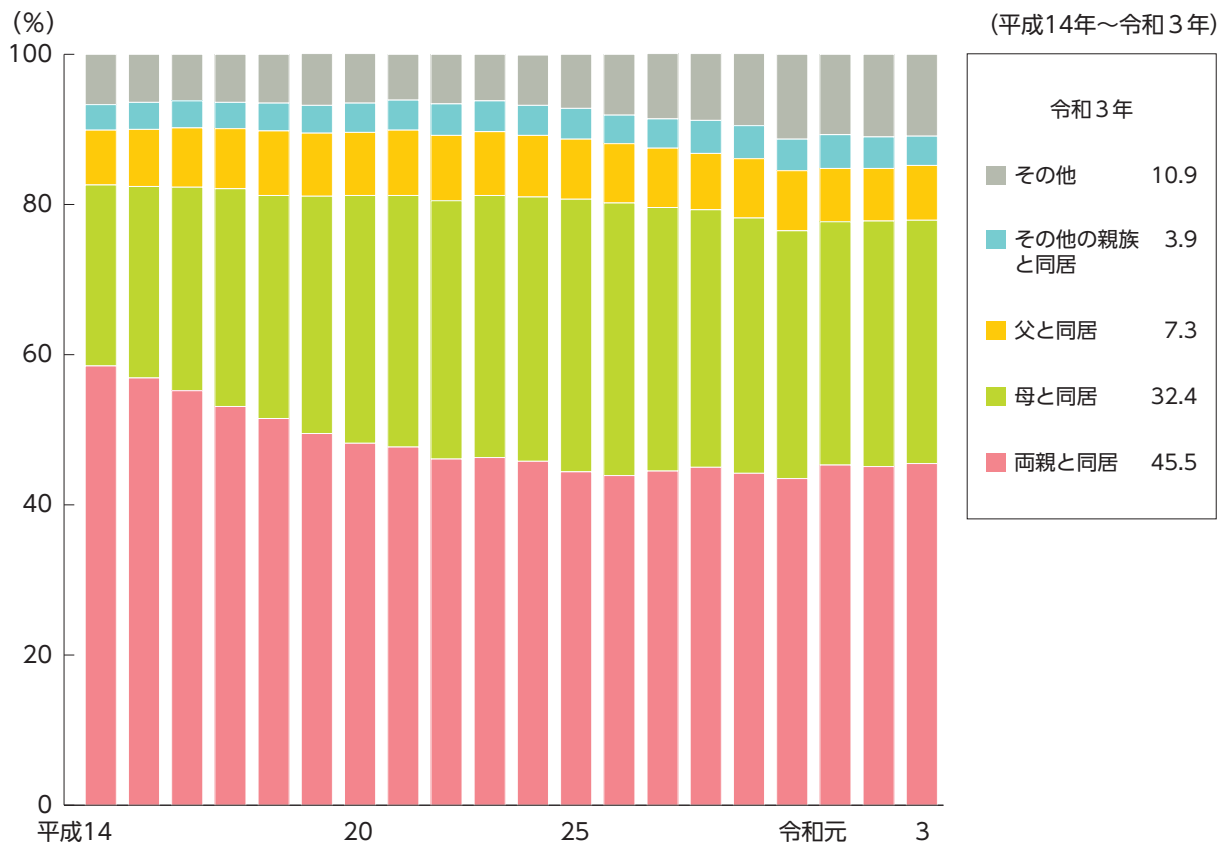
本項では、保護観察処分少年について、居住状況、経済状況及び居住状況と経済状況の関連を見ていくこととする。

(1) 居住状況

2-2-1-1図は、居住状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「両親と同居」の構成比が低下傾向にある一方、「母と同居」の構成比が上昇傾向にある。

2-2-1-1図

保護観察処分少年 居住状況別構成比の推移



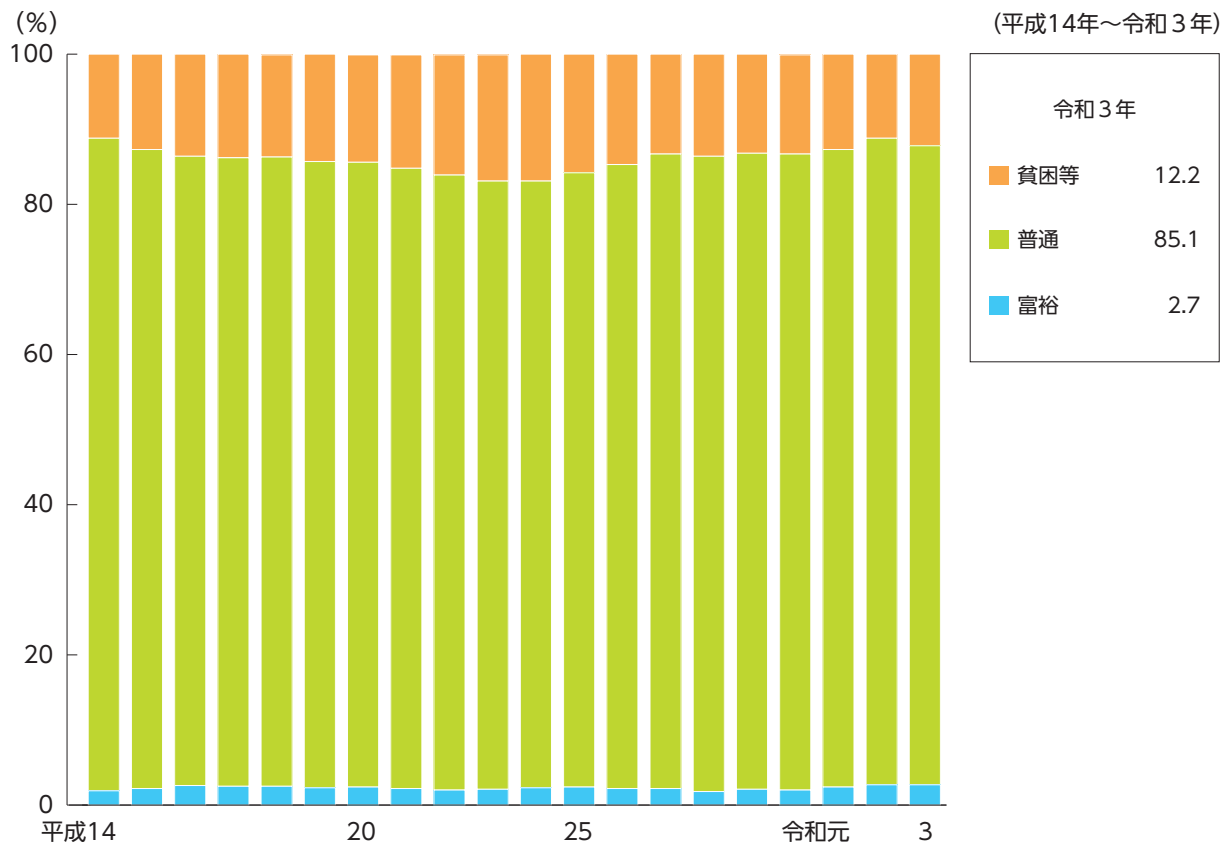
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 居住状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇主宅、更生保護施設等である。

(2) 経済状況

2-2-1-2図は、経済状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「普通」が最も構成比が高く、次いで、「貧困等」、「富裕」の順となっており、この順位に変動はない。「貧困等」の構成比は、平成14年以降、11～17%の間で推移している。

2-2-1-2図

保護観察処分少年 経済状況別構成比の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 経済状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 平成28年以降の「貧困等」は、生活保護受給者を含む。

(3) 居住状況と経済状況の関連

2-2-1-3表は、令和3年における居住状況別構成比について、経済状況別に見たものである。「その他」を除いて、「貧困等」については、居住状況が「母と同居」の構成比が最も高く(55.6%)、次いで、「両親と同居」(16.6%)、「父と同居」(4.7%)、「その他の親族と同居」(4.6%)の順であった。一方、「富裕」及び「普通」については、「両親と同居」の構成比(それぞれ68.8%、49.0%)が最も高く、次いで、「母と同居」(それぞれ16.5%、29.7%)、「父と同居」(それぞれ6.8%、7.7%)、「その他の親族と同居」(それぞれ2.3%、3.8%)の順であった。

2-2-1-3表

保護観察処分少年 居住状況と経済状況の関連

(令和3年)

経済状況	総 数	両親と同居	母と同居	父と同居	その他の親族と同居	その他
貧 困 等	791 (100.0)	131 (16.6)	440 (55.6)	37 (4.7)	36 (4.6)	147 (18.6)
普 通	5,517 (100.0)	2,705 (49.0)	1,636 (29.7)	426 (7.7)	212 (3.8)	538 (9.8)
富 裕	176 (100.0)	121 (68.8)	29 (16.5)	12 (6.8)	4 (2.3)	10 (5.7)

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 経済状況及び居住状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 5 「その他親族と同居」は、配偶者(内縁関係にある者を含む。以下同じ。)と同居を含まない。
 6 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅、更生保護施設等である。
 7 ()内は、構成比である。

2 家庭環境から見た少年の状況

本項では、家庭環境から見た保護観察処分少年の状況として、(1)から(7)においては、平成14年、24年及び令和3年に保護観察を開始した保護観察処分少年について、保護観察開始時の居住状況別及び経済状況別に見ていき、(8)から(11)においては、同年に保護観察を終了した保護観察処分少年について、保護観察終了時における居住状況のデータがないことから、保護観察終了時の経済状況別のみで見えていくこととする。主として、同年に特徴的と見られる傾向について取り上げる。なお、居住状況別に関し、「その他」については、「単身」、「配偶者と同居」、「雇住宅」、「更生保護施設」、「更生保護施設以外の委託先」等の状況が異なるものを含んでいることから、この項においては、「その他」を除外して分析する。

(1) 非行名

2-2-2-1図は、保護観察処分少年の非行名別構成比を見たものである(総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。)。居住状況別に見ると、令和3年は、いずれの居住状況についても、「その他」を除く非行名の中で、「窃盗」の構成比が最も高かったが、その中でも、「両親と同居」(21.6%)が最も低かった。「傷害・暴行」の構成比は、「その他の親族と同居」(19.4%)が最も高かった一方、「過失運転致死傷等」の構成比は、「その他の親族と同居」(3.2%)が最も低かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況においても、「その他」を除く非行名の中で、「窃盗」の構成比が最も高かったが、その中でも、「富裕」(14.8%)が最も低く、次いで、「普通」(22.1%)、「貧困等」(35.5%)の順であった。「道路交通法違反」及び「過失運転致死傷等」の構成比は、「普通」(それぞれ18.9%、7.9%)が最も高かった。「強姦性交等・強制わいせつ」の構成比は、「富裕」(5.1%)が最も高かった。

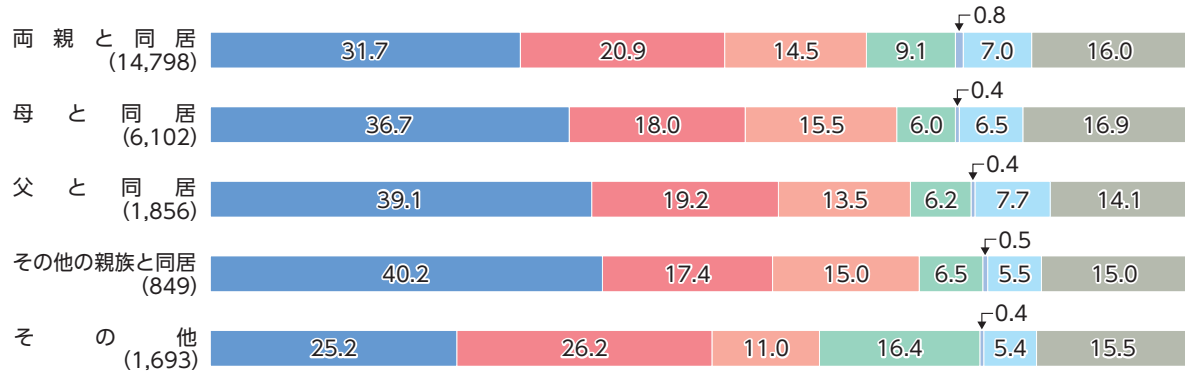
2-2-2-1図

保護観察処分少年 非行名別構成比(保護観察開始時)

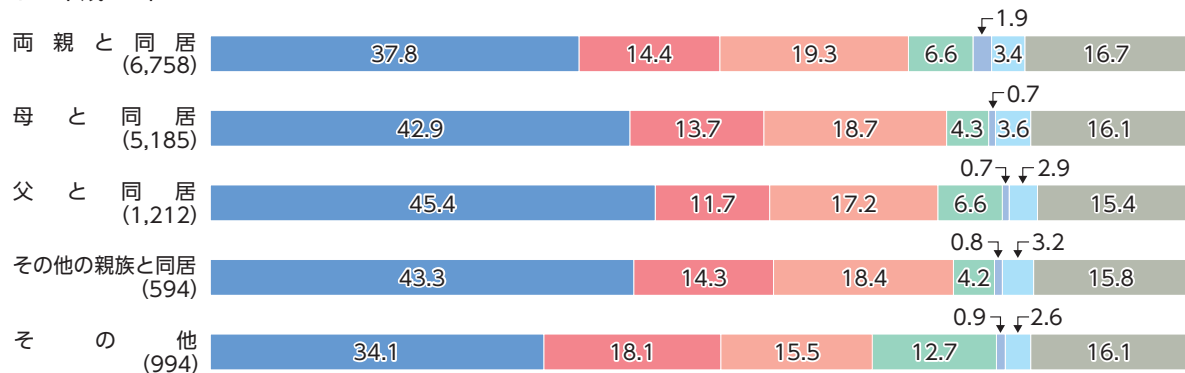
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

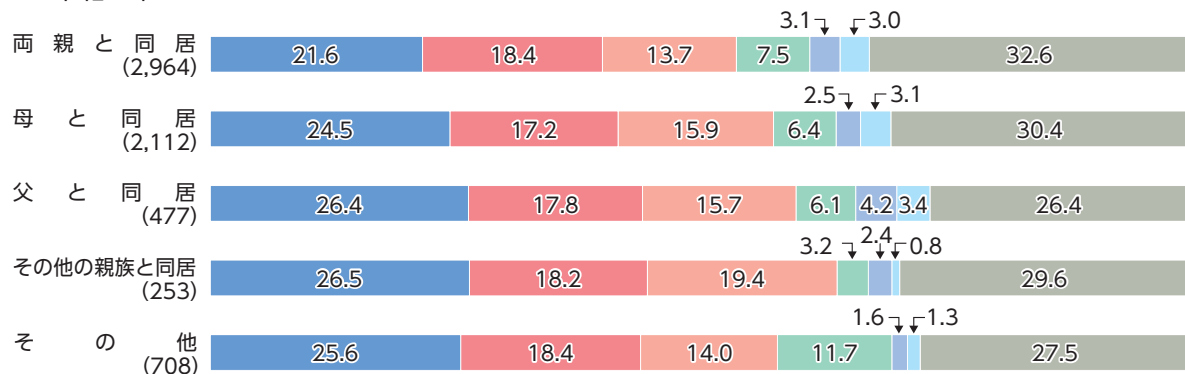
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年

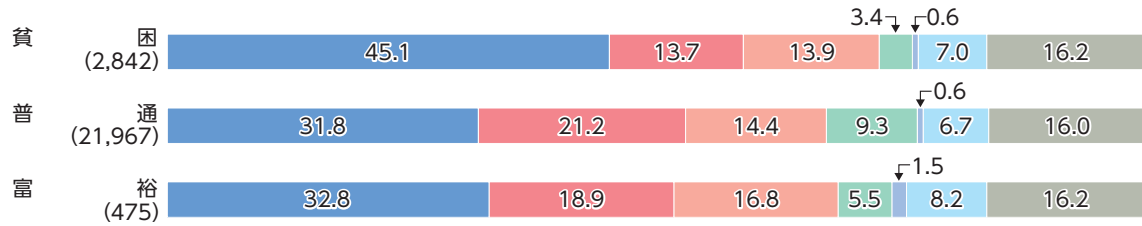


■ 窃盗 ■ 道路交通法 ■ 傷害・暴行 ■ 過失運転致死傷等
■ 強制性交等・強制わいせつ ■ 恐喝 ■ その他

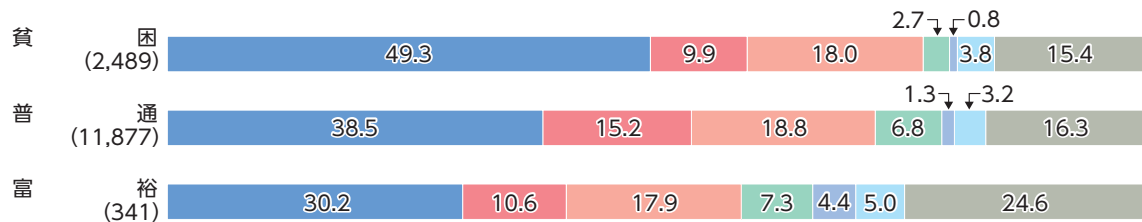
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

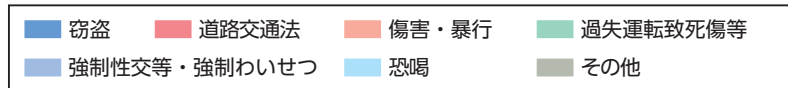
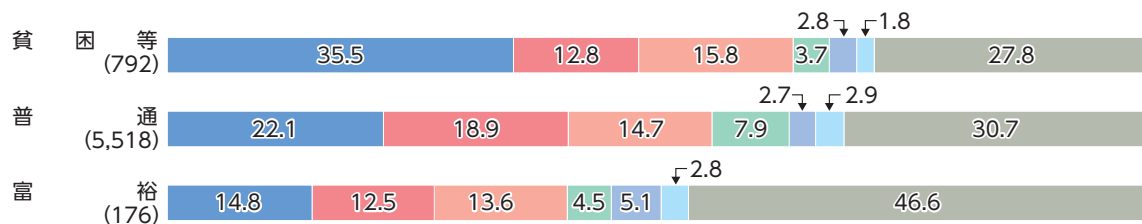
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制的性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 ①において、居住状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 5 ①において、居住状況の「その他」は、単身、配偶者と同居、雇住宅、更生保護施設等である。
 6 ②において、経済状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。また、令和3年における「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 7 () 内は、実人員である。

(2) 保護処分歴

2-2-2-2図は、保護観察処分少年の保護処分歴別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、いずれの居住状況についても、「保護処分歴なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「両親と同居」（85.0%）が最も高く、「その他の親族と同居」（76.3%）が最も低かった。「少年院送致」、「保護観察」及び「児童自立支援施設等送致」の構成比は、「両親と同居」（それぞれ1.6%、12.9%、0.5%）が最も低かった。平成14年及び24年も同様であった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況についても、「保護処分歴なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「貧困等」（80.4%）が低く、「少年院送致」及び「児童自立支援施設等送致」の構成比は、「貧困等」（それぞれ3.3%、2.1%）が高かった。平成14年及び24年も同様であった。

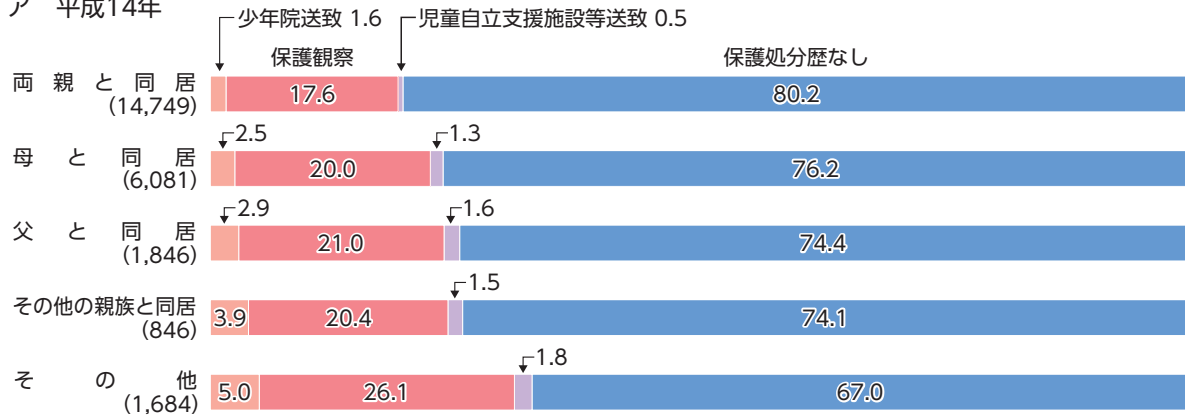
2-2-2-2図

保護観察処分少年 保護処分歴別構成比(保護観察開始時)

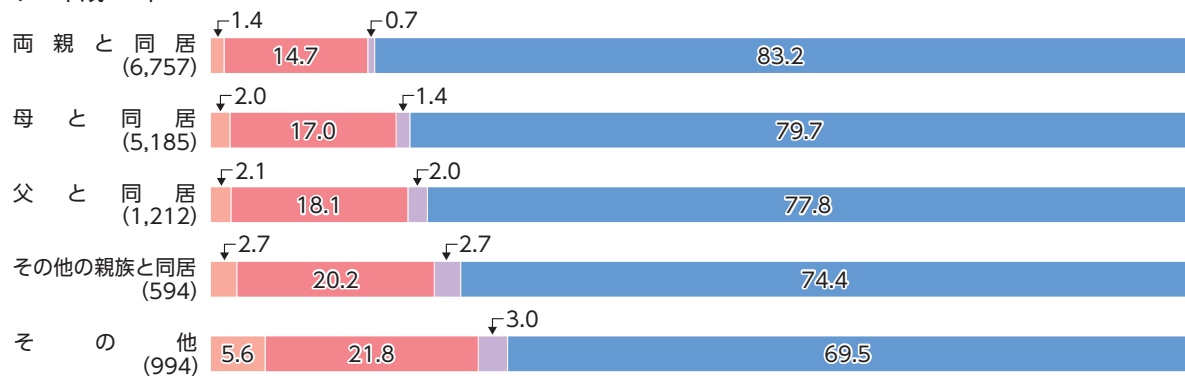
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

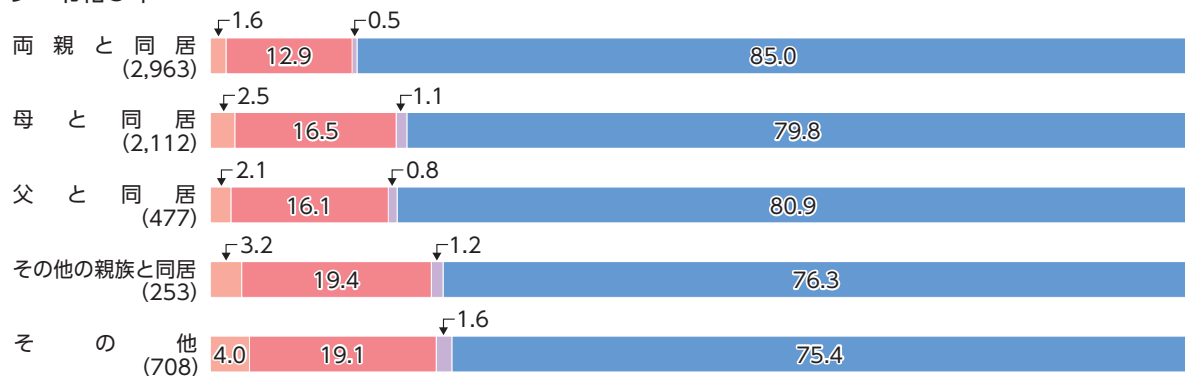
ア 平成14年



イ 平成24年



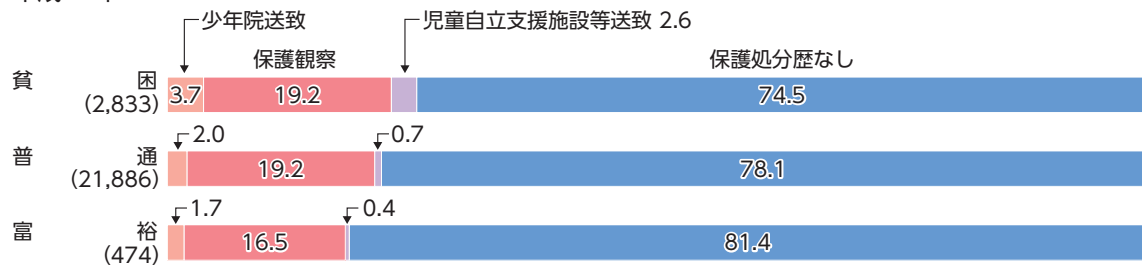
ウ 令和3年



② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護処分歴が不詳の者を除く。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 6 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(3) 就労・就学状況

2-2-2-3図は、保護観察処分少年の就労・就学状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、いずれの居住状況についても、「有職」の構成比が最も高かった。「有職」及び「無職」の構成比は、「その他の親族と同居」（それぞれ59.7%、17.4%）が最も高かった一方、「学生・生徒」の構成比は、「両親と同居」（42.0%）が最も高く、「その他の親族と同居」（21.7%）が最も低かった。これらについては、平成14年及び24年も、おおむね同様の傾向が見られた。なお、両年と比較すると、令和3年は、いずれの居住状況についても、全体的に「無職」の構成比が低下した。

経済状況別に見ると、令和3年は、「貧困等」及び「普通」については、「有職」の構成比（それぞれ45.2%、51.9%）が最も高く、次いで、「学生・生徒」（それぞれ31.5%、35.0%）、「無職」（それぞれ22.5%、12.3%）の順であった。一方、「富裕」については、「学生・生徒」の構成比（55.7%）が最も高く、次いで、「有職」（28.4%）、「無職」（15.9%）の順であった。「無職」の構成比は、「貧困等」が最も高いほか、「学生・生徒」の構成比は、「富裕」が最も高く、経済状況が厳しくなるにつれて低くなっているところ、平成14年及び24年も同様であった。

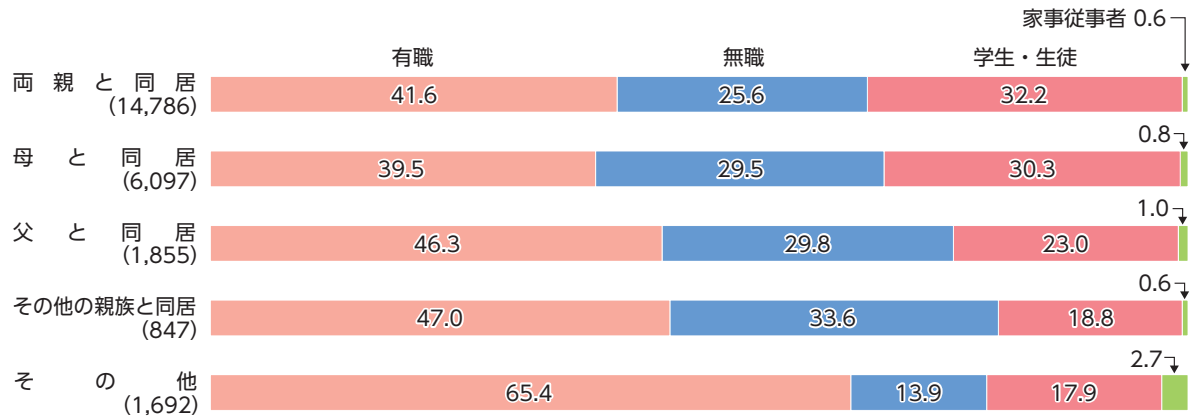
2-2-2-3図

保護観察処分少年 就労・就学状況別構成比(保護観察開始時)

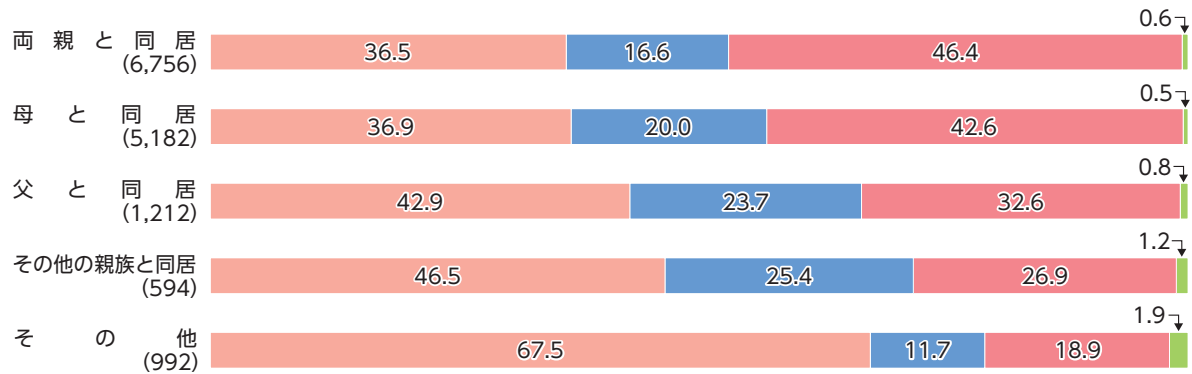
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

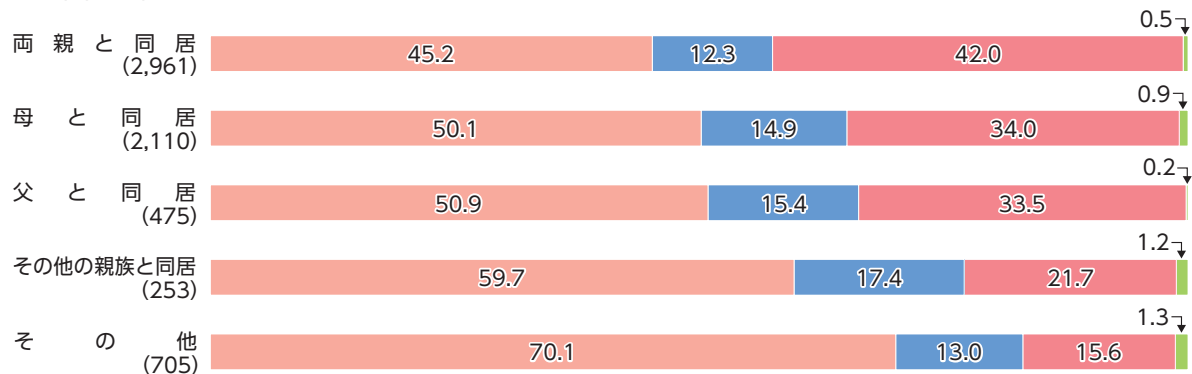
ア 平成14年



イ 平成24年



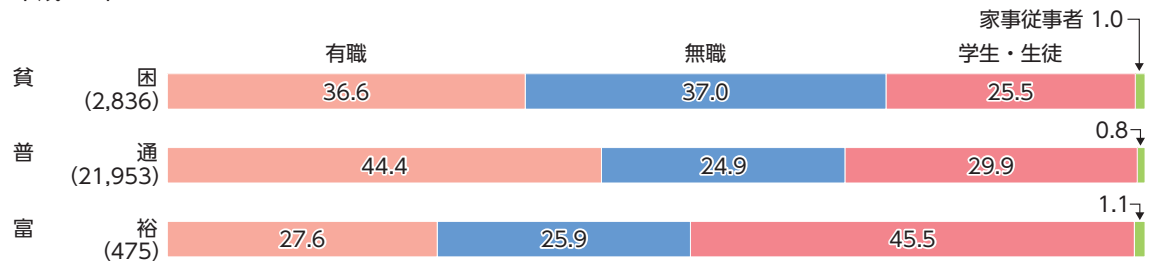
ウ 令和3年



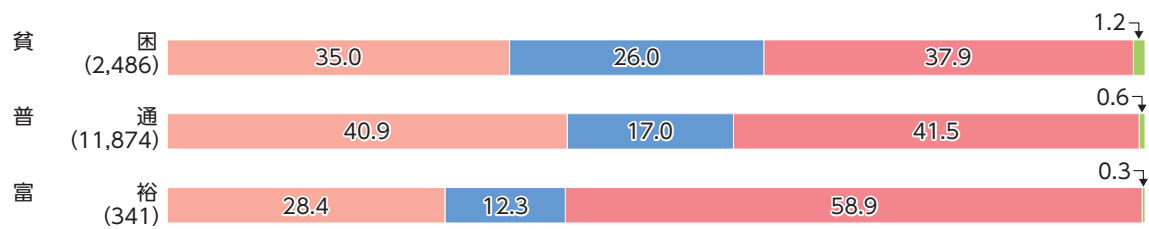
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

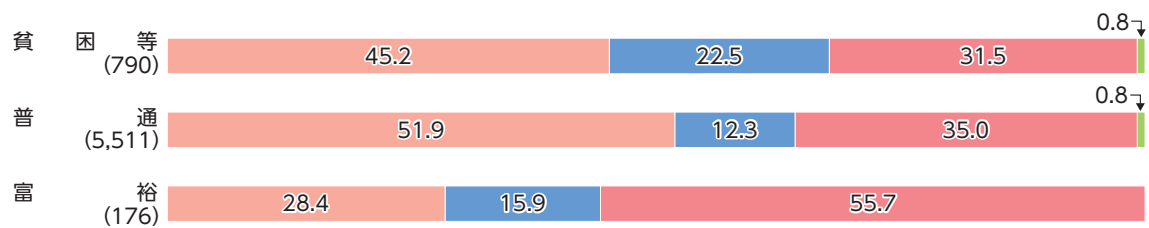
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 就労・就学状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(4) 教育程度

2-2-2-4図は、保護観察処分少年の教育程度別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、「高校卒業等」（高校卒業、大学在学及び大学中退をいう。以下同じ。）及び「高校在学」の構成比について、「両親と同居」（それぞれ27.4%、31.8%）が最も高かった。「高校中退」の構成比は、「その他の親族と同居」（39.1%）が最も高く、「両親と同居」（25.4%）が最も低かった。平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、全体的に「高校卒業等」の構成比が上昇し、「中学卒業」の構成比が低下した。

経済状況別に見ると、令和3年は、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比について、「富裕」（それぞれ31.4%、33.1%）が最も高く、次いで、「普通」（それぞれ24.7%、27.5%）、「貧困等」（それぞれ13.2%、25.2%）の順であった。一方、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比は、「貧困等」（それぞれ34.8%、16.7%）が最も高く、次いで、「普通」（それぞれ31.0%、11.2%）、「富裕」（それぞれ18.3%、9.1%）の順であった。平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、いずれの経済状況についても、全体的に「高校卒業等」の構成比が上昇した。「貧困等」は、「中学卒業」の構成比が低下し、「高校在学」及び「高校中退」の構成比が上昇した。

ただし、保護観察処分少年の教育程度については、あくまでも保護観察を開始した時点での在籍学校又は最終学歴を示しており、保護観察処分に付された際の年齢に大きく左右されることや、保護観察中又は保護観察終了後に、更に上の学校に進学する場合もあり得ることに留意する必要がある。

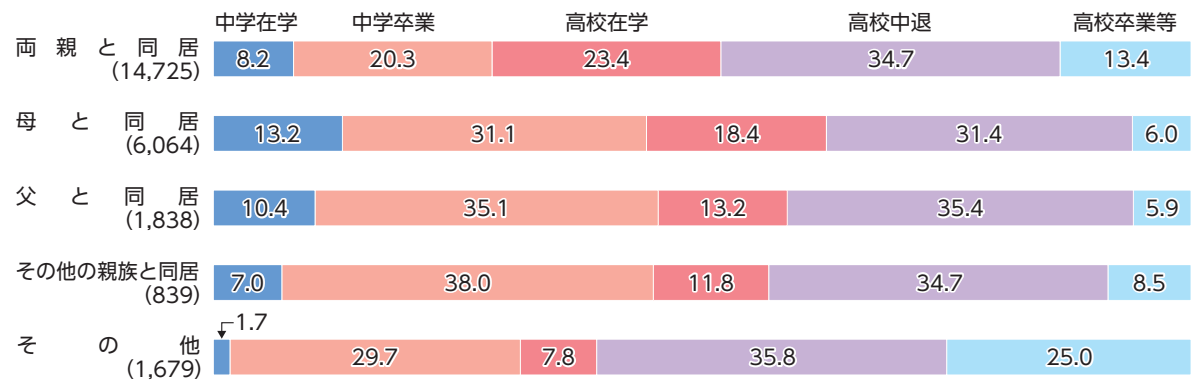
2-2-2-4図

保護観察処分少年 教育程度別構成比(保護観察開始時)

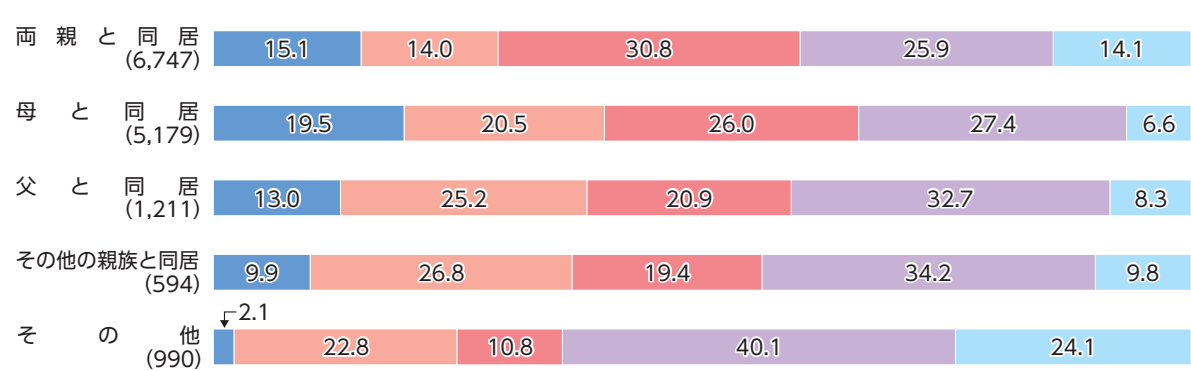
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

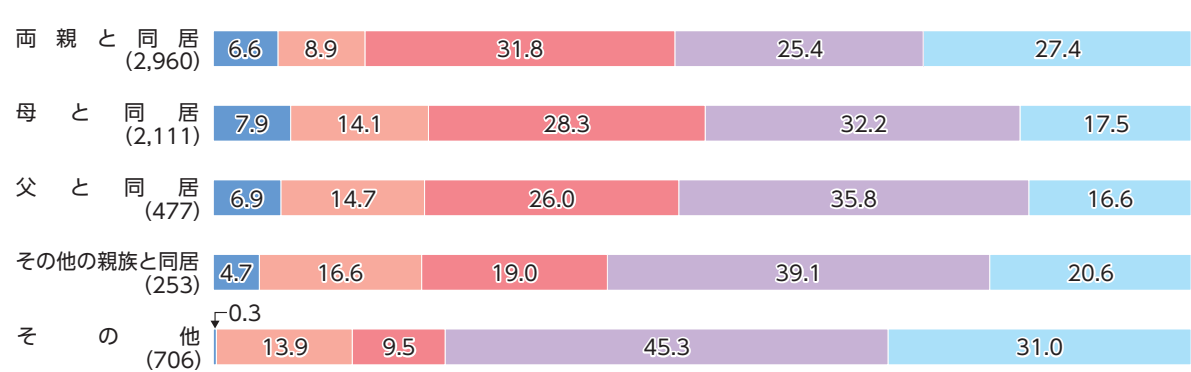
ア 平成14年



イ 平成24年



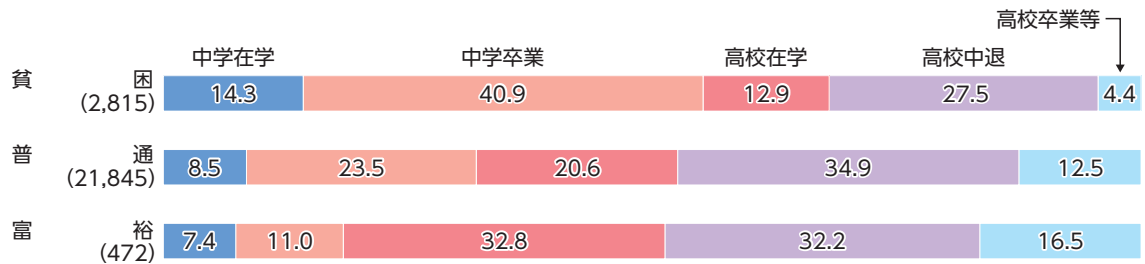
ウ 令和3年



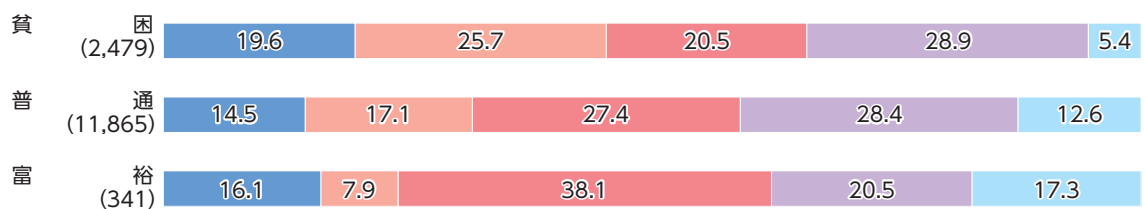
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

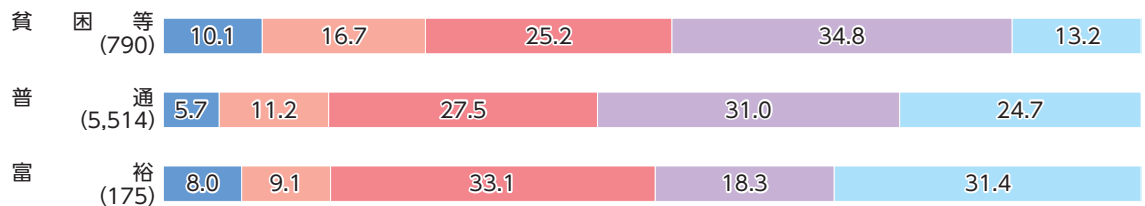
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 教育程度は、保護観察開始時における最終学歴又は就学状況である。
 4 教育程度が不詳の者、不就学等を除く。
 5 「高校卒業等」は、大学在学及び大学中退を含む。
 6 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(5) 不良集団関係

2-2-2-5図は、保護観察処分少年の不良集団関係別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、「なし」の構成比について、「両親と同居」（80.1％）が最も高く、「母と同居」（75.5％）が最も低かった。一方、「地域不良集団」の構成比は、「その他の親族と同居」（17.0％）が最も高く、「両親と同居」（11.3％）が最も低かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、「なし」の構成比について、「普通」（79.5％）が最も高く、「貧困等」（75.9％）が最も低かった。一方、「地域不良集団」の構成比は、「普通」（12.0％）が最も低く、「貧困等」（16.1％）が最も高かった。「暴走族」の構成比は、「富裕」（4.6％）が最も高く、「貧困等」（2.3％）が最も低かった。

なお、居住状況別及び経済状況別のいずれも、平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、全体的に「なし」の構成比が上昇し、「暴走族」の構成比が低下した。

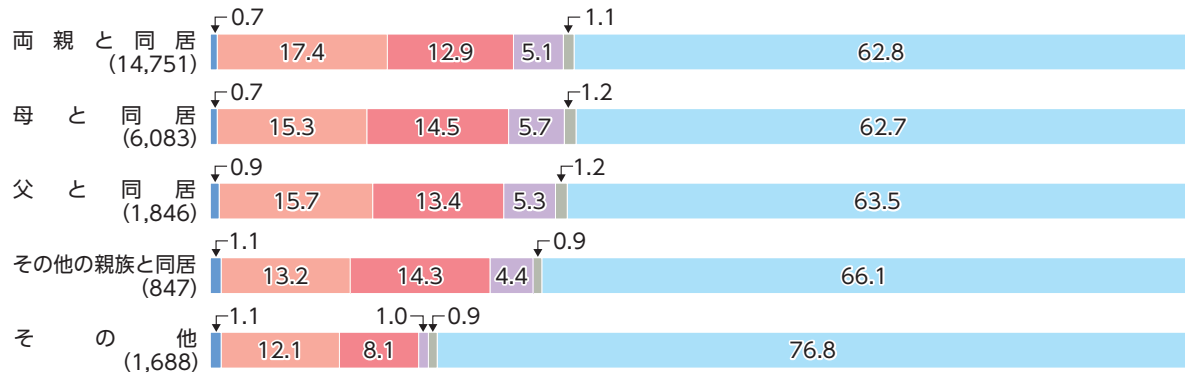
2-2-2-5図

保護観察処分少年 不良集団関係別構成比(保護観察開始時)

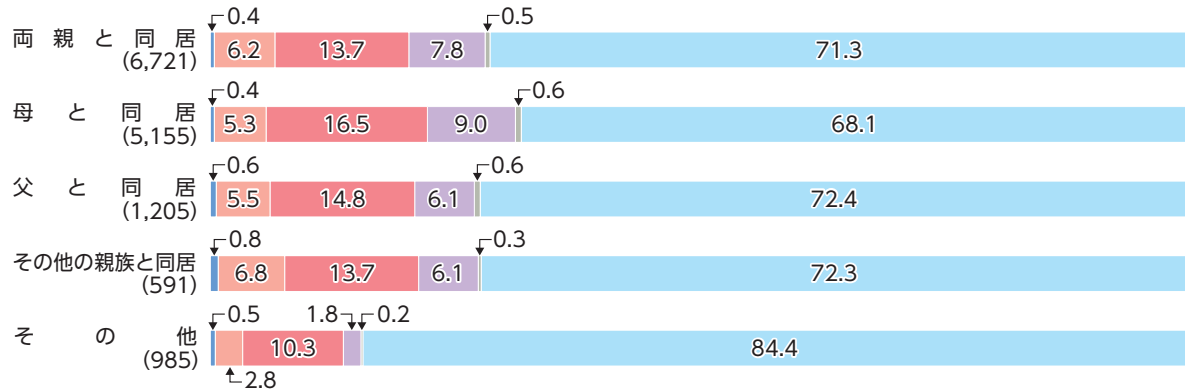
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

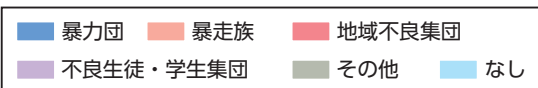
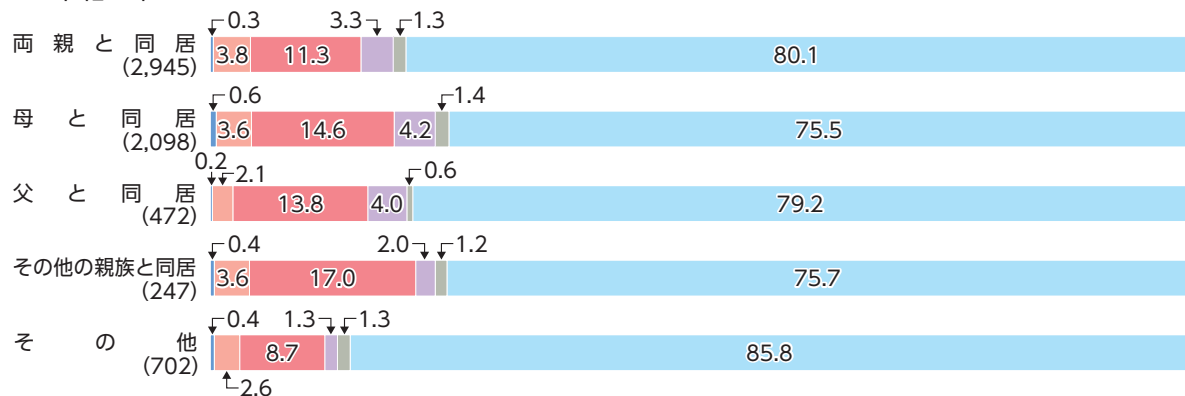
ア 平成14年



イ 平成24年



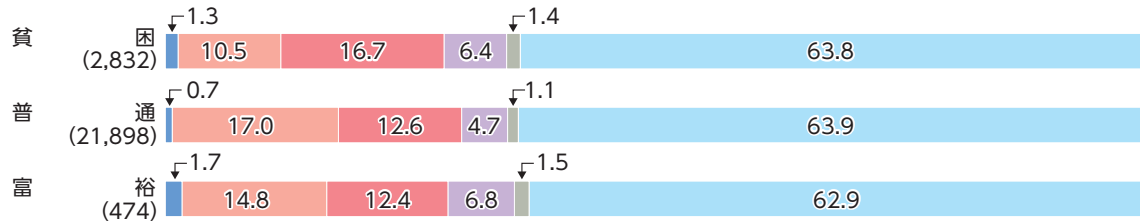
ウ 令和3年



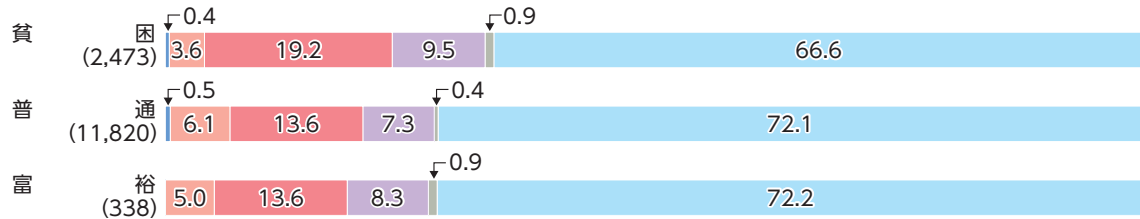
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

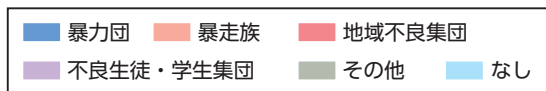
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 不良集団関係は保護観察開始時により、不詳の者を除く。2つ以上の不良集団と交渉があったときは、最も交渉の程度が深い不良集団に計上している。
 4 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

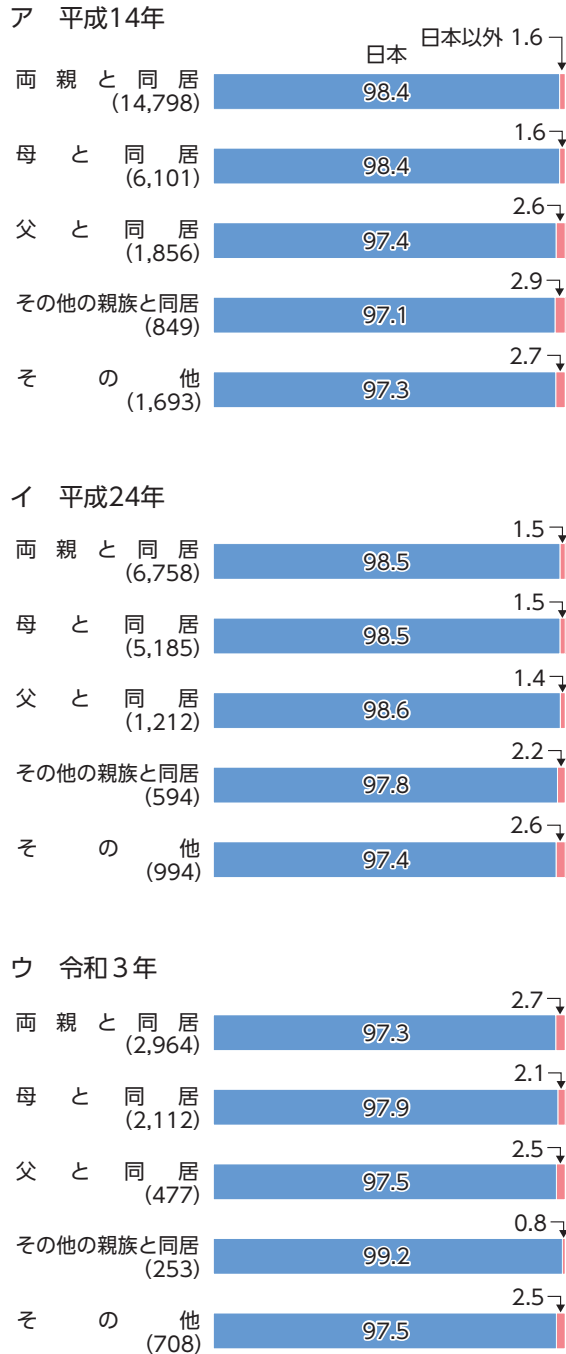
(6) 国籍

2-2-2-6図は、保護観察処分少年の国籍別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。令和3年は、居住状況別及び経済状況別のいずれも、全ての区分について、「日本」の構成比が9割台後半であり、平成14年及び24年も同様であった。

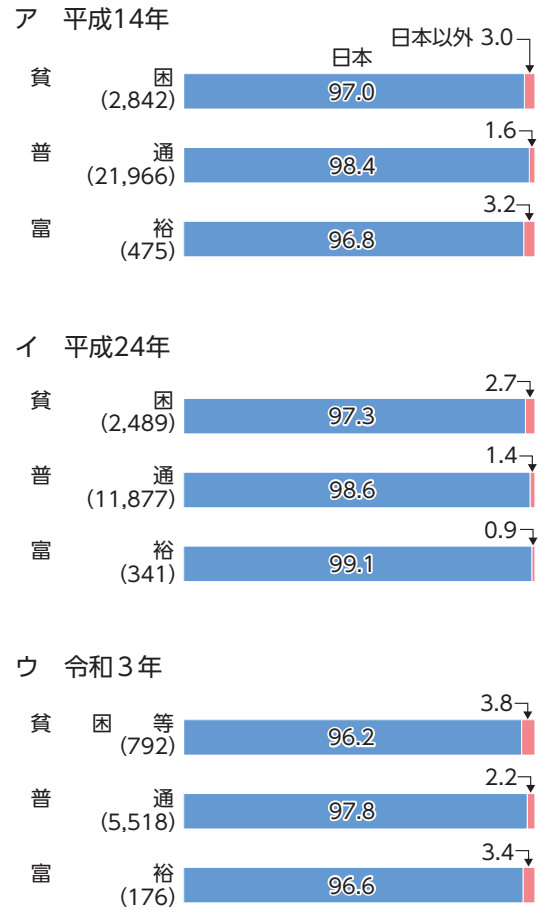
2-2-2-6図

保護観察処分少年 国籍別構成比(保護観察開始時)

① 居住状況別 (平成14年・24年・令和3年)



② 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 国籍が不詳の者を除く。
 4 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(7) 精神状況

2-2-2-7表は、保護観察処分少年の精神状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、顕著な傾向が見られなかったが、いずれの居住状況についても、「精神障害なし」の構成比が最も高かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況についても「精神障害なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「普通」（88.0%）が最も高く、「貧困等」（78.0%）が最も低かった。「知的障害」及び「その他の精神障害」の構成比は、「貧困等」（それぞれ10.2%、10.6%）が最も高かった。

居住状況別及び経済状況別のいずれも、平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、全体的に「精神障害なし」の構成比が低下し、「知的障害」及び「その他の精神障害」の構成比が上昇したが、特に、経済状況別における「貧困等」は、「富裕」及び「普通」と比べて「精神障害なし」の低下の幅が大きかった。

2-2-2-7表

保護観察処分少年 精神状況別構成比（保護観察開始時）

① 居住状況別

（平成14年・24年・令和3年）

年 次	居住状況	総 数	精神障害なし	知的障害	人格障害	神経症性障害	その他の 精神障害
平成14年	両 親 と 同 居	13,450 (100.0)	13,338 (99.2)	49 (0.4)	13 (0.1)	7 (0.1)	43 (0.3)
	母 と 同 居	5,576 (100.0)	5,529 (99.2)	24 (0.4)	3 (0.1)	2 (0.0)	18 (0.3)
	父 と 同 居	1,698 (100.0)	1,681 (99.0)	9 (0.5)	2 (0.1)	-	6 (0.4)
	その他の親族と同居	776 (100.0)	765 (98.6)	6 (0.8)	1 (0.1)	1 (0.1)	3 (0.4)
	そ の 他	1,514 (100.0)	1,501 (99.1)	5 (0.3)	1 (0.1)	-	7 (0.5)
平成24年	両 親 と 同 居	6,428 (100.0)	6,123 (95.3)	109 (1.7)	25 (0.4)	6 (0.1)	165 (2.6)
	母 と 同 居	4,901 (100.0)	4,700 (95.9)	93 (1.9)	21 (0.4)	7 (0.1)	80 (1.6)
	父 と 同 居	1,138 (100.0)	1,093 (96.0)	23 (2.0)	4 (0.4)	-	18 (1.6)
	その他の親族と同居	572 (100.0)	537 (93.9)	16 (2.8)	2 (0.3)	1 (0.2)	16 (2.8)
	そ の 他	928 (100.0)	884 (95.3)	22 (2.4)	5 (0.5)	-	17 (1.8)
令和3年	両 親 と 同 居	2,690 (100.0)	2,367 (88.0)	97 (3.6)	22 (0.8)	8 (0.3)	196 (7.3)
	母 と 同 居	1,920 (100.0)	1,675 (87.2)	88 (4.6)	21 (1.1)	2 (0.1)	134 (7.0)
	父 と 同 居	430 (100.0)	366 (85.1)	26 (6.0)	4 (0.9)	1 (0.2)	33 (7.7)
	その他の親族と同居	233 (100.0)	201 (86.3)	8 (3.4)	2 (0.9)	-	22 (9.4)
	そ の 他	638 (100.0)	522 (81.8)	36 (5.6)	7 (1.1)	1 (0.2)	72 (11.3)

② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

年 次	経済状況	総 数	精神障害なし	知的障害	人格障害	神経症性障害	その他の 精神障害
平成14年	貧 困	2,640 (100.0)	2,579 (97.7)	39 (1.5)	7 (0.3)	2 (0.1)	13 (0.5)
	普 通	19,922 (100.0)	19,790 (99.3)	54 (0.3)	13 (0.1)	7 (0.0)	58 (0.3)
	富 裕	442 (100.0)	434 (98.2)	-	-	1 (0.2)	7 (1.6)
平成24年	貧 困	2,341 (100.0)	2,178 (93.0)	83 (3.5)	20 (0.9)	4 (0.2)	56 (2.4)
	普 通	11,259 (100.0)	10,814 (96.0)	178 (1.6)	34 (0.3)	10 (0.1)	223 (2.0)
	富 裕	334 (100.0)	315 (94.3)	1 (0.3)	2 (0.6)	-	16 (4.8)
令和3年	貧 困 等	708 (100.0)	552 (78.0)	72 (10.2)	9 (1.3)	-	75 (10.6)
	普 通	5,018 (100.0)	4,417 (88.0)	180 (3.6)	42 (0.8)	11 (0.2)	368 (7.3)
	富 裕	161 (100.0)	140 (87.0)	2 (1.2)	5 (3.1)	1 (0.6)	13 (8.1)

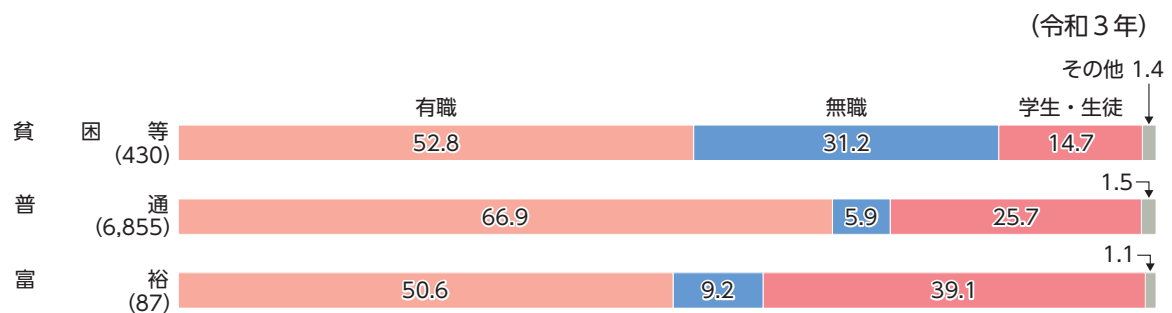
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 交通短期保護観察の対象者を除く。
3 精神状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
4 2-2-2-1 図の注4ないし6に同じ。
5 () 内は、構成比である。

(8) 就労・就学状況（保護観察終了時）

2-2-2-8図は、令和3年における保護観察処分少年の終了時の就労・就学状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。「有職」の構成比は、「普通」（66.9%）が最も高かった。「無職」の構成比は、「貧困等」（31.2%）で高く、次いで、「富裕」（9.2%）、「普通」（5.9%）の順であった。一方、「学生・生徒」の構成比は、「富裕」（39.1%）が最も高く、次いで、「普通」（25.7%）、「貧困等」（14.7%）の順であった。

2-2-2-8図

保護観察処分少年 就労・就学状況別構成比(保護観察終了時)



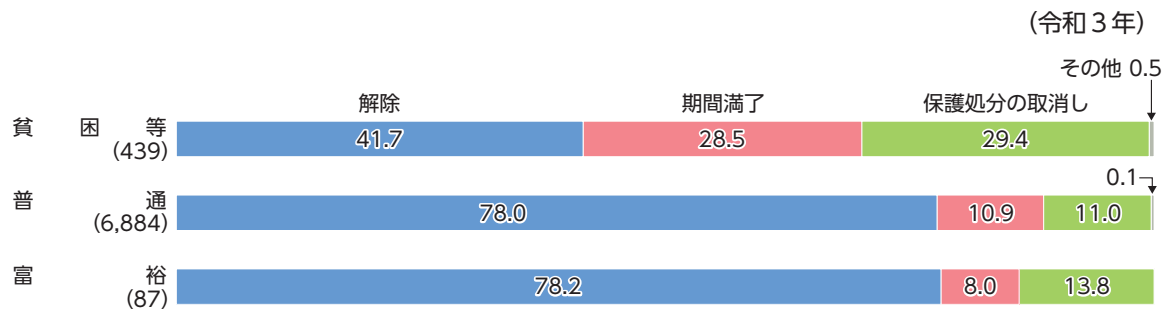
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 就労・就学状況及び経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。
 4 「その他」は、家事従事者等である。
 5 「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

(9) 保護観察終了事由

2-2-2-9図は、令和3年における保護観察処分少年の終了事由別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。いずれの経済状況についても、「解除」（保護観察処分少年について、保護観察を継続しなくても確実に更生することができると保護観察所の長が判断した時に、保護観察を終了させるために執られる良好措置）で終了した者の構成比が最も高いものの、「貧困等」は、他の経済状況と比較すると「解除」の構成比（41.7%）が低く、「期間満了」及び「保護処分の取消し」（保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すもの）の構成比（それぞれ28.5%、29.4%）が高かった。なお、「貧困等」の構成比は、(8)において、無職の構成比が「貧困等」について高かったこと（2-2-2-8図参照）を踏まえると、無職状態が続いていたことが影響し、「解除」の判断に至らなかった事案が相当数あった可能性があることに留意する必要がある。

2-2-2-9図

保護観察処分少年 保護観察終了事由別構成比(保護観察終了時)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。

4 「その他」は、死亡等である。

5 経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。また、「貧困等」は、生活保護受給者を含む。

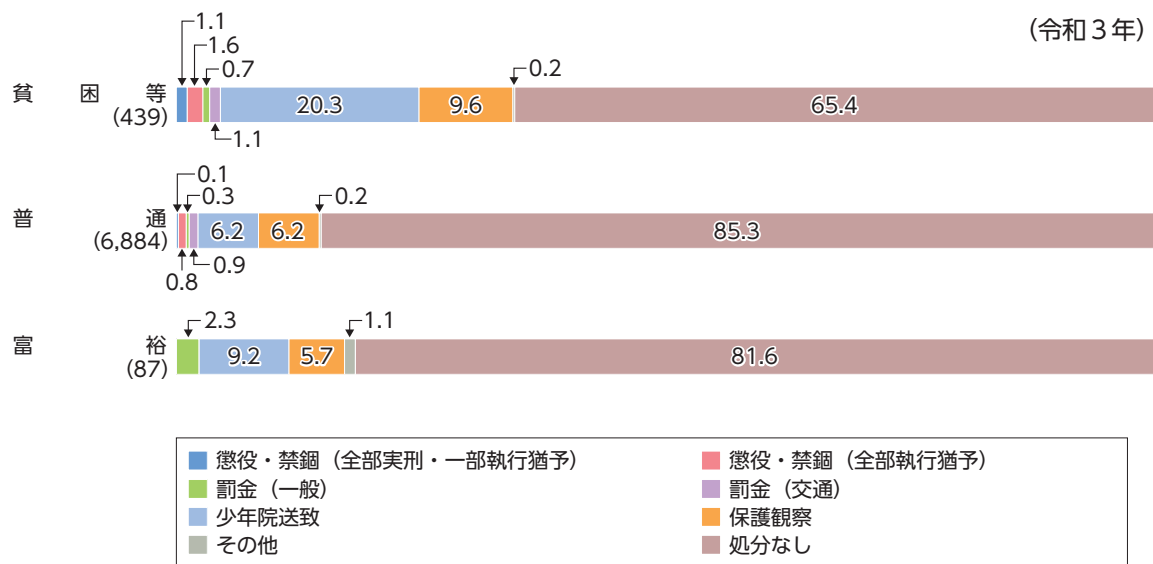
6 () 内は、実人員である。

(10) 保護観察中の犯罪・非行による処分の有無及びその種類

2-2-2-10図は、令和3年に保護観察を終了した保護観察処分少年が、保護観察期間中の犯罪・非行により同期間中に処分を受けたことの有無及びその種類の構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。いずれの経済状況についても、「処分なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「貧困等」の構成比（65.4%）が低かった。「少年院送致」の構成比は、「貧困等」（20.3%）が最も高く、次いで、「富裕」（9.2%）、「普通」（6.2%）の順であった。

2-2-2-10図

保護観察処分少年 保護観察中の処分別構成比(保護観察終了時)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「罰金（交通）」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令（道路交通法、保管場所法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法）及び道路運送法の各違反によるものであり、「罰金（一般）」は、それ以外の罪によるものである。

4 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

5 経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。また、「貧困等」は、生活保護受給者を含む。

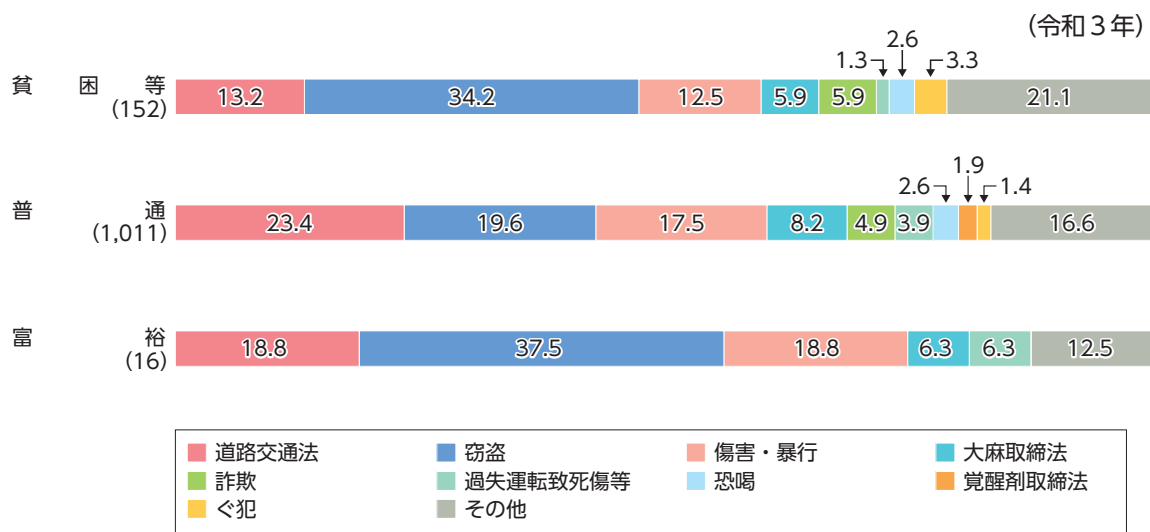
6 () 内は、実人員である。

(11) 保護観察中の犯罪・非行による処分に係る罪名・非行名

2-2-2-11図は、令和3年に保護観察を終了した保護観察処分少年のうち、保護観察期間中の犯罪・非行により同期間中に処分を受けた者について、その処分に係る罪名・非行名の構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。「貧困等」は、「窃盗」の構成比（34.2％）が最も高かった。一方、「普通」は、「道路交通法違反」の構成比（23.4％）が最も高かった。

2-2-2-11図

保護観察処分少年 保護観察中の処分罪名・非行名別構成比(保護観察終了時)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。また、「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

3 考察

(1) 家庭環境についての全体的な傾向

居住状況を見ると、「両親と同居」の構成比が低下傾向にある一方、「母と同居」の構成比が上昇傾向にある。令和3年における保護観察処分少年の「母と同居」及び「父と同居」を合わせた構成比は、4割近くを占めている。保護観察処分少年には18歳以上の者も含まれるため、前記第1節3項(1)と同様、厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2021)の結果と単純に比較することはできないが、保護観察処分少年についても、一人親世帯である者の構成比が相当に高い可能性がある。経済状況を見ると、「貧困等」の構成比は、平成14年以降、11～17%の間で推移している。

居住状況と経済状況の関連を見ると、経済状況が「貧困等」の居住状況については、「母と

同居」及び「父と同居」の構成比の合計が「両親と同居」より高く、約60%となっている。一方、「普通」、「富裕」になるほど、その構成比の合計が低くなっている。

（２）家庭環境から見た保護観察処分少年の状況についての主な傾向

就労・就学状況を見ると、令和３年における「学生・生徒」の構成比は「両親と同居」が最も高い。また、経済状況が厳しくなるにつれて、「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。

教育程度を見ると、「両親と同居」は、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比が最も高く、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が最も低かった（ただし、居住状況における「その他」を除く。）。経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比がいずれも高くなっている一方、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比がいずれも低くなっていた。

精神状況を見ると、いずれの経済状況でも、「精神障害なし」の構成比が最も高かったが、それ以外の傾向として、「貧困等」は、「精神障害なし」の構成比が低く、「知的障害」及び「その他の精神障害」が高かった。

第3章 特別調査

この章では、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者に実施した質問紙調査の結果を紹介する。

第1節 特別調査の目的

第2章において、少年院在院者及び保護観察処分少年の統計資料に基づく検討を行ったが、生育環境の実態をより明らかにするためには、当事者を対象とする質問紙調査等を活用することが有効であると考えられる。本調査は、少年院在院者及び保護観察処分少年を対象とする質問紙調査を実施するとともに、その保護者にも調査を実施し、少年からだけでは得られにくい情報を保護者から得ることで、生育環境の実態を可能な限り具体的かつ多角的に把握することとした。

第1章「はじめに」で記載したとおり、本研究では、養育の状況や家庭の経済状況を生育環境の主要な視点として捉えている。先行研究では、養育の状況に関し、小児期逆境体験(Adverse Childhood Experiences。以下「ACE」という。)が、その後の社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適応・行動上の問題として表面化するというモデル(Felitti et al.,1998)が提唱されており、ACEを有する多くの人たちが、医療・保健福祉・司法との関わりを持つようになる可能性が高いことが示唆されている(亀岡、2019)ことから、ACEが非行少年の生育環境を探ることのできる重要な指標と考え、ACEについて調査した。さらに、もう一つの視点である経済状況について、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日策定、令和元年11月29日新大綱策定)を踏まえて内閣府や地方公共団体で行われている実態調査を参考にし、少年の家庭の経済状況を捉えるための質問項目を含めた(なお、「子供の貧困対策に関する大綱」は、令和5年秋を目途に、こども基本法(令和4年法律第77号)に基づく「こども大綱」として再編される予定である。)

このように、本調査は、養育の状況及び経済状況という視点で生育環境を捉えようとしたものである。少年のACEの有無を示すとともに、保護者による幼少期からの少年に対する関わ

りや保護者自身の経験等についても、少年のACEの状況により分析することとした。さらに、少年の日常生活、心理的状況、就学等の社会適応の状況等について、ACEの状況及び経済状況の観点から分析し、少年の心理や社会生活と生育環境との関連についての分析・考察を行うこととした。

なお、少年院在院者及び保護観察処分少年では一般的に非行の進度に違いがあるため、家庭環境（本章第3節2項）については、少年院在院者と保護観察処分少年を分けて分析を行い、家庭環境から見た少年の状況（本章第3節3項）については、保護処分の違いによる身分（少年院在院者・保護観察処分少年）別の比較を行い、両者の違いを踏まえた上で、ACE累積度別、経済状況別による分析を行うこととした。また、本調査の結果に関し、質問項目によっては、内閣府や地方公共団体等が過去に行った調査（以下「一般調査」という。）の結果との比較を行うこととした（本章第3節2項及び3項）。本調査と一般調査とでは、調査対象者の年齢が必ずしも一致しないほか、質問の内容も一部異なるところがあるなど正確な比較はできないことが前提ではあるものの、一般調査の結果を対比的に示すことで、保護処分を受けた非行少年に見られる傾向を大まかに捉えることが可能であると考えた。

本調査は、非行少年の生育環境に関する調査であるが、保護者の育て方や家庭の経済的状況が非行の原因であるという因果関係を示すことを目的としたものではない。非行少年が様々な要因によって厳しい生育環境に置かれてきたことにより、心理や社会適応に影響し、立ち直りの妨げになり得るのではないかとの問題意識に立って行ったものであり、本調査によって、非行少年を取り巻く生育環境の実態を示すとともに、非行からの立ち直りを支える方策等を検討する基礎資料を提供することを目的としている。

第2節 調査の概要

1 調査対象者

(1) 少年院在院者及びその保護者

少年については、男子は令和3年6月1日から同年9月30日までの間、女子は同年6月1日から同年11月30日までの間に、処遇の段階（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）が1級にあった者を調査対象者とした。その保護者（6親等以内の親族に限る。）にも、調査への協力を依頼した。日本語を理解できない者及び障害等により質問紙への回答が困難であると認められた者、本調査を受けさせることが不適当と施設が判断した者は、調査対象から除外した。調査対象の少年726人のうち、調査協力に同意した者は652人（回収率89.8%）であった。なお、本調査を受けさせることが不適当と施設が判断した者のうち、過度の被虐待経験があることを除外事由とした者は15人であった。また、調査への協力を依頼した保護者は491人であり、そのうち調査協力に同意した者は410人（回収率83.5%）であった。

(2) 保護観察対象者及びその保護者

少年については、男子は令和3年6月1日から同月30日までの間、女子は同年6月1日から同年11月30日までの間に新たに保護観察を開始した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者及び移送を除く。）を調査対象者とした。その保護者（6親等以内の親族に限る。）にも、調査への協力を依頼した。日本語を理解できない者及び障害等により質問紙への回答が困難であると認められた者は、調査対象から除外した。調査対象の少年567人のうち、調査協力に同意した者は280人（回収率49.4%）であった。また、調査への協力を依頼した保護者は595人であり、そのうち調査協力に同意した者は290人（回収率48.7%）であった。

2 調査方法

(1) 質問紙調査

調査対象者である少年及び保護者への質問紙の配布・回収は、少年院又は保護観察所の職員が行った。少年院在院者については、少年は少年院内の居室等で実施し、保護者は保護者会や

面会等で少年院に来院した際に実施した。保護観察対象者については、初回面接で少年と保護者が保護観察所に来所した際に調査を実施し、原則として、少年と保護者は別室で回答を求めた。なお、その場で実施することができなかった保護者に対しては、質問紙を持ち帰って回答し、後日提出するよう求めた。

質問紙の表題は「生活環境と意識に関する調査」とし、表紙に、回答は任意であること、回答の有無及び回答の内容が今後の処遇に影響しないこと及び回答は統計的に処理を行った上で公表し、個人情報外部に知られることはないことを明示した。その上で、調査協力を確認する欄を設け、「回答しない」という欄にチェックが入っていた場合は、分析から除外した。

(2) 記録調査

調査対象者のうち質問紙調査への協力の意向を示した者について、法務省で把握している統計情報に基づき、少年院入院時又は保護観察開始時の年齢、性別、保護処分歴、非行名等の情報について抽出し、符号化を経た上で使用した。

(3) 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の有識者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査も、同委員会の事前評価を経て実施した。調査の実施に当たっては、少年院を所管する法務省矯正局及び保護観察所を所管する法務省保護局の了解を得た上で、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して行った。

3 調査内容

(1) 少年に対する調査

ア 基本情報

学業に専念している割合や、雇用状況、家族構成を調査するため、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)を参考に、現在(少年院在院者は、少年院に入院する前)の身分(中学生、高校生、就労している等)、雇用形態及び同居者について、回答を求めた。

イ 生活環境

基本的生活習慣、所有・経験に関するはく奪状況、ヤングケアラーへの該当の有無、経験の

広がり及び養育状況等を調査するため、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)及び和歌山県の「子供の生活実態調査結果報告書」(2019)を参考に、食事の頻度、持ち物(新しい洋服、スマートフォン又はタブレット等)、日常の過ごし方(ゲームをするための時間や、家事、兄弟姉妹の世話や家族の介護をするための時間等)、学校や職場・地域での趣味のサークルやボランティア等への参加状況、小学生の頃の養育者及び家族との経験(小さいころに本や絵本を読んでもらう、図書館に行く等)について、回答を求めた。

ウ 学習環境

学習環境・習慣、授業の理解度等を調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)及び東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)を参考に、どのように勉強していたか(自分で勉強した、塾で勉強した等)、1日当たりの勉強時間及び学校の授業が分からないことがあったか等について、回答を求めた。

なお、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)において策定された調査項目案を用いて試行的に実施された「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」(2021)の結果と比較するため、同調査が中学2年生を対象として実施されたことを踏まえ、「中学2年生の頃」に限定し、それぞれの学習環境について、回答を求めた。

エ ACE

ACEは、多くの先行研究において、心身の健康やハイリスク行動に影響することが指摘されている(例えば、Felitti et al., 1998)ことから、ACEの状況を調査するため、「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」等の12項目について、回答を求めた。

オ 心理的側面

自身の行動や結果の原因を内的要因(自己)と外的要因(他者)のいずれと捉えるか、ネガティブな出来事から回復する力をどの程度有しているか、自身の過去・現在・未来のつながりをどの程度実感して持っているかという三つの観点から心理的側面を調査するため、Locus of Control尺度(鎌原他、1982)、精神的回復力尺度(小塩他、2002)及び時間的連続性尺度(石井、2015)の質問項目の一部を使用して、それぞれ回答を求めた。

なお、各尺度のうち使用した質問項目は、各尺度に対する因子負荷の値が高いものから選択

した。

カ 社会的つながり

他者との関わり方及び支援に関する希望を調査するため、内閣府の「子供・若者の意識に関する調査」(2020)を参考に、ソーシャルサポートの状況及び支援に関するニーズについて、回答を求めた。

(2) 保護者に対する調査

ア 基本情報

少年との関係等の基本情報及び家庭の生活状況を調査するため、少年との続柄、世帯人数、家族構成及び家庭で使用している言語について、回答を求めた。

イ 養育の状況

少年が幼少の頃の保護者の関わり方や保護者の子育てに関する気持ちを調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)を参考に、幼児期の教育、少年との関わり方(テレビ・ゲーム・インターネットの視聴時間等のルールを決めていた、子供に本や新聞を読むように勧めていた等)、少年の進学の見通し及び子育てに関する主観的経験(つらかったこと及びうれしかったこと)について、回答を求めた。

ウ 保護者自身の状況

保護者自身の経験や幼少期の生活状況、学歴、精神状況、ソーシャルサポートの有無等を調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)及び国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合いに関する調査報告書」(2019)を参考に、親になった年齢、親になってからの経験(夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった、子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった等)、家庭の経済状況、保護者自身の学歴、保護者自身の精神状況、援助してくれる人等について、回答を求めた。

エ 家庭の経済状況

養育環境、保護者の就労状況、経済的な困窮状況等を調査するため、内閣府の「子供の貧困

実態調査に関する研究報告書」(2020)、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)を参考に、保護者の婚姻状況、就労状況、世帯収入、滞納・欠乏の状況(お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあった等)、経験に関するはく奪状況(「毎月お小遣いを渡す」等につき「経済的にできない」に該当するか)等について、回答を求めた。

オ 支援の利用状況

保護者の支援に関するニーズを調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)を参考に、就学援助及び生活保護等の支援の利用状況のほか、どのような支援があればよいと思うかについて、回答を求めた。

4 分析方法

分析においては、少年のみ回答が得られた者及び保護者のみ回答が得られた者を除外し、少年・保護者共に回答が得られ、双方を対応させることが可能であった者を分析対象者とした。その結果、分析対象者は、579人(少年院在院者335人、保護観察処分少年244人)であった。なお、調査項目によって、回答に不備があった者を分析から除外したため、回答している実人員が異なる場合や、重複計上のため、一人当たりの回答数が異なる調査項目がある。

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析により、必要に応じて各項においてその他の分析を行った。クロス集計表による分析では、主に χ^2 検定を行い、度数が少ないなどの理由でこれが適さない場合は、Fisherの正確確率検定(自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。)を実施した。分析に当たっては、IBM SPSS Statistics 26(一部の項目については統計分析フリーソフト「R」)を使用し、有意水準は5%に設定した。

第3節 調査の結果

1 少年の属性等

(1) 少年の性別、年齢、保護処分歴及び非行名

調査対象である少年の性別、年齢、保護処分歴及び非行名は、**3-3-1-1表**のとおりである。少年の女子比は、総数では25.2%のところ、保護観察処分少年の女子比（43.9%）は、少年院在院者の女子比（11.6%）よりも高かった。少年の年齢は、単純に平均すると17.6歳であり、中央値は18.0歳であった。少年院在院者の61.2%が保護処分歴を有するのに対し、保護観察処分少年において保護処分歴を有する者は、14.3%であった。非行名は、窃盗（129人）が最も多く、次いで、傷害・暴行（100人）、道路交通法違反（71人）の順であった。

3-3-1-1表

少年の属性・非行名

属性・非行名				区 分	総 数	少年院在院者	保護観察処分少年
総	数				579 (100.0)	335 (100.0)	244 (100.0)
性 別	男	子			433 (74.8)	296 (88.4)	137 (56.1)
	女	子			146 (25.2)	39 (11.6)	107 (43.9)
年 齢	13	歳			2 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.4)
	14	歳			18 (3.1)	13 (3.9)	5 (2.0)
	15	歳			37 (6.4)	21 (6.3)	16 (6.6)
	16	歳			75 (13.0)	46 (13.7)	29 (11.9)
	17	歳			115 (19.9)	78 (23.3)	37 (15.2)
	18	歳			120 (20.7)	73 (21.8)	47 (19.3)
	19	歳			212 (36.6)	103 (30.7)	109 (44.7)
保 護 処 分 歴	少 年 院 送 致				53 (9.2)	50 (14.9)	3 (1.2)
	保 護 観 察				177 (30.6)	149 (44.5)	28 (11.5)
	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致				10 (1.7)	6 (1.8)	4 (1.6)
	な し				339 (58.5)	130 (38.8)	209 (85.7)

刑 法 犯 総 数	381	(65.8)	256	(76.4)	125	(51.2)
公 務 執 行 妨 害	3	(0.5)	1	(0.3)	2	(0.8)
放 火	2	(0.3)	2	(0.6)	-	
住 居 侵 入	6	(1.0)	1	(0.3)	5	(2.0)
強制性交等・強制わいせつ	25	(4.3)	21	(6.3)	4	(1.6)
殺 人	3	(0.5)	3	(0.9)	-	
傷 害 ・ 暴 行	100	(17.3)	73	(21.8)	27	(11.1)
脅 迫	3	(0.5)	2	(0.6)	1	(0.4)
窃 盗	129	(22.3)	71	(21.2)	58	(23.8)
強 盗	29	(5.0)	29	(8.7)	-	
詐 欺	42	(7.3)	29	(8.7)	13	(5.3)
恐 喝	19	(3.3)	12	(3.6)	7	(2.9)
そ の 他	20	(3.5)	12	(3.6)	8	(3.3)
危険運転致死傷	2	(0.3)	1	(0.3)	1	(0.4)
過失運転致死傷等	38	(6.6)	7	(2.1)	31	(12.7)
特 別 法 犯 総 数	146	(25.2)	62	(18.5)	84	(34.4)
銃砲刀剣類所持等取締法	3	(0.5)	2	(0.6)	1	(0.4)
児 童 福 祉 法	3	(0.5)	3	(0.9)	-	
麻薬及び向精神薬取締法	6	(1.0)	4	(1.2)	2	(0.8)
覚 醒 剤 取 締 法	10	(1.7)	8	(2.4)	2	(0.8)
道 路 交 通 法	71	(12.3)	23	(6.9)	48	(19.7)
大 麻 取 締 法	19	(3.3)	...		19	(7.8)
そ の 他	34	(5.9)	22	(6.6)	12	(4.9)
ぐ 犯	12	(2.1)	9	(2.7)	3	(1.2)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「年齢」は、少年院在院者は少年院入院時の年齢、保護観察処分少年は保護観察開始時の年齢による。
3 「保護処分歴」は、複数有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設・児童養護施設送致」に計上している。
4 複数の非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの（ぐ犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。）に計上している。
5 少年院在院者の「特別法犯」の「その他」は、大麻取締法を含む。
6 （ ）内は、属性・非行名の総数又は少年の身分別の人員における構成比である。

(2) 少年との関係

保護者に対する調査

Q お子さんとあなたとの関係は、次のどれにあたりますか。

お子さんからみた続柄で、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 父親 2 母親 3 義(養)父 4 義(養)母
5 祖父母 6 その他の親族

3-3-1-2表は、保護者について、少年から見た関係を示したものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「母親」が最も多く、次いで、「父親」、「祖父母」の順であった。

3-3-1-2表

保護者に対する調査 少年との関係

身 分	総 数	父 親	母 親	義(養)父	義(養)母	祖父母	その他の親族
少年院在院者	324 (100.0)	49 (15.1)	262 (80.9)	2 (0.6)	2 (0.6)	6 (1.9)	3 (0.9)
保護観察処分少年	240 (100.0)	54 (22.5)	175 (72.9)	2 (0.8)	1 (0.4)	7 (2.9)	1 (0.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 少年との関係が不詳の者を除く。
3 () 内は、少年の身分別の構成比である。

(3) 同居家族

少年に対する調査

Q 現在、あなたは誰と住んでいますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

単身赴任などで一時的に別居している方も含めてください。また、親と配偶者・パートナー以外の場合は、その人数もご記入ください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 ひとり暮らし(寮を含む) 2 父親 3 母親 4 配偶者(事実婚を含む)
5 パートナー 6 祖父(人) 7 祖母(人) 8 兄(人)
9 弟(人) 10 姉(人) 11 妹(人) 12 自分の子供(人)
13 それ以外の親族(人) 14 友達(人) 15 その他(具体的に)

保護者に対する調査

Q① お子さんと同居しているご家族の人数を教えてください(あなたとお子さんも含みます。)。単身赴任しているご家族も含めてください。

()人

Q② Q①で回答した「ご家族」には、お子さんから見てどの関係の方が含まれますか。
あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 父親 2 母親 3 祖父母 4 兄弟姉妹 5 その他

3-3-1-3表は、本件調査時点(少年院在院者にあつては、少年院入院前)における少年の同居人に関する少年の回答であり、3-3-1-4表は、少年の同居人に関する保護者の回答を示したものである。

3-3-1-3表

少年に対する調査 同居人

同居人	総 数		少年院在院者		保護観察処分少年	
総 数	573	(100.0)	330	(100.0)	243	(100.0)
一人暮らし(寮を含む)	39	(6.8)	23	(7.0)	16	(6.6)
父 親	282	(49.2)	147	(44.5)	135	(55.6)
母 親	436	(76.1)	241	(73.0)	195	(80.2)
配偶者(事実婚を含む)	9	(1.6)	6	(1.8)	3	(1.2)
パ ー ト ナ ー	11	(1.9)	7	(2.1)	4	(1.6)
祖 父	48	(8.4)	26	(7.9)	22	(9.1)
祖 母	85	(14.8)	43	(13.0)	42	(17.3)
兄	117	(20.4)	66	(20.0)	51	(21.0)
弟	149	(26.0)	87	(26.4)	62	(25.5)
姉	90	(15.7)	57	(17.3)	33	(13.6)
妹	133	(23.2)	80	(24.2)	53	(21.8)
自 分 の 子 供	11	(1.9)	8	(2.4)	3	(1.2)
そ れ 以 外 の 親 族	16	(2.8)	10	(3.0)	6	(2.5)
友 達	12	(2.1)	11	(3.3)	1	(0.4)
そ の 他	42	(7.3)	29	(8.8)	13	(5.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 同居人が不詳の者を除く。
 3 () 内は、それぞれの回答者に占める割合(重複計上による。)である。

3-3-1-4表

保護者に対する調査 少年の同居人の人数、同居人

① 人数

同居人の人数	総 数	少年院在院者	保護観察処分少年
総 数	558 (100.0)	329 (100.0)	229 (100.0)
1 人	7 (1.3)	4 (1.2)	3 (1.3)
2 人	75 (13.4)	51 (15.5)	24 (10.5)
3 人	128 (22.9)	75 (22.8)	53 (23.1)
4 人	152 (27.2)	83 (25.2)	69 (30.1)
5 人	109 (19.5)	57 (17.3)	52 (22.7)
6 人	53 (9.5)	40 (12.2)	13 (5.7)
7 人	21 (3.8)	16 (4.9)	5 (2.2)
8 人	8 (1.4)	1 (0.3)	7 (3.1)
9 人	1 (0.2)	-	1 (0.4)
10 人	3 (0.5)	1 (0.3)	2 (0.9)
11 人	1 (0.2)	1 (0.3)	-

② 同居人

同居人	総 数	少年院在院者	保護観察処分少年
総 数	579 (100.0)	335 (100.0)	244 (100.0)
父 親	286 (49.4)	160 (47.8)	126 (51.6)
母 親	415 (71.7)	242 (72.2)	173 (70.9)
祖 父 母	95 (16.4)	48 (14.3)	47 (19.3)
兄 弟 姉 妹	375 (64.8)	231 (69.0)	144 (59.0)
そ の 他	51 (8.8)	29 (8.7)	22 (9.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①は、同居人の人数が不詳の者を除く。

3 同居人の人数は、少年本人を含む。

4 () 内は、①は、総数又は身分別の人員における構成比であり、②は、それぞれの回答者に占める割合（重複計上による。）である。

(4) 保護者の婚姻状況

保護者に対する調査

Q あなたの婚姻状況を教えてください。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 結婚している（再婚や事実婚を含む。） 2 離婚 3 死別 4 未婚
5 いなし、わからない

3-3-1-5表は、保護者の婚姻状況を示したものである。

3-3-1-5表

保護者に対する調査 保護者の婚姻状況

身 分	総 数	結婚している	離 婚	死 別	未 婚
少 年 院 在 院 者	315 (100.0)	164 (52.1)	139 (44.1)	6 (1.9)	6 (1.9)
保護観察処分少年	240 (100.0)	144 (60.0)	84 (35.0)	4 (1.7)	8 (3.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 婚姻状況が不詳の者を除く。
 3 「結婚している」は、再婚及び事実婚を含む。
 4 () 内は、少年の身分別の人員における構成比である。

(5) 家庭で使用している言語

保護者に対する調査

Q ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 日本語のみを使用している
- 2 日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い
- 3 日本語以外の言語を使うことが多い

3-3-1-6表は、家庭で使用している言語に関する保護者の回答を示したものである。

3-3-1-6表

保護者に対する調査 家庭で使用している言語

身 分	総 数	日本語のみ使用	日本語以外も使用 (日本語の方が多い)	日本語以外を使用 することが多い
少 年 院 在 院 者	334 (100.0)	320 (95.8)	12 (3.6)	2 (0.6)
保護観察処分少年	243 (100.0)	231 (95.1)	11 (4.5)	1 (0.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家庭で使用している言語が不詳の者を除く。
 3 () 内は、少年の身分別の人員における構成比である。

(6) 住居の種類

保護者に対する調査

Q あなたの住居は、次のどれにあてはまりますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1 持ち家（親・きょうだいの名義を含む） | 2 県営・市町村営の住宅 |
| 3 都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅 | 4 民間の賃貸住宅 |
| 5 官舎・社宅 | 6 その他 |

3-3-1-7表は、保護者の住居の種類を示したものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「持ち家」が最も多く、次いで、「民間の賃貸住宅」、「県営・市町村営の住宅」の順であった。

3-3-1-7表

保護者に対する調査 住居の種類

身 分	総 数	持ち家	県営・市町村営の住宅	都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅	民間の賃貸住宅	官舎・社宅	その他
少年院在院者	324 (100.0)	169 (52.2)	35 (10.8)	8 (2.5)	104 (32.1)	1 (0.3)	7 (2.2)
保護観察処分少年	244 (100.0)	147 (60.2)	23 (9.4)	6 (2.5)	64 (26.2)	1 (0.4)	3 (1.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 住居の種類が不詳の者を除く。
 3 「持ち家」は、親・兄弟姉妹の名義を含む。
 4 () 内は、少年の身分別の人員における構成比である。

2 家庭環境

ここでは、ACEの状況、養育の状況、保護者の状況及び経済状況について、見ていくこととする。まず、ACEの状況について、身分別に分析し（（1）参照）、養育の状況（（2）参照）及び保護者の状況（（3）参照）について、身分別・ACE累積度別に分析を行った。続いて、経済状況について、身分別に分析し（（4）参照）、ACEと経済状況との関連を分析した（（5）参照）。

(1) 小児期逆境体験の経験の有無

少年に対する調査			
Q あなたの18歳まで(18歳未満の人は現在の年齢まで)の経験についておたずねします。 あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。			
ア 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	1	はい	2 いいえ
イ 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	1	はい	2 いいえ
ウ 家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた	1	はい	2 いいえ
エ 家庭内に、自殺を試みた人がいた	1	はい	2 いいえ
オ 親が亡くなったり離婚したりした	1	はい	2 いいえ
カ 家庭内に、刑務所に服役している人がいた	1	はい	2 いいえ
キ 母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた(例: 叩かれる、物を投げ付けられる、蹴られる、殴られるなど)	1	はい	2 いいえ
ク 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった(例: 必要なときに医者に連れていってもらえなかった、食べ物を十分に与えられなかった)	1	はい	2 いいえ
ケ 家族から、十分に気に掛けてもらえなかった(例: 大切にされなかった、愛情をそそがれなかった)	1	はい	2 いいえ
コ 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた(例: 叩かれる、物を投げ付けられる、けがをするくらい強く殴られる)	1 1回から 数回ある	2 繰り返し ある	3 ない
サ 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた(例: 侮辱される、けなされる、脅される)	1 1回から 数回ある	2 繰り返し ある	3 ない
シ 家族から、性的な暴力を受けた(例: 身体を性的に触られる、性器を触るよう強要される、セックスをするよう強要される)	1 1回から 数回ある	2 繰り返し ある	3 ない

上記質問は、少年を調査対象者として、ACEの有無を調査したものであり、その結果を見ると、3-3-2-1表のとおりである。質問項目アからケについて、Fisherの正確確率検定の結果、質問項目エ「家庭内に、自殺を試みた人がいた」を除いた全ての項目で、少年院在院者と保護観察処分少年の間に有意な差が見られ、少年院在院者は、保護観察処分少年よりも「該当あり」が多かった。

質問項目コからシについて、 χ^2 検定の結果、質問項目シ「家族から、性的な暴力を受けた」を除いたいずれの項目でも、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「該当あり（1回から数回）」及び「該当あり（繰り返し）」が多く、「該当なし」が少ない傾向が見られた一方、保護観察処分少年は、逆であった。

なお、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」（法務総合研究所、2020）では、薬物事犯受刑者を対象としてACEの状況について調査している。薬物事犯に限定した結果であることに留意は必要であるが、本調査の結果と比較すると、薬物事犯受刑者・本調査の対象者共に、質問項目オ「親が亡くなったり離婚したりした」の該当率が最も高いことが一致していた一方、薬物事犯受刑者では、次いで、質問項目サ「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」、質問項目コ「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の順に該当率が高かったのに対し、本調査の対象者では、質問項目コ、質問項目サの順に該当率が高かった。また、本調査の対象者は、薬物事犯受刑者より、質問項目コ及びサのほか、質問項目ウ「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」の該当率が高いという傾向が見られた。

3-3-2-1表

少年に対する調査 小児期逆境体験の経験の有無

項 目	区 分	総 数	少年院 入院者	保護観察 処分少年	統計値
ア 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	該 当 あ り	77 (13.6)	57 (17.2)	20 (8.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.003$
	該 当 な し	491 (86.4)	274 (82.8)	217 (91.6)	
イ 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	該 当 あ り	43 (7.6)	38 (11.5)	5 (2.1)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該 当 な し	525 (92.4)	293 (88.5)	232 (97.9)	
ウ 家庭内に、うつになったり、心の病にかかったりしている人がいた	該 当 あ り	122 (21.4)	93 (28.0)	29 (12.2)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該 当 な し	448 (78.6)	239 (72.0)	209 (87.8)	
エ 家庭内に、自殺を試みた人がいた	該 当 あ り	63 (11.1)	43 (13.0)	20 (8.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.104$
	該 当 な し	507 (88.9)	289 (87.0)	218 (91.6)	
オ 親が亡くなったり離婚したりした	該 当 あ り	300 (52.9)	201 (60.9)	99 (41.8)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該 当 な し	267 (47.1)	129 (39.1)	138 (58.2)	
カ 家庭内に、刑務所に服役している人がいた	該 当 あ り	27 (4.8)	22 (6.7)	5 (2.1)	Fisherの正確確率検定 $p=.015$
	該 当 な し	535 (95.2)	304 (93.3)	231 (97.9)	
キ 母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた	該 当 あ り	132 (23.2)	110 (33.2)	22 (9.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該 当 な し	436 (76.8)	221 (66.8)	215 (90.7)	
ク 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった	該 当 あ り	40 (7.0)	34 (10.2)	6 (2.5)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該 当 な し	529 (93.0)	298 (89.8)	231 (97.5)	
ケ 家族から、十分に気に掛けてもらえなかった	該 当 あ り	77 (13.6)	62 (18.7)	15 (6.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該 当 な し	491 (86.4)	269 (81.3)	222 (93.7)	
コ 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた	該 当 あ り (1回から数回)	130 (22.8)	104 (31.2)	26 (11.0)	$\chi^2(2)=115.164$ 、 $p<.001$
	該 当 あ り (繰 り 返 し)	121 (21.2)	105 (31.5)	16 (6.8)	
	該 当 な し	319 (56.0)	124 (37.2)	195 (82.3)	
サ 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた	該 当 あ り (1回から数回)	89 (15.7)	66 (19.9)	23 (9.7)	$\chi^2(2)=52.065$ 、 $p<.001$
	該 当 あ り (繰 り 返 し)	105 (18.5)	87 (26.2)	18 (7.6)	
	該 当 な し	374 (65.8)	179 (53.9)	195 (82.6)	
シ 家族から、性的な暴力を受けた	該 当 あ り (1回から数回)	6 (1.1)	3 (0.9)	3 (1.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.372$
	該 当 あ り (繰 り 返 し)	3 (0.5)	3 (0.9)	-	
	該 当 な し	556 (98.4)	322 (98.2)	234 (98.7)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

分析に先立って、国内における先行研究を概観すると、松浦他（2007）及び松浦・橋本（2007）において、少年院在院者を対象としたACEに関する調査を行っている。松浦他（2007）では、ACEの主要な9項目について調査しており、4か所の男子少年院の在院者及び一般の高校生（男性）を対象として調査を実施し、ACE該当数が0項目の者が、少年院在院者では31.3%～37.1%であった一方、一般の高校生では89.3%であり、ACE該当数が4項目以上の者が、少年院在院者では11.4%～16.4%であった一方、一般の高校生では0.9%であったことが示されている。松浦・橋本（2007）でも、女子少年院の在院者及び一般の高校生（女性）を対象とした同様の調査において、ACE該当数が0項目の者が、少年院在院者では32.9%であった一方、一般の高校生では88.1%であり、ACE該当数が4項目以上の者が、少年院在院者では17.1%であった一方、一般の高校生では0.5%であったことが示されている。

本調査の対象者においても、同様の傾向が見られるかを確認するため、松浦他（2007）の定義に基づき、質問項目アとイ、ウとエ、クとケをそれぞれまとめ、いずれかに該当した場合に1項目とした。

調査対象者のACE該当数は、少年院在院者につき、0項目が44人（13.8%）、1項目が56人（17.5%）、2項目が57人（17.8%）、3項目が49人（15.3%）、4項目が43人（13.4%）、5項目が39人（12.2%）、6項目が20人（6.3%）、7項目が6人（1.9%）、8項目が6人（1.9%）であり、9項目はいなかった。保護観察処分少年につき、0項目が101人（43.5%）、1項目が69人（29.7%）、2項目が26人（11.2%）、3項目が13人（5.6%）、4項目が9人（3.9%）、5項目が9人（3.9%）、6項目が5人（2.2%）であり、7項目以上はいなかった。ACE該当数の平均値は、調査対象者全体では2.11（±1.98）項目であり、少年院在院者では2.79（±2.01）項目、保護観察処分少年では1.17（±1.50）項目であった。

9項目のうちの該当数によってACE累積度を評定することとし、先行研究（Felitti et al., 1998）を参考に、ACE該当数が4項目以上の者をACE重篤、1～3項目の者をACE中程度、0項目の者をACEなしとしたところ、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしに該当する者は、調査対象者全体では、それぞれ137人（24.8%）、270人（48.9%）、145人（26.3%）であり、少年院在院者では、それぞれ114人（35.6%）、162人（50.6%）、44人（13.8%）、保護観察処分少年では、それぞれ23人（9.9%）、108人（46.6%）、101人（43.5%）であった。

(2) 養育の状況

ア 幼少期の養育者

少年に対する調査

Q あなたが小学生の頃、誰があなたの生活の面倒を見てくれていましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 両親
- 2 父親（母親とは死別）
- 3 父親（母親とは離別）
- 4 母親（父親とは死別）
- 5 母親（父親とは離別）
- 6 祖父母
- 7 その他（両親・祖父母以外の親戚、施設など）
- 8 わからない

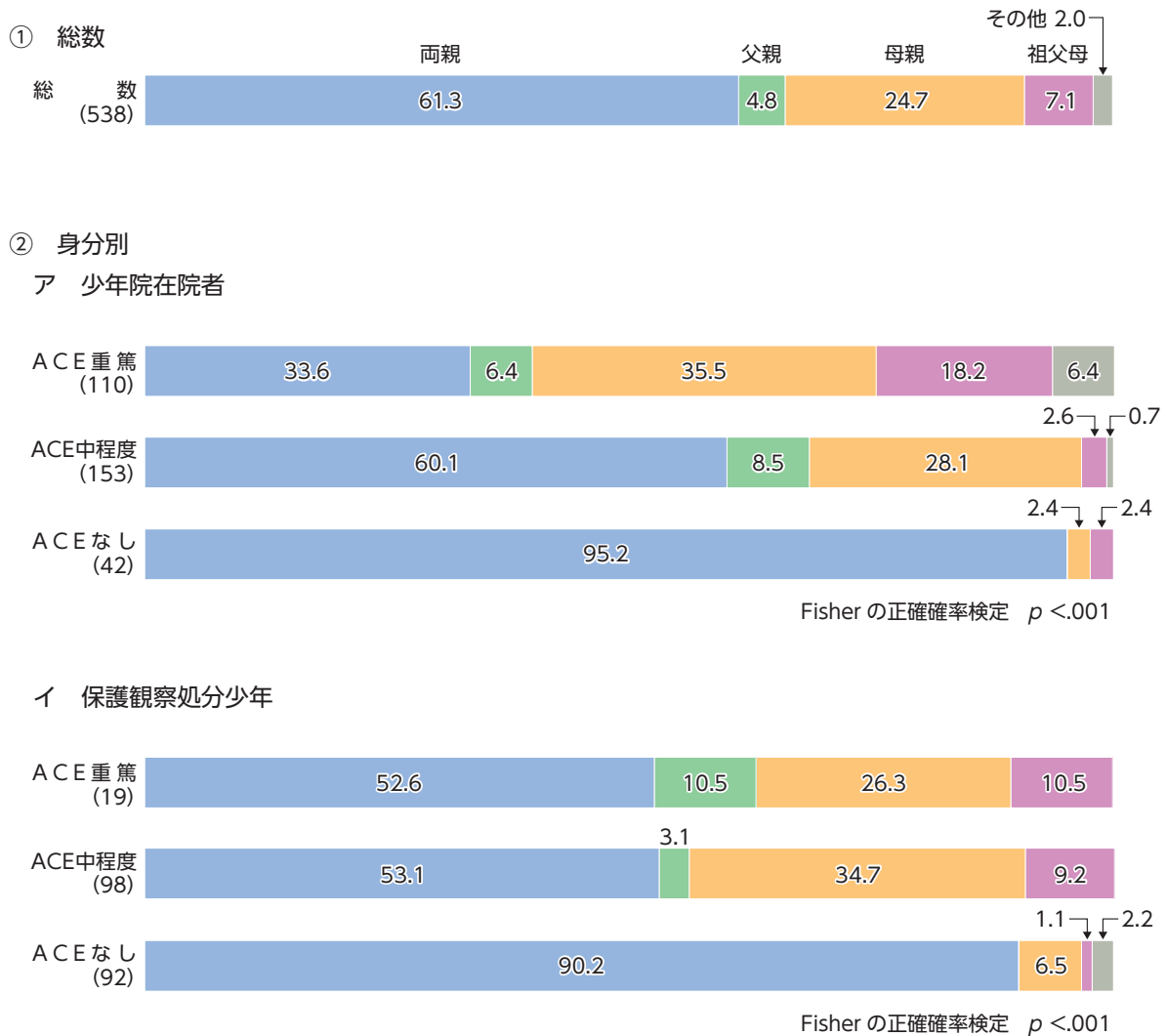
※離別とは、父母の離婚など、何らかの事情で母親又は父親がいなかったことを指します。

上記質問は、少年を調査対象者とし、幼少期の養育者を調査したものである。その結果を見ると、3-3-2-2図のとおりであり、単純に比較すると、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、ACEなしは、「両親」が9割以上占める一方、ACE重篤及びACE中程度は、「両親」の構成比が低かった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者のACE重篤は、「両親」の構成比が低い一方、「母親」、「祖父母」、「その他」の構成比が高い傾向が見られ、ACE中程度は、「祖父母」、「その他」の構成比が低い傾向、ACEなしは、「両親」の構成比が高い一方、「母親」の構成比が低い傾向が見られた。保護観察処分少年のACE重篤は、「父親」の構成比が高い傾向が見られ、ACE中程度は、「両親」の構成比が低い一方、「母親」、「祖父母」の構成比が高い傾向、ACEなしは、「両親」の構成比が高い一方、「父親」、「母親」、「祖父母」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-2図

少年に対する調査 幼少期の養育者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 幼少期の養育者が不詳の者を除く。
 3 「父親」及び「母親」は、母親又は父親と死別及び離別したものである。
 4 () 内は、実人員である。

イ 幼児期の教育

保護者に対する調査

Q① お子さんが0～2歳の間に通っていた教育・保育施設等で主なもの（期間が長いもの）について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 認可保育所・認定こども園
- 2 その他の教育・保育等の施設
- 3 親・親族以外の個人
- 4 もっぱら親・親族が面倒を見ていた

Q② お子さんが3～5歳の間に通っていた教育・保育施設等で主なもの（期間が長いもの）について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 幼稚園・認可保育所・認定こども園
- 2 その他の教育・保育等の施設
- 3 親・親族以外の個人
- 4 もっぱら親・親族が面倒を見ていた

上記各質問は、保護者を調査対象者とし、幼児期（①0～2歳の間、②3～5歳の間）における少年の教育について調査したものであり、その結果を見ると、**3-3-2-3図**のとおりである。なお、内閣府の「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」（2021）（以下「内閣府調査」という。）における「子供が0～2歳の時に通っていた教育・保育施設等」についての保護者への調査の結果は、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が60.7%、「認可保育所・認定こども園」が31.8%、「その他の教育・保育等の施設」が4.8%であった。内閣府調査の調査対象は、調査時点で中学2年の子供を持つ保護者であり、本調査の調査対象は、少年の年齢が中学2年に限定されていない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べて「認可保育所・認定こども園」が高く、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が低い傾向が見られた。内閣府調査における「子供が3～5歳の時に通っていた教育・保育施設等」についての保護者への調査の結果は、「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が94.4%、「そ

の他の教育・保育等の施設」が3.5%、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が1.3%であり、本調査の対象者と一般調査の結果において大きな違いは見られなかった。

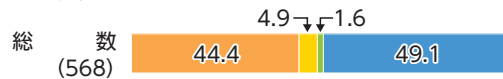
身分別に単純に比較すると、0～2歳の間における少年の教育について、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、ACEなしは、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」の構成比が高い傾向が見られたが、 χ^2 検定の結果、いずれの項目についても有意な差は見られなかった。

3-3-2-3図

保護者に対する調査 幼児期の教育

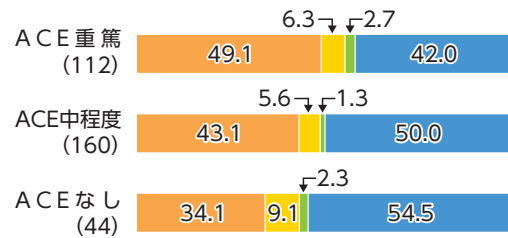
① 少年が0～2歳の間に通っていた主な教育・保育施設等

ア 総数



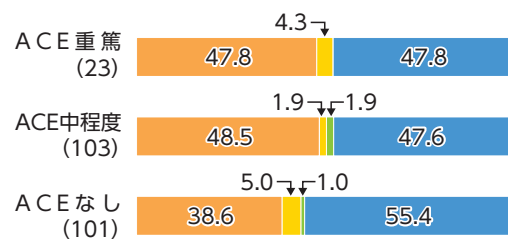
イ 身分別

(ア) 少年院在院者

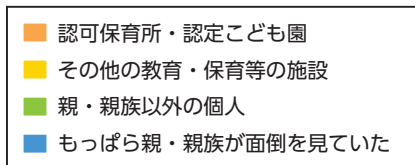


Fisherの正確確率検定 $p = .517$

(イ) 保護観察処分少年

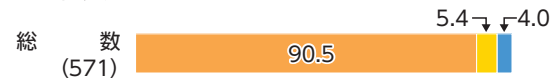


Fisherの正確確率検定 $p = .639$



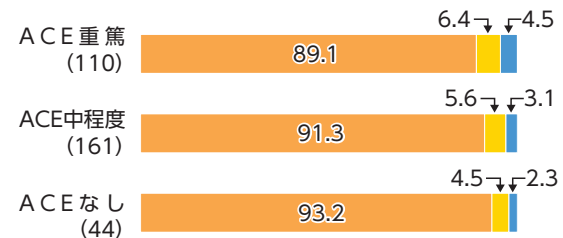
② 少年が3～5歳の間に通っていた主な教育・保育施設等

ア 総数



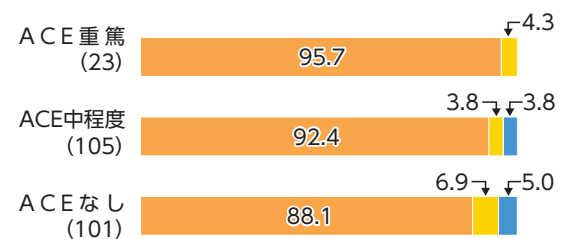
イ 身分別

(ア) 少年院在院者

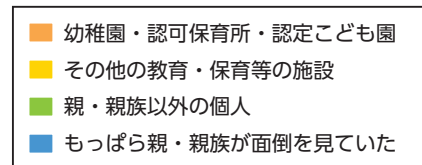


Fisherの正確確率検定 $p = .950$

(イ) 保護観察処分少年



Fisherの正確確率検定 $p = .779$



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 幼児期の教育が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

ウ 子供との関わり方

保護者に対する調査

Q お子さんが中学2年頃までのお子さんとの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。

それぞれについて、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

	あてはまる	どちらかといえば、あてはまる	どちらかといえば、あてはまらない	あてはまらない
ア テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めていた	1	2	3	4
イ お子さんに本や新聞を読むように勧めていた	1	2	3	4
ウ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	1	2	3	4
エ お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれた	1	2	3	4

上記質問は、保護者を調査対象者とし、子供との関わり方について調査したものである。各項目について、「あてはまる」及び「どちらかといえば、あてはまる」を合計した者の構成比を見ると、3-3-2-4図のとおりである。内閣府調査における「子供との関わり方」についての保護者への調査の結果を見ると、「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」を合計した構成比は、「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めているか」については62.1%、「子供に本や新聞を読むように勧めているか」については60.3%、「子供が小さいころに絵本の読み聞かせをしたか」については78.2%、「子供から勉強や成績のことについて話をしてくれるか」については78.4%であった。内閣府調査の調査対象となる子供と本調査の調査対象となる少年は年齢層が一致しないほか、内閣府調査は「子供が小さいころに

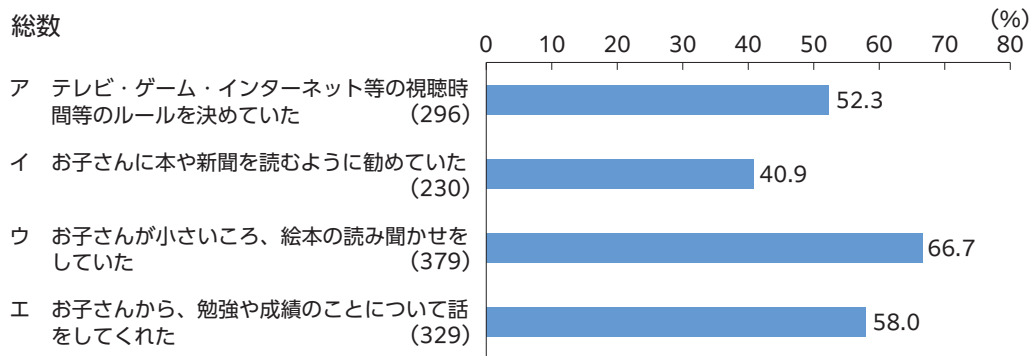
絵本の読み聞かせをしたか」を除き調査時点の関わり方を尋ねるものであるのに対し、本調査は「ウ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた」を除き中学2年頃までの関わり方を尋ねるものであるなど設問に違いがあることに留意する必要があるが、本調査の対象者は、一般の子供と比べ、いずれの項目（それぞれ52.3%、40.9%、66.7%、58.0%）も低い傾向がうかがえた。

身分別で単純に比較すると、少年院在院者は、いずれの項目もACEなしにおいて構成比が高い傾向が見られるなど、ACEなしの保護者は、積極的に家庭内でのルールの取り決めをしたり、子供とのコミュニケーションをとっていたと認識している傾向が見られたが、 χ^2 検定の結果、いずれの項目についても有意な差が見られなかった。

3-3-2-4図

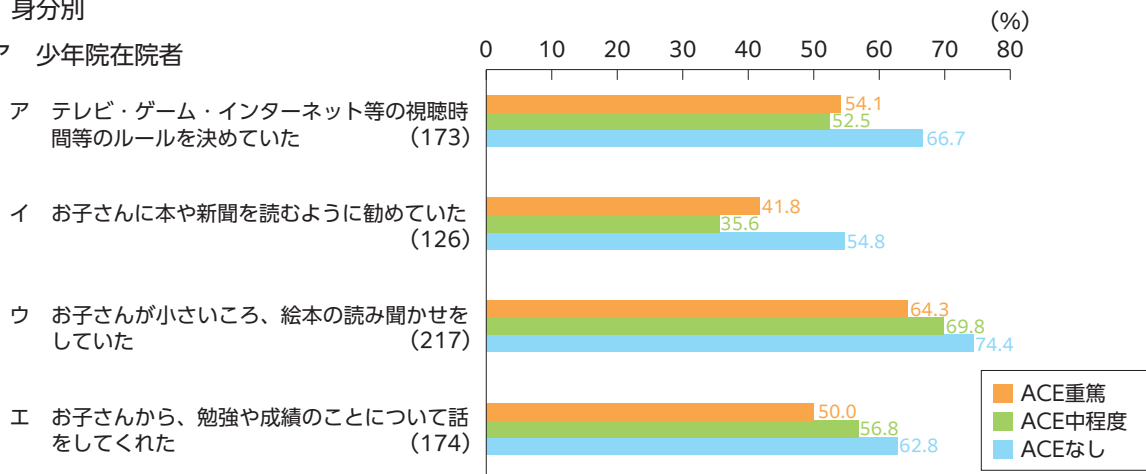
保護者に対する調査 子供との関わり方

① 総数

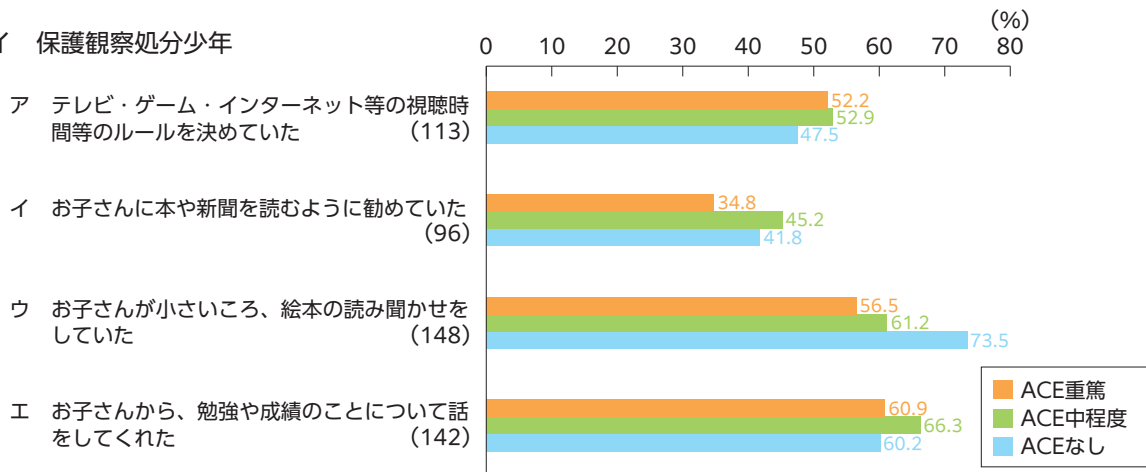


② 身分別

ア 少年院在院者



イ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 子供との関わり方の各項目が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「あてはまる」及び「どちらかといえば、あてはまる」を合計した者の構成比である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 ()内は、各項目について、「あてはまる」及び「どちらかといえば、あてはまる」を合計した者の実人員である。

エ 子育てに対する気持ち

保護者に対する調査

- Q 子育ての中で、最も辛かったことはどのようなことですか。
 また、反対に、最も嬉しかったことはどのようなことですか。
 それらはいつのことですか。
 回答欄に自由に記入してください。

辛かったこと	
いつごろ	

嬉しかったこと	
いつごろ	

上記質問は、保護者を調査対象者とし、子育てに対する気持ちを調査したものであり、子育て中の最もつらかったこと及び最もうれしかったこと並びにそれらの時期について、自由記述で調査したものである。回答内容は多岐にわたるが、「辛かったこと」では、「学校」、「事件」及び「父親」等の単語が含まれる回答が多くあり、「嬉しかったこと」では、「プレゼント」、「高校」及び「成長」等の単語が含まれる回答が多くあった。3-3-2-5表①は、上記のとおり、「辛かったこと」及び「嬉しかったこと」の各回答中に多く含まれていた単語について、形態素解析エンジンを用い、同一単語が5回以上登場したものを、日常生活の各局面や出来事等に分けて一定の類型化をするとともに主な回答を列挙したものであり、3-3-2-5表②③は、上記類型ごとの該当数及び構成比を見たものである。

総数について、「その他」を除き回答の該当率が高かった上位3項目を見ると、「辛かったこと」は、「子供の非行に関すること」、「学校に関すること」、「家庭に関すること」であり、「嬉しかったこと」は、「部活・スポーツに関すること」、「子供の誕生・健康・成長に関すること」、

「子供の話・言葉に関すること」であった。

χ^2 検定の結果、少年院在院者の「辛かったこと」では「子供の育てにくさに関すること」、「嬉しかったこと」では「子供の誕生・健康・成長に関すること」及び「部活・スポーツに関すること」について、有意な差が見られた。これらについて、調整済み残差を見ると、「子供の育てにくさに関すること」では、ACE重篤の構成比が高く、ACE中程度の構成比が低い傾向が、「子供の誕生・健康・成長に関すること」では、ACE中程度の構成比が高い傾向が、「部活・スポーツに関すること」では、ACE中程度の構成比が高く、ACE重篤の構成比が低い傾向が見られた。保護観察処分少年は、「辛かったこと」では「子供の非行に関すること」、「嬉しかったこと」では「子供の話・言葉に関すること」について、それぞれ有意な差が見られた。これらについて、調整済み残差を見ると、「子供の非行に関すること」では、ACE重篤の構成比が高い傾向が、「子供の話・言葉に関すること」では、ACE中程度の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-5表

保護者に対する調査 最も辛かったこと・嬉しかったこと

① 回答の類型一覧

ア 最も辛かったこと

分 類	主な回答
学校に関すること	学校から何度も呼び出しがあったこと 不登校になったこと 子供がいじめにあっていたこと
家庭に関すること	両親の離婚を経験させてしまったこと 父親のDVがあったこと 子供と一緒に暮らせなくなったこと
子供の非行に関すること	今回の事件 逮捕されたこと 少年院に入ったこと
子供の病気・けがに関すること	幼い頃病弱だったこと アトピーがひどかったこと ぜんそくがひどかったこと
子供の反抗期に関すること	反抗期になり、言うことを聞かず反発されたこと 反抗期に入り、家へ帰宅しなかったこと 反抗期に親の気持ちが伝わらなかったこと
子供の育てにくさに関すること	嘘をつくようになったこと 発達障害 言うことを聞かないこと
経済面に関すること	金銭的に好きなことをさせてやれなかったこと 金銭面で余裕がなかったこと お金がなく、必要な物が買えなかったこと
その他	
特になし	

イ 最も嬉しかったこと

分 類	主な回答
学校に関すること	受験に成功したこと 学校行事での活躍 テスト等の成績が良くなったこと
子供の誕生・健康・成長に関すること	生まれてきてくれたこと 健康に育ってくれたこと 子供の成長が感じられたこと
部活・スポーツに関すること	部活を頑張っていたこと スポーツで活躍したこと 部活・スポーツを続けてくれたこと
子供の仕事に関すること	真面目に働き、家に給料を入れてくれていたこと 頑張っていること 仕事に就いていること
子供がプレゼントをくれたこと	誕生日等にプレゼントをくれたこと 手紙をくれたこと お小遣い・給料からプレゼントを買ってくれたこと
子供の話・言葉に関すること	悩みを相談してくれたこと 親への感謝の気持ちを言ってくれたこと 毎日の出来事を話してくれること
お手伝いに関すること	家事を手伝ってくれること 料理を作ってくれること きょうだいやペットの世話をしてくれること
子供の長所に関すること	子供が優しいこと 子供が素直なこと 家族に対し気遣いをしてくれること
その他	
特になし	

② 総数

ア 最も辛かったこと

項 目	総数 [464]
学校に関すること	57 (12.3)
家庭に関すること	56 (12.1)
子供の非行に関すること	123 (26.5)
子供の病気・けがに関すること	24 (5.2)
子供の反抗期に関すること	40 (8.6)
子供の育てにくさに関すること	55 (11.9)
経済面に関すること	14 (3.0)
その他	36 (7.8)
特になし	43 (9.3)

イ 最も嬉しかったこと

項 目	総数 [462]
学校に関すること	56 (12.1)
子供の誕生・健康・成長に関すること	74 (16.0)
部活・スポーツに関すること	81 (17.5)
子供の仕事に関すること	13 (2.8)
子供がプレゼントをくれたこと	68 (14.7)
子供の話・言葉に関すること	73 (15.8)
お手伝いに関すること	31 (6.7)
子供の長所に関すること	47 (10.2)
その他	73 (15.8)
特になし	9 (1.9)

③ 身分別

ア 少年院在院者

(ア) 最も辛かったこと

項 目	総数 [263]	ACE重篤 [94]	ACE中程度 [135]	ACEなし [34]	統計値
学校に関すること	46 (17.5)	11 (11.7)	27 (20.0)	8 (23.5)	$\chi^2(2)=3.631$ 、 $p=.163$
家庭に関すること	46 (17.5)	19 (20.2)	20 (14.8)	7 (20.6)	$\chi^2(2)=1.379$ 、 $p=.502$
子供の非行に関すること	94 (35.7)	27 (28.7)	53 (39.3)	14 (41.2)	$\chi^2(2)=3.181$ 、 $p=.204$
子供の病気・けがに関すること	17 (6.5)	8 (8.5)	8 (5.9)	1 (2.9)	$\chi^2(2)=1.414$ 、 $p=.493$
子供の反抗期に関すること	11 (4.2)	4 (4.3)	5 (3.7)	2 (5.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.756$
子供の育てにくさに関すること	36 (13.7)	20 (21.3)	12 (8.9)	4 (11.8)	$\chi^2(2)=7.320$ 、 $p=.026$
経済面に関すること	7 (2.7)	4 (4.3)	2 (1.5)	1 (2.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.347$
その他	18 (6.8)	6 (6.4)	12 (8.9)	-	$\chi^2(2)=3.415$ 、 $p=.181$
特になし	12 (4.6)	5 (5.3)	6 (4.4)	1 (2.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.919$

(イ) 最も嬉しかったこと

項 目	総数 [265]	ACE重篤 [92]	ACE中程度 [139]	ACEなし [34]	統計値
学校に関すること	27 (10.2)	8 (8.7)	16 (11.5)	3 (8.8)	$\chi^2(2)=0.559$ 、 $p=.756$
子供の誕生・健康・成長に関すること	40 (15.1)	10 (10.9)	28 (20.1)	2 (5.9)	$\chi^2(2)=6.298$ 、 $p=.043$
部活・スポーツに関すること	42 (15.8)	5 (5.4)	28 (20.1)	9 (26.5)	$\chi^2(2)=12.280$ 、 $p=.002$
子供の仕事に関すること	7 (2.6)	3 (3.3)	4 (2.9)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.874$
子供がプレゼントをくれたこと	46 (17.4)	18 (19.6)	20 (14.4)	8 (23.5)	$\chi^2(2)=2.070$ 、 $p=.355$
子供の話・言葉に関すること	47 (17.7)	18 (19.6)	22 (15.8)	7 (20.6)	$\chi^2(2)=0.748$ 、 $p=.688$
お手伝いに関すること	19 (7.2)	7 (7.6)	11 (7.9)	1 (2.9)	$\chi^2(2)=1.056$ 、 $p=.590$
子供の長所に関すること	30 (11.3)	15 (16.3)	12 (8.6)	3 (8.8)	$\chi^2(2)=3.487$ 、 $p=.175$
その他	44 (16.6)	19 (20.7)	20 (14.4)	5 (14.7)	$\chi^2(2)=1.670$ 、 $p=.434$
特になし	5 (1.9)	3 (3.3)	1 (0.7)	1 (2.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.319$

イ 保護観察処分少年

(ア) 最も辛かったこと

項 目	総数 [178]	ACE重篤 [16]	ACE中程度 [86]	ACEなし [76]	統計値
学校に関すること	8 (4.5)	-	4 (4.7)	4 (5.3)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
家庭に関すること	6 (3.4)	2 (12.5)	3 (3.5)	1 (1.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.099$
子供の非行に関すること	24 (13.5)	6 (37.5)	9 (10.5)	9 (11.8)	$\chi^2(2)=8.758$ 、 $p=.013$
子供の病気・けがに関すること	7 (3.9)	1 (6.3)	4 (4.7)	2 (2.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.503$
子供の反抗期に関すること	29 (16.3)	2 (12.5)	16 (18.6)	11 (14.5)	$\chi^2(2)=0.690$ 、 $p=.708$
子供の育てにくさに関すること	16 (9.0)	-	6 (7.0)	10 (13.2)	$\chi^2(2)=3.621$ 、 $p=.164$
経済面に関すること	7 (3.9)	1 (6.3)	4 (4.7)	2 (2.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.503$
その他	16 (9.0)	-	6 (7.0)	10 (13.2)	$\chi^2(2)=3.621$ 、 $p=.164$
特になし	29 (16.3)	2 (12.5)	16 (18.6)	11 (14.5)	$\chi^2(2)=0.690$ 、 $p=.708$

(イ) 最も嬉しかったこと

項 目	総数 [175]	ACE重篤 [16]	ACE中程度 [87]	ACEなし [72]	統計値
学校に関すること	25 (14.3)	1 (6.3)	13 (14.9)	11 (15.3)	$\chi^2(2)=0.932$ 、 $p=.627$
子供の誕生・健康・成長に関すること	31 (17.7)	3 (18.8)	19 (21.8)	9 (12.5)	$\chi^2(2)=2.370$ 、 $p=.306$
部活・スポーツに関すること	36 (20.6)	3 (18.8)	16 (18.4)	17 (23.6)	$\chi^2(2)=0.693$ 、 $p=.707$
子供の仕事に関すること	5 (2.9)	1 (6.3)	3 (3.4)	1 (1.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.375$
子供がプレゼントをくれたこと	19 (10.9)	1 (6.3)	10 (11.5)	8 (11.1)	$\chi^2(2)=0.392$ 、 $p=.822$
子供の話・言葉に関すること	26 (14.9)	5 (31.3)	8 (9.2)	13 (18.1)	$\chi^2(2)=6.186$ 、 $p=.045$
お手伝いに関すること	9 (5.1)	-	4 (4.6)	5 (6.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.681$
子供の長所に関すること	15 (8.6)	2 (12.5)	3 (3.4)	10 (13.9)	$\chi^2(2)=5.827$ 、 $p=.054$
その他	25 (14.3)	2 (12.5)	15 (17.2)	8 (11.1)	$\chi^2(2)=1.255$ 、 $p=.534$
特になし	3 (1.7)	-	3 (3.4)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.440$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自由記述による。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の人員を計上している。
 4 () 内は、総数又はACE累積度別の人員における比率である。
 5 [] 内は、実人員である。

オ 進学の見通し

保護者に対する調査

Q お子さんが中学2年の頃、現実的に見てどの段階まで進学すると思っていましたか。
あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 中学まで
- 2 高校まで
- 3 短大・高専・専門学校まで
- 4 大学またはそれ以上

上記質問は、保護者を調査対象者とし、子供が中学2年の頃における進学の見通しを調査したものである。その結果を見ると、3-3-2-6図のとおりである。内閣府調査における「子供の進学段階に関する希望・展望」についての保護者への調査の結果を見ると、「中学まで」が0.5%、「高校まで」が16.3%、「短大・高専・専門学校まで」が19.7%、「大学またはそれ以上」が50.1%、「まだわからない」が12.8%であった。調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、「中学まで」（14.0%）及び「高校まで」（62.1%）の構成比が高く、「大学またはそれ以上」（12.6%）の構成比が低い傾向が見られた。

身分別に単純に比較すると、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順で「中学まで」の構成比が低下していき、「大学またはそれ以上」の構成比が高くなる傾向が見られた。

χ^2 検定の結果、保護観察処分少年の各群において有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「短大・高専・専門学校まで」の構成比が高い一方、「大学またはそれ以上」の構成比が低い傾向が見られ、ACE中程度は、「短大・高専・専門学校まで」の構成比が低い傾向、ACEなしは、「大学またはそれ以上」の構成比が高い傾向が見られた。

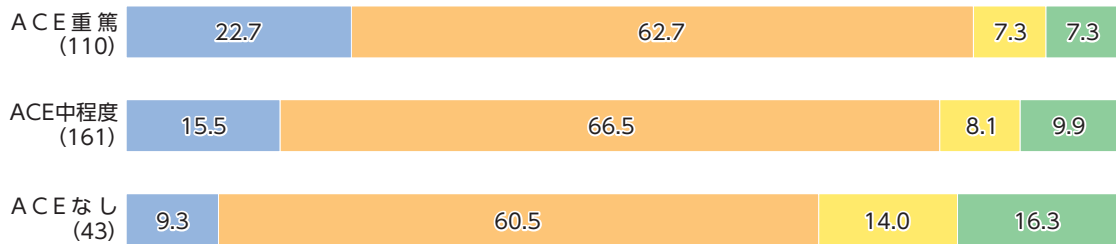
3-3-2-6図

保護者に対する調査 進学の見通し



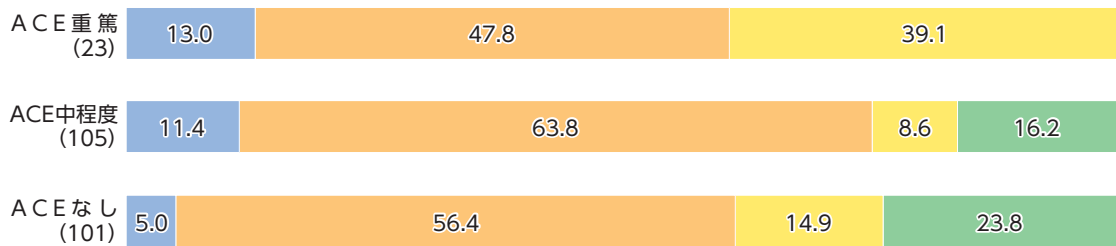
② 身分別

ア 少年院在院者



$\chi^2(6)=8.284, p=.218$

イ 保護観察処分少年



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 進学の見通しが不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

カ 家族としたことがある経験

少年に対する調査

Q あなたは、以下のことを家族としたことがありますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 小さいころに本や絵本を読んでもらう
- 2 図書館に行く
- 3 動物園や水族館に行く
- 4 テーマパークや遊園地に行く
- 5 映画や演劇を観に行く
- 6 パソコンやインターネットで調べものをする
- 7 学校の行事に家族が来る
- 8 地域の行事に参加する
- 9 泊まりで家族旅行に行く
- 10 祖父母や親戚の家に遊びに行く
- 11 どれもしたことがない

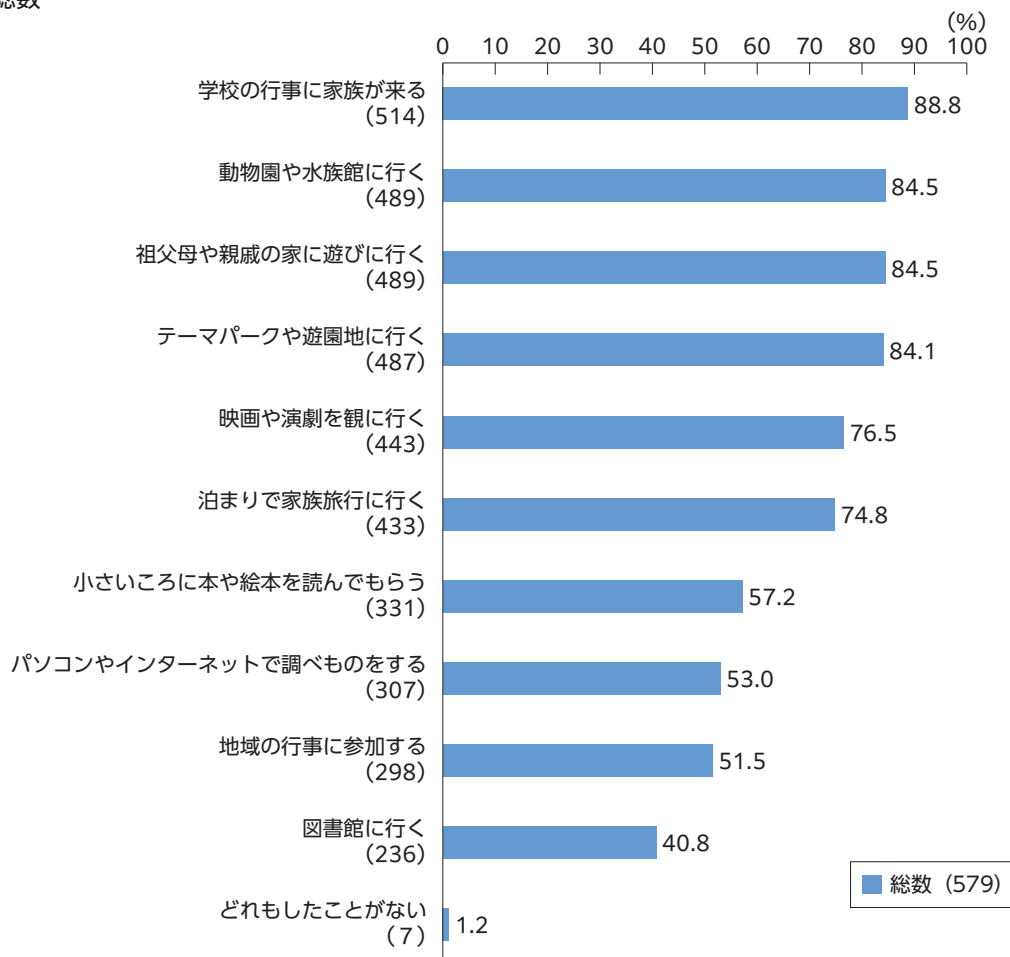
上記質問は、少年を調査対象者とし、家族としたことがある経験について調査したものであり、その結果を見ると、**3-3-2-7図**のとおりである。和歌山県の「子供の生活実態調査結果報告書」（2019）における「家庭における文化的な活動や体験」についての中学2年生の結果を見ると、「学校の行事に家族が来る」が78.6%、「動物園や水族館に行く」が76.5%、「祖父母や親せきの家に遊びに行く」が79.0%、「小さいころに本や絵本を読んでもらう」が73.2%、「パソコンやインターネットで調べ物をする」が71.8%、「地域の行事に参加する」が47.6%、「図書館に行く」が64.9%であった。調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、「学校の行事に家族が来る」、「動物園や水族館に行く」、「祖父母や親戚の家に遊びに行く」、「地域の行事に参加する」の項目で該当率（それぞれ88.8%、84.5%、84.5%、51.5%）が高い傾向が見られたのに対し、「小さいころに本や絵本を読んでもらう」、「パソコンやインターネットで調べものをする」、「図書館に行く」の項目で該当率（それぞれ57.2%、53.0%、40.8%）が低い傾向が見られた。

身分別に見ると、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、「どれもしたことがない」を除いた多くの項目で、ACEなしの該当率が高く、ACE重篤の該当率が低い傾向が見られた。 χ^2 検定の結果、少年院在院者のACE重篤及びACE中程度で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「地域の行事に参加する」、「どれもしたことがない」を除いた全ての項目で、該当率が低い傾向が見られ、ACE中程度は、「パソコンやインターネットで調べものをする」、「地域の行事に参加する」、「図書館に行く」、「どれもしたことがない」を除いた全ての項目で、該当率が高い傾向が見られた。

3-3-2-7図

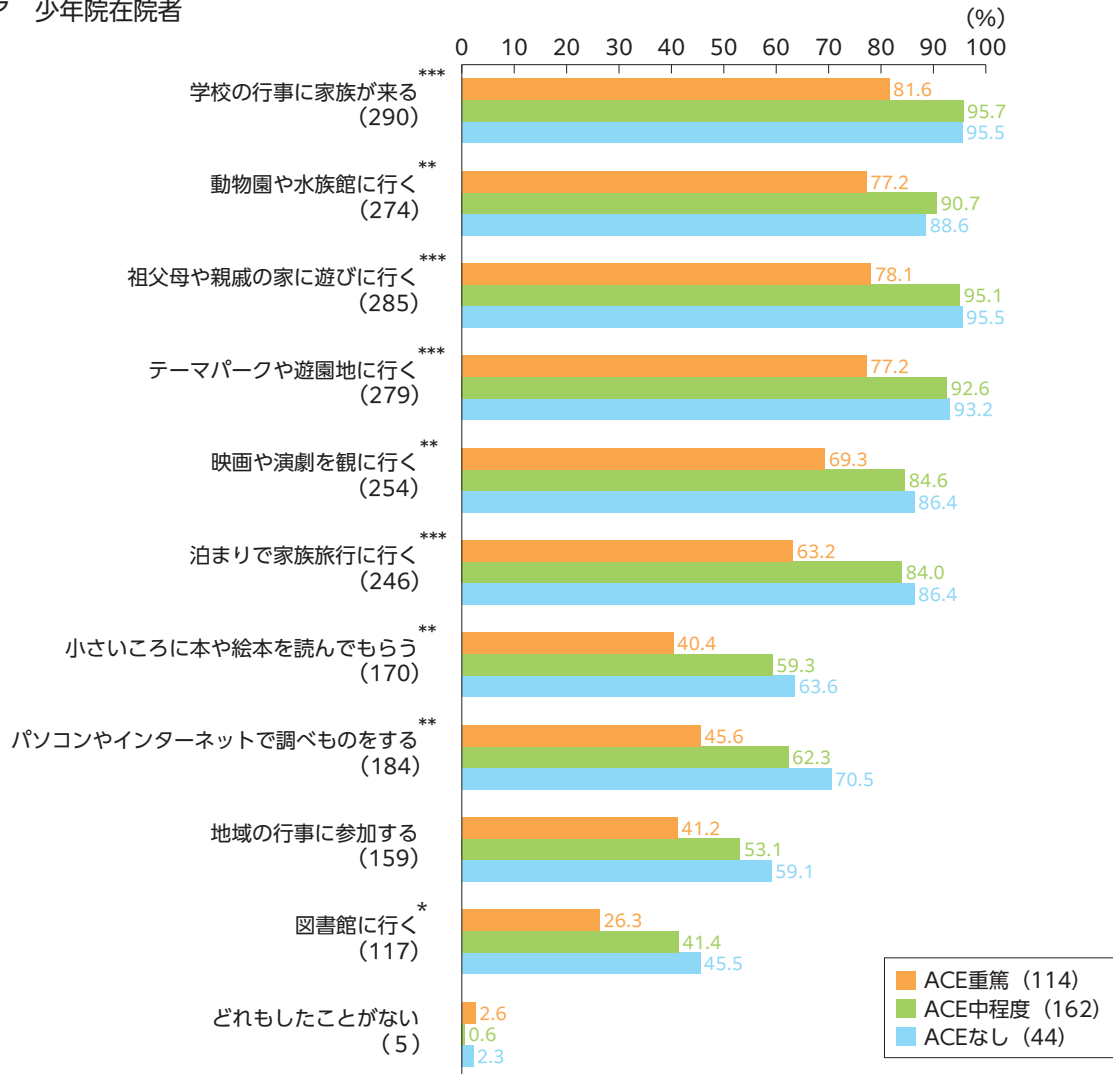
少年に対する調査 家族としたことがある経験

① 総数

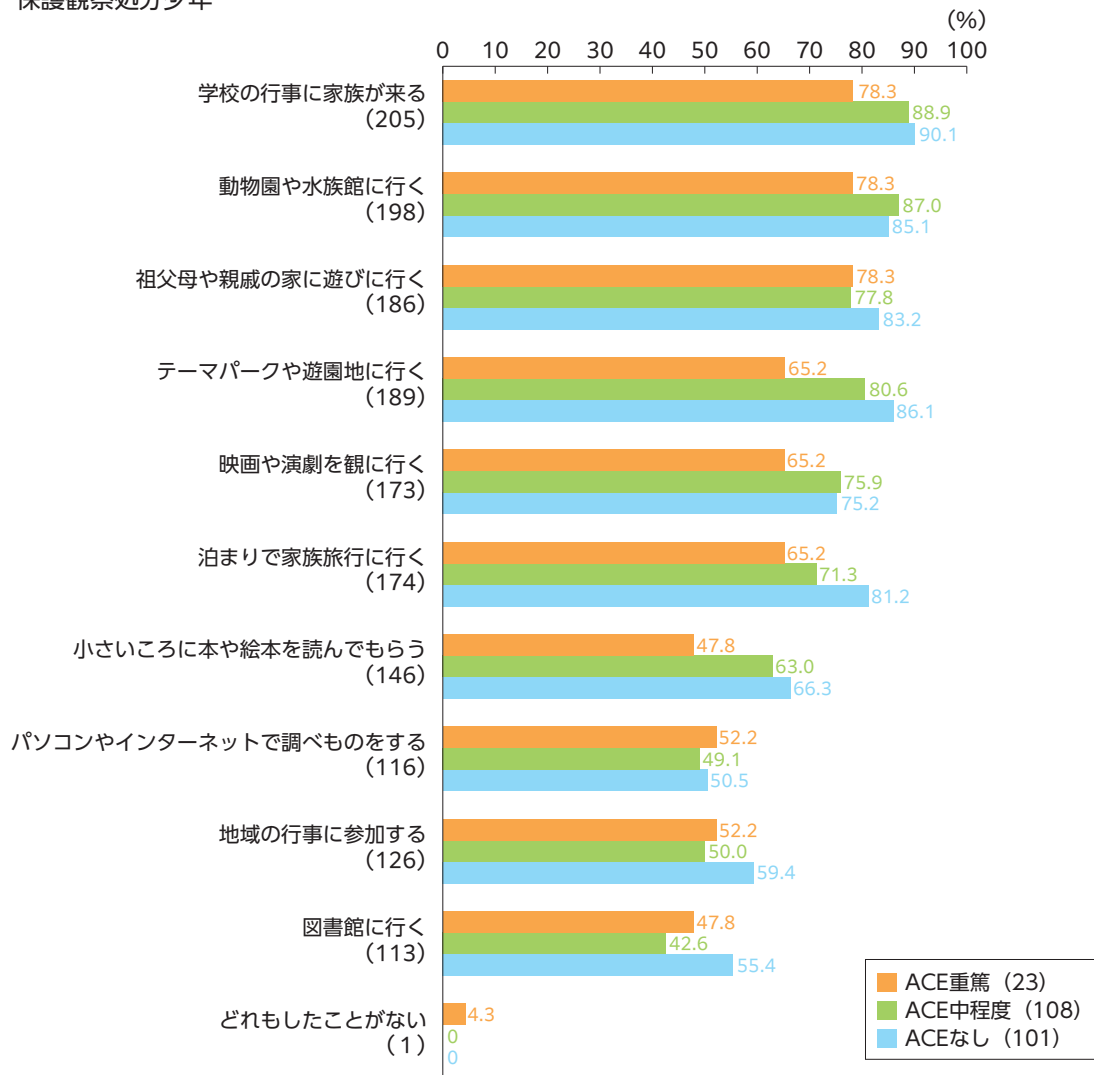


② 身分別

ア 少年院在院者



イ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 4 凡例の（ ）内は、総数又はACE累積度別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

キ これまでの経験

少年に対する調査

Q これまでに次の出来事がありましたか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| (自分について) | 1 結婚した | 2 子供が生まれた |
| | 3 離婚した | 4 配偶者と死別した |
| (家族について) | 5 親が離婚した | 6 親と死別した |
| (1～6について) | 7 どれもなかった | |

上記質問は、少年を調査対象者とし、これまでの経験について調査したものであり、その結果を見ると、**3-3-2-8表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、少年院在院者のACE中程度以外の各群において、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「親が離婚した」の項目について、少年院在院者のACE重篤、保護観察処分少年のACE重篤及びACE中程度は、該当ありが多く、該当なしが少ない傾向が見られた一方、少年院在院者・保護観察処分少年のACEなしは、逆であった。「どれもなかった」については、少年院在院者のACE重篤、保護観察処分少年のACE重篤及びACE中程度は、該当ありが少なく、該当なしが多い傾向が見られた一方、少年院在院者・保護観察処分少年のACEなしは、逆であった。

3-3-2-8表

少年に対する調査 これまでの経験

① 総数

項 目	区 分	総 数
(自分について)		
1 結婚した	該当あり	12 (2.1)
	該当なし	566 (97.9)
2 子供が生まれた	該当あり	31 (5.4)
	該当なし	547 (94.6)
3 離婚した	該当あり	5 (0.9)
	該当なし	573 (99.1)
4 配偶者と死別した	該当あり	4 (0.7)
	該当なし	574 (99.3)
(家族について)		
5 親が離婚した	該当あり	283 (49.0)
	該当なし	295 (51.0)
6 親と死別した	該当あり	23 (4.0)
	該当なし	555 (96.0)
(1～6について)		
7 どれもなかった	該当あり	252 (43.6)
	該当なし	326 (56.4)

② 身分別

ア 少年院在院者

項 目	区 分	総 数	ACE重篤	ACE中程度	ACEなし	統計値
(自分について)						
1 結婚した	該当あり	7 (2.2)	3 (2.6)	3 (1.9)	1 (2.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.877$
	該当なし	313 (97.8)	111 (97.4)	159 (98.1)	43 (97.7)	
2 子供が生まれた	該当あり	25 (7.8)	6 (5.3)	16 (9.9)	3 (6.8)	$\chi^2(2)=2.047$ 、 $p=.359$
	該当なし	295 (92.2)	108 (94.7)	146 (90.1)	41 (93.2)	
3 離婚した	該当あり	5 (1.6)	4 (3.5)	1 (0.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.177$
	該当なし	315 (98.4)	110 (96.5)	161 (99.4)	44 (100.0)	
4 配偶者と死別した	該当あり	3 (0.9)	2 (1.8)	1 (0.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.725$
	該当なし	317 (99.1)	112 (98.2)	161 (99.4)	44 (100.0)	
(家族について)						
5 親が離婚した	該当あり	186 (58.1)	92 (80.7)	92 (56.8)	2 (4.5)	$\chi^2(2)=75.888$ 、 $p<.001$
	該当なし	134 (41.9)	22 (19.3)	70 (43.2)	42 (95.5)	
6 親と死別した	該当あり	15 (4.7)	8 (7.0)	7 (4.3)	-	$\chi^2(2)=3.598$ 、 $p=.165$
	該当なし	305 (95.3)	106 (93.0)	155 (95.7)	44 (100.0)	
(1～6について)						
7 どれもなかった	該当あり	110 (34.4)	17 (14.9)	56 (34.6)	37 (84.1)	$\chi^2(2)=67.355$ 、 $p<.001$
	該当なし	210 (65.6)	97 (85.1)	106 (65.4)	7 (15.9)	

イ 保護観察処分少年

項 目	区 分	総 数	ACE重篤	ACE中程度	ACEなし	統計値
(自分について)						
1 結婚した	該当あり 該当なし	5 (2.2) 227 (97.8)	- 23 (100.0)	3 (2.8) 105 (97.2)	2 (2.0) 99 (98.0)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
2 子供が生まれた	該当あり 該当なし	6 (2.6) 226 (97.4)	- 23 (100.0)	4 (3.7) 104 (96.3)	2 (2.0) 99 (98.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.832$
3 離婚した	該当あり 該当なし	- 232 (100.0)	- 23 (100.0)	- 108 (100.0)	- 101 (100.0)	...
4 配偶者と死別した	該当あり 該当なし	- 232 (100.0)	- 23 (100.0)	- 108 (100.0)	- 101 (100.0)	...
(家族について)						
5 親が離婚した	該当あり 該当なし	88 (37.9) 144 (62.1)	16 (69.6) 7 (30.4)	67 (62.0) 41 (38.0)	5 (5.0) 96 (95.0)	$\chi^2(2)=83.095$ 、 $p<.001$
6 親と死別した	該当あり 該当なし	5 (2.2) 227 (97.8)	- 23 (100.0)	5 (4.6) 103 (95.4)	- 101 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.078$
(1～6について)						
7 どれもなかった	該当あり 該当なし	131 (56.5) 101 (43.5)	6 (26.1) 17 (73.9)	35 (32.4) 73 (67.6)	90 (89.1) 11 (10.9)	$\chi^2(2)=77.846$ 、 $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

(3) 保護者の状況

ア 初めて親になった年齢

保護者に対する調査

Q あなたが初めて親となった年齢はいくつですか（実子以外も含みます。）。

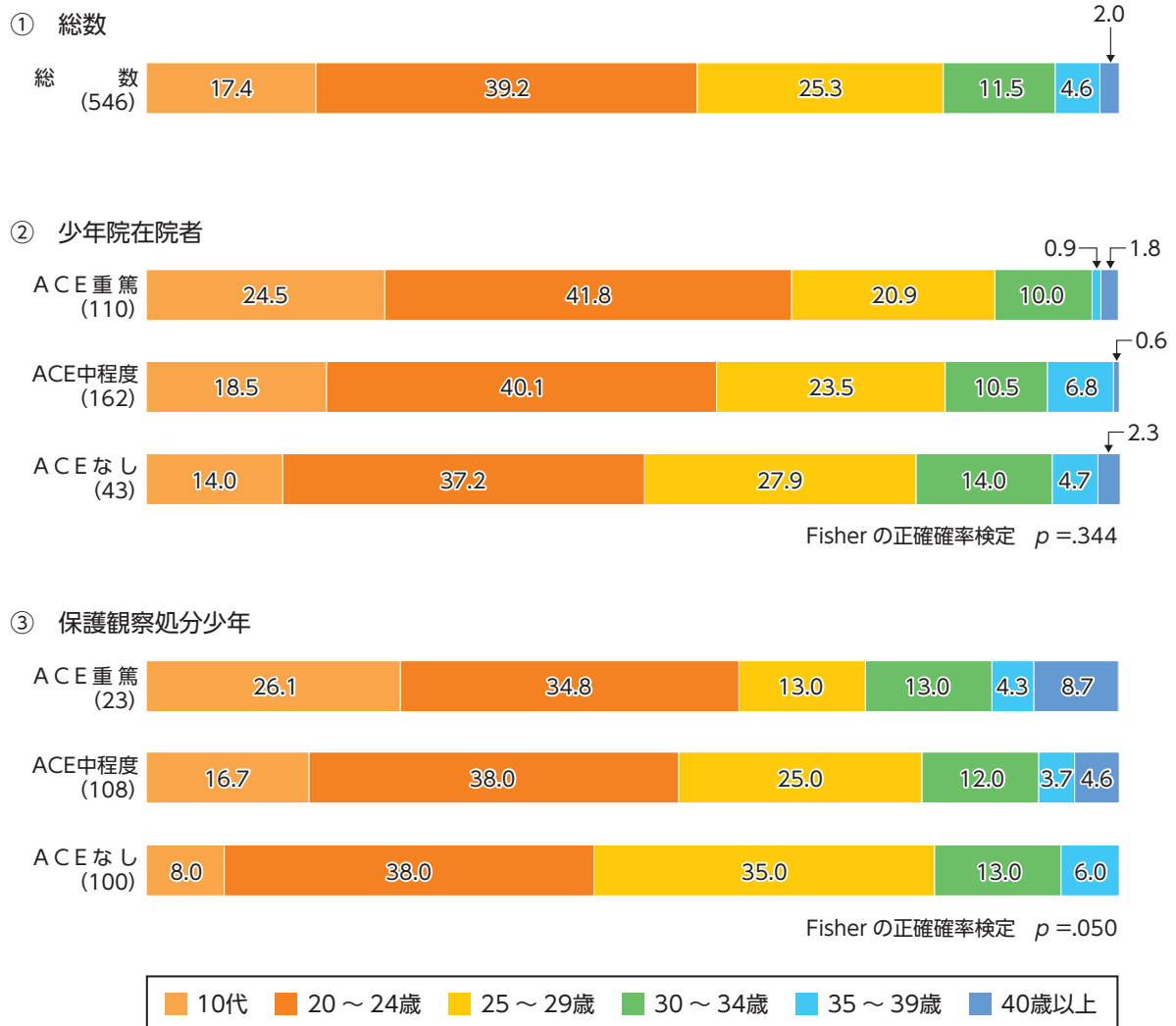
あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- | | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|--------|
| 1 | 10代 | 2 | 20～24歳 | 3 | 25～29歳 |
| 4 | 30～34歳 | 5 | 35～39歳 | 6 | 40歳以上 |

上記質問は、保護者を調査対象者とし、初めて親になった年齢を調査したものであり、その結果を見たものが**3-3-2-9図**である。厚生労働省の「人口動態統計」（2005）を見ると、平成16年における第1子出産時の母の年齢は、「25～29歳」（39.0%）、「30～34歳」（30.7%）、「20～24歳」（17.4%）、「35～39歳」（8.7%）の順に多く、「10代」は3.1%であった。一方、本調査の対象者が初めて親となった年齢は、総数では、「20～24歳」（39.2%）の構成比が最も高く、次いで「25～29歳」（25.3%）、「10代」（17.4%）の順であり、実子以外を含むことや女性だけでなく男性も含むことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、一般調査の結果と比べ、初めて親になった年齢が低い傾向が見られた。ACE累積度別で見ると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、ACE重篤では、「20～24歳」に次いで「10代」の構成比が高かった。ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に、「10代」の構成比が高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-9図

保護者に対する調査 初めて親になった年齢



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 初めて親になった年齢が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

イ 成人するまでの経験

保護者に対する調査

Q 以下の質問は、答えたくなければ答えなくてもかまいません。

あなたは、成人する前に、以下のような経験をしたことがありますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 両親が離婚した
- 2 親が生活保護を受けていた
- 3 母親が亡くなった
- 4 父親が亡くなった
- 5 親から暴力を振るわれた
- 6 育児放棄（ネグレクト）された
- 7 1～6のいずれも経験したことがない

上記質問は、保護者を調査対象者とし、成人するまでの経験を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-10図である。東京都の「子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】」（2017）（以下「東京都調査【小中高校生等調査】」という。）における「成人するまでに体験したこと」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「いずれも経験したことがない」（約81％）の該当率が最も高く、次いで「両親が離婚した」（約6％）、「親から暴力を振るわれた」（約4％）、「父親が亡くなった」（約4％）の順であった。これに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者についても、該当率の上位については、その順序も一般調査の結果と同じであったところ、「いずれも経験したことがない」の該当率は、52.8％と一般調査の結果と比べて低く、「両親が離婚した」（21.4％）、「親から暴力を振るわれた」（11.4％）、「父親が亡くなった」（7.1％）のいずれも、一般調査の結果と比べて該当率が高かった。本調査の対象者について、ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、いずれにおいても、「いずれも経験したことがない」の該当率が最も高かった。「いずれも経験したことがない」の次に該当率が高かったのは、少年院在院者の保護者では、いずれにおいても、「両親が離婚した」であったのに対し、保護観察処分少年の保護者では、ACE中程度及びACEなしは、「両親が離婚した」

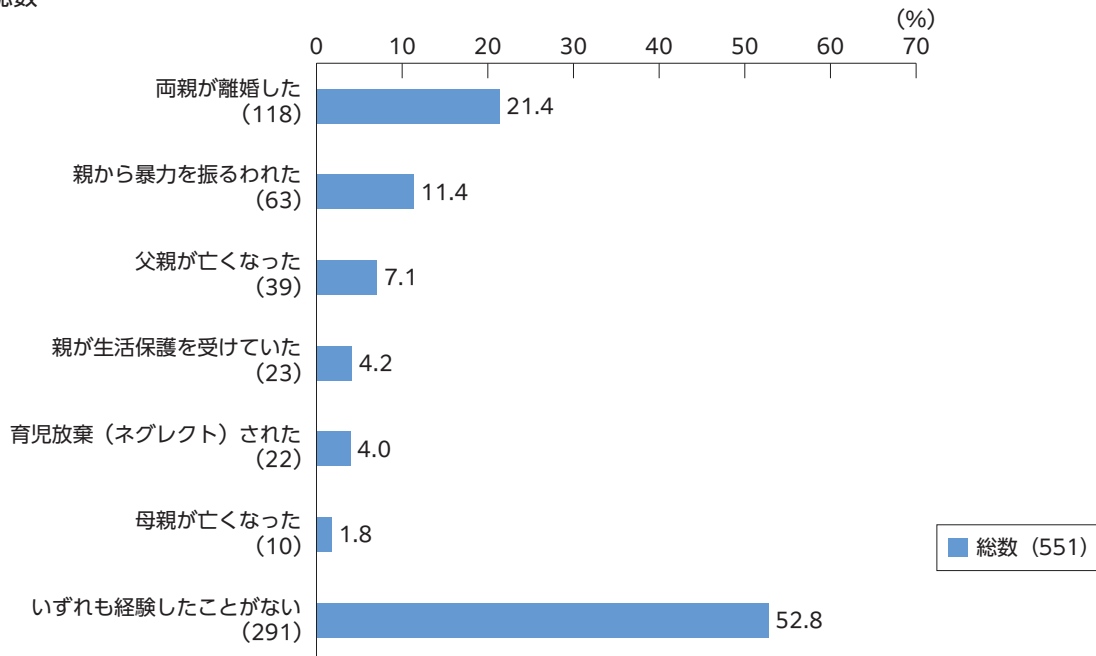
であったが、ACE重篤は、「親から暴力を振るわれた」であった。

χ^2 検定の結果、少年院在院者の保護者は、「いずれも経験したことがない」について、保護観察処分少年の保護者は、「親から暴力を振るわれた」及び「育児放棄（ネグレクト）された」について、それぞれ有意な差が見られた。これらについて、調整済み残差を見ると、少年院在院者の保護者の「いずれも経験したことがない」は、ACE重篤の該当率が低い傾向が見られ、保護観察対象者の保護者の「親から暴力を振るわれた」及び「育児放棄（ネグレクト）された」は、ACE重篤の該当率が高く、ACEなしの該当率が低い傾向が見られた。

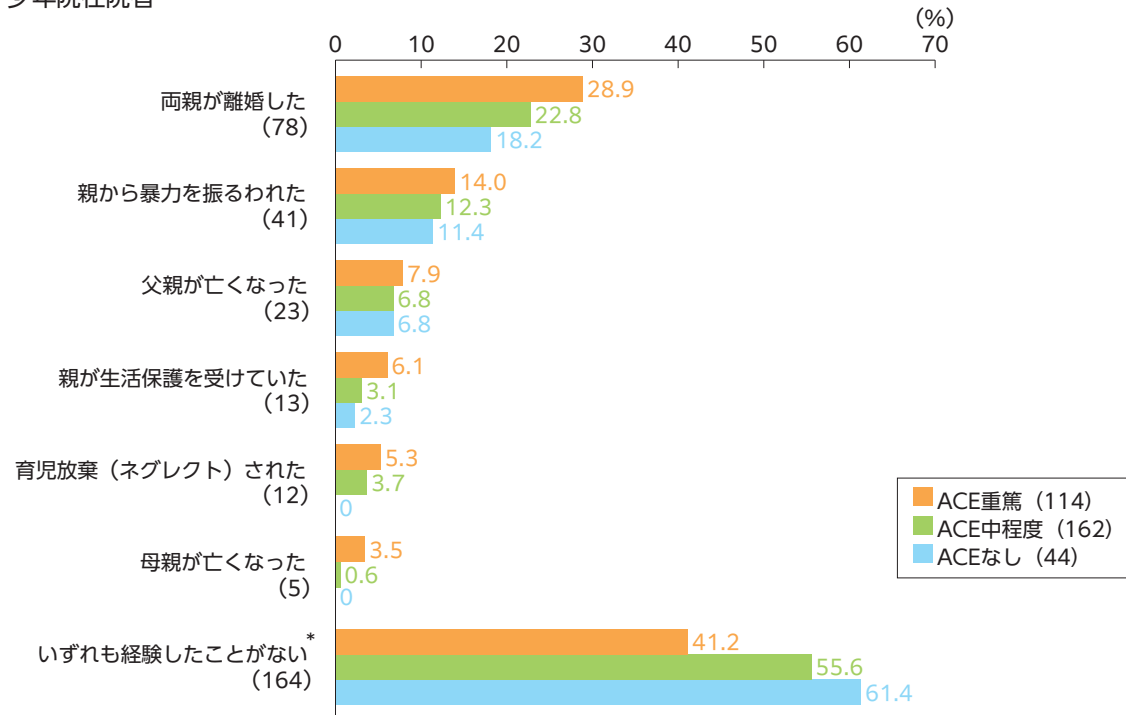
3-3-2-10図

保護者に対する調査 成人するまでの経験

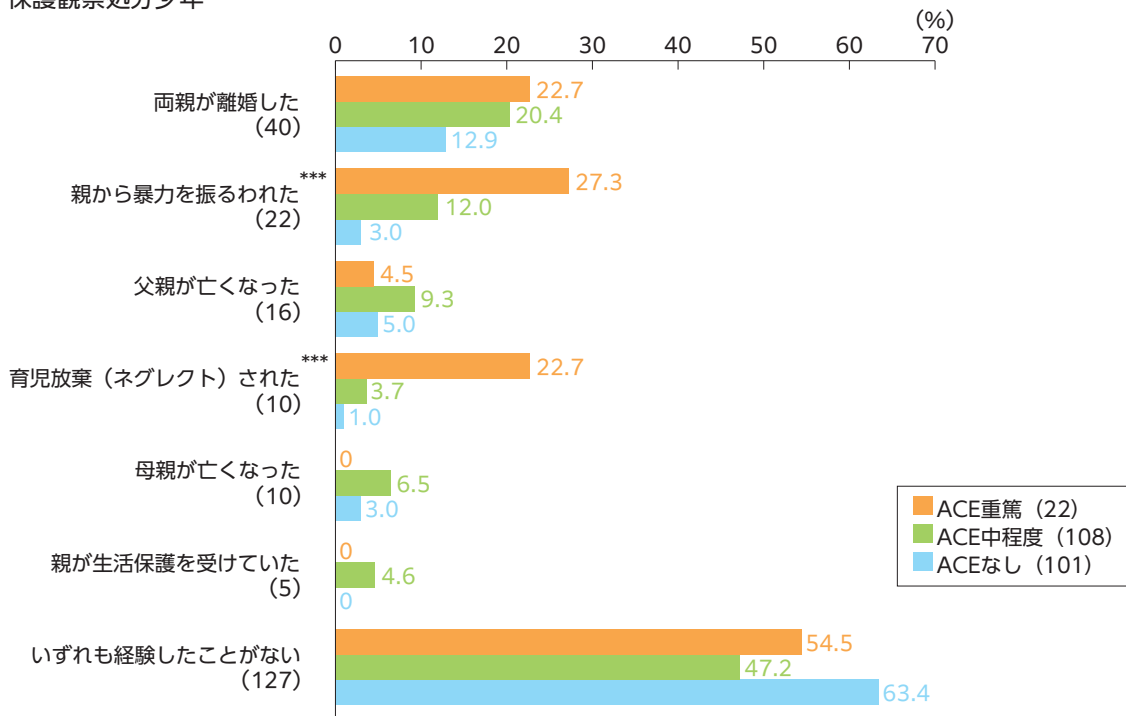
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護者の成人するまでの経験の各項目が不詳の者を除く。
 3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。
 4 凡例の（ ）内は、総数及びACE累積度別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者（重複計上による。）の人員である。

ウ 15歳の頃の生活状況

保護者に対する調査

Q あなたが15歳の頃の、あなたのご家庭の暮らし向きについて最も近いものを選んで、○をひとつだけつけてください。

- 1 大変ゆとりがあった
- 2 ややゆとりがあった
- 3 普通
- 4 やや苦しかった
- 5 大変苦しかった

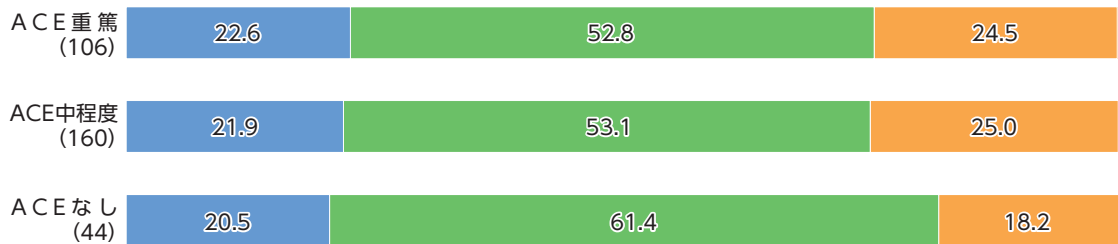
上記質問は、保護者を調査対象者とし、保護者が15歳の頃の生活状況を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-11図である。東京都調査【小中高校生等調査】における「保護者自身の15歳当時の暮らし向き」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「普通」が約52%、「ゆとりがあった」が約24%、「苦しかった」が約23%と、「ゆとりがあった」と「苦しかった」の構成比に差が見られなかった。これに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者は、「普通」、「苦しかった」、「ゆとりがあった」の順に構成比が高く、「苦しかった」（24.2%）と「ゆとりがあった」（20.5%）の構成比に3.7ポイントの差が見られた。ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、いずれにおいても、「普通」の構成比が最も高かった。また、少年院在院者の保護者は、ACE重篤及びACE中程度において、「苦しかった」の構成比が「ゆとりがあった」の構成比より高かったのに対し、ACEなしにおいては、「ゆとりがあった」の構成比が「苦しかった」の構成比より高かった。保護観察処分少年の保護者は、いずれにおいても、「苦しかった」の構成比が「ゆとりがあった」の構成比より高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-11図

保護者に対する調査 保護者が15歳の頃の生活状況

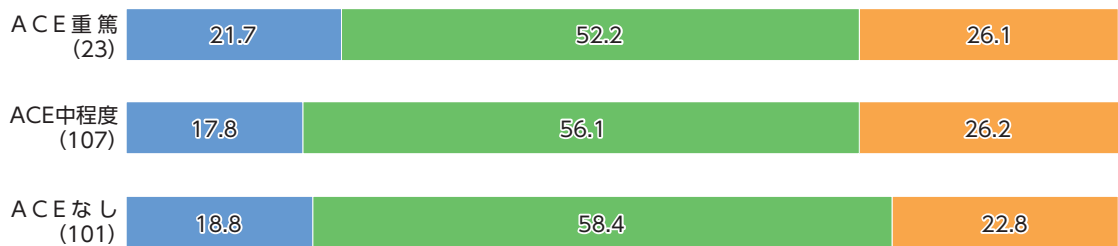


② 少年院在院者



$\chi^2(4)=1.257$ 、 $p=.869$

③ 保護観察処分少年



$\chi^2(4)=0.571$ 、 $p=.966$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護者が15歳の頃の生活状況が不詳の者を除く。
 3 「ゆとりがあった」は、「大変ゆとりがあった」及び「ややゆとりがあった」を合計した構成比であり、「苦しかった」は、「大変苦しかった」及び「やや苦しかった」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

エ 少年の親（父母）の最終学歴

保護者に対する調査

Q① お子さんのお母さま（又はお父さま）（実際にお子さんを養育されている方）が最後に通った学校は次のどちらにあたりますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 中学校（小学校） 2 高等学校（全日制）
- 3 高等学校（定時制または通信制）
- 4 高等専修学校（中学校卒業後に進む1～4年間の専修学校）
- 5 高等専門学校（中学校卒業後に進む5年間の学校、高専）
- 6 短期大学
- 7 専門学校（高校卒業後に進む1～4年間程度の専修学校専門課程）
- 8 大学 9 大学院 10 その他 11 わからない

Q② お子さんのお母さま（又はお父さま）は、前の質問で答えた学校を卒業されましたか。

- 1 卒業した 2 中途退学した 3 その他（具体的に ）

上記質問は、保護者を調査対象者とし、少年の親（父母）の最終学歴を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-12図である。総数では、母親については、「高卒以上」、「高校中退」、「中学卒」の順に、父親については、「高卒以上」、「中学卒」、「高校中退」の順に、それぞれ構成比が高かった。ACE累積度別で単純に比較すると、母親については、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、ACEなし、ACE中程度、ACE重篤の順に、「高卒以上」の構成比が高かった。父親については、少年院在院者の保護者では、ACEなし、ACE重篤、ACE中程度の順に、保護観察処分少年の保護者では、ACEなし、ACE中程度、ACE重篤の順に、それぞれ「高卒以上」の構成比が高かった。 χ^2 検定及びFisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

なお、卒業の有無を問わない母親の最終学歴を見ると、東京都調査【小中高校生等調査】に

における「保護者（母親）の最終学歴」についての16-17歳の保護者への調査の結果では、「大学」（約27%）、「短期大学」（約24%）、「高等学校（全日制）」（約21%）の順に構成比が高く、「中学校」の構成比は約1%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、「大学」（4.7%）及び「短期大学」（8.6%）は、一般調査の結果よりも構成比が低く、「高等学校（全日制）」（43.3%）、「中学校（小学校）」（12.8%）は、一般調査の結果よりも構成比が高かった。

同様に、卒業の有無を問わない父親の最終学歴を見ると、東京都調査【小中高校生等調査】における「保護者（父親）の最終学歴」についての16-17歳の保護者への調査の結果では、「大学」（約49%）、「高等学校（全日制）」（約16%）、「専門学校」（約10%）の順に構成比が高く、「中学校」の構成比が約2%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、「大学」（17.3%）は、一般調査の結果よりも構成比が低く、「高等学校（全日制）」（39.6%）及び「中学校（小学校）」（16.5%）は、一般調査の結果より構成比が高かった。

3-3-2-12図

保護者に対する調査 少年の親（父母）の最終学歴

① 母親の最終学歴

ア 総数



イ 少年院在院者



$\chi^2(4)=5.414$ 、 $p=.247$

ウ 保護観察処分少年



Fisher の正確確率検定 $p=.693$

② 父親の最終学歴

ア 総数



イ 少年院在院者



$\chi^2(4)=2.193$ 、 $p=.700$

ウ 保護観察処分少年



Fisher の正確確率検定 $p=.739$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 少年の親（父母）の最終学歴が不詳の者を除く。
 3 （ ）内は、実人員である。

オ 精神的な不調による受診歴

保護者に対する調査

Q あなたはこれまでに精神的な不調で、病院（精神科病院、クリニック、一般病院）を受診したことがありますか。

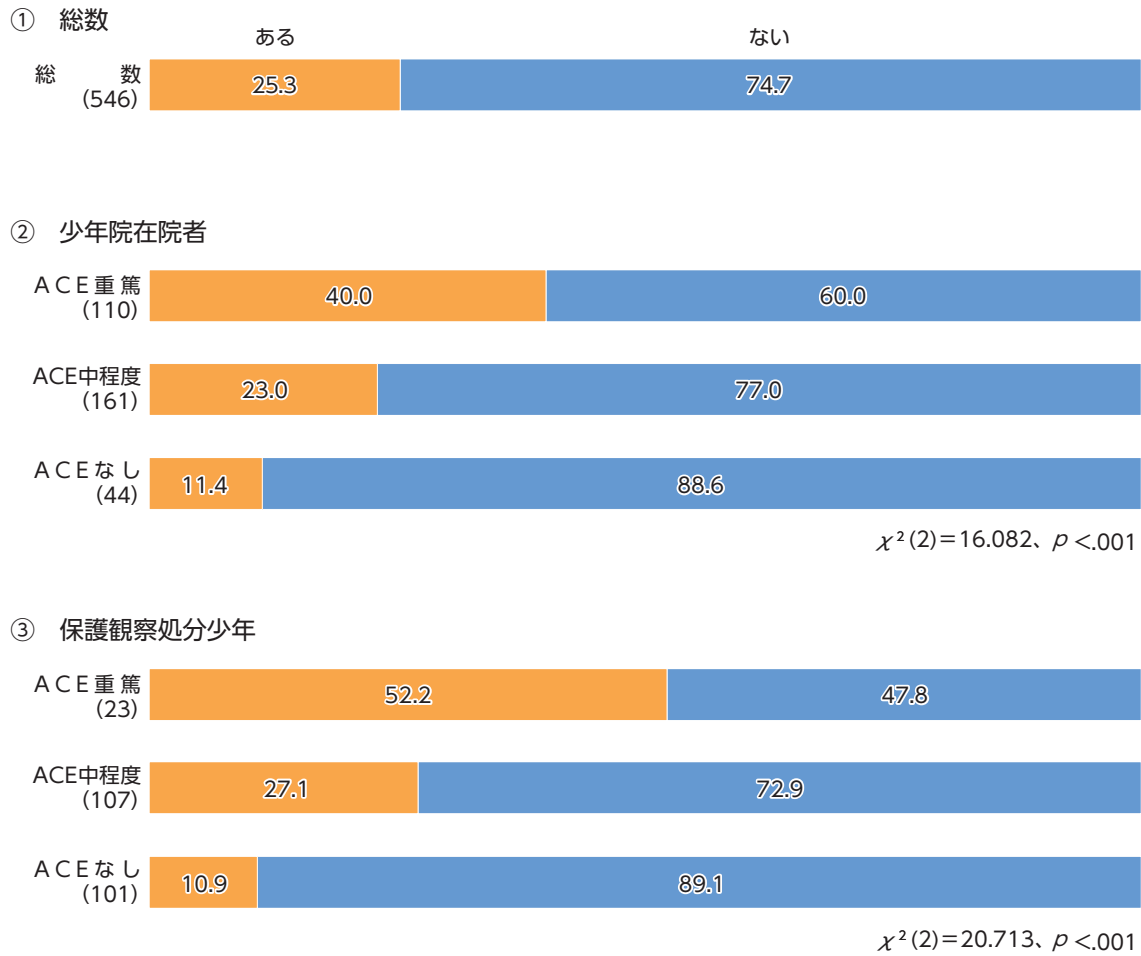
1 ある 2 ない

上記質問は、保護者を調査対象者とし、精神的な不調による病院受診歴を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-13図である。総数では、受診歴「ない」が「ある」の構成比を上回っており、ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、受診歴が「ある」の構成比は、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に高かった。

χ^2 検定の結果、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、両身分の保護者とも、ACEなしは、「ある」の構成比が低く、「ない」の構成比が高い傾向が、ACE重篤は、「ある」の構成比が高く、「ない」の構成比が低い傾向が、それぞれ見られた。

3-3-2-13図

保護者に対する調査 精神的な不調による病院受診歴



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護者の精神的な不調による病院受診歴が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

カ 少年の親（父母）の就労状況

保護者に対する調査

Q お子さんのお母さま（又はお父さま）（実際にお子さんを養育されている方）の現在のお仕事の状況を教えてください。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 働いていない
- 2 正規の職員・従業員
- 3 派遣社員・契約社員・嘱託
- 4 パート・アルバイト
- 5 会社・団体等の役員
- 6 自営 7 内職 8 その他

上記質問は、保護者を調査対象者とし、少年の親（父母）の就労状況を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-14図である。東京都調査【小中高校生等調査】における「母親の現在の職業」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「非正規雇用」（選択肢3及び4の合計。以下カにおいて同じ。）に相当する「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」（約42%）及び「契約社員・派遣社員・嘱託社員」（約7%）の合計が約49%、「無職・その他」（選択肢1、7及び8の合計。以下カにおいて同じ。）に相当する「専業主婦」（約20%）等の合計が約23%、「正規雇用」（選択肢2及び5の合計。以下カにおいて同じ。）に相当する「民間企業の正社員」（約13%）、「公務員などの正職員」（約4%）、「会社役員」（約2%）及び「団体職員」（約1%）の合計が約20%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、母親は、「非正規雇用」（41.9%）、「正規雇用」（34.6%）、「無職・その他」（15.2%）の順に構成比が高く、一般調査の結果と比べ、「正規雇用」の構成比が高かった。

同様に、東京都調査【小中高校生等調査】における「父親の現在の職業」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「正規雇用」に相当する「民間企業の正社員」（約52%）、「会社役員」（約10%）、「公務員などの正職員」（約7%）及び「団体職員」（約2%）の合計が約71%、「自営」（選択肢6。以下カにおいて同じ。）に相当する「自営業（家族従業

者を含む。)」が約11%、「非正規雇用」に相当する「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」(約1%)及び「契約社員・派遣社員・嘱託社員」(約2%)の合計が約3%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、父親は、「正規雇用」(64.6%)、「自営」(25.1%)、「非正規雇用」(5.7%)の順に構成比が高く、一般調査の結果と比べ、「自営」及び「非正規雇用」の構成比が高かった。

ACE累積度別で単純に比較すると、母親は、少年院在院者の保護者では、ACE中程度、ACEなし、ACE重篤の順に、「正規雇用」の構成比が高かったのに対し、保護観察処分少年の保護者では、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に、「正規雇用」の構成比が高かった。父親は、少年院在院者の保護者では、ACE重篤、ACEなし、ACE中程度の順に、「無職・その他」の構成比が高く、保護観察処分少年の保護者では、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に、「無職・その他」の構成比が高かった。 χ^2 検定及びFisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-14図

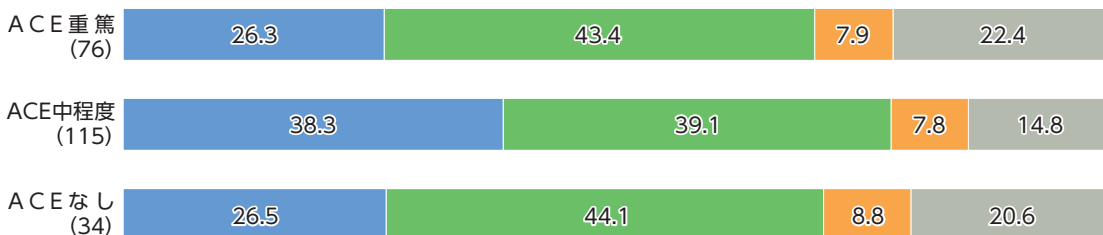
保護者に対する調査 少年の親（父母）の就労状況

① 母親の就労状況

ア 総数

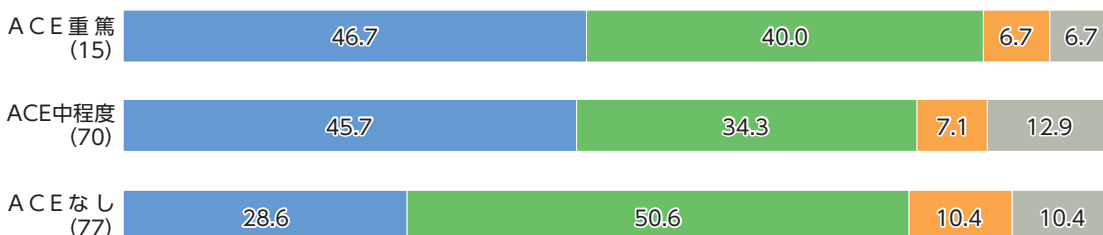


イ 少年院在院者



$\chi^2(6)=4.334, p=.632$

ウ 保護観察処分少年



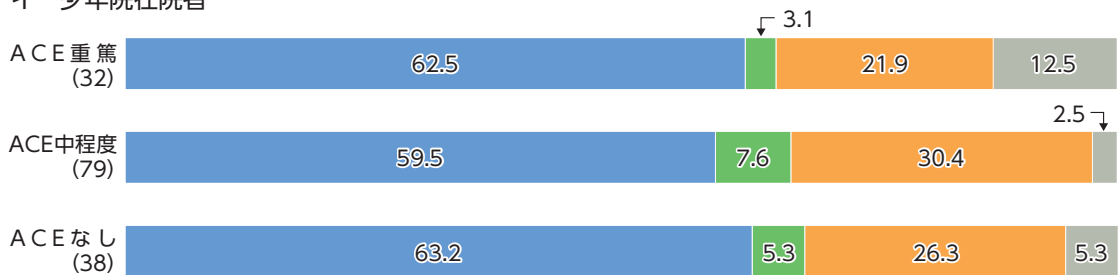
$\chi^2(6)=6.566, p=.363$

② 父親の就労状況

ア 総数



イ 少年院在院者



Fisher の正確確率検定 $p = .528$

ウ 保護観察処分少年



Fisher の正確確率検定 $p = .183$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 少年の親（父母）の就労状況が不詳の者を除く。
 3 「正規雇用」は、会社・団体等の役員を含み、「非正規雇用」は、パート・アルバイトを含む。また、「無職・その他」は、内職を含む。
 4 （ ）内は、実人員である。

キ 子供を持ってからしたことのある経験

保護者に対する調査

Q 以下の質問は、答えたくなければ答えなくてもかまいません。

あなたは、お子さんをもってから、以下のような経験をしたことがありますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった
- 2 (元) 配偶者 (またはパートナー) から暴力をふるわれたことがあった
- 3 子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった
- 4 育児放棄になった時期があった
- 5 出産や育児でうつ病 (状態) になった時期があった
- 6 わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがあった
- 7 自殺を考えたことがあった
- 8 1～7のいずれも経験したことがない

上記質問は、保護者を調査対象者として、子供を持ってからしたことのある経験（以下キにおいて「保護者の経験」という。）を調査したものであり、少年のACEとの関連を見た結果が3-3-2-15表である。東京都調査【小中高校生等調査】における「子供を持ってから経験したこと」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「いずれも経験したことがない」を除き、「わが子を虐待していると思い悩んだことがある」（約9％）、「出産や育児でうつ病（状態）になったことがある」（約8％）、「子供に行き過ぎた体罰を与えたことがある」（約7％）、「（元）配偶者（パートナー）から暴力をふるわれたことがある」（約7％）、「自殺を考えたことがある」（約6％）の順に該当率が高かった（なお、東京都調査【小中高校生等調査】では、本調査における「夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった。」に対応する選択肢が設けられていなかった。）。これに対し、調査対象年齢や調査項目の一部が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、「（元）配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがあった」（25.6％）、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった」（18.7％）、「自殺を考えたことがあった」（15.1％）、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがあった」（12.6％）の順に該当率が高く、いずれも一般調査の結果と比べて該当率が

高くなっており、子供を持ってから、家庭内に問題・悩みを抱えている保護者の割合が高いことが示唆された。

保護者の経験とACEとの関連を見るため四分点相関係数を算出した結果、保護者の経験のうち、ACEに係る12の項目と有意な正の相関が見られたものが多かったのは、少年院在院者の保護者は、自殺念慮（9項目）、配偶者からの暴力（8項目）、子供への体罰（6項目）であり、保護観察処分少年の保護者は、配偶者からの暴力（9項目）、自殺念慮（8項目）であった。有意な負の相関が見られたものが多かったのは、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、経験なし（少年院在院者の保護者6項目、保護観察処分少年の保護者5項目）であった。ACEに係る12の項目のうち、少年院在院者は、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」について、保護者の経験のうち6項目との間で有意な正の相関が見られた。これらの結果から、保護者が家庭に問題・悩みを抱えている場合、少年がACEを有する可能性が高いことが示唆された。

3-3-2-15表

保護者に対する調査 子供を持ってからしたことのある経験

① 総数

保護者の経験	総 数
1. 夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった【夫婦間の口論】	227 [39.3]
2. (元) 配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがあった【配偶者からの暴力】	148 [25.6]
3. 子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった【子供への体罰】	108 [18.7]
4. 育児放棄になった時期があった【育児放棄】	38 [6.6]
5. 出産や育児でうつ病（状態）になった時期があった【うつ】	54 [9.3]
6. わが子を虐待しているのではないかと、思い悩んだことがあった【虐待の悩み】	73 [12.6]
7. 自殺を考えたことがあった【自殺念慮】	87 [15.1]
8. 1～7のいずれも経験したことがない【経験なし】	175 [30.3]

② 少年院在院者

小児期逆境体験	保護者の経験							
	夫婦間の口論	配偶者からの暴力	子供への体罰	育児放棄	うつ	虐待の悩み	自殺念慮	経験なし
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた (57)	30 .10	29 .22***	20 .12*	5 .03	6 .04	11 .06	19 .15**	11 -.06
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた (38)	17 .02	14 .06	12 .06	2 -.03	5 .07	5 -.01	12 .10	9 -.01
家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた (93)	41 .03	31 .06	24 .02	13 .16**	14 .17**	14 .01	29 .18**	21 -.04
家庭内に、自殺を試みた人がいた (43)	19 .02	17 .09	15 .10	6 .10	8 .15**	7 .02	17 .19***	8 -.06
親が亡くなったり離婚したりした (200)	91 .09	75 .23***	52 .06	14 .00	19 .07	28 -.01	50 .15**	41 -.14**
家庭内に、刑務所に服役している人がいた (22)	11 .04	11 .12*	6 .02	3 .07	2 .01	4 .03	7 .08	3 -.07
母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた (110)	56 .13*	57 .35***	38 .17**	14 .15**	12 .08	22 .12*	32 .17**	16 -.18**
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった (34)	19 .10	15 .11*	12 .09	5 .10	6 .12*	10 .14**	17 .25***	2 -.15**
家族から、十分に気に掛けてもらえなかった (62)	31 .08	28 .17**	22 .13*	10 .16**	8 .10	14 .11*	23 .21***	9 -.12*
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた (209)	98 .13*	74 .18**	60 .14*	20 .12*	17 .01	37 .12*	45 .06	43 -.15**
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた (153)	73 .11	57 .16**	50 .18***	15 .09	16 .09	27 .08	40 .15**	28 -.15**
家族から、性的な暴力を受けた (6)	3 .02	3 .06	4 .14*	1 .05	1 .04	3 .14*	5 .22***	- -.08

③ 保護観察処分少年

小児期逆境体験	保護者の経験							
	夫婦間の口論	配偶者からの暴力	子供への体罰	育児放棄	うつ	虐待の悩み	自殺念慮	経験なし
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた (20)	12 .16*	8 .15*	3 .04	1 -.01	4 .09	4 .09	4 .13*	3 -.14*
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた (5)	1 -.05	2 .07	1 .05	- -.04	1 .04	1 .05	- -.04	3 .07
家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた (29)	12 .05	13 .22***	6 .12	5 .19**	7 .15*	3 -.00	6 .16*	3 -.21**
家庭内に、自殺を試みた人がいた (20)	9 .06	9 .18**	2 .00	1 -.01	2 -.01	2 -.00	5 .18**	5 -.08
親が亡くなったり離婚したりした (99)	42 .13*	35 .31***	15 .13	6 .04	16 .11	14 .10	13 .14*	25 -.21**
家庭内に、刑務所に服役している人がいた (5)	3 .08	4 .21***	1 .04	1 .10	2 .13*	2 .14*	3 .27***	- -.11
母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた (22)	15 .22***	13 .30***	4 .08	2 .05	5 .11	6 .17**	4 .11	2 -.19**
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった (6)	3 .05	2 .05	2 .12	1 .08	2 .11	2 .12	3 .24***	3 .04
家族から、十分に気に掛けてもらえなかった (15)	5 -.01	6 .12	2 .02	2 .09	3 .07	2 .02	3 .11	7 .05
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた (42)	22 .17**	18 .25***	10 .20**	4 .08	6 .04	10 .20**	7 .14*	7 -.20**
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた (41)	18 .08	16 .21**	7 .10	4 .09	5 .01	10 .22***	7 .14*	12 -.08
家族から、性的な暴力を受けた (3)	2 .08	2 .13*	- -.04	- -.03	- -.04	1 .08	- -.03	- -.09

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ②及び③の表について、上段の数値は、小児期逆境体験の各項目及び保護者の経験の各項目に共に該当する実人員（重複計上による。）であり、下段の数値は、四分点相関係数（ ϕ ）である。
3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、近似有意確率である。
4 「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」及び「家族から、性的な暴力を受けた」については、「1回から数回ある」及び「繰り返しある」と回答した者の合計である。
5 ①の〔 〕内は、構成比であり、②及び③の（ ）内は、実人員である。

(4) 経済状況

ア 世帯収入

保護者に対する調査

Q お子さんと生計を共にしている世帯全員の方の、おおよその年間収入（税込）はいくらですか。正確にわからない場合は、おおよそでいいので教えてください。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 1 収入はない | 2 1 ～ 50 万円未満 | 3 50 ～ 100 万円未満 |
| 4 100 ～ 200 万円未満 | 5 200 ～ 300 万円未満 | 6 300 ～ 400 万円未満 |
| 7 400 ～ 500 万円未満 | 8 500 ～ 600 万円未満 | 9 600 ～ 700 万円未満 |
| 10 700 ～ 800 万円未満 | 11 800 ～ 900 万円未満 | 12 900 万円以上 |
| 13 わからない | | |

※ 収入には、勤労収入（パート・アルバイトを含む）、事業所得（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等）、個人年金、仕送りや元配偶者からの養育費を含みます。

※ 複数の収入源がある場合は、おおよその合算値（合計額）を教えてください。

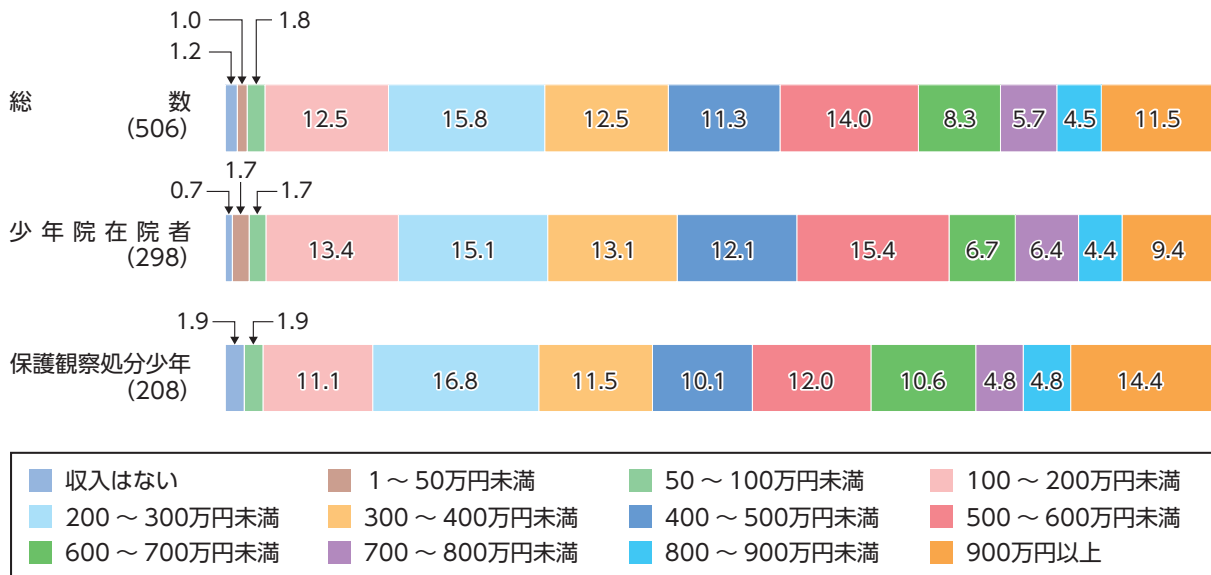
上記質問は、保護者を調査対象者として、世帯収入（少年と生計を共にしている世帯全員のおおよその年間収入（税込））を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-16図である。少年院在院者の世帯収入の構成比は、「500～600万円未満」が15.4%、「200～300万円未満」が15.1%、「100～200万円未満」が13.4%の順に多く、400万円未満の構成比は45.6%であった。保護観察処分少年の世帯収入の構成比は、「200～300万円未満」が16.8%、「900万円以上」が14.4%、「500～600万円未満」が12.0%の順に多く、400万円未満の構成比は43.3%であった。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021）の結果を見ると、令和2年の1世帯当たり平均所得金額は564万3千円、中央値は440万円であり、所得金額階級別の世帯数の相対度数分布では、300～400万円未満が13.4%、200～300万円未満が13.3%、100～200万円未満が

13.1%の順に多くなっており、400万円未満の世帯が45.4%を占めていた。

本調査と国民生活基礎調査では調査内容が異なるため結果を単純に比較することはできないが、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、世帯収入400万円未満が4割台であった点は、国民生活基礎調査と同様の結果であった。ただし、国民生活基礎調査の結果では、児童（18歳未満の未婚の者をいう。）のいる世帯の所得金額の中央値は722万円、400万円未満の世帯の割合は12.6%と、全世帯に比べて児童のいる世帯の方が所得金額が高い傾向が見られており、本調査の対象者のうち約4割が18歳未満の少年である（3-3-1-1表参照）ことには留意が必要である。

3-3-2-16図 保護者に対する調査 世帯収入



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「世帯収入」は、少年と生計を共にしている世帯全員の年間収入（税込）の合算値である。

3 収入には、勤労収入（パート・アルバイトを含む。）、事業所得（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等）、個人年金、仕送りや元配偶者からの養育費を含む。

4 世帯収入が不詳の者を除く。

5 () 内は、実人員である。

イ 食料が買えなかった経験

保護者に対する調査

Q あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

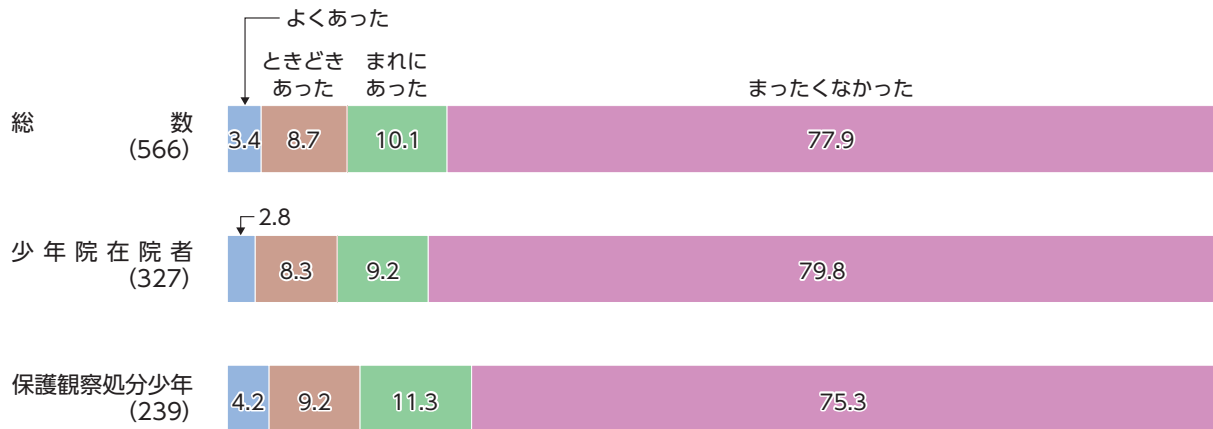
- 1 よくあった 2 ときどきあった 3 まれにあった 4 まったくなかった

上記質問は、保護者を調査対象者として、過去1年間に、家族が必要とする食料が買えなかった経験の頻度について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-17図である。少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯共に、必要とする食料が買えなかった経験が「まったくなかった」世帯が大半であり、それぞれ79.8%、75.3%を占めていた。一方で、必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯は、少年院在院者の世帯で20.2%、保護観察処分少年の世帯で24.7%を占めており、2割以上という少なくない保護者が、家族の食料購入に窮した経験を有していた。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「食料が買えなかった経験」についての保護者への調査の結果では、過去1年間に家族が必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯の割合は、11.3%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、家族が必要とする食料が買えなかった経験の構成比が高かった。

3-3-2-17図

保護者に対する調査 必要とする食料が買えなかった経験



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 必要とする食料が買えなかった経験が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 衣服が買えなかった経験

保護者に対する調査

Q あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

1 よくあった 2 ときどきあった 3 まれにあった 4 まったくなかった

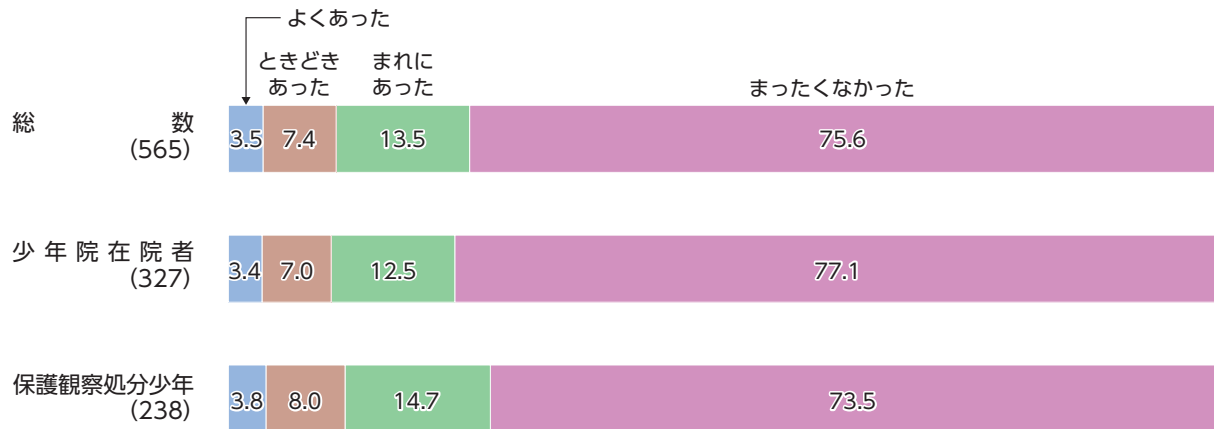
上記質問は、保護者を調査対象者として、過去1年間に、家族が必要とする衣服が買えなかった経験の頻度について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-18図である。食料が買えなかった経験（3-3-2-17図参照）と同様に、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯共に、必要とする衣服が買えなかった経験は、「まったくなかった」世帯が大半であったが、必要とする衣服が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯が、少年院在院者の世帯で22.9%、保護観察処分少年の世帯で26.5%を占めていた。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「衣服が買えなかった経験」についての保護者への調査の結果では、過去1年間に家族が必要とする衣服が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯の割合

は、16.3%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、家族が必要とする衣服が買えなかった経験の構成比が高かった。

3-3-2-18図

保護者に対する調査 必要とする衣服が買えなかった経験



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 必要とする衣服が買えなかった経験が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

エ 滞納した経験

保護者に対する調査

Q あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、以下のア～カを支払えないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 電話料金
- イ 電気料金
- ウ ガス料金
- エ 水道料金
- オ 家賃
- カ その他の債務

(選択肢)

- 1 あった 2 なかった 3 該当しない（支払う必要がない）

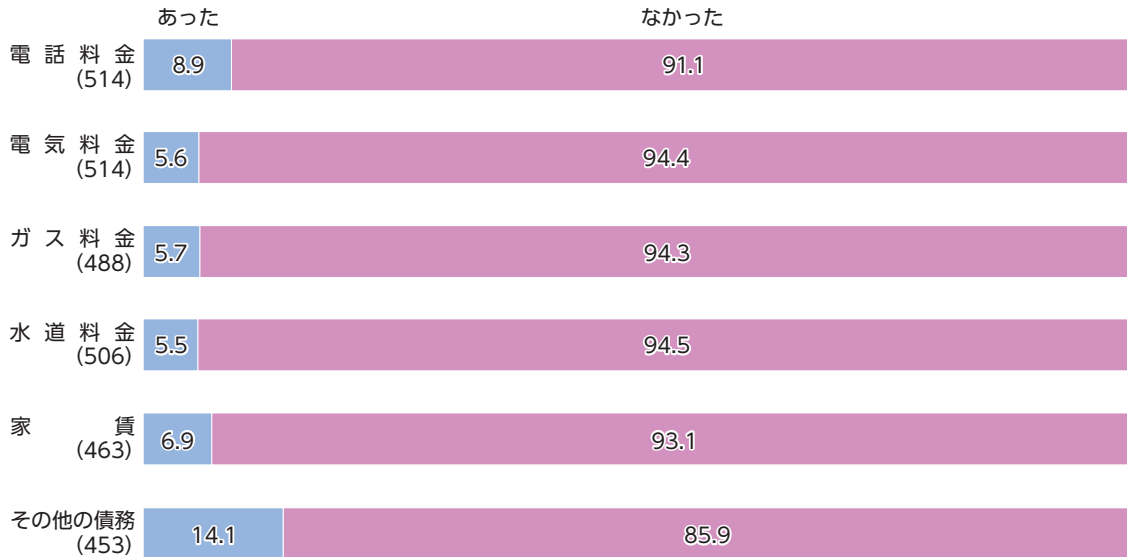
上記質問は、保護者を調査対象者として、過去1年間に、公共料金等を滞納した経験の有無について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-19図である。なお、分析に当たり、「該当しない（支払う必要がない）」は除外した。少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯共に、「その他の債務」を除くと「電話料金」の滞納が最も多く（それぞれ10.5%、6.8%）、次いで「家賃」の滞納が多かった（それぞれ7.4%、6.2%）。「電気料金」・「ガス料金」・「水道料金」の滞納は4.9～6.4%であった。いずれも構成比としてはおよそ1割未満であるが、生活に必要な料金の支払いができなかった世帯があった。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「公共料金における未払いの経験」についての保護者への調査の結果では、過去1年間に経済的な理由で未払いになったことがあった割合が、「電気料金」で3.8%、「ガス料金」で3.5%、「水道料金」で3.7%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、電気料金・ガス料金・水道料金を滞納した経験がある割合が高かった。

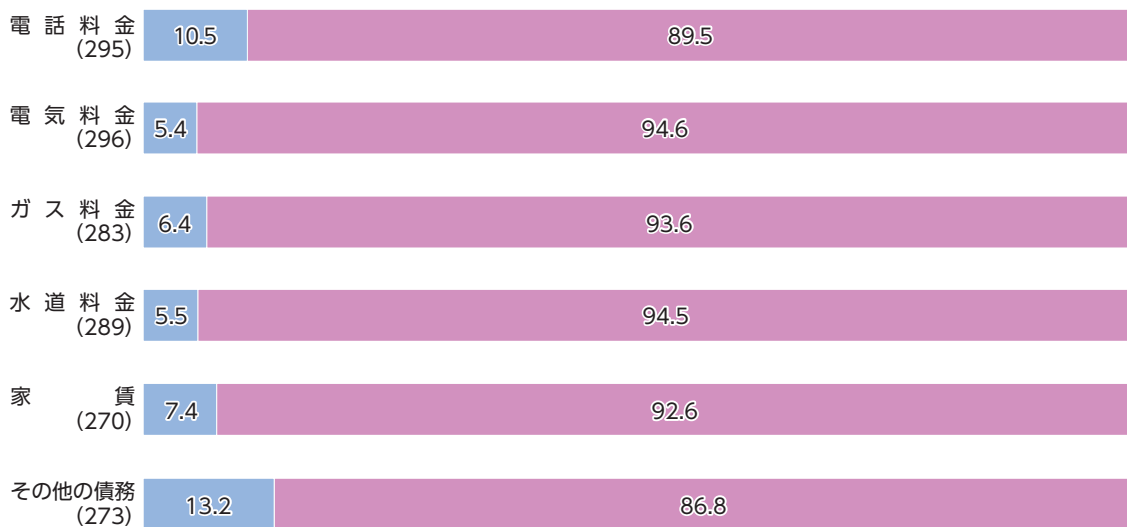
3-3-2-19図

保護者に対する調査 滞納した経験

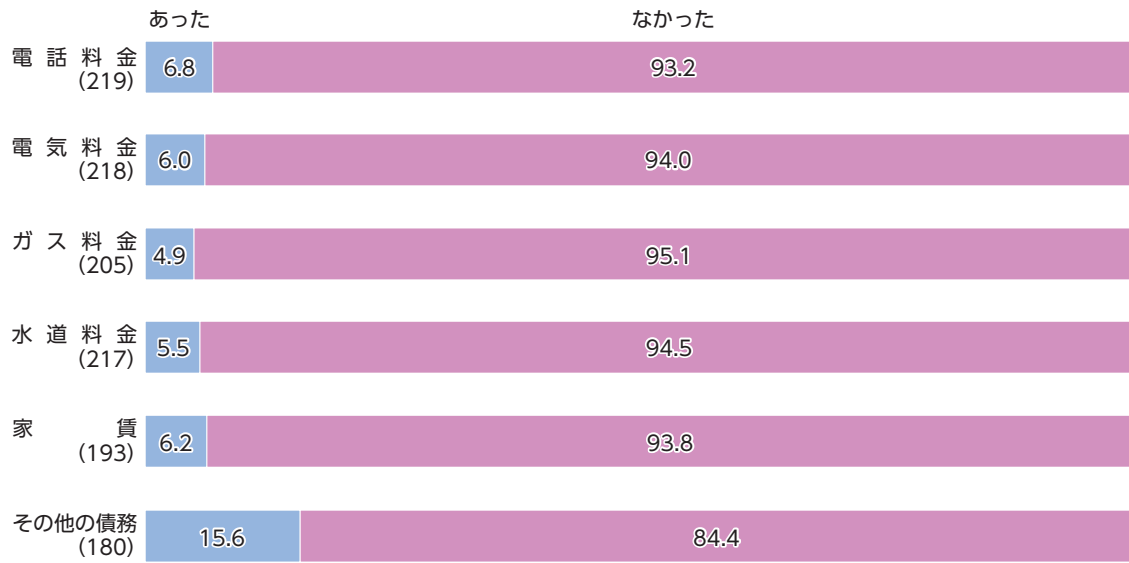
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「該当しない（支払う必要がない）」と回答した者及び滞納した経験の各項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

オ 子供にしていること

保護者に対する調査

Q あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 毎月お小遣いを渡す
- イ 毎年新しい洋服・靴を買う
- ウ 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
- エ 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）
- オ お誕生日のお祝いをする
- カ 1年に1回くらい家族旅行に行く
- キ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- ク 子供の学校行事などへ親が参加する

（選択肢）

- 1 している 2 していない（方針でしない） 3 経済的にできない

上記質問は、保護者を調査対象者として、家庭で子供にしていることについて調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-20図である。少年院在院者の家庭について見ると、「お誕生日のお祝いをする」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」、「子供の学校行事などへ親が参加する」という、年中行事を「している」又は学校行事等に参加を「している」の構成比が8割以上と高かった。反対に、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」は、「している」の構成比が25.4%と低く、「経済的にできない」の構成比も1割程度を占めていた。

保護観察処分少年の家庭について見ると、少年院在院者の家庭と同様に、年中行事を「している」又は学校行事に参加を「している」の構成比が7割以上と高かった。反対に、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」は、「している」の構成比が19.6%と低く、「経済的にできない」の構成比も1割程度を占めていた。

「経済的にできない」の構成比が最も高かった項目は、少年院在院者と保護観察処分少年の

家庭共に、「1年に1回くらい家族旅行に行く」であり、それぞれ17.0%、17.1%であった。

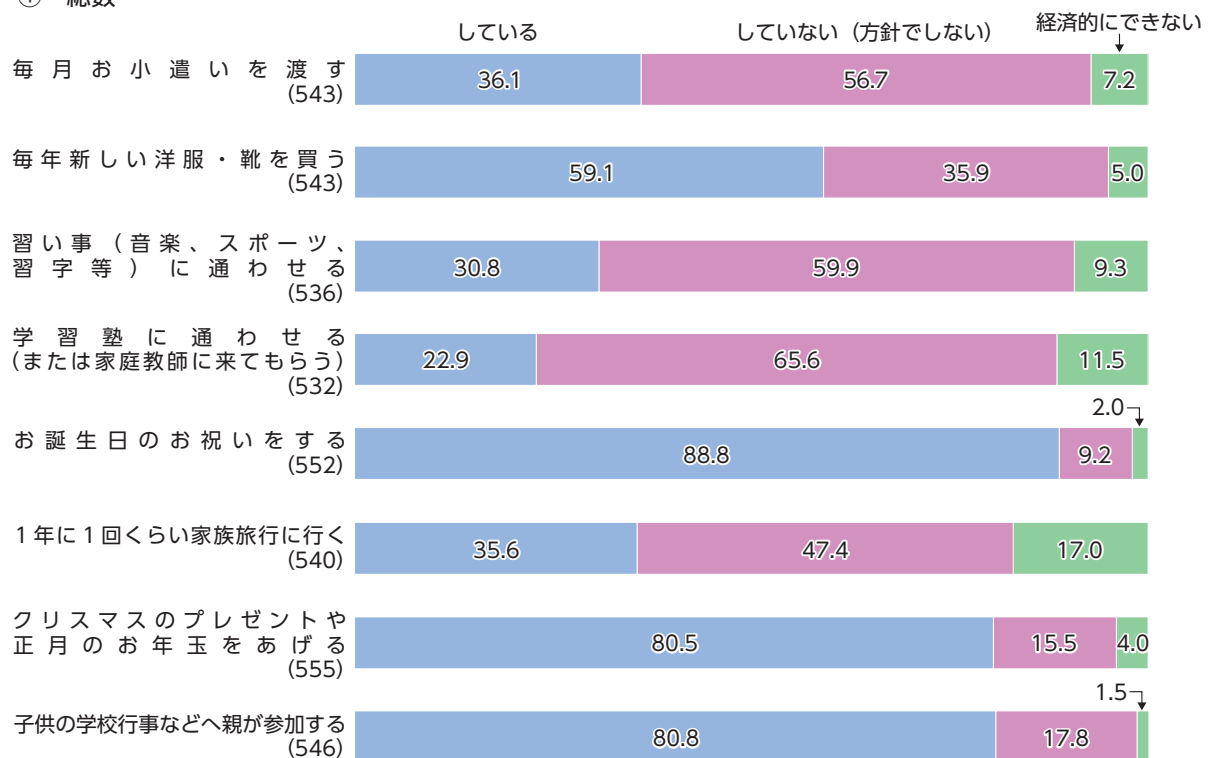
年中行事等は多くの家庭で行われているものの、家族旅行までは経済的にできない家庭が相当にあった。

調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都調査【小中高校生等調査】での「子供への支出」についての保護者への調査の結果では、保護者が子供にしてあげたいのに「経済的にできない」とする割合が高い項目は、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」であり、それぞれ約1～2割という結果であり、本調査結果と類似していた。

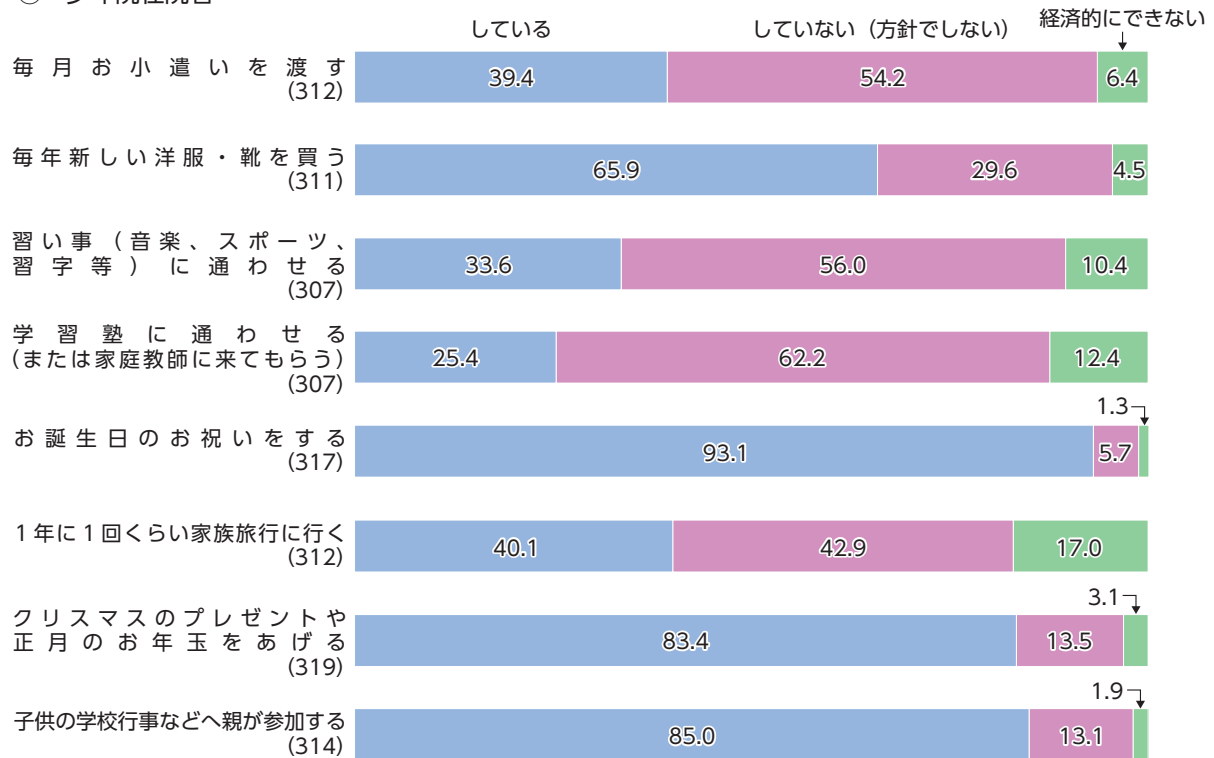
3-3-2-20図

保護者に対する調査 子供にしていること

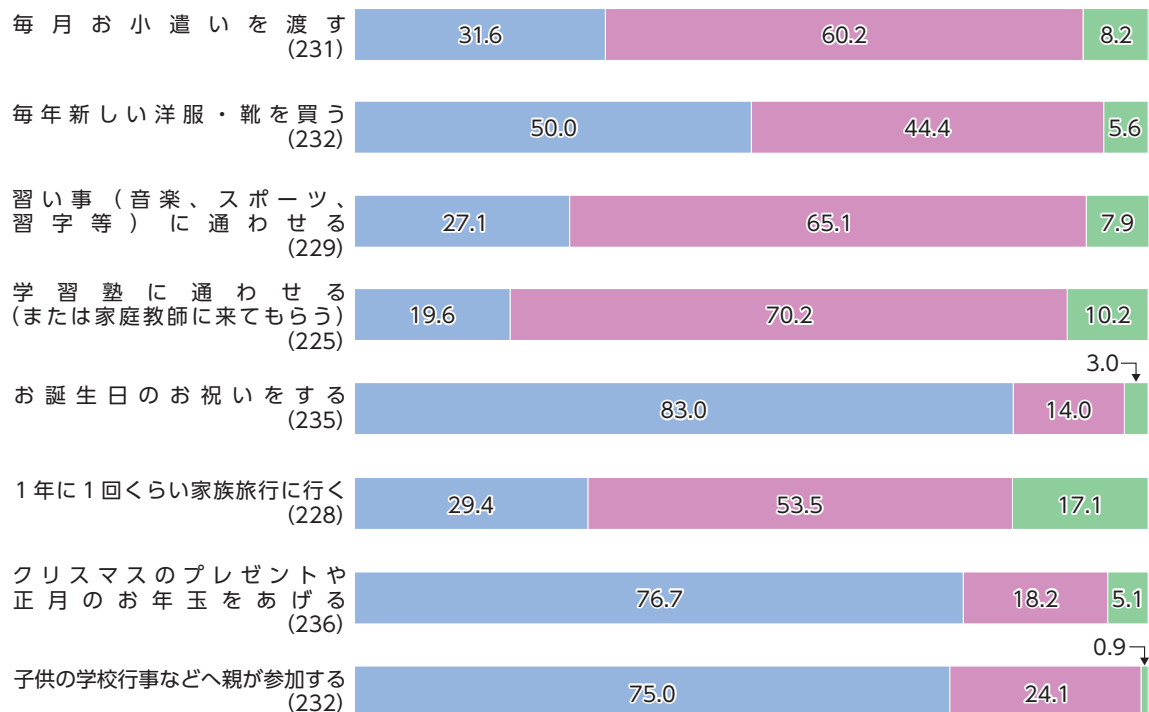
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 子供にしていることの各項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

カ 養育費

保護者に対する調査

(婚姻状況に関するQ(本節1(4)掲載)で「2 離婚」を選んだ人にお聞きします。)

Q 離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。

また、養育費を現在受け取っていますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

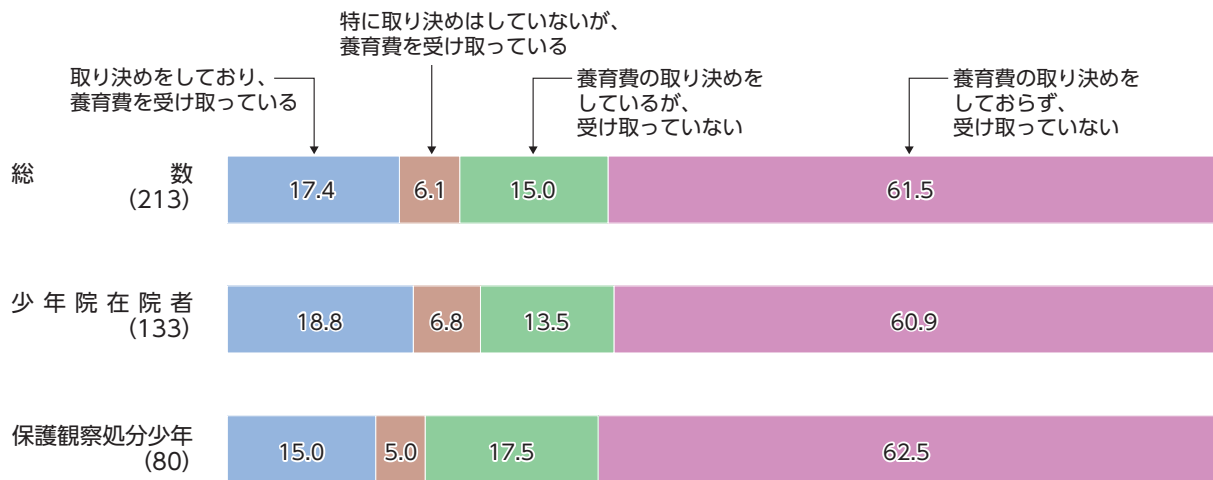
- 1 取り決めをしており、養育費を受け取っている
- 2 特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている
- 3 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない
- 4 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない

上記質問は、婚姻状況で離婚を選択した保護者を調査対象者として、子供の養育費の取決め及び受取状況を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-21図である。少年院在院者及び保護観察処分少年の保護者共に、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」者が最も多く、約6割であり、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」と合わせると、7割以上の保護者が養育費を受け取っていないかった。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「養育費の取り決めの有無」についての保護者への調査の結果では、婚姻の状況について「離婚」と回答した保護者のうち66.1%が、養育費を受け取っていない(「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」又は「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」と回答していた。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の保護者の方が、養育費を受け取っていない割合が高かった。

3-3-2-21図

保護者に対する調査 子供の養育費の取決め及び受取状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 婚姻状況において「離婚」と回答した者に限る。
 3 養育費の取決め及び受取状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

キ 持っている物

少年に対する調査

Q あなたは、以下の物を持っていますか。ア～コについて、あなたの状況に最も近い番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- ア 新しい（誰かのお古でない）洋服
- イ 最低2足のサイズの合った靴
- ウ 冬用のダウンジャケット・ダウンコート
- エ 自分専用の布団またはベッド
- オ インターネットにつながるパソコン
- カ 自分の部屋
- キ 月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金
- ク スマートフォン又はタブレット
- ケ 友人と遊びに出かけるお金
- コ 自分に投資するお金（自分の成長や資格取得のために使うお金のこと。自己啓発本、職業訓練コースなど）

(選択肢)

- 1 持っている 2 持ちたいが持っていない 3 持ちたくない・いない

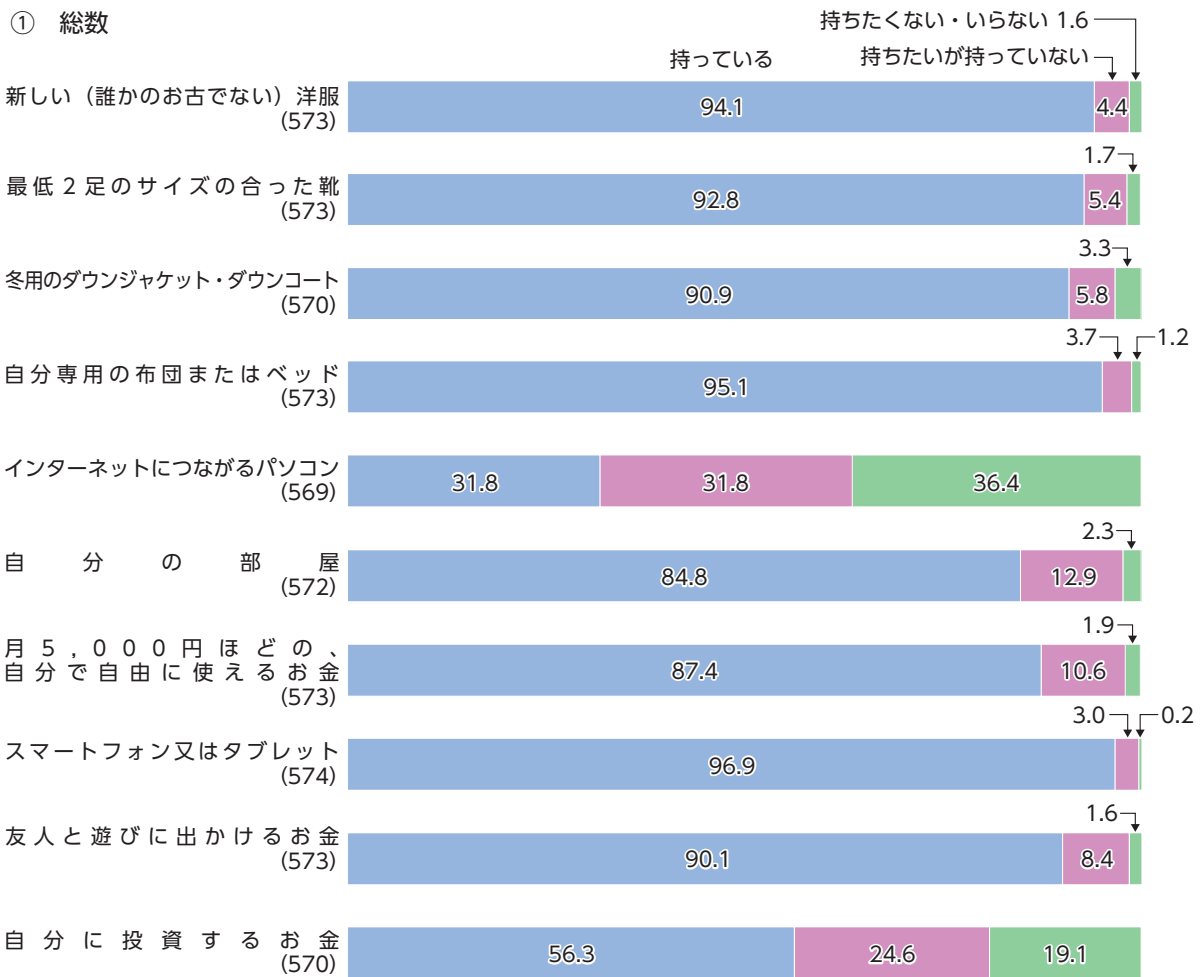
上記質問は、少年を調査対象者として、少年院在院者及び保護観察処分少年が持っている物について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-22図である。少年院在院者及び保護観察処分少年共に、衣類など生活に必要なものから「友人と遊びに出かけるお金」といった遊興費まで、多くの項目において、「持っている」の構成比が8～9割以上と高い中で、反対に、「持っている」の構成比が低かったものは、「インターネットにつながるパソコン」及び「自分に投資するお金」であった。「インターネットにつながるパソコン」について、「持っている」の構成比は、少年院在院者及び保護観察処分少年共に3割程度であったが、詳細を見ると、少年院在院者の場合は「持ちたいが持っていない」の構成比が39.8%と高かったのに対し、保

保護観察処分少年の場合は「持ちたくない・いらない」の構成比が45.0%と高かった。なお、「スマートフォン又はタブレット」を「持っている」の構成比は、少年院在院者が97.9%、保護観察処分少年が95.5%と高く、ほとんどの者がスマートフォン又はタブレットを所持しており、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、スマートフォン等が主な通信手段であることがうかがえる。

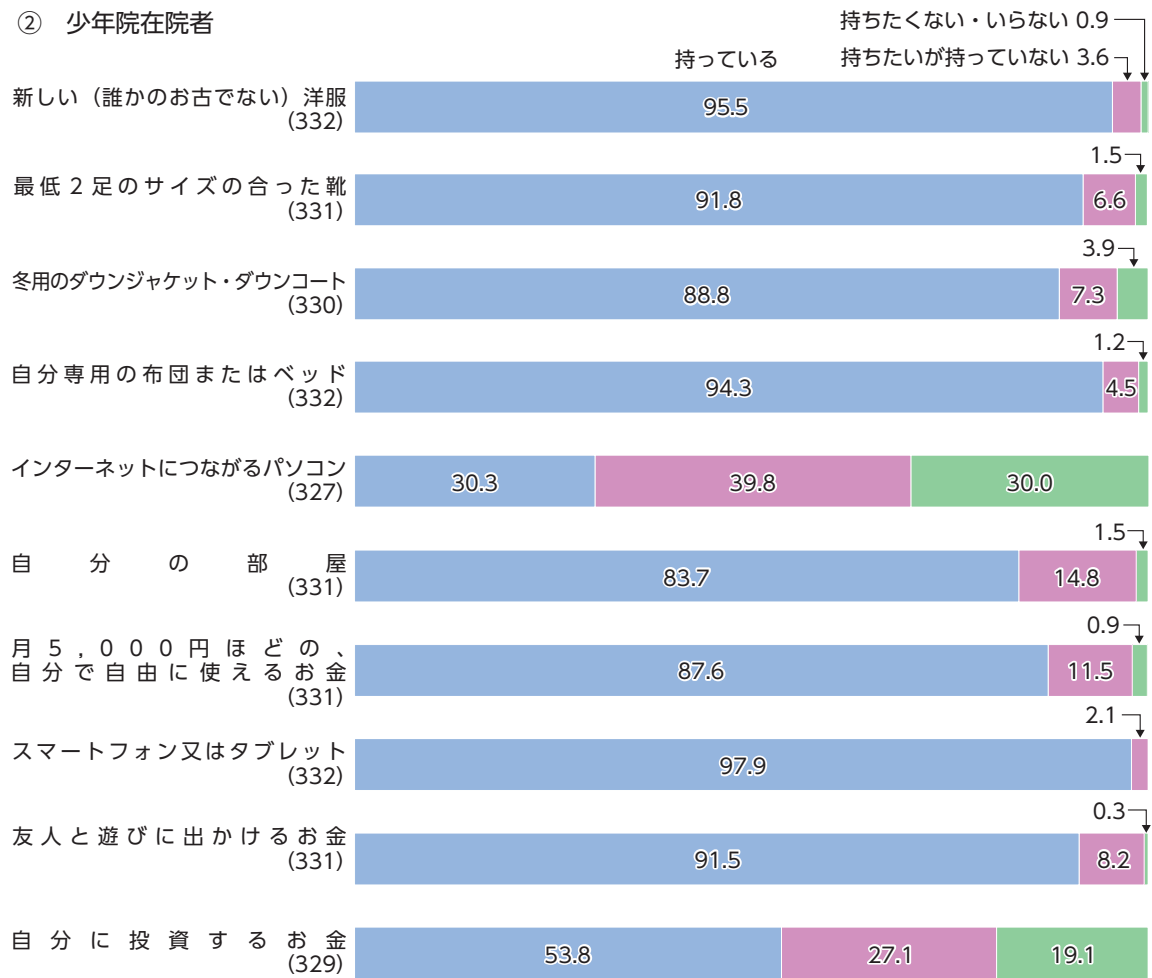
調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都調査【小中高校生等調査】での「子供の所有物の欠如」についての結果を見ると、16-17歳の少年においては、「自分に投資するお金（自己啓発本、職業訓練コースなど）」（30.1%）、「月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金」（19.2%）、「インターネットにつながるパソコン」（18.6%）の順に、欲しいが持っていない割合が高いという結果であった。少年院在院者及び保護観察処分少年も、自分に投資するお金を持ちたいが持っていない者が比較的多いという傾向が同じであった。一方、東京都の上記調査では、16-17歳の少年において、欲しいが持っていない割合が低いものは、低い順に、「新しい（誰かのお古でない）洋服」及び「最低2足のサイズの合った靴」（いずれも1.8%）、「冬用のダウンジャケット・ダウンコート」（2.8%）という結果であった。これらの物については、少年院在院者及び保護観察処分少年の方が、持ちたいが持っていない割合が高かった。

3-3-2-22図

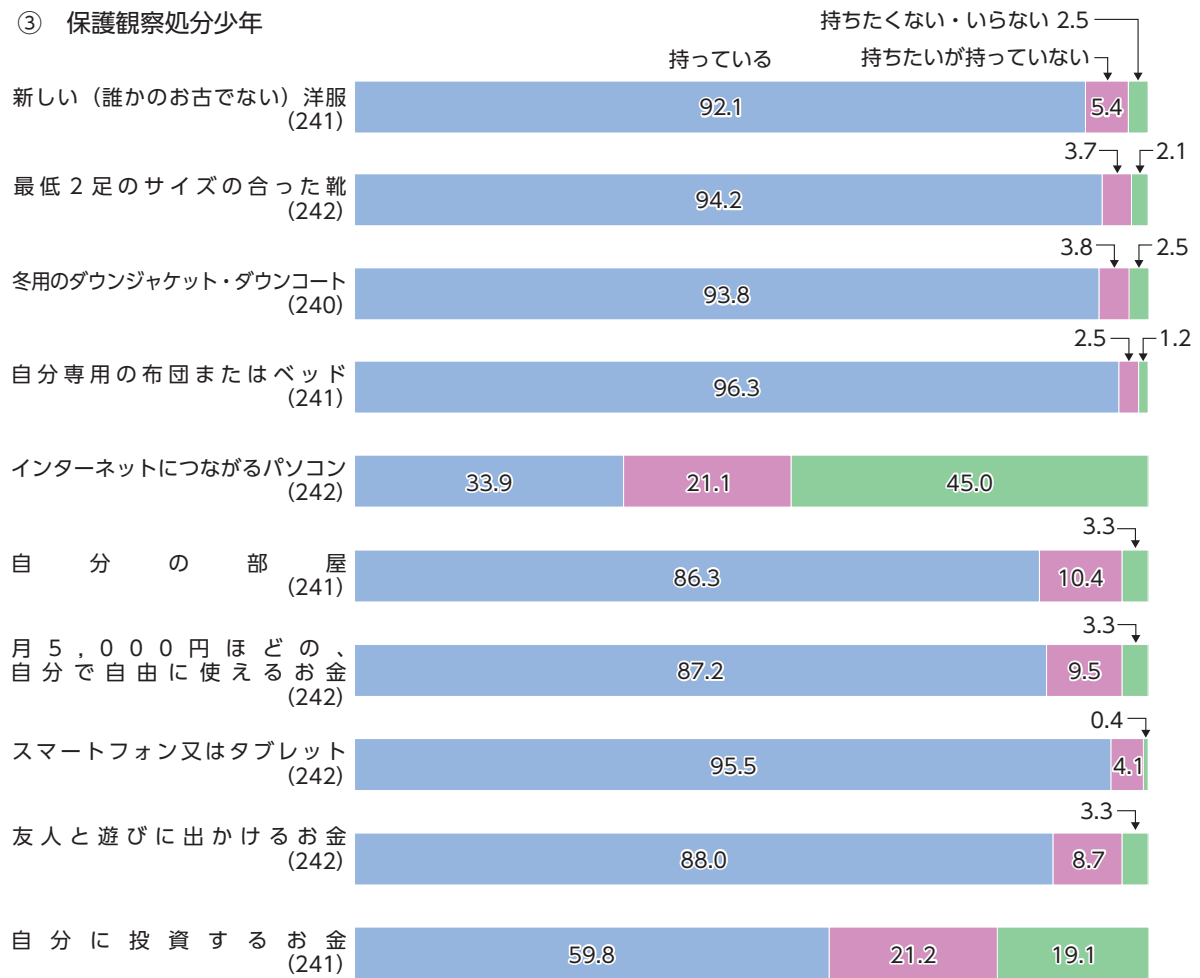
少年に対する調査 持っている物



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 持っている物の各項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ク 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

保護者に対する調査

Q あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により2020年2月以前から比べて、どのように変わりましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 世帯全体の収入の変化
- イ 生活に必要な支出の変化
- ウ お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと
- エ お子さんと話をする事
- オ 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること
- カ あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

(選択肢)

- 1 増えた 2 減った 3 変わらない

上記質問は、保護者を調査対象者として、家庭生活への新型コロナウイルス感染症拡大の影響について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-23図である。少年院在院者及び保護観察処分少年の家庭共に、いずれの項目についても「変わらない」が最多であり、半数以上を占めていたが、世帯全体の収入が「減った」家庭がそれぞれ38.0%、38.3%と4割近くあり、生活に必要な支出が「増えた」家庭もそれぞれ3割程度あった。また、「お子さんと話をする事」が「増えた」と回答した保護者は、少年院在院者では27.1%、保護観察処分少年では31.2%と3割程度を占めていた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少する中で生活に必要な支出が増え、経済的に苦しくなった家庭が一定数あることが推察される。また、感染症拡大防止のためにステイホームが推奨された影響が想定されるが、子供と話をする時間が増えた家庭も3割程度あった。

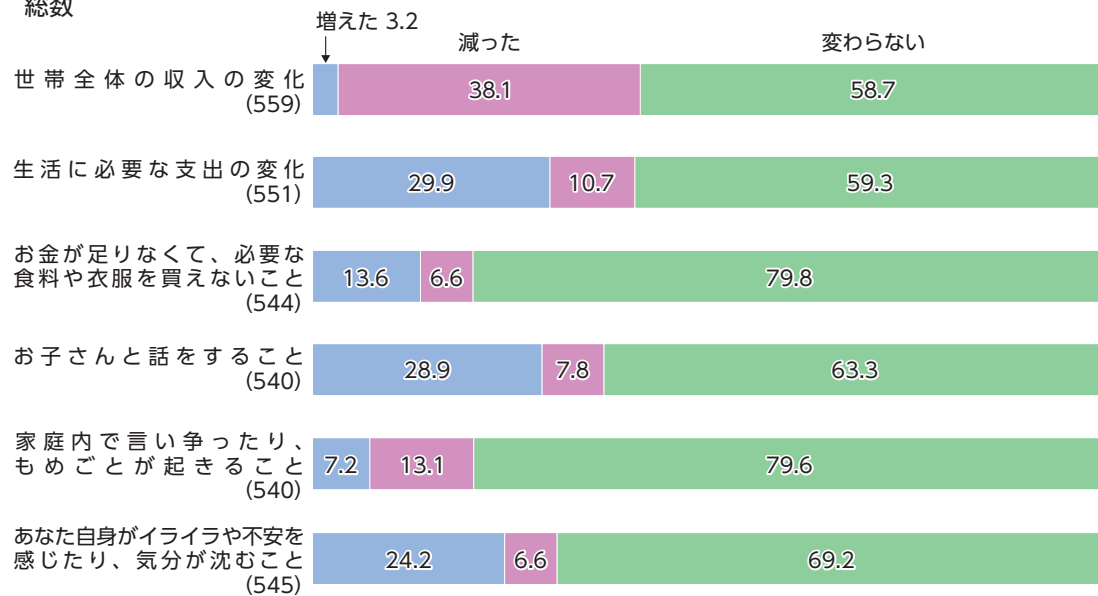
調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査における保護者への調査の結果では、「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容」

について、「世帯全体の収入の変化」は「減った」が32.5%、「生活に必要な支出の変化」は「増えた」が43.4%、「お子さんと話をすること」は「増えた」が33.6%となっており、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、「世帯全体の収入の変化」の「減った」の構成比が高い一方、「生活に必要な支出の変化」の「増えた」及び「お子さんと話をすること」の「増えた」の構成比は低かった。

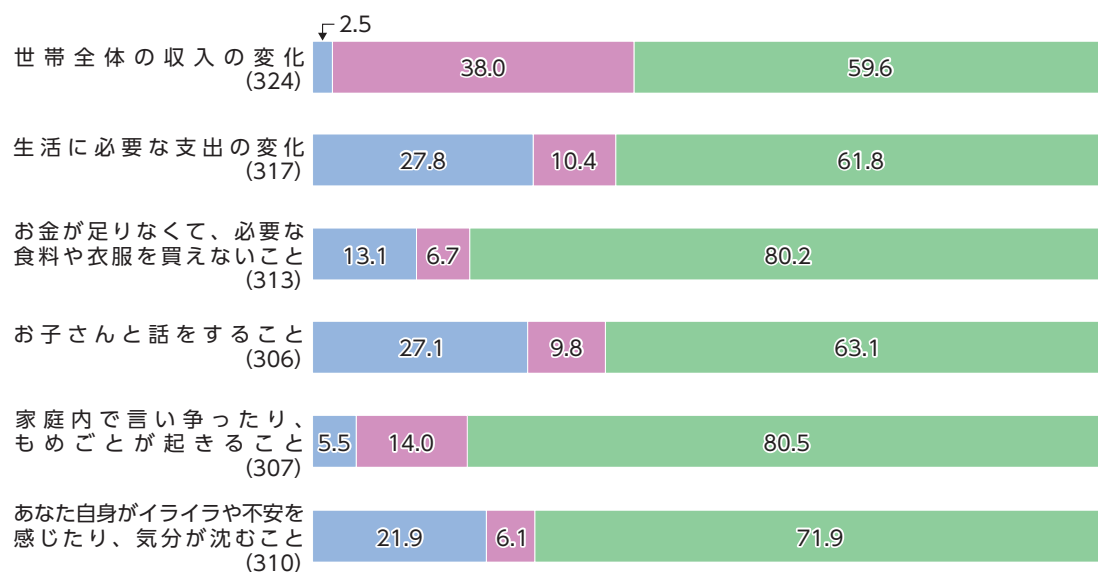
3-3-2-23図

保護者に対する調査 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

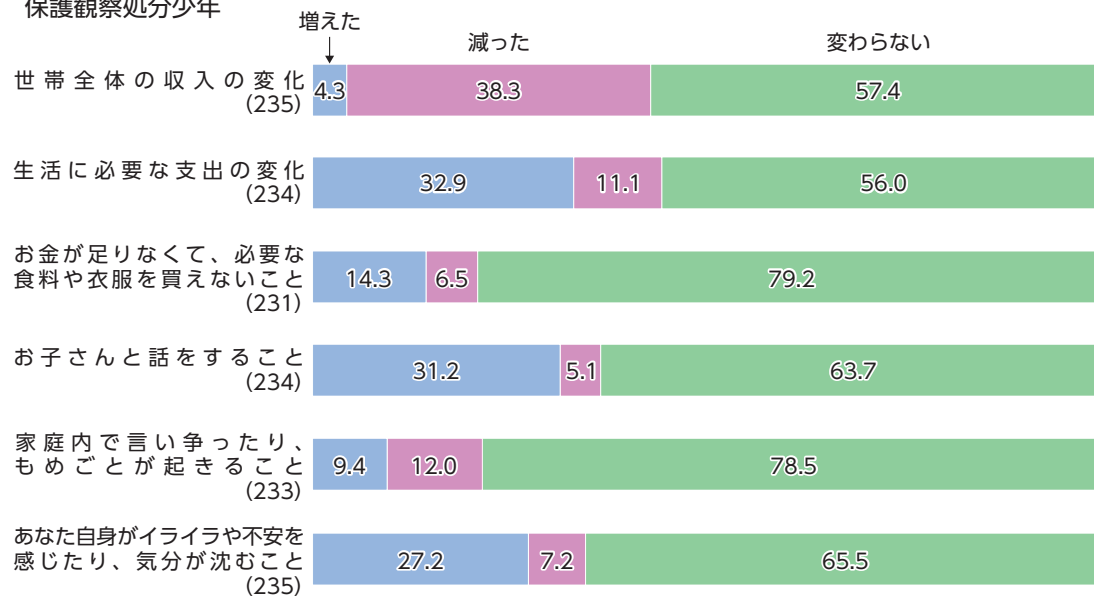
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響の各項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ケ 生活困窮層・周辺層・非生活困難層について

少年院在院者及び保護観察処分少年について、世帯の経済状況により分析するため、世帯収入、必要とする食料・衣服が買えなかった経験、滞納した経験、子供にしていることに係る質問項目への回答結果に基づいて、東京都調査【小中高校生等調査】で用いられた「生活困難度」指標（生活困難層（困窮層、周辺層）、一般層に分類）を参考にして、生活困窮層、周辺層、非生活困難層の三つの層に分類した。

分類方法について、まず、(4) アのQの各カテゴリーの中央の値（「900万円以上」は950万円とする。）をもって当該世帯の世帯収入とし、世帯収入を世帯人数の平方根で除した値が、厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021）を元に所得金額の中央値を平均世帯人数の平方根で除し、さらに2分の1を乗じた値である143万円未満であった場合を「低所得」に該当すると判断した。次に、(4) イないしエのQの各項目に基づき、食料・衣服が買えなかった経験又は滞納した経験のうち、いずれかの経験がある場合に「家計のひっ迫」に該当し、(4) オのQに基づき、子供にしていることについて、経済的にできないが1項目でもあった場合に「子供の体験の欠如」に該当すると判断した。そして、「低所得」、「家計のひっ迫」、「子供の体験の欠如」という三つの要素のうち、二つ以上に該当する世帯を生活困窮層、一つのみ該当す

る世帯を周辺層、一つも該当しない世帯を非生活困難層とした。

生活困窮層、周辺層、非生活困難層の三つの層に分類した結果を見たものが**3-3-2-24表**である。少年院在院者の世帯では、生活困窮層が69人（27.5%）、周辺層が42人（16.7%）であり、保護観察処分少年の世帯では、生活困窮層が34人（20.9%）、周辺層が34人（20.9%）であった。

調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都調査【小中高校生等調査】での生活困難層の割合を見ると、16-17歳においては、困窮層が6.9%、周辺層が17.1%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、生活困窮層の構成比が高かった。

3-3-2-24表

保護者に対する調査 経済状況

① 総数

経済状況	区 分	項 目	度 数	構成比	経済状況別合計
生活困窮層	3項目に該当	低所得+家計のひっ迫+子供の体験の欠如	28	(6.8)	(6.8)
	2項目に該当	低所得+家計のひっ迫	36	(8.7)	(18.1)
		低所得+子供の体験の欠如	9	(2.2)	
		家計のひっ迫+子供の体験の欠如	30	(7.2)	
周 辺 層	1項目に該当	低所得のみ	33	(8.0)	(18.4)
		家計のひっ迫のみ	27	(6.5)	
		子供の体験の欠如のみ	16	(3.9)	
非生活困難層	該当項目なし		235	(56.8)	(56.8)

② 少年院在院者

経済状況	区 分	項 目	度 数	構成比	経済状況別合計
生活困窮層	3項目に該当	低所得+家計のひっ迫+子供の体験の欠如	19	(7.6)	(7.6)
	2項目に該当	低所得+家計のひっ迫	22	(8.8)	(19.9)
		低所得+子供の体験の欠如	8	(3.2)	
		家計のひっ迫+子供の体験の欠如	20	(8.0)	
周 辺 層	1項目に該当	低所得のみ	19	(7.6)	(16.7)
		家計のひっ迫のみ	17	(6.8)	
		子供の体験の欠如のみ	6	(2.4)	
非生活困難層	該当項目なし		140	(55.8)	(55.8)

③ 保護観察処分少年

経済状況	区 分	項 目	度 数	構成比	経済状況別合計
生活困窮層	3項目に該当	低所得+家計のひっ迫+子供の体験の欠如	9	(5.5)	(5.5)
	2項目に該当	低所得+家計のひっ迫	14	(8.6)	(15.3)
		低所得+子供の体験の欠如	1	(0.6)	
		家計のひっ迫+子供の体験の欠如	10	(6.1)	
周 辺 層	1項目に該当	低所得のみ	14	(8.6)	(20.9)
		家計のひっ迫のみ	10	(6.1)	
		子供の体験の欠如のみ	10	(6.1)	
非生活困難層	該当項目なし		95	(58.3)	(58.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

(5) ACEと経済状況の関連

3-3-2-25表は、ACEと経済状況の関連を見たものである。ACEの項目ごとに「該当あり」の者について、経済状況別の構成比を見ると、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」の項目は、生活困窮層の構成比が、非生活困難層及び周辺層の約2倍となっている。「親が亡くなったり離婚したりした」及び「家族から、食事や洗濯、入浴など身の周りの世話をしてもらえなかった」の各項目は、生活困窮層の構成比が顕著に高い。「家族から、十分に気を掛けてもらえなかった」の項目は、生活困窮層の構成比が最も高い22.0%であり、周辺層の16.2%及び非生活困難層の6.9%と各層との違いがはっきりとしている。「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」の項目は、非生活困難層の構成比が20%台であるのに対して、周辺層及び生活困窮層は40%台であった。 χ^2 検定の結果、ACEの全項目のうち8項目で有意な差が見られ、それらについて、調整済み残差を見ると、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった」の項目は、生活困窮層における「該当あり」の構成比が高く、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」及び「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の各項目は、非生活困難層における「該当なし」の構成比が高かったほか、その他の項目は、生活困窮層における「該当あり」、非生活困難層における「該当なし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-2-25表

小児期逆境体験と経済状況との関連

項 目	区 分	総 数	経済状況			統計値
			生活困窮層	周辺層	非生活 困難層	
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	該当あり	50 (12.3)	13 (13.0)	13 (17.6)	24 (10.4)	$\chi^2(2)=2.721$ $p=.257$
	該当なし	355 (87.7)	87 (87.0)	61 (82.4)	207 (89.6)	
家庭内に、違法薬物を使用して いる人がいた	該当あり	25 (6.2)	9 (9.0)	1 (1.4)	15 (6.4)	$\chi^2(2)=4.326$ $p=.115$
	該当なし	381 (93.8)	91 (91.0)	72 (98.6)	218 (93.6)	
家庭内に、うつになったり、心の病 気にかかったりしている人がいた	該当あり	82 (20.1)	34 (34.0)	13 (17.6)	35 (15.0)	$\chi^2(2)=16.039$ $p<.001$
	該当なし	325 (79.9)	66 (66.0)	61 (82.4)	198 (85.0)	
家庭内に、自殺を試みた人がいた	該当あり	37 (9.1)	11 (11.0)	7 (9.5)	19 (8.2)	$\chi^2(2)=0.700$ $p=.705$
	該当なし	370 (90.9)	89 (89.0)	67 (90.5)	214 (91.8)	
親が亡くなったり離婚したりした	該当あり	204 (50.4)	69 (70.4)	42 (56.8)	93 (39.9)	$\chi^2(2)=27.138$ $p<.001$
	該当なし	201 (49.6)	29 (29.6)	32 (43.2)	140 (60.1)	
家庭内に、刑務所に服役している 人がいた	該当あり	16 (4.0)	8 (8.2)	3 (4.2)	5 (2.1)	$\chi^2(2)=6.680$ $p=.035$
	該当なし	386 (96.0)	89 (91.8)	69 (95.8)	228 (97.9)	
母親（義理の母親も含む）が、父 親（義理の父親や母親の恋人も含 む）から、暴力を受けていた	該当あり	97 (23.9)	28 (28.0)	26 (35.6)	43 (18.5)	$\chi^2(2)=10.235$ $p=.006$
	該当なし	309 (76.1)	72 (72.0)	47 (64.4)	190 (81.5)	
家族から、食事や洗濯、入浴な ど身の回りの世話をしてもらえ なかった	該当あり	27 (6.6)	13 (13.0)	3 (4.1)	11 (4.7)	$\chi^2(2)=8.715$ $p=.013$
	該当なし	380 (93.4)	87 (87.0)	71 (95.9)	222 (95.3)	
家族から、十分に気に掛けても らえなかった	該当あり	50 (12.3)	22 (22.0)	12 (16.2)	16 (6.9)	$\chi^2(2)=16.037$ $p<.001$
	該当なし	356 (87.7)	78 (78.0)	62 (83.8)	216 (93.1)	
家族から、殴る蹴るといった体 の暴力を受けた	該当あり	183 (44.9)	53 (53.0)	38 (50.7)	92 (39.5)	$\chi^2(2)=6.423$ $p=.040$
	該当なし	225 (55.1)	47 (47.0)	37 (49.3)	141 (60.5)	
家族から、心が傷つくような言 葉を言われるといった精神的な 暴力を受けた	該当あり	141 (34.6)	43 (43.0)	35 (46.7)	63 (27.2)	$\chi^2(2)=13.618$ $p=.001$
	該当なし	266 (65.4)	57 (57.0)	40 (53.3)	169 (72.8)	
家族から、性的な暴力を受けた	該当あり	8 (2.0)	4 (4.0)	2 (2.7)	2 (0.9)	$\chi^2(2)=3.868$ $p=.145$
	該当なし	397 (98.0)	95 (96.0)	72 (97.3)	230 (99.1)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各項目の回答が不詳の者を除く。

3 「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」及び「家族から、性的な暴力を受けた」の「該当あり」は、「該当あり（1回から数回）」及び「該当あり（繰り返し）」の合計である。

4 () 内は、総数又は経済状況別の人員における構成比である。

(6) 小括

(1) ～ (5) では、家庭環境として、ACEの経験の有無、養育の状況、保護者の状況及び経済状況を見るとともに、ACEと経済状況の関連を分析した。

ア ACEの経験の有無（本項（1）参照）

ACEを有する者（3-3-2-1表において、いずれかの項目一つ以上で「該当あり」とした者。以下同じ。）の構成比は、少年院在院者・保護観察処分少年で、それぞれ86.3%、56.5%であり、非行性が進むほどACEを有する傾向が高いことがうかがえる。

イ 養育の状況（本項（2）参照）

幼少期の養育者については、少年院在院者・保護観察処分少年共に、有意な差が見られ、ACEなしは、両親の構成比が高い傾向があった。子育てのつらかったこととして、少年院在院者は、子供の育てにくさで有意な差が見られ、ACE重篤の構成比が高い傾向があった。保護観察処分少年は、子供の非行で有意な差が見られ、ACE重篤の構成比が高い傾向があった。そのほか、進学の見通しでは、保護観察処分少年で有意な差が見られ、ACEなしが、大学又はそれ以上の構成比が高い一方、ACE重篤は、その構成比が低く、進学期待が低い傾向が見られた。家族としたことがある経験では、少年院在院者につき、多くの項目で有意な差が見られ、ACE重篤は該当率が低い傾向があった。

ウ 保護者の状況（本項（3）参照）

保護者が成人するまでの経験（両親の離婚、親からの暴力、育児放棄（ネグレクト）等）では、少年院在院者の保護者は、ACE重篤が、「いずれも経験したことがない」で該当率が低く、保護観察処分少年の保護者は、ACE重篤が、「親から暴力を振るわれた」、「育児放棄（ネグレクト）された」で該当率が高かった。精神的な不調による受診歴は、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、有意な差が見られ、ACE重篤は、受診歴がある者の構成比が高かった。保護者が子供を持ってからしたことのある経験の中では、自殺念慮及び配偶者からの暴力が、ACEの項目と有意な正の相関が見られたものが多く、保護者が家庭に問題・悩みを抱えている場合、少年がACEを有する可能性が高いことが示唆された。以上から、保護者自身も困難な状況にあったことがうかがえる。

エ 経済状況（本項（4）参照）

世帯収入は、400万円未満が4割であり、本調査の対象者のうち18歳未満の少年が約4割であったことに留意は必要であるが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021）における児童（18歳未満の未婚の者をいう。）のいる世帯のうちの400万円未満の世帯の割合（12.6%）より高い。必要とする食料・衣服が買えなかった経験がある世帯は2割台であり、生活に必要な料金の支払いについては、いずれも1割未満ではあるが、支払いができなかった世帯があった。年中行事等は、多くの家庭で行われていたが、家族旅行までは経済的にできなかった家庭があった。持っている物については、衣類、友人と遊びに出かけるお金、スマートフォン又はタブレット等は、ほとんどの者が所有していたことと比べ、インターネットにつながるパソコンと自分に投資するお金を持っていない者が多かった。生活困窮層、周辺層及び非生活困難層に分類した結果を見ると、少年院在院者の世帯では約28%、保護観察処分少年の世帯では約21%が生活困窮層であり、周辺層を合わせると、それぞれ4割を超えており、少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえる。

オ ACEと経済状況の関連（本項（5）参照）

ACEの項目について、「該当あり」の者の経済状況別の構成比を見ると、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」、「親が亡くなったり離婚したりした」との体験のほか、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の周りの世話をしてもらえなかった」及び「家族から、十分に気を掛けてもらえなかった」との物理的ネグレクト・心理的ネグレクトの体験については、生活困窮層が最も高かった。「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」との心理的虐待の体験は、非生活困難層の構成比が20%台であるのに対し、「周辺層」及び「生活困窮層」が40%台と高かった。ACEの全項目のうち8項目で有意な差が見られ、生活困窮層は、上記5項目について、「該当あり」の構成比が高い傾向が見られ、ACEと経済状況に関連があることがうかがえた。

3 家庭環境から見た少年の状況

ここでは、家庭環境から見た少年の状況について見ていくこととする。以下では、(3)を除く各項目で総数を示すとともに、(1)～(4)の各項目について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別にそれぞれ分析した。

(1) 日常の生活状況

ア 食事の頻度

少年に対する調査

Q あなたは、平日（学校や仕事に行く日）に1日3食を食べますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

（少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 ほぼ毎日3食食べる | 2 ほぼ毎日2食食べる |
| 3 ほぼ毎日1食食べる | 4 1日3食より多い |
| 5 1日1食より少ない | |

3-3-3-1図は、少年の平日の食事の頻度を見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「ほぼ毎日3食食べる」が43.0%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】における16-17歳の「ほぼ毎日3食食べる」の構成比は86.1%であり、大きな開きがあった。調査対象者の年齢層や選択肢等に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、規則正しい食生活を送っている者が少ない傾向がうかがえた。

身分別に見ると、少年院在院者は、「ほぼ毎日2食食べる」(39.6%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日3食食べる」(34.1%)、「1日3食より多い」(12.7%)の順であったのに対し、保護観察処分少年は、「ほぼ毎日3食食べる」(55.1%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日2食食べる」(32.9%)、「ほぼ毎日1食食べる」(7.4%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「1日3食より多い」及び「1日1食より少ない」の構成比が高く、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。一般的に、少年院在院者は、犯した事件の回数・内容や要保護性の程度

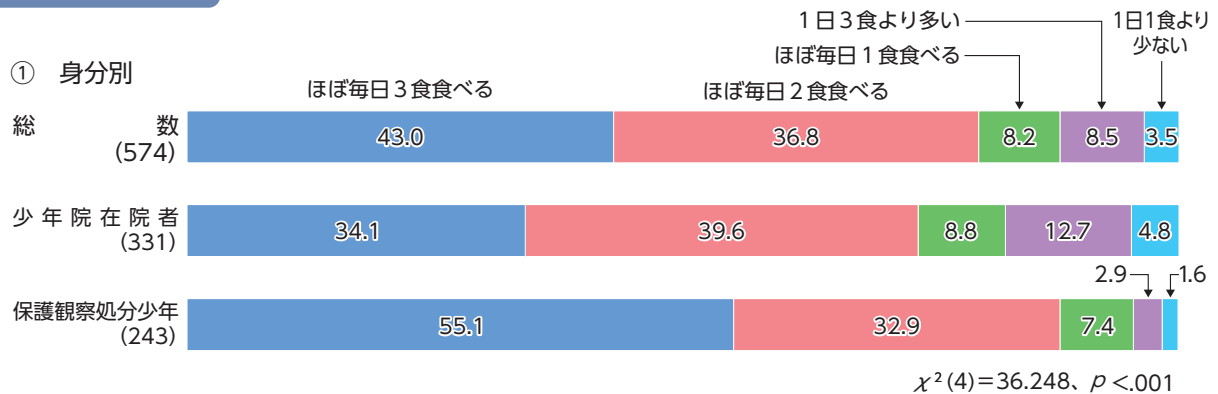
などの点から、保護観察処分少年に比べて、非行性が進んでいると考えられるところ、非行性が進むほど、不規則又は不十分な食生活を送っている傾向がうかがえた。

ACE累積度別に見ると、ACE重篤は、「ほぼ毎日2食食べる」(39.0%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日3食食べる」(29.4%)、「ほぼ毎日1食食べる」(12.5%)の順であったのに対し、ACEなし及びACE中程度は、「ほぼ毎日3食食べる」(それぞれ57.9%、43.3%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日2食食べる」(それぞれ31.0%、36.9%)、「1日3食より多い」(それぞれ5.5%、10.1%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「ほぼ毎日1食食べる」及び「1日1食より少ない」の構成比が高く、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が低い一方、ACEなしは、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が高く、「1日1食より少ない」の構成比が低い傾向が見られた。ACE重篤は、不規則又は不十分な食生活を送っている傾向がうかがえた。

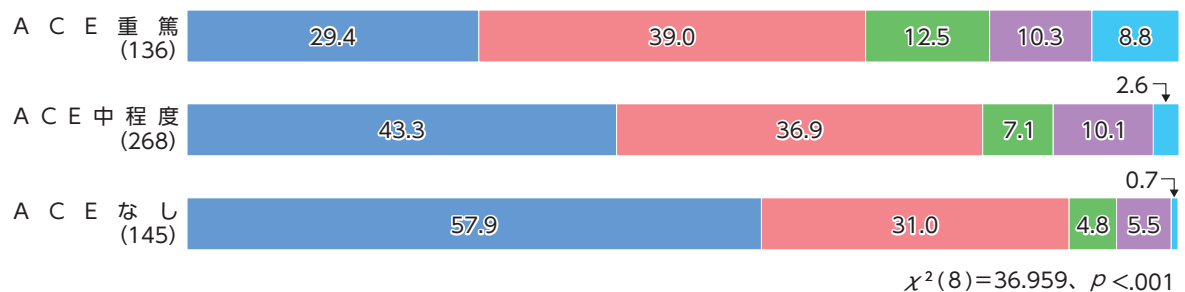
経済状況別に見ると、生活困窮層は、「ほぼ毎日3食食べる」(37.3%)及び「ほぼ毎日2食食べる」(35.3%)の構成比が合計しても7割程度にとどまっている一方、「ほぼ毎日1食食べる」(12.7%)及び「1日1食より少ない」(4.9%)の構成比が合計すると2割に近かったのに対し、非生活困難層は、「ほぼ毎日3食食べる」(46.2%)及び「ほぼ毎日2食食べる」(38.0%)の構成比を合計すると8割を超え、「ほぼ毎日1食食べる」(4.7%)及び「1日1食より少ない」(2.6%)の構成比を合計しても1割に満たなかった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-1図

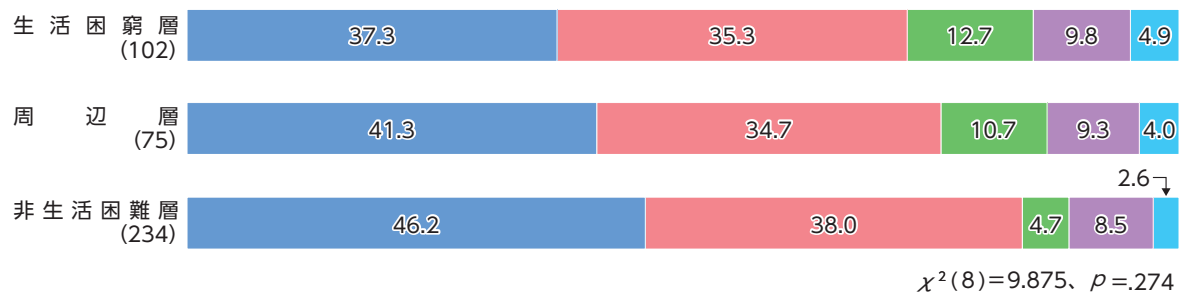
少年に対する調査 食事の頻度



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 食事の頻度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

イ 家族との夕食の頻度

少年に対する調査

Q あなたは、過去1年間の生活を振り返って、どのくらいの頻度で家族と一緒に夕食を食べましたか。

一番近いと思う番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の1年間の状況についてお答えください。)

- | | | | | | | | |
|---|------|---|--------|---|-----------|---|--------|
| 1 | ほぼ毎日 | 2 | 週に数回 | 3 | 週に1回程度 | 4 | 月に1回程度 |
| 5 | 年に数回 | 6 | 年に1回程度 | 7 | まったくしていない | | |

3-3-3-2図は、少年が家族と一緒に夕食を食べていた頻度を見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「ほぼ毎日」が26.5%であったのに対し、研究部報告58「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」（法務総合研究所、2018）における全国の満16歳以上の青少年の「ほぼ毎日」の構成比は、58.0%であり、大きな開きが見られた。調査対象者の年齢層に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

身分別に見ると、少年院在院者は、「週に数回」（31.6%）が最も高く、次いで「週に1回程度」（15.4%）、「ほぼ毎日」（14.5%）の順であったのに対し、保護観察処分少年は、「ほぼ毎日」（43.0%）が最も高く、次いで「週に数回」（32.6%）、「週に1回程度」（6.6%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「週に1回程度」、「月に1回程度」、「年に数回程度」及び「まったくしていない」の構成比が高く、「ほぼ毎日」の構成比が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。少年院在院者は、保護観察処分少年に比べ、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

ACE累積度別に見ると、ACE重篤は、「ほぼ毎日」及び「週に数回」の構成比を合計すると4割未満であったのに対し、ACE中程度は6割程度、ACEなしは7割を超えていた。他方、「まったくしていない」の構成比について見ると、ACE重篤（19.0%）は、ACEなし（6.3%）の約3.0倍であった。ACE累積度が重篤になるほど、家族との夕食の頻度は低下している傾向が見られた。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「月に1回程度」、「年に1回程度」及び「まったくしていない」の構成比が高く、「ほぼ毎日」の

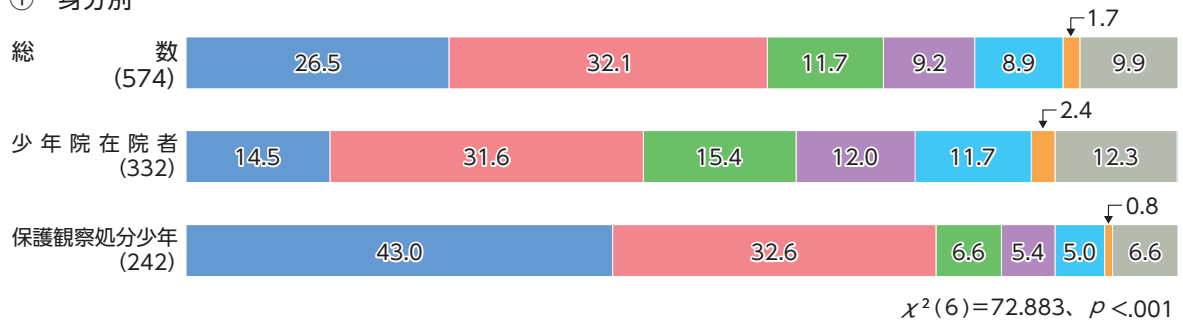
構成比が低い傾向が見られたのに対し、ACEなしは、「ほぼ毎日」の構成比が高く、「年に数回」の構成比が低い傾向が見られた。ACE重篤は、夕食を家族と一緒に食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

経済状況別に見ると、全ての層において「週に数回」が最も高く、次いで「ほぼ毎日」の順であった。「まったくしていない」の構成比は、生活困窮層（17.5%）が、非生活困難層（6.0%）の約2.9倍であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

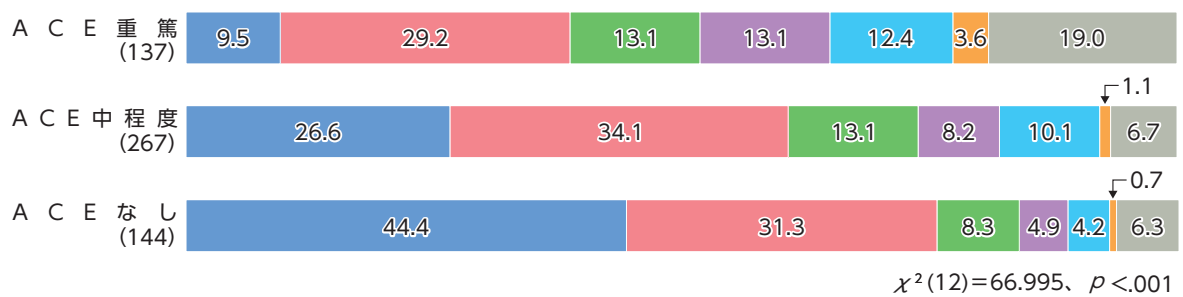
3-3-3-2図

少年に対する調査 家族との夕食の頻度

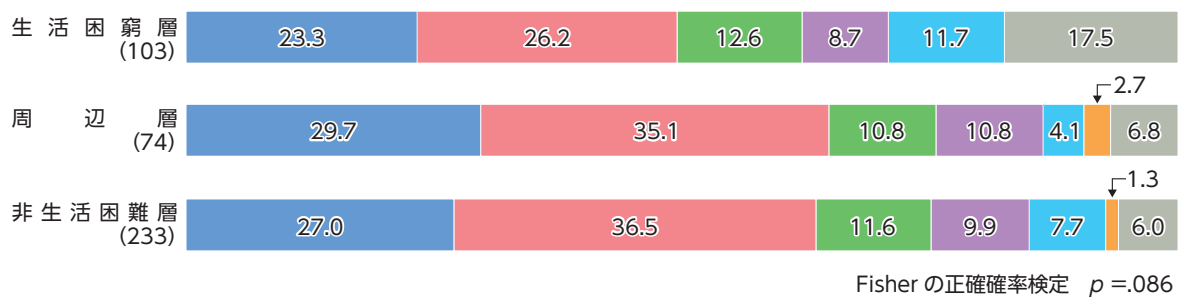
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族との夕食の頻度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 日常の過ごし方

少年に対する調査

Q あなたは、以下の活動をふだんどれくらいしますか。

ア～オについて、それぞれあてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

	毎日 2時間 以上	毎日 1～ 2時間	毎日 1時間 以下	1週 間に 4～ 5日	1週 間に 2～ 3日	1週 間に 1日	全 然 し な い
ア ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）	1	2	3	4	5	6	7
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	1	2	3	4	5	6	7
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	1	2	3	4	5	6	7
エ 家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）	1	2	3	4	5	6	7
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	1	2	3	4	5	6	7

3-3-3表は、少年の日常の過ごし方（ゲーム、テレビ・インターネット、家事、家族の介護などをどれくらいしていたか）について見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、東京都調査【小中高校生等調査】における16-17歳の結果と比較したところ、以下のような傾向・特徴が見られた。本調査の対象者では、「ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）」について、「毎日2時間以上」の該当率が37.0%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、「ゲーム機で遊ぶ」について、15.5%であった。本調査の対象者では、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」について、「毎日2時間以上」の

該当率が76.8%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、「テレビ・インターネットを見る」について、48.2%であった。「家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）」について、「毎日2時間以上」の該当率は、本調査の対象者では、7.2%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、1.6%であった。本調査の対象者では、「兄弟姉妹の世話や家族の介護」について、「毎日2時間以上」の該当率が2.8%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、「兄弟姉妹の世話や祖父母の介護」について、1.6%であった。調査対象者の年齢層、質問内容等に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、ゲーム、テレビ、インターネット等に長時間親和し、家事や家族の世話・介護についての関与の度合いが高い傾向がうかがえた。

身分別に見ると、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られる項目があり、調整済み残差を見ると、以下のような傾向・特徴が見られた。「ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）」について、少年院在院者は、「毎日2時間以上」の該当率が高く、「全然しない」が低い傾向が見られた一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」について、少年院在院者は、「毎日2時間以上」の該当率が高く、「毎日1～2時間」、「毎日1時間以下」及び「1週間に4～5日」が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」について、少年院在院者は、「毎日2時間以上」の該当率が高く、「毎日1時間以下」が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。「家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）」について、少年院在院者は、「全然しない」の該当率が高い一方、保護観察処分少年は、低い傾向が見られた。少年院在院者は、保護観察処分少年に比べ、スマートフォンやインターネットを介してのゲーム、動画、SNS等に長時間親和している一方、家事への関与の度合いが低い傾向がうかがえた。

ACE累積度別に見ると、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られる項目があり、調整済み残差を見ると以下のような傾向・特徴が見られた。「ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）」について、ACE中程度は、「1週間に4～5日」の該当率が高い傾向が見られたのに対し、ACEなしは、「毎日1時間以下」の該当率が高く、「毎日2時間以上」が低い傾向が見られた。

「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」について、ACE中程度及びACE重篤は、「毎日2時間以上」が高いなどの傾向が見られた一方、ACEなしは、「毎日1～2時間」及び「毎日1時間以下」の該当率が高く、「毎日2時間以上」が低い傾向が見られた。「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」について、ACE重篤は、「毎日2時間以上」が高く、「毎日1時間以下」の該当率が低い傾向が見られた一方、ACEなしは、逆の傾向が見ら

れた。ACE重篤は、スマートフォンやインターネットを介しての動画、SNS等に長時間親和している傾向がうかがえた。

経済状況別の単純な比較では、「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」について、「毎日2時間以上」の該当率は、生活困窮層（73.8%）が最も高く、次いで非生活困難層（59.4%）、周辺層（55.3%）の順であった。「家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）」について、「全然しない」の該当率は、非生活困難層（31.9%）が最も高く、次いで周辺層（26.7%）、生活困窮層（24.8%）の順であった。「兄弟姉妹の世話や家族の介護」について、「全然しない」の該当率は、非生活困難層（72.6%）が最も高く、次いで周辺層（66.7%）、生活困窮層（62.7%）の順であった。ゲーム、動画や音楽の視聴については、経済状況の違いによる相違は見られなかった一方、メールやLINEについては、生活困窮層が長時間親和している傾向がうかがえた。家事や家族の介護等については、経済状況が厳しくなるほど「全然しない」の該当率が低い傾向がうかがえた。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られる項目はなかった。

3-3-3表

少年に対する調査 日常の過ごし方

① 身分別

項 目	身 分	総 数	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間 に4～ 5日	1週間 に2～ 3日	1週間 に1日	全然 しない	統計値
ア ゲームをする(スマートフォンゲームを含む)	総 数	576 (100.0)	213 (37.0)	120 (20.8)	68 (11.8)	12 (2.1)	31 (5.4)	13 (2.3)	119 (20.7)	
	少年院在院者	333 (100.0)	139 (41.7)	74 (22.2)	36 (10.8)	7 (2.1)	18 (5.4)	8 (2.4)	51 (15.3)	$\chi^2(6)=17.223$ 、 $p=.008$
	保護観察処分少年	243 (100.0)	74 (30.5)	46 (18.9)	32 (13.2)	5 (2.1)	13 (5.3)	5 (2.1)	68 (28.0)	
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	総 数	577 (100.0)	443 (76.8)	96 (16.6)	21 (3.6)	7 (1.2)	3 (0.5)	1 (0.2)	6 (1.0)	
	少年院在院者	335 (100.0)	284 (84.8)	42 (12.5)	4 (1.2)	1 (0.3)	2 (0.6)	-	2 (0.6)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	保護観察処分少年	242 (100.0)	159 (65.7)	54 (22.3)	17 (7.0)	6 (2.5)	1 (0.4)	1 (0.4)	4 (1.7)	
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	総 数	577 (100.0)	361 (62.6)	113 (19.6)	80 (13.9)	3 (0.5)	4 (0.7)	3 (0.5)	13 (2.3)	
	少年院在院者	334 (100.0)	230 (68.9)	69 (20.7)	26 (7.8)	1 (0.3)	2 (0.6)	1 (0.3)	5 (1.5)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	保護観察処分少年	243 (100.0)	131 (53.9)	44 (18.1)	54 (22.2)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	8 (3.3)	
エ 家事(洗濯、掃除、料理、片づけなど)	総 数	572 (100.0)	41 (7.2)	61 (10.7)	114 (19.9)	47 (8.2)	81 (14.2)	76 (13.3)	152 (26.6)	
	少年院在院者	331 (100.0)	24 (7.3)	31 (9.4)	58 (17.5)	27 (8.2)	42 (12.7)	40 (12.1)	109 (32.9)	$\chi^2(6)=17.542$ 、 $p=.007$
	保護観察処分少年	241 (100.0)	17 (7.1)	30 (12.4)	56 (23.2)	20 (8.3)	39 (16.2)	36 (14.9)	43 (17.8)	
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	総 数	566 (100.0)	16 (2.8)	23 (4.1)	28 (4.9)	15 (2.7)	34 (6.0)	45 (8.0)	405 (71.6)	
	少年院在院者	331 (100.0)	6 (1.8)	13 (3.9)	14 (4.2)	6 (1.8)	18 (5.4)	22 (6.6)	252 (76.1)	$\chi^2(6)=10.346$ 、 $p=.111$
	保護観察処分少年	235 (100.0)	10 (4.3)	10 (4.3)	14 (6.0)	9 (3.8)	16 (6.8)	23 (9.8)	153 (65.1)	

② ACE累積度別

項 目	ACE累積度	総 数	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間 に4～ 5日	1週間 に2～ 3日	1週間 に1日	全然 しない	統計値
ア ゲームをする(スマートフォンゲームを含む)	A C E 重 篤	137 (100.0)	57 (41.6)	33 (24.1)	12 (8.8)	1 (0.7)	10 (7.3)	3 (2.2)	21 (15.3)	$\chi^2(12)=26.330$ 、 $p=.010$
	A C E 中 程 度	270 (100.0)	105 (38.9)	55 (20.4)	27 (10.0)	9 (3.3)	15 (5.6)	5 (1.9)	54 (20.0)	
	A C E な し	144 (100.0)	41 (28.5)	28 (19.4)	29 (20.1)	1 (0.7)	4 (2.8)	5 (3.5)	36 (25.0)	
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	A C E 重 篤	137 (100.0)	116 (84.7)	14 (10.2)	3 (2.2)	-	2 (1.5)	-	2 (1.5)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	A C E 中 程 度	269 (100.0)	215 (79.9)	39 (14.5)	8 (3.0)	4 (1.5)	-	-	3 (1.1)	
	A C E な し	145 (100.0)	88 (60.7)	43 (29.7)	10 (6.9)	2 (1.4)	1 (0.7)	-	1 (0.7)	
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	A C E 重 篤	137 (100.0)	97 (70.8)	28 (20.4)	10 (7.3)	-	1 (0.7)	-	1 (0.7)	Fisherの 正確確率検定 $p=.006$
	A C E 中 程 度	270 (100.0)	171 (63.3)	48 (17.8)	38 (14.1)	3 (1.1)	1 (0.4)	3 (1.1)	6 (2.2)	
	A C E な し	145 (100.0)	73 (50.3)	34 (23.4)	30 (20.7)	-	2 (1.4)	-	6 (4.1)	
エ 家事(洗濯、掃除、料理、片づけなど)	A C E 重 篤	137 (100.0)	7 (5.1)	15 (10.9)	28 (20.4)	15 (10.9)	20 (14.6)	19 (13.9)	33 (24.1)	$\chi^2(12)=10.655$ 、 $p=.559$
	A C E 中 程 度	266 (100.0)	18 (6.8)	29 (10.9)	48 (18.0)	19 (7.1)	42 (15.8)	29 (10.9)	81 (30.5)	
	A C E な し	145 (100.0)	13 (9.0)	12 (8.3)	32 (22.1)	11 (7.6)	18 (12.4)	25 (17.2)	34 (23.4)	
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	A C E 重 篤	137 (100.0)	2 (1.5)	4 (2.9)	6 (4.4)	3 (2.2)	12 (8.8)	12 (8.8)	98 (71.5)	$\chi^2(12)=13.180$ 、 $p=.356$
	A C E 中 程 度	263 (100.0)	9 (3.4)	12 (4.6)	12 (4.6)	8 (3.0)	12 (4.6)	14 (5.3)	196 (74.5)	
	A C E な し	143 (100.0)	4 (2.8)	5 (3.5)	9 (6.3)	2 (1.4)	9 (6.3)	18 (12.6)	96 (67.1)	

③ 経済状況別

項 目	経済状況	総 数	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間 に4～ 5日	1週間 に2～ 3日	1週間 に1日	全然 しない	統計値
ア ゲームをする(スマートフォンゲームを含む)	生活困窮層	102 (100.0)	39 (38.2)	19 (18.6)	10 (9.8)	1 (1.0)	7 (6.9)	4 (3.9)	22 (21.6)	Fisherの 正確確率検定 $p=.923$
	周 辺 層	76 (100.0)	34 (44.7)	13 (17.1)	10 (13.2)	2 (2.6)	2 (2.6)	1 (1.3)	14 (18.4)	
	非生活困難層	234 (100.0)	85 (36.3)	52 (22.2)	28 (12.0)	6 (2.6)	12 (5.1)	7 (3.0)	44 (18.8)	
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	生活困窮層	103 (100.0)	81 (78.6)	15 (14.6)	4 (3.9)	-	-	-	3 (2.9)	Fisherの 正確確率検定 $p=.205$
	周 辺 層	76 (100.0)	60 (78.9)	9 (11.8)	5 (6.6)	2 (2.6)	-	-	-	
	非生活困難層	234 (100.0)	177 (75.6)	46 (19.7)	6 (2.6)	2 (0.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	生活困窮層	103 (100.0)	76 (73.8)	13 (12.6)	9 (8.7)	-	-	-	5 (4.9)	Fisherの 正確確率検定 $p=.098$
	周 辺 層	76 (100.0)	42 (55.3)	18 (23.7)	12 (15.8)	2 (2.6)	-	-	2 (2.6)	
	非生活困難層	234 (100.0)	139 (59.4)	52 (22.2)	32 (13.7)	1 (0.4)	3 (1.3)	2 (0.9)	5 (2.1)	
エ 家事(洗濯、掃除、料理、片づけなど)	生活困窮層	101 (100.0)	7 (6.9)	9 (8.9)	24 (23.8)	9 (8.9)	13 (12.9)	14 (13.9)	25 (24.8)	$\chi^2(12)=12.502$ 、 $p=.406$
	周 辺 層	75 (100.0)	5 (6.7)	12 (16.0)	10 (13.3)	6 (8.0)	8 (10.7)	14 (18.7)	20 (26.7)	
	非生活困難層	232 (100.0)	19 (8.2)	14 (6.0)	50 (21.6)	17 (7.3)	28 (12.1)	30 (12.9)	74 (31.9)	
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	生活困窮層	102 (100.0)	2 (2.0)	5 (4.9)	4 (3.9)	3 (2.9)	9 (8.8)	15 (14.7)	64 (62.7)	Fisherの 正確確率検定 $p=.214$
	周 辺 層	75 (100.0)	2 (2.7)	4 (5.3)	6 (8.0)	1 (1.3)	8 (10.7)	4 (5.3)	50 (66.7)	
	非生活困難層	230 (100.0)	8 (3.5)	11 (4.8)	11 (4.8)	7 (3.0)	8 (3.5)	18 (7.8)	167 (72.6)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日常の過ごし方が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比である。

エ 学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動への参加状況

少年に対する調査

Q あなたは、学校や職場・地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動に参加していますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 参加している
- 2 参加していない

3-3-3-4図は、少年の学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動（以下（1）において「各種活動」という。）への参加状況を見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「参加している」の構成比が24.3%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】における「学校や職場・地域のクラブやスポーツ活動の参加の有無」についての16-17歳の「参加している」の構成比は、72.9%であった。調査対象者の年齢層、質問内容に違いがあるほか、東京都調査【小中高校生等調査】の対象者では高等学校（全日制）在籍が9割を超えているなど、就学状況が大きく異なっている点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、各種活動への参加は低調である傾向がうかがえた。

身分別、ACE累積度別及び経済状況別に分析したところ、いずれも顕著な傾向等は見られず、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-4図

少年に対する調査 クラブ・サークル・ボランティア活動への参加状況

① 身分別



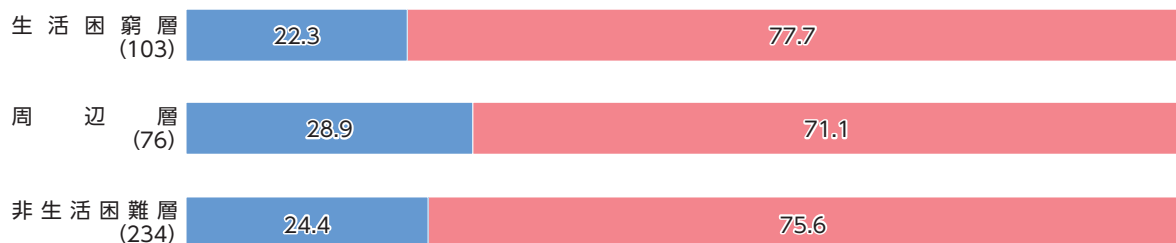
Fisher の正確確率検定 $p = .557$

② ACE累積度別



$\chi^2(2) = 0.367$ 、 $p = .832$

③ 経済状況別



$\chi^2(2) = 1.063$ 、 $p = .588$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 クラブ・サークル・ボランティア活動への参加状況が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

オ 参加していない理由

少年に対する調査

Q 参加していない理由は何ですか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 入りたいクラブ（サークルなども含む）がないから
- 2 家の事情（家族の世話、家事など）があるから
- 3 塾・予備校や習い事が忙しいから
- 4 アルバイトなど仕事が忙しいから
- 5 費用（お金）がかかるから
- 6 一緒に入る友達がいないから
- 7 その他（_____）

3-3-3-5図は、少年が各種活動に参加していない理由について見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「塾・予備校や習い事が忙しいから」及び「アルバイトなど仕事が忙しいから」の該当率がそれぞれ0.5%及び22.9%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】における16-17歳の該当率は、それぞれ12.9%及び12.2%であった。前記エ同様、調査対象者の年齢層や就学状況等に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者では、各種活動へ参加していない理由として、勉学を挙げる者が極めて少ない傾向がうかがえた。

身分別に見ると、「その他」を除く理由について、身分の違いによる傾向の顕著な相違等は見られず、 χ^2 検定の結果、有意な差も見られなかった。

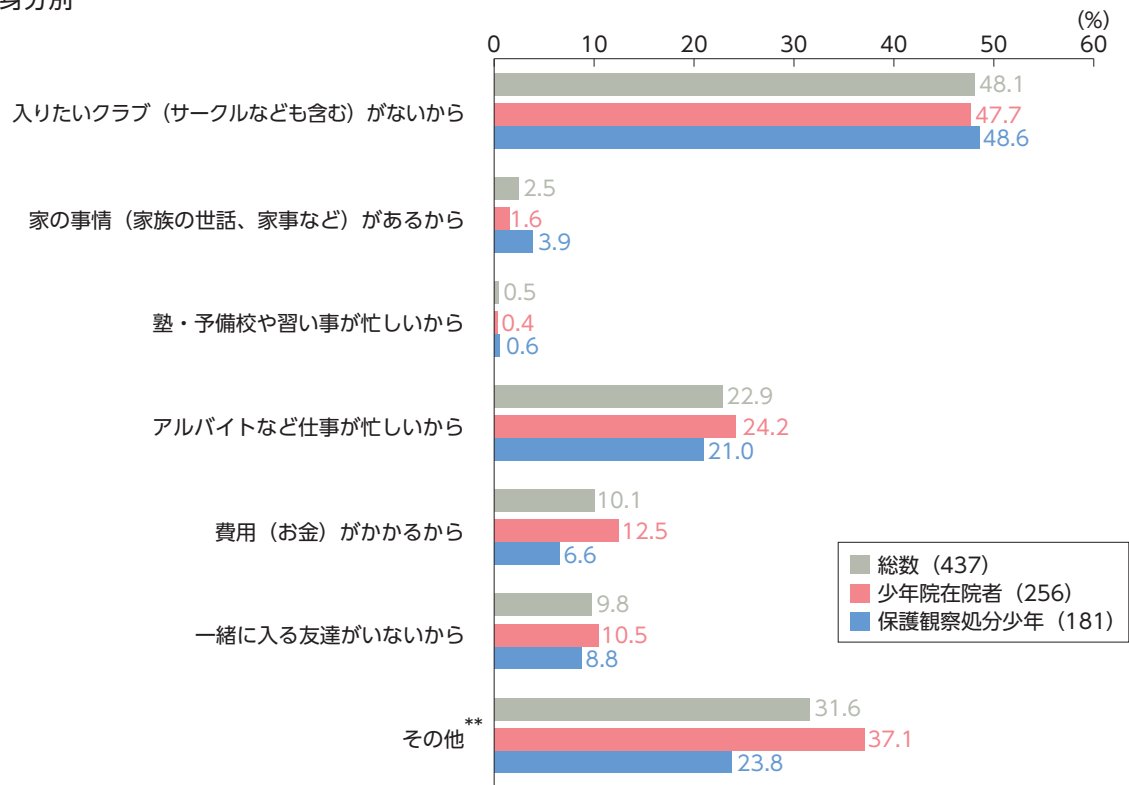
ACE累積度別に見ると、「その他」を除く理由について、ACE重篤で該当率が高くなっている項目は、「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」、「アルバイトなど仕事が忙しいから」、「費用（お金）がかかるから」及び「一緒に入る友達がいないから」であり、逆に低くなっている項目は「入りたいクラブ（サークルなども含む）がないから」であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた項目は、「費用（お金）がかかるから」及び「一緒に入る友達がいないから」であり、ACE重篤は、自らの意思とは別に、金銭面のほか、家族の事情や人間関係を参加しない理由として選択する者が多くなる傾向がうかがえた。

経済状況別に見ると、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られる項目はなかった。

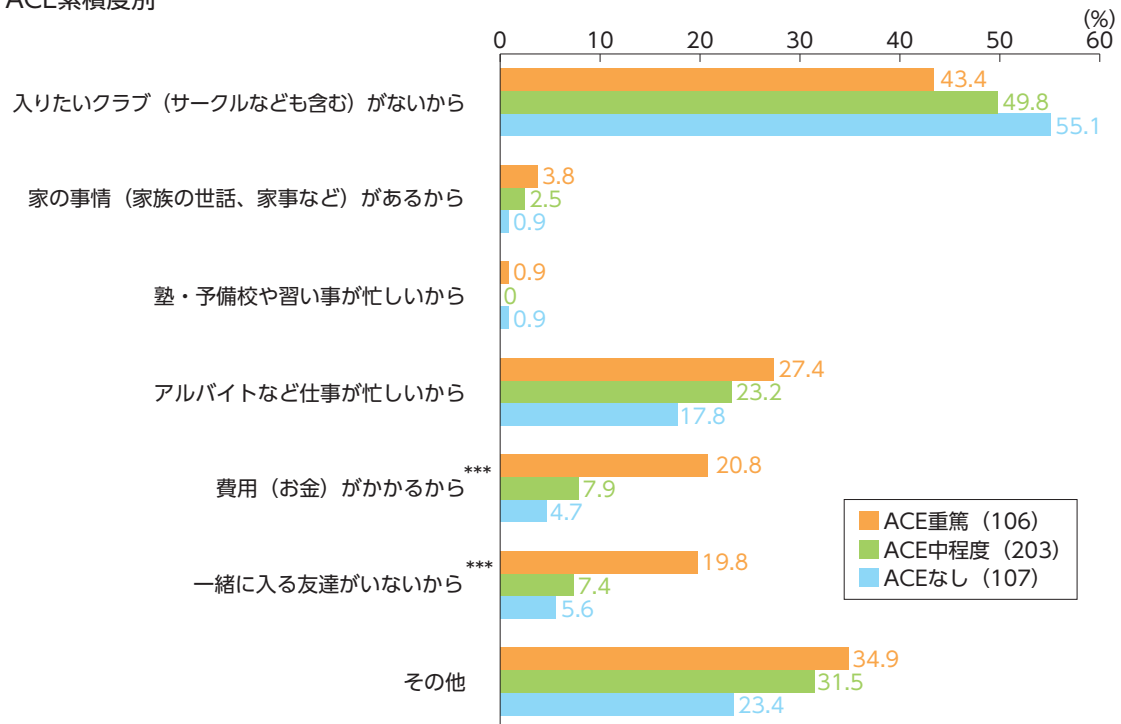
3-3-3-5図

少年に対する調査 クラブ・サークル・ボランティア活動へ参加していない理由

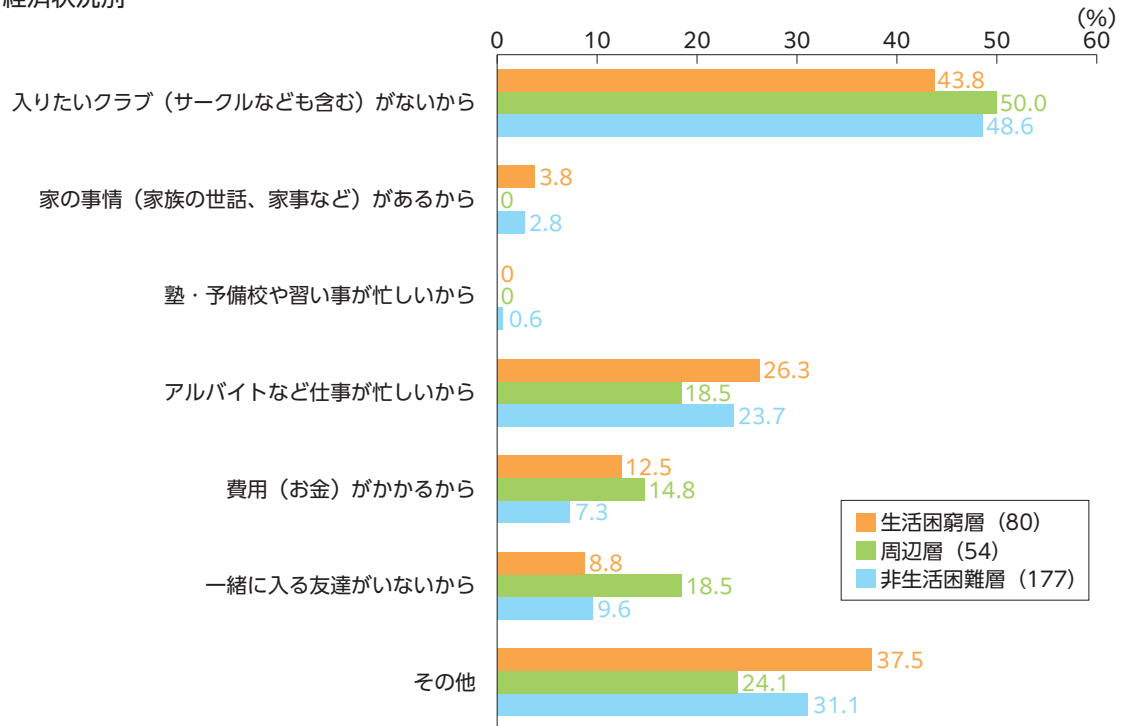
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 クラブ・サークル・ボランティア活動に参加していないと回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 （ ）内は、実人員である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。①の p 値は、Fisherの正確確率検定による正確有意確率である。
 ②及び③の p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定による。）である。

カ 小括

（１）では、食生活や日常の過ごし方、各種活動への参加状況等に係る項目について分析した。

まず、調査対象者の年齢層が異なること等に留意する必要があるが、一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、食生活が不規則又は不十分であり、家族との夕食の頻度が低い一方、ゲーム、テレビ、インターネット等に長時間親和しており、家事や家族の世話・介護については関与の度合いが高い傾向がうかがえた。各種活動への参加状況は低調であり、その理由について勉学以外の理由が多い傾向がうかがえた。

身分別、ACE累積度別、経済状況別で見ると、食生活に関して、経済状況別では、構成比の単純な比較で、生活困窮層は非生活困窮層と比べ、不規則又は不十分な食生活を送り、家族との夕食の頻度も低いことがうかがえたほか、身分別、ACE累積度別では有意な差が見られ、少年院在院者及びACE重篤は、共通して、不規則又は不十分な食生活となり、夕食を家族と一緒に食べる頻度が少ない者が多い傾向がうかがえた。

日常の過ごし方に関しては、経済状況別では、構成比の単純な比較で、生活困窮層ほど、

SNS等については長時間親和する一方、家事や家族の介護等については全然しない者が減少する傾向がうかがえた。また、身分別、ACE累積度別では有意な差が見られた項目があり、少年院在院者は、スマートフォンやインターネットを介してのゲーム、動画、SNS等に長時間親和している一方、家事を全然しない者も多い傾向がうかがえた。ACE重篤は、動画やSNS等に長時間親和している傾向がうかがえた。

学校・職場等におけるサークル等、各種活動に参加していない理由について、ACE累積度別で有意な差が見られ、ACE重篤は、自らの意思とは別に、金銭面のほか、家族の事情や人間関係を選択するものが多くなる傾向がうかがえた。

(2) 就学、就労の状況

ア 中学2年の頃の勉強の仕方

少年に対する調査

Q あなたは、中学2年の頃、学校の授業以外で、どのように勉強をしていましたか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

※ 中学2年になっていない人や、中学2年で現在少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。

- 1 自分で勉強した
- 2 塾で勉強した
- 3 学校の補習を受けた
- 4 家庭教師に教えてもらった
- 5 地域の人などが行う無料の勉強会に参加した
- 6 家の人に教えてもらった
- 7 友達と勉強した
- 8 その他 (_____)
- 9 学校の授業以外で勉強はしなかった

上記質問は、少年を調査対象者として、中学2年の頃における、学校の授業以外での勉強について調査したものであり、3-3-3-6図は、その調査結果を見たものである。身分別について、

Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「自分で勉強した」、「塾で勉強した」、「友達と勉強した」、「学校の補習を受けた」、「家の人に教えてもらった」及び「学校の授業以外で勉強はしなかった」であった。

ACE累積度別及び経済状況別について、 χ^2 検定の結果、いずれも有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE累積度別で該当率が高い傾向が見られた項目は、ACE中程度の「学校の授業以外で勉強はしなかった」、ACEなしの「自分で勉強した」、「塾で勉強した」、「友達と勉強した」及び「学校の補習を受けた」であった。該当率が低い傾向が見られた項目は、ACE重篤では「塾で勉強した」、ACE中程度では「自分で勉強した」及び「塾で勉強した」、ACEなしでは「学校の授業以外で勉強はしなかった」であった。

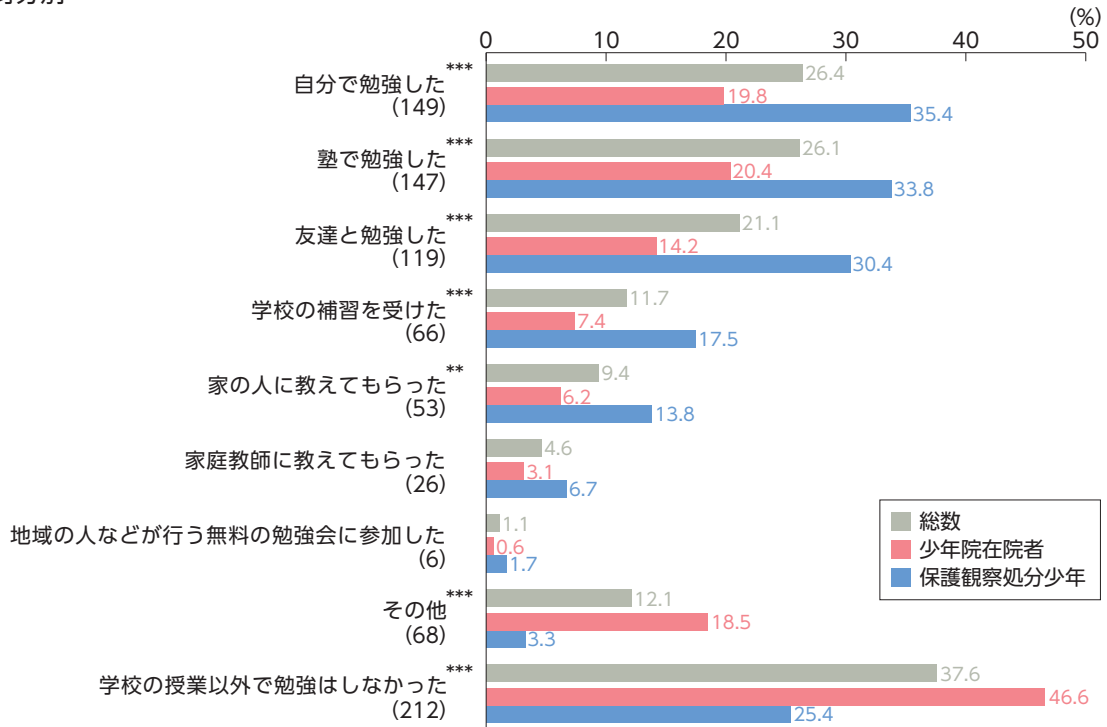
経済状況別について、該当率が高い傾向が見られた項目は、生活困窮層の「学校の授業以外で勉強はしなかった」並びに非生活困難層の「塾で勉強した」及び「家の人に教えてもらった」であり、該当率が低い傾向が見られた項目は、生活困窮層及び周辺層の「塾で勉強した」、生活困窮層の「家の人に教えてもらった」並びに非生活困難層の「学校の授業以外で勉強はしなかった」であった。

これらのことから、少年院在院者と比較して非行が進んでいないと考えられる保護観察処分少年や、比較的、家庭生活に問題が少なかったと考えられるACEなし、経済的な困窮度合いが低いと考えられる非生活困難層においては、何らかの手段により学校の授業以外での学習機会が担保されている傾向が見られた。もっとも、本調査の対象者のうち、「学校の授業以外で勉強はしなかった」の該当率が最も低かったのは、ACEなしの19.3%である一方、内閣府調査における「ふだんの勉強の仕方」についての回答では、「学校の授業以外で勉強はしない」の該当率は4.9%であるため、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

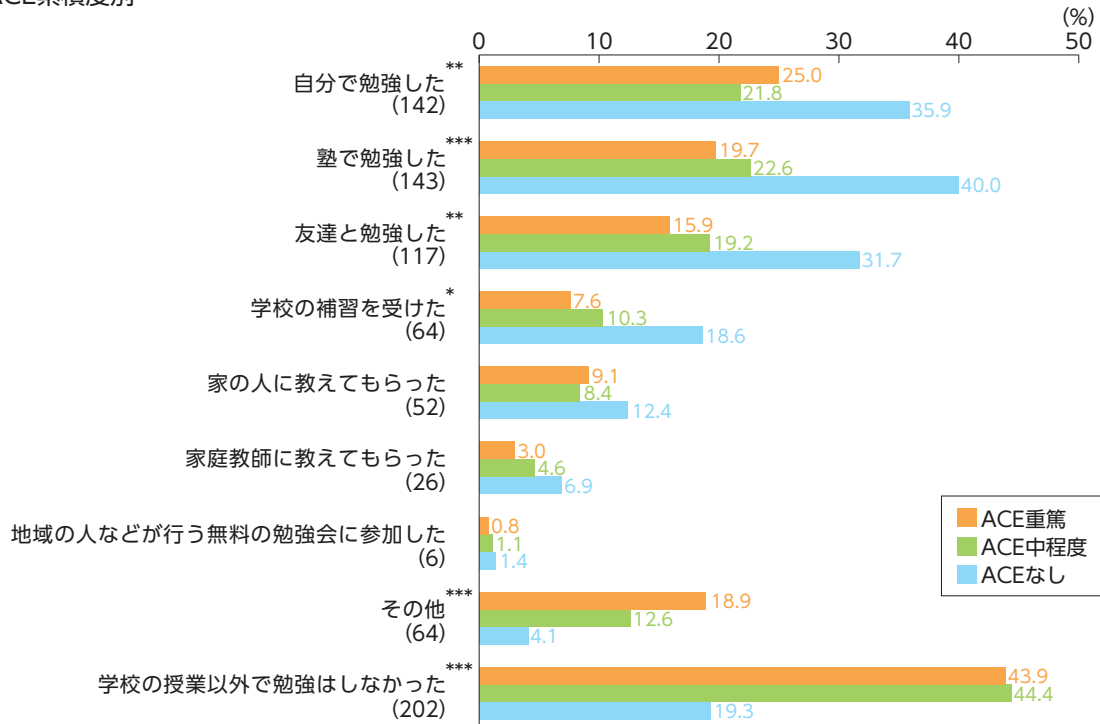
3-3-3-6図

少年に対する調査 中学2年の頃の勉強の仕方

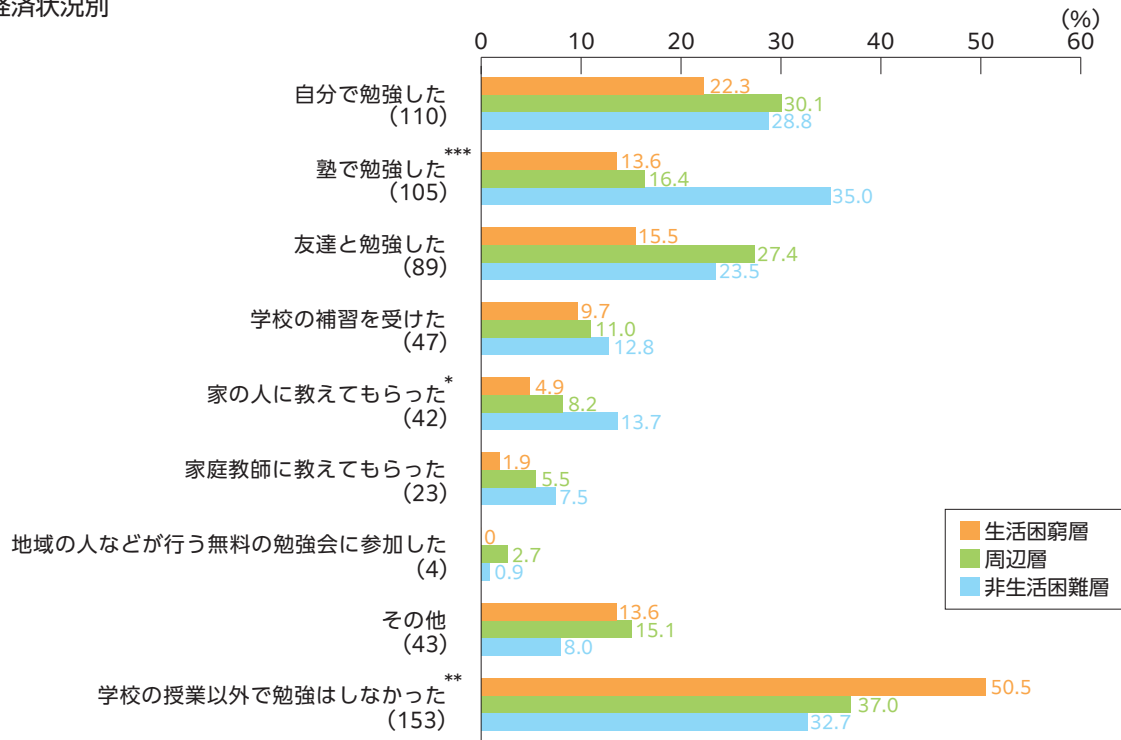
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 勉強の仕方が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 （ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。①の p 値は、Fisherの正確確率検定による正確有意確率である。
 ②及び③の p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。

イ 中学2年の頃の授業以外の学習時間

少年に対する調査

Q あなたは、中学2年の頃、学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしましたか（学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間も含まれます。）。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

※ 中学2年になっていない人や、中学2年で現在少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。

	まったくしない	30分より少ない	1時間より少ない 30分以上、	2時間より少ない 1時間以上、	3時間より少ない 2時間以上、	3時間以上
ア 学校がある日 (月～金曜日)	1	2	3	4	5	6
イ 学校がない日 (土曜日・日曜日・祝日)	1	2	3	4	5	6

上記質問は、少年を調査対象者として、中学2年の頃における、学校の授業以外での1日あたりの勉強時間について調査したものであり、3-3-3-7図は、その調査結果を「まったくしない」、「1時間未満」及び「1時間以上」の3カテゴリーに統合した上で、見たものである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、身分別では、少年院在院者において、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が高く、「学校がある日」の「1時間未満」及び「1時間以上」並びに「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が低い傾向が見られた。

ACE累積度別では、ACE重篤は、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が高く、「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が低い傾向が見られた。ACE中程度は、「学校がある日」の「まったくしない」の構成比が高く、「学校がある日」の「1時間未満」及び「学校がない日」の「1時間以上」の構成比が低い傾向が見られた。ACEなしは、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「1時間

未満」及び「1時間以上」の構成比が高く、「まったくしない」の構成比が低い傾向が見られた。

経済状況別では、生活困窮層は、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が高く、「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が低い傾向が見られた。非生活困難層は、「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が高く、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が低い傾向が見られた。

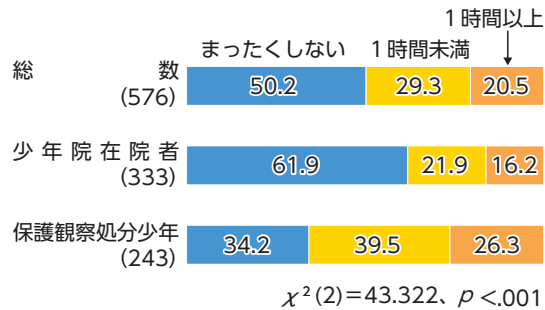
これらのことから、保護観察処分少年やACEなし及び非生活困難層においては、学校の授業以外にも、一定程度の学習時間が確保されている傾向が見られた。もっとも、内閣府調査における「学校の授業以外の1日あたりの勉強時間」についての回答では、「学校がある日」又は「学校がない日」の「まったくしない」の構成比はそれぞれ5.3%・12.6%、「1時間未満」の構成比はそれぞれ43.9%・37.9%、「1時間以上」の構成比はそれぞれ50.0%・47.8%であるため、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

3-3-3-7図

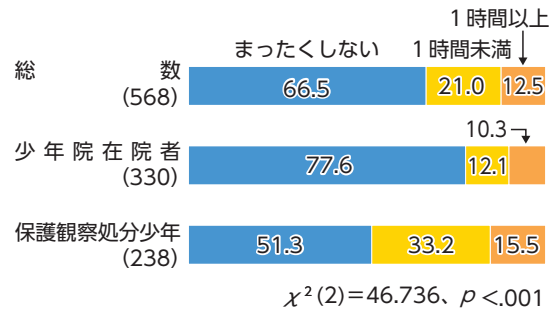
少年に対する調査 中学2年の頃の授業以外の学習時間

① 身分別

ア 学校がある日

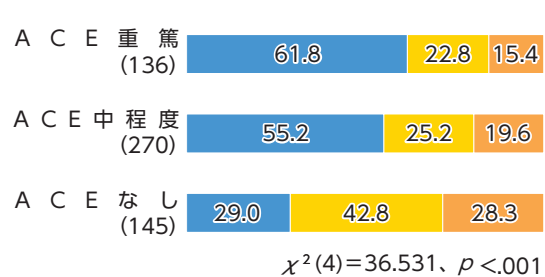


イ 学校がない日

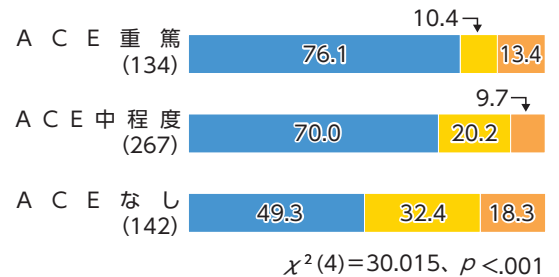


② ACE累積度別

ア 学校がある日

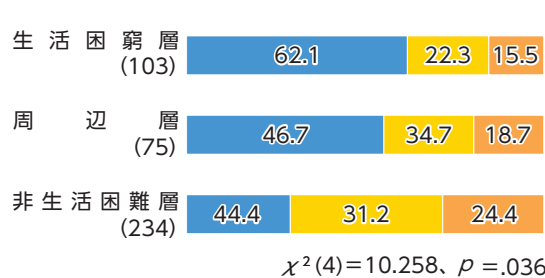


イ 学校がない日

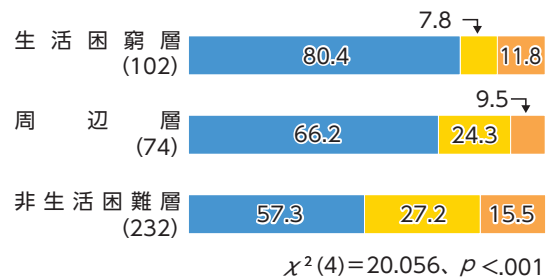


③ 経済状況別

ア 学校がある日



イ 学校がない日



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学習時間が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 中学2年の頃の授業の理解度

少年に対する調査

Q あなたは、中学2年の頃、学校の授業がわからないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

※ 中学2年になっていない人や、中学2年で現在少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。

- 1 いつもわかった
- 2 だいたいわかった
- 3 教科によってはわからないことがあった
- 4 わからないことが多かった
- 5 ほとんどわからなかった

上記質問は、少年を調査対象者として、中学2年の頃における、学校の授業の理解度を調査したものであり、3-3-3-8図は、その調査結果を「分かった」（「いつもわかった」及び「だいたいわかった」の合計。以下この項において同じ。）、「教科による」（「教科によってはわからないことがあった」の回答項目。以下この項において同じ。）及び「分からなかった」（「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」の合計。以下この項において同じ。）の3カテゴリーに統合した上で、見たものである。身分別及びACE累積度別について、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、身分別では、少年院在院者は、「分からなかった」の構成比が高く、「分かった」及び「教科による」の構成比が低い傾向が見られた。

ACE累積度別では、ACE重篤は、「分からなかった」の構成比が高く、「分かった」の構成比が低い傾向が見られた。ACEなしは、「教科による」の構成比が高く、「分からなかった」の構成比が低い傾向が見られた。

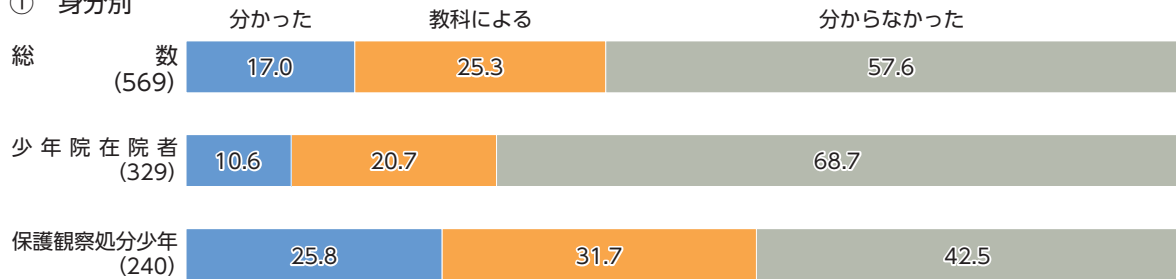
これらのことから、本調査の対象者の中で、保護観察処分少年やACEなしは、学校の授業についていけない者が比較的少ない傾向が看取できる。もっとも、少年院在院者より「分かった」の構成比が2倍以上高かった保護観察処分少年においても、「分かった」、「教科による」、「分からなかった」の構成比は、それぞれ25.8%、31.7%、42.5%であった一方、内閣府調査に

おける「授業の理解状況」についての回答では、「分かる」（「いつもわかる」及び「だいたいわかる」の合計）、「教科による」（教科によってはわからないことがある）、「分からない」（「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」の合計）の構成比は、それぞれ44.4%、44.0%、11.4%であった。調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

3-3-3-8図

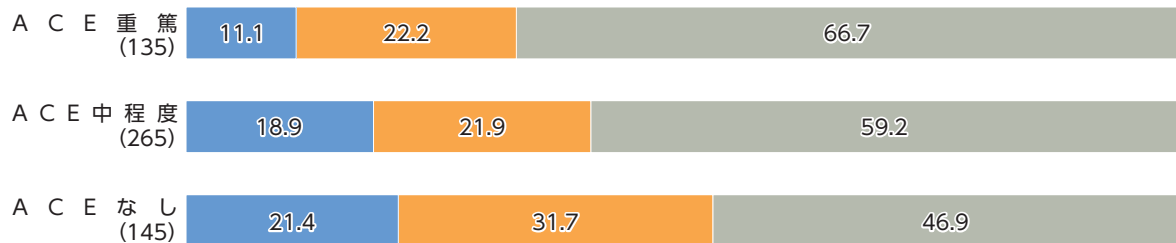
少年に対する調査 中学2年の頃の授業の理解度

① 身分別



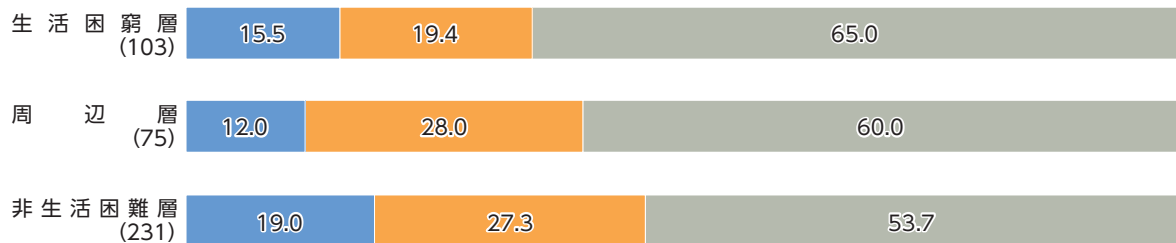
$$\chi^2(2)=41.943, p<.001$$

② ACE累積度別



$$\chi^2(4)=13.656, p=.008$$

③ 経済状況別



$$\chi^2(4)=5.460, p=.243$$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 授業の理解度が不詳の者を除く。

3 「分かった」は、「いつもわかった」及び「だいたいわかった」を合計した構成比であり、「教科による」は、「教科によってはわからないことがあった」の構成比であり、「分からなかった」は、「ほとんどわからなかった」及び「わからないことが多かった」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

エ 授業が分からなくなった時期

少年に対する調査

(中学2年の頃の授業の理解度の質問で「3 教科によってはわからないことがあった」、
「4 わからないことが多かった」、「5 ほとんどわからなかった」と答えた人だけ答えてください。)

Q いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 小学校1・2年生の頃
- 2 小学校3・4年生の頃
- 3 小学校5・6年生の頃
- 4 中学校1年生の頃
- 5 中学校2年生の頃

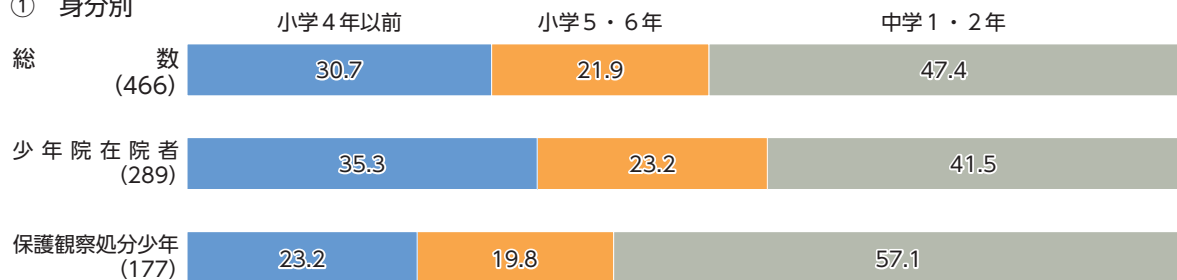
上記質問は、上記ウの質問に対し、「教科によってはわからないことがあった」、「わからないことが多かった」又は「ほとんどわからなかった」と回答した少年を調査対象者として、学校の授業が分からなくなった時期を調査したものであり、3-3-3-9図は、その調査結果を「小学4年以前」（「小学校1・2年生の頃」及び「小学校3・4年生の頃」の合計。以下この項において同じ。）、「小学5・6年」（「小学校5・6年生の頃」の回答項目）及び「中学1・2年」（「中学校1年生の頃」及び「中学校2年生の頃」の合計。以下この項において同じ。）の3カテゴリーに統合した上で、見たものである。 χ^2 検定の結果、身分別のみ有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「小学4年以前」の構成比が高く、「中学1・2年」の構成比が低い傾向が見られた。

このことから、少年院在院者は、小学校低学年から中学年の時点で、学校の授業についていけなくなっている者が多い傾向が見られた。もっとも、本調査の対象者のうち、「小学4年以前」の構成比が最も低かったのは、ACEなしの21.9%である一方、内閣府調査における「授業がわからなくなった時期」についての回答では、「小学4年以前」の構成比は9.8%であるため、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

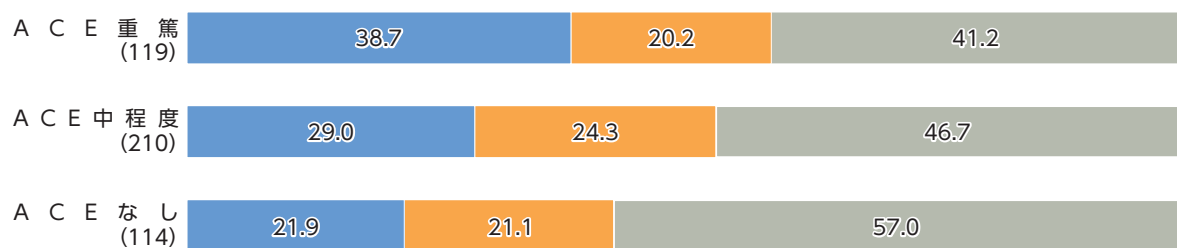
3-3-3-9図

少年に対する調査 授業が分からなくなった時期

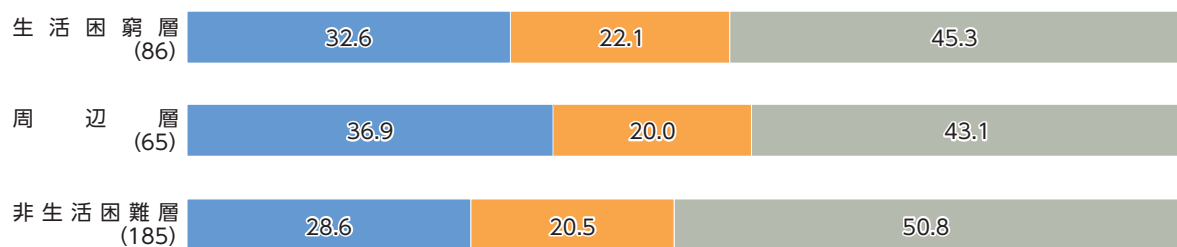
① 身分別

 $\chi^2(2)=11.436$ 、 $p=.003$

② ACE累積度別

 $\chi^2(4)=9.404$ 、 $p=.052$

③ 経済状況別

 $\chi^2(4)=1.971$ 、 $p=.741$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 中学2年の頃の授業の理解度に係る質問において「教科によってはわからないことがあった」、「わからないことが多かった」又は「ほとんどわからなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者の構成比である。

3 授業が分からなくなった時期が不詳の者を除く。

4 () 内は、実人員である。

オ 本人の学歴

少年に対する調査

Q① あなたが最後に通っていた学校または現在通っている学校はどれですか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 中学校(小学校) 2 高校(全日制) 3 高校(定時制) 4 高校(通信制)
5 高等専門学校 6 専門・各種学校 7 短期大学 8 四年制大学
9 その他(具体的に)

Q② あなたが最後に通っていた学校または現在通っている学校について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

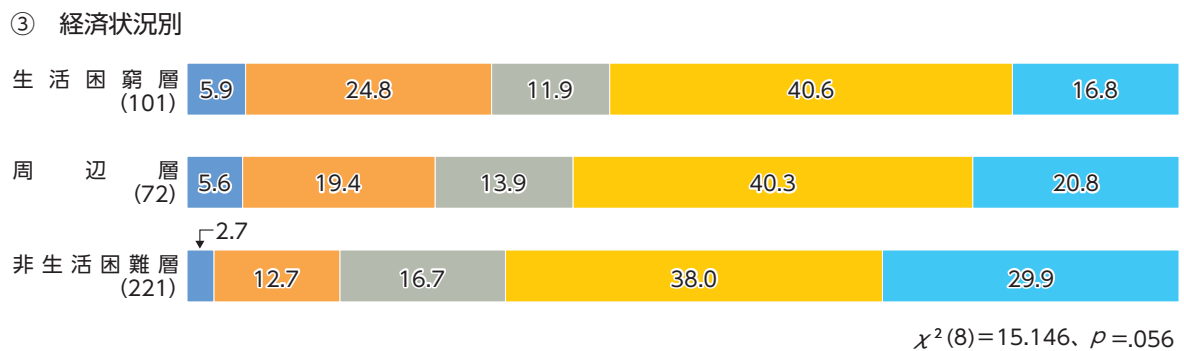
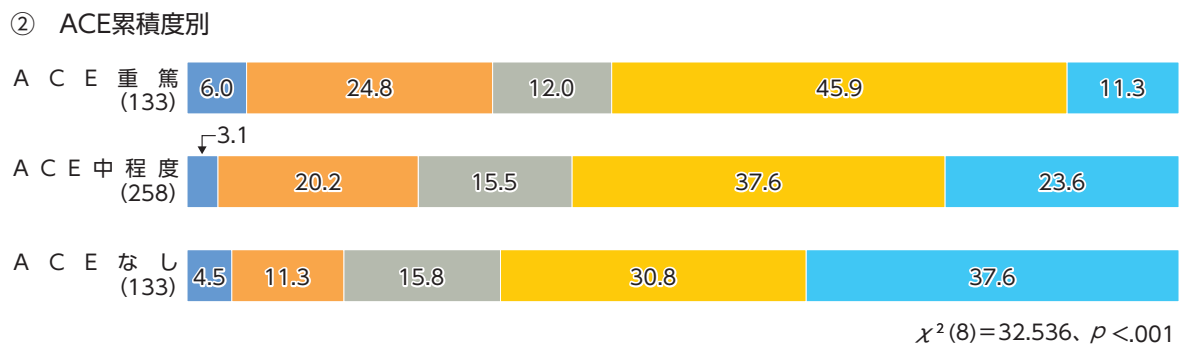
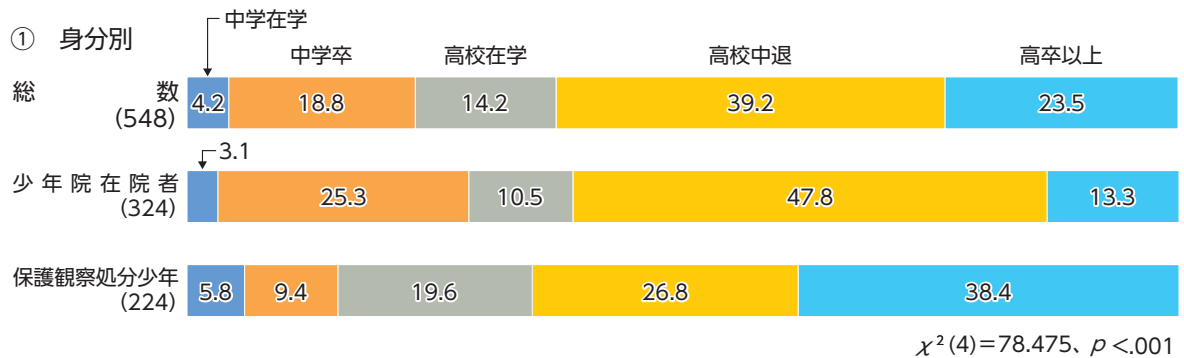
(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 在学中 2 卒業した 3 中退した

上記質問①及び②は、少年を調査対象者として、本人の学歴を調査したものであり、3-3-3-10図は、その調査結果を、「中学在学」、「中学卒」、「高校在学」、「高校中退」及び「高卒以上」の5カテゴリーに統合した上で、見たものである。 χ^2 検定の結果、身分別及びACE累積度別で有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、身分別では、少年院在院者は、「中学卒」及び「高校中退」の構成比が高く、「高校在学」及び「高卒以上」の構成比が低い傾向が見られた。

ACE累積度別では、ACE重篤は、「高校中退」の構成比が高く、「高卒以上」の構成比が低い傾向が見られた。ACEなしは、「高卒以上」の構成比が高く、「中学卒」及び「高校中退」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-3-10図 少年に対する調査 本人の学歴



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本人の学歴が不詳の者並びに本人の学歴に係る質問において「その他」と回答した者及び「中学校（小学校）」を「中退した」と回答した者を除く。
 3 「中学在学」は「中学校（小学校）」に「在学中」と回答した者の構成比であり、「中学卒」は「中学校（小学校）」を「卒業した」と回答した者の構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

カ 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験

少年に対する調査

Q あなたは、これまでに以下のような理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがありますか。あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

中途退学したことがある人は、退学した理由にあてはまるものがありましたら、それを答えてください。

- 1 勉強についていけない
- 2 遅刻や欠席などが多く進級できそうにない
- 3 友人とうまくかかわれない
- 4 通学するのが面倒
- 5 精神的に不安定
- 6 問題のある行動や非行をした
- 7 学校とは別に他にやりたいことがある
- 8 経済面（授業料・教材費などの支払）
- 9 経済面（通学費用の支払）
- 10 経済面（修学旅行費などの支払）
- 11 経済面（部活動などにかかる費用の支払）
- 12 経済面（友人づきあいなどに要する費用の支出）
- 13 経済的理由でのアルバイトなどの時間確保による通学困難
- 14 経済的な余裕がない
- 15 早く経済的に自立したい
- 16 体調不良
- 17 いじめにあった
- 18 友人関係のトラブル
- 19 その他（_____）
- 20 学校をやめたくなるほど悩んだことはない

上記質問は、少年を調査対象者として、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験の有無及びその

理由について調査したものであり、3-3-3-11図は、その調査結果を見たものである。調査対象者全体では、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」と回答した者は3割弱であり、7割強の者が悩んだ経験があると回答しており、多い順に「通学するのが面倒」、「問題のある行動や非行をした」、「勉強についていけない」の順であった。東京都調査【小中高校生等調査】における「学校を辞めたくなるほど悩んだ経験とその理由」で、16-17歳の「悩んだことがある」の該当率は31.7%であり、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、本調査の対象者につき、悩んだ経験の比率が高い傾向が認められた。

身分別について、Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「通学するのが面倒」、「問題のある行動や非行をした」、「学校とは別に他にやりたいことがある」、「いじめにあった」及び「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」であった。

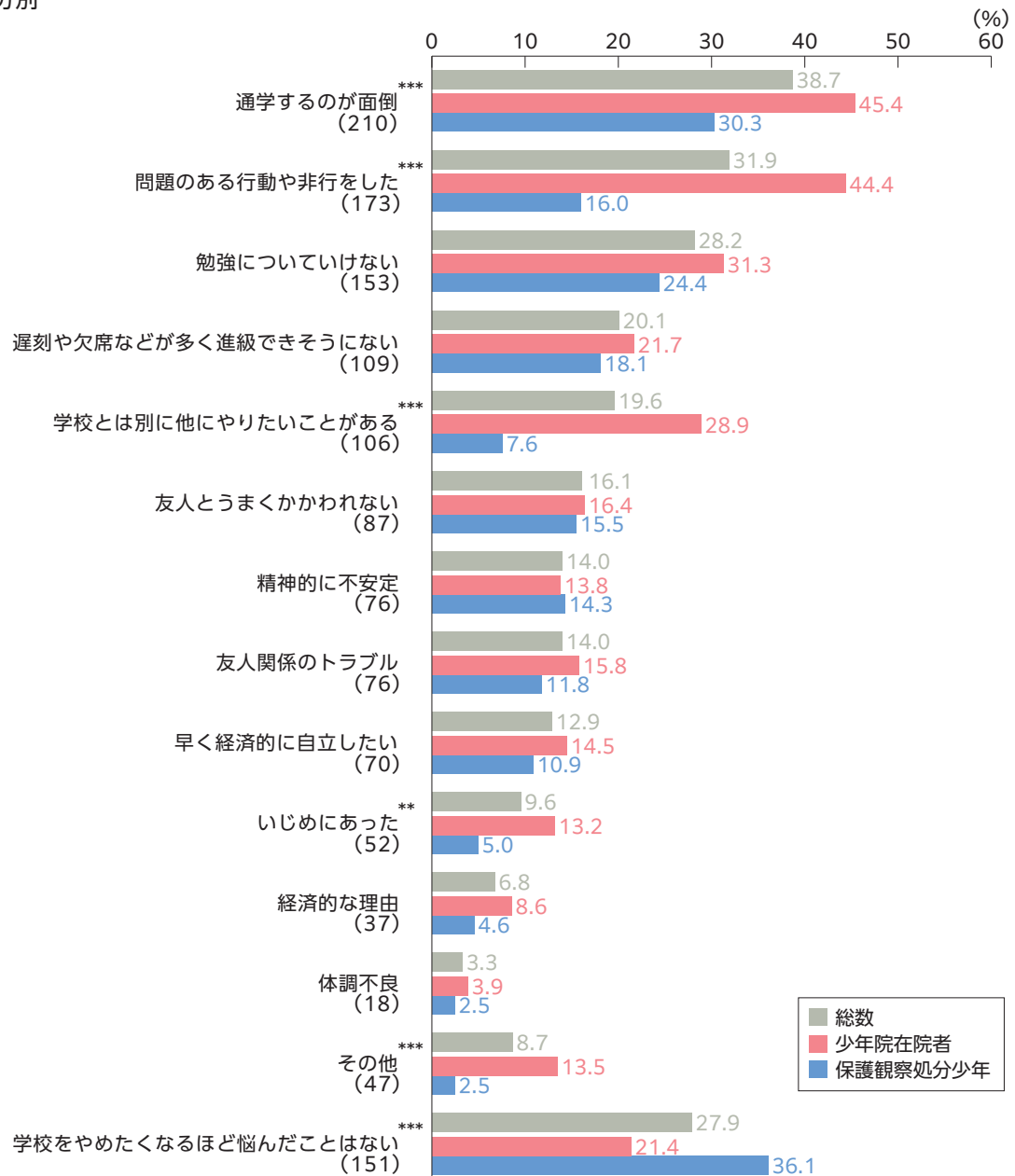
ACE累積度別及び経済状況別について、 χ^2 検定の結果、いずれも有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE累積度別で該当率が高い傾向が見られた項目は、ACE重篤では「遅刻や欠席などが多く進級できそうにない」、「体調不良」及び「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」を除いた全ての項目、ACE中程度では「遅刻や欠席などが多く進級できそうにない」、ACEなしでは「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」であった。該当率が低い傾向が見られた項目は、ACE重篤の「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」のほか、ACEなしの「友人とうまくかかわれない」、「いじめにあった」、「体調不良」及び「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」を除いた全ての項目であった。

経済状況別について、該当率が高い傾向が見られた項目は、生活困窮層の「経済的な理由」（上記回答項目の8～14のうち、一つ以上に該当）、周辺層の「いじめにあった」及び非生活困難層の「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」であり、該当率が低い傾向が見られた項目は、生活困窮層の「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」、非生活困難層の「いじめにあった」、「経済的な理由」及び「体調不良」であった。

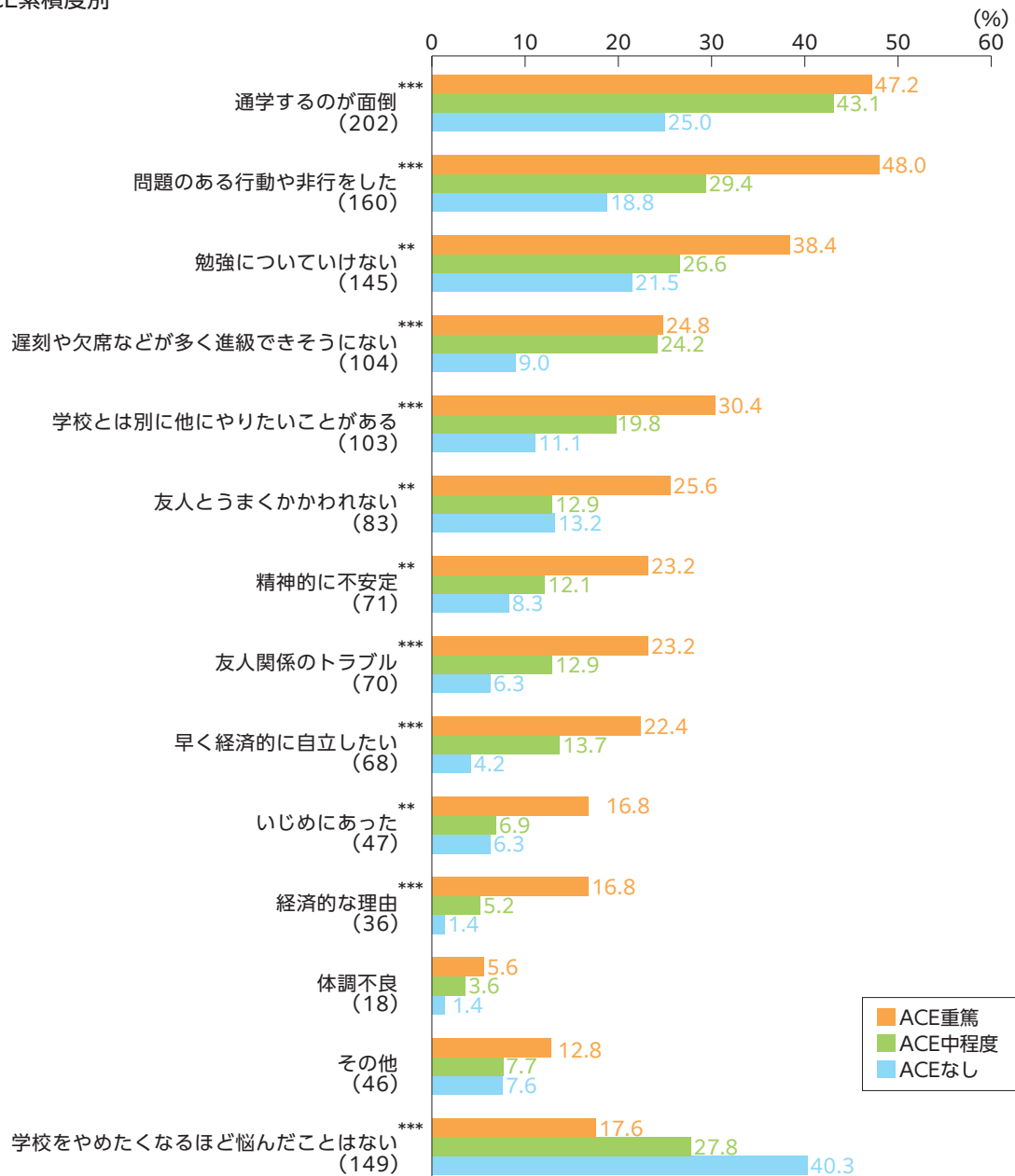
3-3-3-11図

少年に対する調査 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験

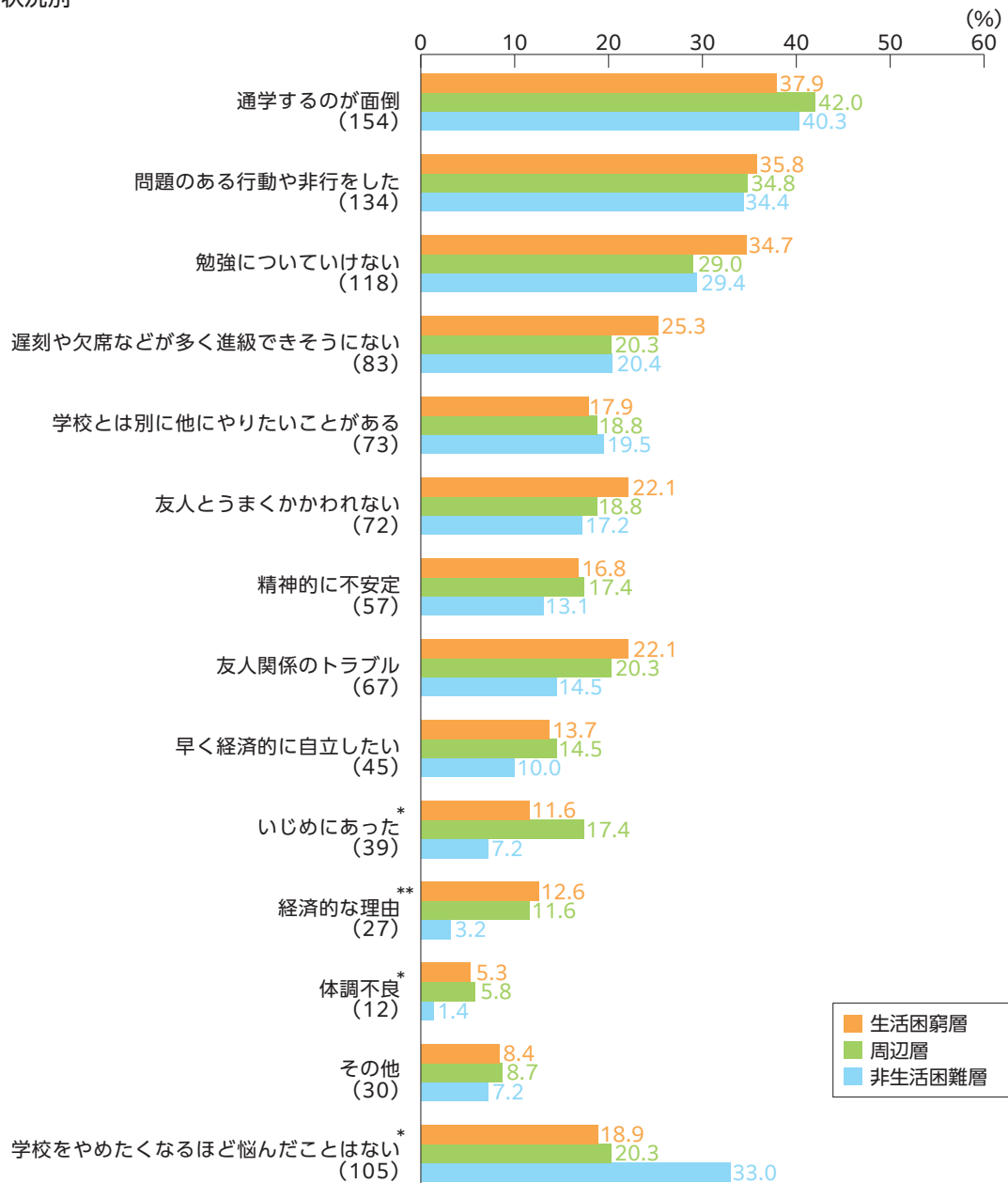
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校を辞めたくなくなるほど悩んだ経験が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 () 内は、各項目に該当した者の実人員である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。①の p 値は、Fisherの正確確率検定による正確有意確率である。②及び③の p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 「経済的な理由」は、回答項目8～12の「経済面」の各項目、同13の「経済的理由でのアルバイトなどの時間確保による通学困難」及び同14の「経済的な余裕がない」のうち、一つ以上に該当した者の割合である。

キ 就労形態

少年に対する調査

Q 収入を伴う仕事（学生のアルバイトを含む）をしている方にお聞きします。

あなたの現在のお仕事の雇用形態を教えてください。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

（少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。）

- | | | |
|----------------|---------------|--------------------|
| 1 正規雇用 | 2 非正規雇用（派遣） | 3 非正規雇用（アルバイト・パート） |
| 4 日雇い（日雇い派遣含む） | 5 自営業・自営業の手伝い | |
| 6 その他（具体的に | ） | |

少年の就労形態の構成比を見ると、3-3-3-12図のとおりである。総数について、一般調査の結果と比較すると、東京都の「子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】」（2017）における「現在の雇用形態」では、「正規雇用」及び「非正規雇用」（アルバイト及びパートタイム）の構成比が、それぞれ24.6%、67.3%であり、調査対象年齢層が一致していない点に留意する必要があるが、本調査の対象者は、「正規雇用」の構成比（31.9%）が一般調査の結果と比べて高く、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比（39.1%）が一般調査の結果と比べて低い傾向が見られた。

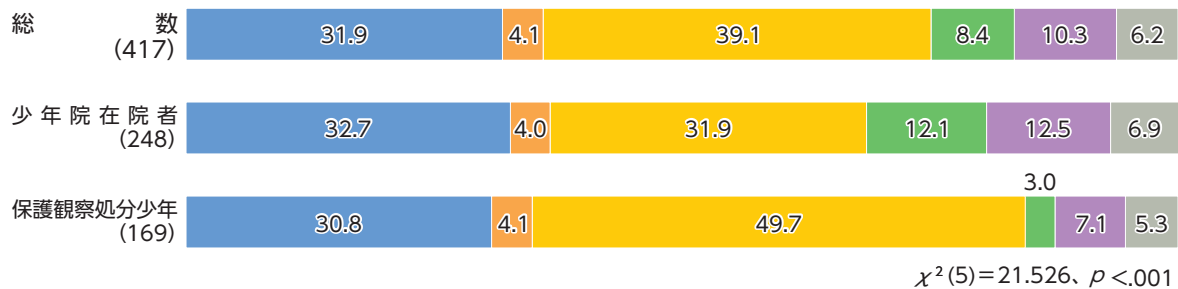
身分別で見ると、少年院在院者は、「正規雇用」の構成比が最も高く、次いで「非正規雇用（アルバイト・パート）」、「自営業・自営業の手伝い」の順に高い。他方、保護観察処分少年は、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比が最も高く、次いで「正規雇用」、「自営業・自営業の手伝い」の順に高い。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「日雇い」（日雇い派遣を含む。以下キにおいて同じ。）の構成比が高く、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比が低い傾向があり、保護観察処分少年は、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比が高く、「日雇い」の構成比が低い傾向があった。

ACE累積度別では、単純に比較すると、「正規雇用」の構成比は、ACE重篤（28.7%）が最も低い（ACE中程度は34.0%、ACEなしは32.7%）のに対し、「日雇い」の構成比は、ACE重篤（15.8%）が最も高い（ACE中程度は6.9%、ACEなしは4.1%）。ただし、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

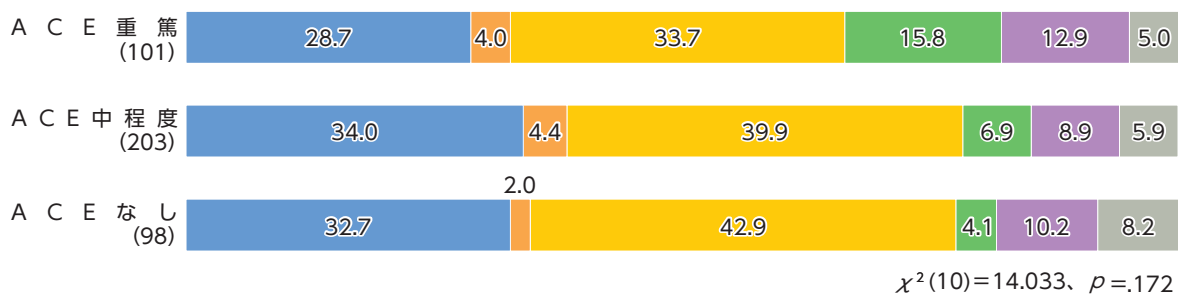
経済状況別では、単純に比較すると、「日雇い」の構成比は、生活困窮層（11.1%）が最も高く、経済状況が厳しくなるほど、その構成比が高くなっていた（周辺層7.7%、非生活困難層5.7%）。ただし、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-12図 少年に対する調査 就労形態

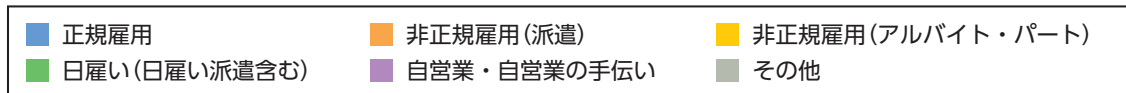
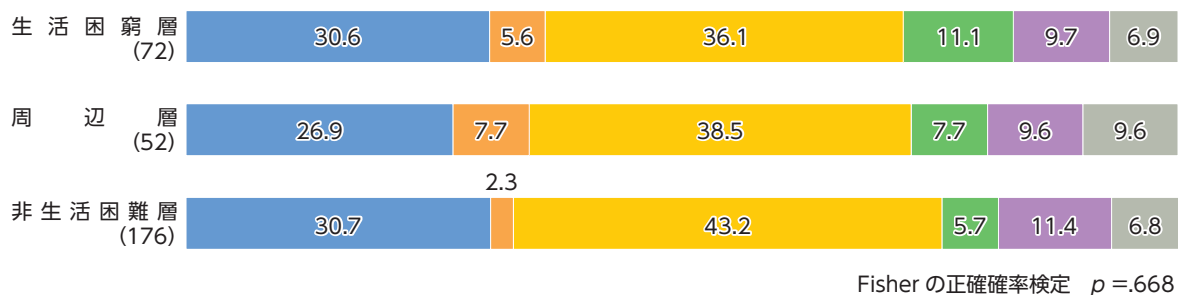
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労形態が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ク 転職歴・転職回数

少年に対する調査

Q あなたは、これまでに転職したことはありますか。転職したことがある場合は、転職回数も教えてください。

転職回数が正確にわからない場合はだいたいの回数で構いません。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 ある（ 回）
- 2 ない
- 3 これまでに仕事（アルバイトを含む）をしたことはない

少年の転職歴について見ると、3-3-3-13表①のとおりである。総数について、一般調査の結果と比較すると、東京都の「子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】」（2017）における「転職経験」では、「ある」の構成比が22.3%（仕事をしたことがない者及び無回答の者を除く回答者に占める比率）であり、調査対象年齢層が一致していない点に留意する必要があるが、本調査の対象者は、転職歴がある者の構成比（62.9%）が一般調査の結果と比べて高い傾向が見られた。

転職歴の有無について、身分別で見ると、Fisherの正確確率検定の結果、少年院在院者では、転職歴がある者の構成比が高く、保護観察処分少年では、転職歴がない者の構成比が高い。ACE累積度別で見ると、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤において、転職歴がある者の構成比が高く、ACEなしにおいて、転職歴がない者の構成比が高い傾向があった。経済状況別で見ると、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、生活困窮層は、転職歴がある者の構成比が高く、非生活困難層は、転職歴がない者の構成比が高い傾向があった。

少年の転職回数について見ると、3-3-3-13表②のとおりである。身分別では、Mann-WhitneyのU検定の結果、少年院在院者の転職回数が保護観察処分少年より有意に多いことが認められた。ACE累積度別では、Kruskal-Wallis検定の結果、有意な差が見られたものの、多重比較（Dunn-Bonferroni法）の結果、有意な差は認められなかった。経済状況別では、Kruskal-Wallis検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-13表

少年に対する調査 転職歴・転職回数

① 転職歴

ア 身分別

身 分	総 数	あ る	な い	統計値
総 数	517 (100.0)	325 (62.9)	192 (37.1)	
少 年 院 在 院 者	301 (100.0)	222 (73.8)	79 (26.2)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
保護観察処分少年	216 (100.0)	103 (47.7)	113 (52.3)	

イ ACE累積度別

ACE累積度	総 数	あ る	な い	統計値
A C E 重 篤	123 (100.0)	100 (81.3)	23 (18.7)	$\chi^2(2)=37.005$ 、 $p<.001$
A C E 中 程 度	246 (100.0)	155 (63.0)	91 (37.0)	
A C E な し	127 (100.0)	56 (44.1)	71 (55.9)	

ウ 経済状況別

経済状況	総 数	あ る	な い	統計値
生 活 困 窮 層	91 (100.0)	73 (80.2)	18 (19.8)	$\chi^2(2)=21.519$ 、 $p<.001$
周 辺 層	70 (100.0)	48 (68.6)	22 (31.4)	
非 生 活 困 難 層	208 (100.0)	110 (52.9)	98 (47.1)	

② 転職回数

ア 身分別

総 数			少年院在院者			保護観察処分少年			統計値
中央値	四分位範囲	人 員	中央値	四分位範囲	人 員	中央値	四分位範囲	人 員	
3.0	2.0-5.0	306	3.0	2.0-5.0	208	2.0	1.0-3.0	98	$U=7071.500$ 、 $p<.001$

イ ACE累積度別

ACE重篤			ACE中程度			ACEなし			統計値
中央値	四分位範囲	人 員	中央値	四分位範囲	人 員	中央値	四分位範囲	人 員	
3.0	2.0-5.0	96	3.0	2.0-4.25	146	3.0	2.0-4.0	55	$H(2)=6.726$ 、 $p=.035$

ウ 経済状況別

生活困窮層			周辺層			非生活困難層			統計値
中央値	四分位範囲	人 員	中央値	四分位範囲	人 員	中央値	四分位範囲	人 員	
3.0	2.0-5.0	69	3.0	2.0-5.0	46	3.0	1.75-5.0	102	$H(2)=1.089$ 、 $p=.580$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①は「これまでに仕事をすることがない」と回答した者、②は転職回数が不詳の者をそれぞれ除く。

3 ②アは、Mann-WhitneyのU検定（少年院在院者と保護観察処分少年の比較）、②イ及びウは、Kruskal-Wallis検定によった。

ケ 転職理由

少年に対する調査

Q 転職した理由はどのようなことですか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 職場が遠く、通勤が大変だった
- 2 違う内容の仕事をしたかった
- 3 対人関係が合わなかった
- 4 もっとよい条件の職場が見つかった
- 5 その他 ()

少年の転職理由（重複計上による。）について見ると、3-3-3-14図のとおりである。

身分別では、単純に比較すると、少年院在院者は、「対人関係が合わなかった」の該当率が最も高く、次いで「違う内容の仕事をしたかった」が高いのに対し、保護観察処分少年は、「違う内容の仕事をしたかった」及び「もっとよい条件の職場が見つかった」の該当率が最も高い。Fisherの正確確率検定の結果、「対人関係が合わなかった」の項目で有意な差が見られ、少年院在院者の該当率が高く、保護観察処分少年の該当率が低いことが認められた。

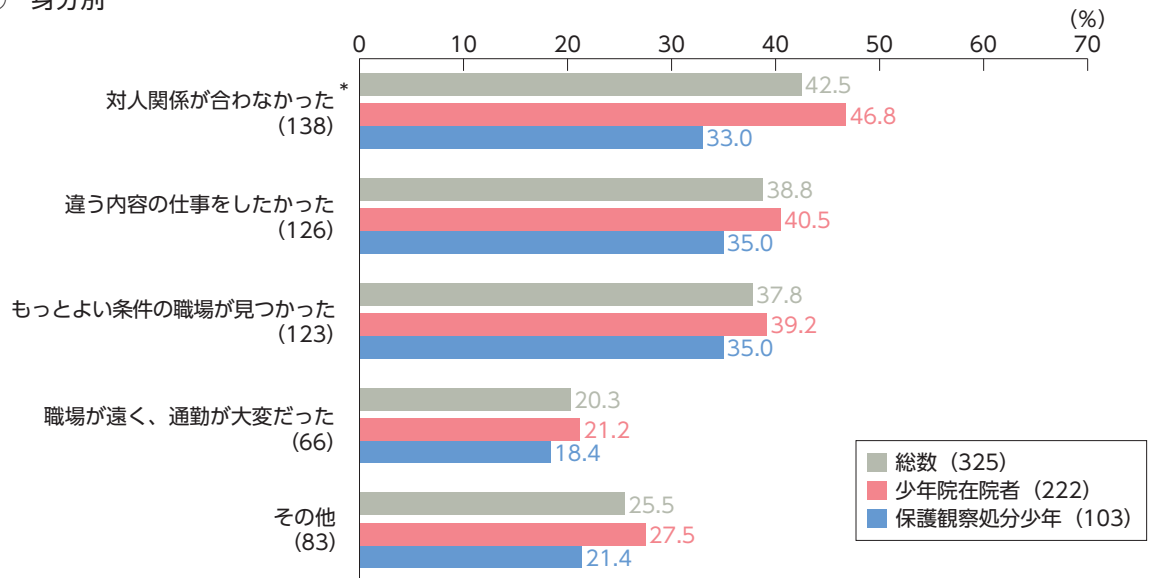
ACE累積度別では、単純に比較すると、ACE重篤は、「対人関係が合わなかった」(57.0%)の該当率が最も高く、ACEなしは、「もっとよい条件の職場が見つかった」(44.6%)の該当率が最も高い。 χ^2 検定の結果、「対人関係が合わなかった」の項目で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤の該当率が高く、ACE中程度の該当率が低いことが認められた。

経済状況別では、単純に比較すると、生活困窮層及び周辺層は、「対人関係が合わなかった」の該当率がそれぞれ最も高く（それぞれ47.9%、45.8%）、非生活困難層は、「もっとよい条件の職場が見つかった」(49.1%)の該当率が最も高い。 χ^2 検定の結果、「もっとよい条件の職場が見つかった」の項目で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、非生活困難層の該当率が高いことが認められた。

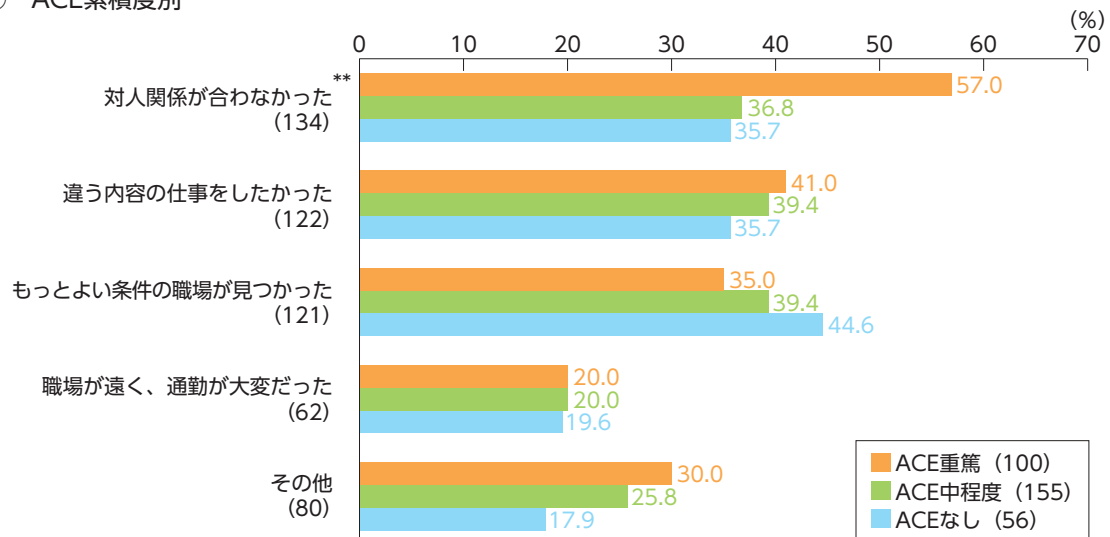
3-3-3-14図

少年に対する調査 転職理由

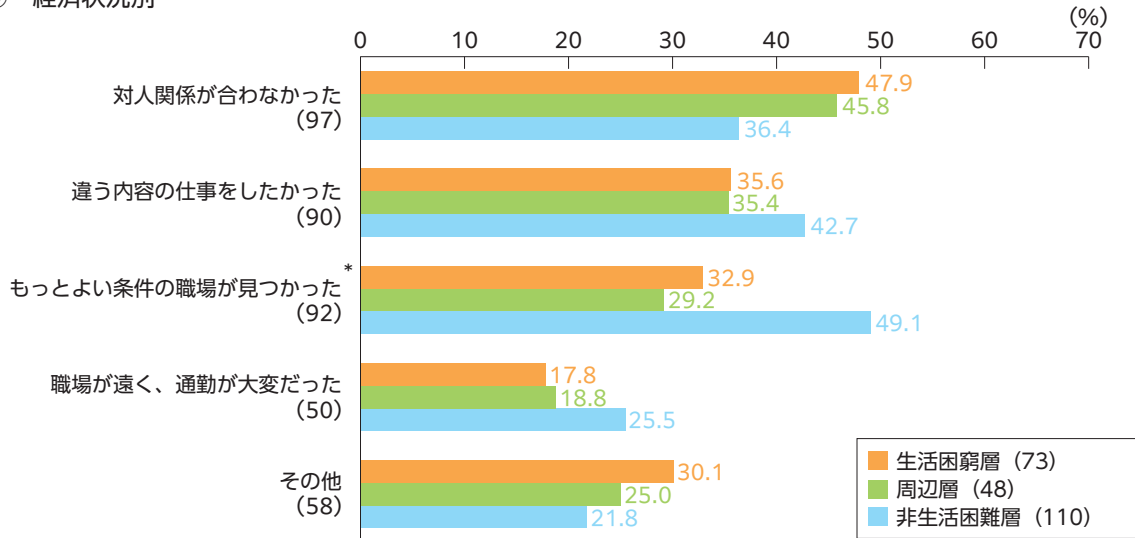
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 転職したことがあると回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。①の p 値は、Fisherの正確有意確率であり、②及び③の p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 4 凡例の（ ）内は、①は総数又は対象者の身分別の実人員、②はACE累積度別の実人員、③は経済状況別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

コ 小括

（２）では、就学及び就労の状況に係る項目について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別に分析した。

本調査の対象者全般について見ると、調査対象者の年齢層が異なることなどに留意する必要があるが、一般調査の結果と比べ、学校の授業以外の学習機会や一定程度の学習時間が確保されておらず、学校の授業にもついて行くことが困難であるほか、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験のある者の該当率が高いなどの傾向がうかがえた。加えて、正規雇用の構成比が高く、非正規雇用（アルバイト・パート）の構成比が低いほか、転職歴ありの構成比が高い傾向が見られた。

就学の状況について、身分別、ACE累積度別、経済状況別に見ると、勉強の仕方や授業以外の学習時間で、いずれも有意な差が見られたほか、授業の理解度では、身分別、ACE累積度別で有意な差が見られた。保護観察処分少年、ACEなし及び非生活困難層は、学校の授業以外の学習機会が確保されている傾向がある一方、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、学校の授業以外に一定程度の学習時間が確保されていない傾向がうかがえた。学校を辞めたくなるほど悩んだ経験で、いずれも有意な差が見られ、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」の項目の該当率が低く、悩んだ経験があ

る者が多くなる傾向が見られた。本人の学歴でも、身分別、ACE累積度別で有意な差が見られ、少年院在院者及びACE重篤は、高校卒業以上の構成比が低く、高校中退の構成比が高くなる傾向があった。

就労の状況について、ACE累積度別、経済状況別に見ると、就労形態で、いずれも有意な差が見られ、ACE重篤及び生活困窮層は、日雇い（日雇い派遣を含む）の構成比が高かった。転職歴の有無で、いずれも有意な差が見られ、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、転職歴ありの構成比も高くなる傾向にあった。転職した理由として「対人関係が合わなかった」の項目は、経済状況別では、単純に比較すると、生活困窮層の該当率が最も高かったほか、身分別、ACE累積度別で有意な差が見られ、少年院在院者及びACE重篤は、人間関係を理由に転職する不安定な就労状況に陥りやすいことがうかがえた。一方、「もっとよい条件の職場が見つかった」の項目は、ACE累積度別では、単純に比較すると、ACEなしの該当率が最も高かったほか、経済状況別で有意な差が見られ、非生活困難層は、該当率が高く、職種や条件を選びやすい環境にあることがうかがえた。

（３）心理的状況

本項では、Locus of Control尺度、精神的回復力尺度、時間的連続性尺度の三つの心理尺度を用いて、身分別、ACE累積度別、経済状況別にそれぞれの心理的状況に違いが見られるかを検討する。

Locus of Controlは、自分の行動に対する結果が自分の力でコントロールされていると考えるか、外的な力によってコントロールされていると考えるかという認知様式である（Rotter、1966）。自分の力でコントロールされていると考える人は、Internal（内的統制）傾向が高く、外的な力によってコントロールされていると考える人は、External（外的統制）傾向が高い。例えば、自分の力には能力や努力が、外的な力には運や他者の力などが、それぞれ挙げられる。

精神的回復力は、「レジリエンス」とも言われ、心的なストレスからの回復力・抵抗力を表す概念であり、困難で脅威的な状況に陥っても、それを乗り越え、よく適応している状態をいう（小塩他、2002）。本研究で用いた小塩他（2002）の精神的回復力尺度は、新たな出来事に興味や関心を持ち、様々なことにチャレンジしていこうとする「新奇性追求」、自分の感情をうまく制御することができる「感情調整」、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする「肯定的な未来志向」の三つの下位尺度からなる。

時間的連続性は、自分の過去・現在・未来がつながっているという実感と定義される（河野、

2003)。本研究で用いた石井（2015）の時間的連続性尺度は、「現在と未来の連続性」及び「過去と現在の連続性」の二つの下位尺度から構成される。

ア Locus of Control尺度

少年に対する調査

Q 次のそれぞれの文について、あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いますか

イ あなたは、努力すれば、りっぱな人間になれると思いますか

ウ あなたは、いっしょうけんめい話せば、だれにでも、わかってもらえると思いますか

エ あなたが、幸福になるか不幸になるかは、偶然によって決まると思いますか

オ あなたは、どんなに努力しても、友人の本当の気持ちを理解することは、できないと思いますか

カ あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力でできると思いますか

キ あなたが幸福になるか不幸になるかは、あなたの努力しだいだと思いますか

ク あなたが努力するかどうかと、あなたが成功するかどうかとは、あまり関係がないと思いますか

(選択肢)

1 そう思う 2 ややそう思う 3 ややそう思わない 4 そう思わない

自分の行動によって物事の結果を統制できるという信念の程度を見るため、鎌原他（1982）のLocus of Control尺度（「LOC尺度」という。以下（3）において同じ。）（18項目）からInternal項目4項目、External項目4項目の計8項目を抜粋して使用し、得点が高いほどInternal（内的統制）傾向が高くなるよう処理をした上で、分析を行った。

はじめに、LOC尺度について内的一貫性を検討するため、Cronbachの α 係数を算出したところ、 $\alpha = .734$ であり、概ね十分な信頼性が確認された。

次に、LOC尺度得点について見ると、**3-3-3-15表**のとおりである。少年院在院者及び保護観察処分少年のLOC尺度得点について、*t*検定を行った結果、LOC尺度得点に有意な差は見られなかった。ACE累積度別のLOC尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、ACE重篤の者は、ACE中程度及びACEなしの者よりも有意にLOC尺度得点が低かった。経済状況別のLOC尺度得点について、一要因分散分析を行った結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-15表

少年に対する調査 Locus of Control尺度

① 身分別

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (329)	23.7	4.9	$t(531.18)=1.037, p=.300$
保護観察処分少年 (233)	24.1	4.3	

② ACE累積度別

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (136)	22.7	5.4	$F(2,284.71)=6.202, p=.002$ ACE重篤<ACEなし、ACE重篤<ACE中程度
A C E 中 程 度 (263)	24.0	4.4	
A C E な し (141)	24.7	4.1	

③ 経済状況別

経済状況	平 均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (101)	23.0	4.8	$F(2,403)=2.487, p=.084$
周 辺 層 (73)	23.6	4.5	
非生活困難層 (232)	24.3	4.8	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Locus of Control尺度の得点が不詳の者を除く。

3 等分散性が認められない場合は、Welchの検定によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。

4 () 内は、実人員である。

イ 精神的回復力尺度

少年に対する調査

Q それぞれの文章が現在のあなたにどれくらいあてはまるかを考えて、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 色々なことにチャレンジするのが好きだ
- イ 自分の感情をコントロールできる方だ
- ウ 自分の未来にはきっといいことがあると思う
- エ 新しいことや珍しいことが好きだ
- オ 動揺しても、自分を落ち着かせることができる
- カ 将来の見通しは明るいと思う
- キ ものごとに対する興味や関心が強い方だ
- ク 自分の将来に希望をもっている
- ケ 私は色々なことを知りたいと思う
- コ 自分には将来の目標がある
- サ あきっぽい方だと思う
- シ 怒りを感じるとおさえられなくなる

(選択肢)

- 1 はい 2 どちらかというとはい 3 どちらでもない
- 4 どちらかというといいえ 5 いいえ

精神的回復力（レジリエンス）の強さを把握するため、小塩他（2002）の精神的回復力尺度を用いた。小塩他（2002）にならい、各項目の得点が高いほど、対応する下位尺度の傾向が高いことを示すよう得点を処理した上で分析を行った。

はじめに、各下位尺度の内的一貫性を検討するため、下位尺度ごとにCronbachの α 係数を算出したところ、「新奇性追求」は $\alpha = .835$ 、「感情調整」は $\alpha = .709$ 、「肯定的な未来志向」は $\alpha = .873$ であり、「感情調整」において、やや α 係数の値が低いものの、概ね十分な信頼性が確認されたと判断し、各下位尺度の合計得点を項目数で除した平均値を各下位尺度の得点と

して、以後の分析を行った。

次に、精神的回復力尺度の各下位尺度得点について、身分別、ACE累積度別、経済状況別に見ると、**3-3-3-16表**のとおりである。少年院在院者及び保護観察処分少年の精神的回復力尺度における各下位尺度得点について、*t*検定を行った結果、全ての下位尺度において有意な差が見られ、「新奇性追求」及び「肯定的な未来志向」は、少年院在院者が有意に高く、「感情調整」は、保護観察処分少年が有意に高かった。

また、ACE累積度別の精神的回復力尺度の各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「感情調整」において有意な差が見られ、ACEなしは、ACE中程度及びACE重篤より有意に得点が高く、ACE中程度は、ACE重篤よりも有意に得点が高かった。経済状況別の精神的回復力尺度の各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「感情調整」及び「肯定的な未来志向」において有意な差が見られ、いずれも生活困窮層より非生活困難層の得点が高かった。

3-3-3-16表

少年に対する調査 精神的回復力尺度

① 身分別

ア 新奇性追求

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少 年 院 在 院 者 (333)	4.3	0.8	$t(457.78)=2.717, p=.007$
保護観察処分少年 (239)	4.1	0.9	

イ 感情調整

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少 年 院 在 院 者 (333)	2.8	1.0	$t(569)=2.240, p=.025$
保護観察処分少年 (238)	3.0	0.9	

ウ 肯定的な未来志向

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少 年 院 在 院 者 (328)	4.0	1.0	$t(563)=2.811, p=.005$
保護観察処分少年 (237)	3.7	1.1	

② ACE累積度別

ア 新奇性追求

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (136)	4.2	0.9	$F(2,545)=0.077, p=.926$
A C E 中 程 度 (268)	4.2	0.8	
A C E な し (144)	4.2	0.8	

イ 感情調整

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (136)	2.6	1.0	$F(2,295.51)=12.074, p<.001$ ACE重篤<ACE中程度、ACE重篤<ACEなし、 ACE中程度<ACEなし
A C E 中 程 度 (267)	2.9	0.9	
A C E な し (145)	3.1	0.8	

ウ 肯定的な未来志向

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (135)	3.7	1.2	$F(2,283.91)=2.701, p=.069$
A C E 中 程 度 (265)	3.9	1.0	
A C E な し (143)	4.0	1.0	

③ 経済状況別

ア 新奇性追求

経済状況	平均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	4.1	0.9	$F(2,407)=0.874, p=.418$
周辺層 (75)	4.2	0.9	
非生活困難層 (233)	4.2	0.9	

イ 感情調整

経済状況	平均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	2.6	1.0	$F(2,408)=5.030, p=.007$ 生活困窮層<非生活困難層
周辺層 (75)	2.9	0.9	
非生活困難層 (234)	2.9	0.9	

ウ 肯定的な未来志向

経済状況	平均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	3.6	1.1	$F(2,402)=4.643, p=.010$ 生活困窮層<非生活困難層
周辺層 (73)	3.8	1.1	
非生活困難層 (230)	4.0	1.0	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神的回復力尺度の各尺度得点が不詳の者を除く。
 3 等分散性が認められない場合は、Welchの検定によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。
 4 ()内は、実人員である。

ウ 時間的連続性尺度

少年に対する調査

Q 次のそれぞれの文について、あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 未来があるから頑張ることができる
- イ 未来に向かって今生きている
- ウ 未来は、現在の私の行動に影響を与えている
- エ 将来に向けて、現在行っていることがある
- オ 今は将来のためのステップである
- カ 今を大切にしていると未来もよくなる
- キ 現在は過去の積み重ねである
- ク 過去があるから今がある
- ケ 現在のあり方は過去のあり方に影響を受けている
- コ 過去は現在のためのステップであった

(選択肢)

- 1 あてはまる 2 どちらかといえばあてはまる 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえばあてはまらない 5 あてはまらない

自分の過去・現在・未来がつながっているという実感の程度を見るため、石井（2015）の時間的連続性尺度を用いた。石井（2015）にならって、各項目の得点が高いほど時間的連続性を持つことが示されるよう得点処理を行った上で分析を実施した。

はじめに、各下位尺度の内的一貫性を検討するため、下位尺度ごとにCronbachの α 係数を算出したところ、「現在と未来の連続性」は $\alpha = .897$ 、「過去と現在の連続性」は $\alpha = .834$ であり、いずれも十分な信頼性が確認された。そのため、各下位尺度の合計得点を項目数で除した平均値を各下位尺度の得点とし、以後の分析を行った。

次に、時間的連続性尺度の各下位尺度得点について見ると、**3-3-3-17表**のとおりである。少年院在院者及び保護観察処分少年の時間的連続性尺度における各下位尺度得点について、*t*検定を行った結果、「現在と未来の連続性」において、少年院在院者は、保護観察処分少年より有意に高かった。ACE累積度別の時間的連続性尺度における各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「現在と未来の連続性」において有意な差が見られ、ACEなしは、ACE重篤より有意に高かった。経済状況別の時間的連続性尺度における各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「現在と未来の連続性」において有意な差が見られ、非生活困難層は、生活困窮層よりも有意に高かった。

3-3-3-17表

少年に対する調査 時間的連続性尺度

① 身分別

ア 現在と未来の連続性

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少 年 院 在 院 者 (330)	4.1	1.0	$t(568)=2.373$ 、 $p=.018$
保護観察処分少年 (240)	3.9	1.0	

イ 過去と現在の連続性

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少 年 院 在 院 者 (330)	4.2	0.9	$t(563)=1.244$ 、 $p=.214$
保護観察処分少年 (235)	4.1	0.9	

② ACE累積度別

ア 現在と未来の連続性

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (136)	3.8	1.1	$F(2,288.87)=3.856$ 、 $p=.022$ ACE重篤<ACEなし
A C E 中 程 度 (269)	4.0	0.9	
A C E な し (142)	4.2	0.8	

イ 過去と現在の連続性

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (133)	4.1	1.0	$F(2,541)=0.957$ 、 $p=.385$
A C E 中 程 度 (266)	4.2	0.8	
A C E な し (145)	4.1	0.9	

③ 経済状況別

ア 現在と未来の連続性

経済状況	平 均	標準偏差	統計値
生 活 困 窮 層 (102)	3.8	1.0	$F(2,407)=4.643$ 、 $p=.010$ 生活困窮層<非生活困難層
周 辺 層 (75)	4.0	1.0	
非 生 活 困 難 層 (233)	4.1	0.9	

イ 過去と現在の連続性

経済状況	平 均	標準偏差	統計値
生 活 困 窮 層 (102)	4.1	0.9	$F(2,403)=0.085$ 、 $p=.919$
周 辺 層 (74)	4.1	0.9	
非 生 活 困 難 層 (230)	4.2	0.9	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 時間的連続性尺度の各尺度得点が不詳の者を除く。

3 等分散性が認められない場合は、Welchの検定によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。

4 () 内は、実人員である。

エ 小括

(3) では、三つの心理尺度を用いて、身分別、ACE累積度別及び経済状況別に、それぞれの心理的状況に差が見られるかを検討した。

LOC尺度については、ACE累積度別においてのみ有意な差が見られ、ACE重篤は、ACE中程度及びACEなしよりも有意にLOC尺度得点が低かった。したがって、ACE累積度が重篤な者ほど、自分が置かれた状況について外的な要因によるものと捉えやすい傾向がうかがえた。

精神的回復力尺度について、身分別に見ると、全ての下位尺度において有意な差が見られ、「新奇性追求」及び「肯定的な未来志向」は、少年院在院者において有意に高く、「感情調整」は、保護観察処分少年において有意に高かった。したがって、少年院在院者は、保護観察処分少年よりも新たな出来事に興味や関心を持ち、挑戦しようとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された一方、保護観察処分少年は、少年院在院者よりも自分の感情を制御できるとする傾向が示された。ACE累積度別に見ると、「感情調整」において、ACEなしは、ACE中程度及びACE重篤より有意に得点が高く、ACE中程度は、ACE重篤よりも有意に得点が高かった。したがって、ACE累積度が重篤でない者ほど、自分の感情を制御できるとする傾向が示された。経済状況別に見ると、生活困窮層よりも非生活困難層において、「感情調整」及び「肯定的な未来志向」の得点が有意に高かった。したがって、非生活困難層は、生活困窮層よりも自分の感情を制御できるとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された。

時間的連続性尺度について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別のいずれで見ても、「現在と未来の連続性」において有意な差が見られた。すなわち、保護観察処分少年より少年院在院者が、ACE重篤よりACEなしが、生活困窮層より非生活困難層が、いずれも現在と未来のつながりを実感していることが示された。

(4) 周囲との関わり、社会とのつながり

ア 支え手伝ってくれる人の存在

保護者に対する調査

Q (現在も含めて) これまでに、家族を含め(子供は除く)、あなたを支えてくれて、手伝ってくれる人はいましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人
- イ あなたの気持ちを察して思いやってくれる人
- ウ 趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人
- エ 子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人
- オ 留守を頼める人

(選択肢)

- 1 いる 2 いない 3 わからない

上記質問は、保護者を対象として、保護者を支え手伝ってくれる人(子供を除いた家族を含む。)の有無について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-3-18表である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、「心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人」及び「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」が「いる」の構成比が8割を超えており、「趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人」が「いる」の構成比は8割程度、「子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人」が「いる」の構成比は7割台、「留守を頼める人」が「いる」の構成比が最も低く、6割台であった。 χ^2 検定の結果、いずれの項目も有意な差は見られなかった。

ACE累積度別、経済状況別に見ると、ACEなしよりもACE重篤の少年の保護者の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の保護者の方が、いずれの項目でも「いる」の構成比が低かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人」及び「趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人」の2項目について、経済状況別に有意な差が見られた。生活困窮層の保護者は、非生活困難層の保護者に比

べ、心配ごとや悩みごとの相談相手や趣味等の話し相手が少ない傾向にあった。

3-3-3-18表

保護者に対する調査 支え手伝ってくれる人の存在

① 身分別

項 目	身 分	総 数	い る	いない	わからない	統計値
心配ごとや悩みごと に親身になって 聞いてくれる人	総 数	568 (100.0)	488 (85.9)	49 (8.6)	31 (5.5)	$\chi^2(2)=1.334$ 、 $p=.513$
	少 年 院 在 院 者	327 (100.0)	277 (84.7)	32 (9.8)	18 (5.5)	
	保護観察処分少年	241 (100.0)	211 (87.6)	17 (7.1)	13 (5.4)	
あなたの気持ちを 察して思いやっ てくれる人	総 数	563 (100.0)	466 (82.8)	48 (8.5)	49 (8.7)	$\chi^2(2)=0.566$ 、 $p=.754$
	少 年 院 在 院 者	323 (100.0)	265 (82.0)	30 (9.3)	28 (8.7)	
	保護観察処分少年	240 (100.0)	201 (83.8)	18 (7.5)	21 (8.8)	
趣味や興味のある ことを一緒に話 して、気分転換さ せてくれる人	総 数	564 (100.0)	451 (80.0)	64 (11.3)	49 (8.7)	$\chi^2(2)=5.638$ 、 $p=.060$
	少 年 院 在 院 者	323 (100.0)	258 (79.9)	43 (13.3)	22 (6.8)	
	保護観察処分少年	241 (100.0)	193 (80.1)	21 (8.7)	27 (11.2)	
子供とのかかわり について、適切な 助言をしてくれる 人	総 数	562 (100.0)	428 (76.2)	65 (11.6)	69 (12.3)	$\chi^2(2)=2.834$ 、 $p=.242$
	少 年 院 在 院 者	323 (100.0)	244 (75.5)	43 (13.3)	36 (11.1)	
	保護観察処分少年	239 (100.0)	184 (77.0)	22 (9.2)	33 (13.8)	
留守を頼める人	総 数	564 (100.0)	380 (67.4)	143 (25.4)	41 (7.3)	$\chi^2(2)=2.456$ 、 $p=.293$
	少 年 院 在 院 者	324 (100.0)	224 (69.1)	81 (25.0)	19 (5.9)	
	保護観察処分少年	240 (100.0)	156 (65.0)	62 (25.8)	22 (9.2)	

② ACE累積度別

項 目	ACE累積度	総 数	い る	いない	わからない	統計値
心配ごとや悩みごと に親身になって 聞いてくれる人	A C E 重 篤	132 (100.0)	112 (84.8)	13 (9.8)	7 (5.3)	$\chi^2(4)=4.117$ 、 $p=.390$
	A C E 中 程 度	265 (100.0)	231 (87.2)	22 (8.3)	12 (4.5)	
	A C E な し	144 (100.0)	126 (87.5)	7 (4.9)	11 (7.6)	
あなたの気持ちを 察して思いやっ てくれる人	A C E 重 篤	131 (100.0)	102 (77.9)	12 (9.2)	17 (13.0)	$\chi^2(4)=5.345$ 、 $p=.254$
	A C E 中 程 度	263 (100.0)	221 (84.0)	23 (8.7)	19 (7.2)	
	A C E な し	143 (100.0)	123 (86.0)	8 (5.6)	12 (8.4)	
趣味や興味のある ことを一緒に話 して、気分転換さ せてくれる人	A C E 重 篤	132 (100.0)	105 (79.5)	15 (11.4)	12 (9.1)	$\chi^2(4)=0.137$ 、 $p=.998$
	A C E 中 程 度	263 (100.0)	210 (79.8)	29 (11.0)	24 (9.1)	
	A C E な し	143 (100.0)	116 (81.1)	15 (10.5)	12 (8.4)	
子供とのかかわり について、適切な 助言をしてくれる 人	A C E 重 篤	130 (100.0)	93 (71.5)	19 (14.6)	18 (13.8)	$\chi^2(4)=3.144$ 、 $p=.534$
	A C E 中 程 度	264 (100.0)	205 (77.7)	27 (10.2)	32 (12.1)	
	A C E な し	142 (100.0)	113 (79.6)	13 (9.2)	16 (11.3)	
留守を頼める人	A C E 重 篤	131 (100.0)	84 (64.1)	35 (26.7)	12 (9.2)	$\chi^2(4)=8.419$ 、 $p=.077$
	A C E 中 程 度	264 (100.0)	172 (65.2)	77 (29.2)	15 (5.7)	
	A C E な し	143 (100.0)	108 (75.5)	25 (17.5)	10 (7.0)	

③ 経済状況別

項 目	経済状況	総 数	い る	いない	わからない	統計値
心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人	生 活 困 窮 層	103 (100.0)	80 (77.7)	17 (16.5)	6 (5.8)	Fisherの 正確確率検定 $p=.017$
	周 辺 層	74 (100.0)	67 (90.5)	3 (4.1)	4 (5.4)	
	非 生 活 困 難 層	234 (100.0)	210 (89.7)	16 (6.8)	8 (3.4)	
あなたの気持ちを察して思いやってくれる人	生 活 困 窮 層	100 (100.0)	76 (76.0)	15 (15.0)	9 (9.0)	$\chi^2(4)=5.638$ 、 $p=.228$
	周 辺 層	74 (100.0)	64 (86.5)	5 (6.8)	5 (6.8)	
	非 生 活 困 難 層	234 (100.0)	196 (83.8)	18 (7.7)	20 (8.5)	
趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人	生 活 困 窮 層	100 (100.0)	72 (72.0)	19 (19.0)	9 (9.0)	$\chi^2(4)=11.777$ 、 $p=.019$
	周 辺 層	75 (100.0)	64 (85.3)	8 (10.7)	3 (4.0)	
	非 生 活 困 難 層	234 (100.0)	202 (86.3)	18 (7.7)	14 (6.0)	
子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人	生 活 困 窮 層	101 (100.0)	77 (76.2)	15 (14.9)	9 (8.9)	$\chi^2(4)=6.987$ 、 $p=.137$
	周 辺 層	73 (100.0)	59 (80.8)	8 (11.0)	6 (8.2)	
	非 生 活 困 難 層	234 (100.0)	187 (79.9)	16 (6.8)	31 (13.2)	
留守を頼める人	生 活 困 窮 層	101 (100.0)	63 (62.4)	29 (28.7)	9 (8.9)	$\chi^2(4)=5.528$ 、 $p=.237$
	周 辺 層	74 (100.0)	51 (68.9)	17 (23.0)	6 (8.1)	
	非 生 活 困 難 層	234 (100.0)	175 (74.8)	46 (19.7)	13 (5.6)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支え手伝ってくれる人の存在が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比である。

イ いざというときに頼れる人の存在

保護者に対する調査

Q あなたは、次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

また、「1 いる」と答えた場合、それはだれですか。a～eのあてはまるものすべてに○をつけてください。

ア 子供の世話や看病

イ 重要な事柄の相談

ウ いざという時のお金の援助

(選択肢)

- 1 いる
- └─┬─ a 配偶者
 ├─ b (配偶者以外の) 家族・親族
 ├─ c 知人・友人
 ├─ d 近所の人
 └─ e その他の人
- 2 いない
- 3 そのことでは人に頼らない

上記質問は、保護者を対象として、保護者がいざというときに頼れる人の有無等について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-3-19表である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、「子供の世話や看病」及び「重要な事柄の相談」で頼れる人が「いる」の構成比が8～9割と高かった。「いざという時のお金の援助」を頼れる人が「いる」の構成比は7割程度と、他の項目に比べると若干低く、「そのことでは人に頼らない」の構成比が、他の項目に比べると高かった。 χ^2 検定の結果、いずれの項目も身分別では有意な差は見られなかった。頼れる人がいる場合、「子供の世話や看病」、「重要な事柄の相談」、「いざという時のお金の援助」のいずれも、頼れる人として最も該当率が高かつ

たのは、「(配偶者以外の) 家族・親族」であり、次いで該当率が高かったのは、「配偶者」であった。

調査対象者の年齢層等の調査内容が同一ではないため、結果を単純に比較することはできないが、内閣府調査における保護者への調査の結果を見ると、「重要な事柄の相談」について「頼れる人がいる」割合は90.7%、「いざという時のお金の援助」について「頼れる人がいる」割合は66.5%であり、少年院在院者又は保護観察処分少年の保護者の調査結果と大きくは変わらなかった。

ACE累積度別、経済状況別に見ると、いずれの項目も、ACEなしよりもACE重篤の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の方が、頼れる存在が「いる」の構成比が低かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「重要な事柄の相談」のACE累積度別を除き、有意な差が見られた。生活困窮層の保護者の方が、非生活困難層の保護者に比べ、いざというときに頼れる人がいる者が少ない傾向にあった。

3-3-3-19表

保護者に対する調査 いざというときに頼れる人の存在

① 身分別

項 目	身 分	総 数	い る						いない	そのこ とでは 人に頼 らない	統計値
			配偶者	(配偶者 以外の) 家族・ 親族	知人・ 友人	近所の 人	その他 の人				
子供の 世話や 看病	総 数	559 (100.0)	475 (85.0)	246 [51.8]	349 [73.5]	76 [16.0]	17 [3.6]	9 [1.9]	49 (8.8)	35 (6.3)	$\chi^2(2)=0.778$ 、 $p=.678$
	少 年 院 在 院 者	323 (100.0)	271 (83.9)	129 [47.6]	203 [74.9]	50 [18.5]	7 [2.6]	4 [1.5]	31 (9.6)	21 (6.5)	
	保護観察 処分少年	236 (100.0)	204 (86.4)	117 [57.4]	146 [71.6]	26 [12.7]	10 [4.9]	5 [2.5]	18 (7.6)	14 (5.9)	
重要な 事柄の 相談	総 数	560 (100.0)	500 (89.3)	243 [48.6]	326 [65.2]	209 [41.8]	7 [1.4]	25 [5.0]	33 (5.9)	27 (4.8)	$\chi^2(2)=1.226$ 、 $p=.542$
	少 年 院 在 院 者	323 (100.0)	291 (90.1)	131 [45.0]	196 [67.4]	127 [43.6]	3 [1.0]	15 [5.2]	16 (5.0)	16 (5.0)	
	保護観察 処分少年	237 (100.0)	209 (88.2)	112 [53.6]	130 [62.2]	82 [39.2]	4 [1.9]	10 [4.8]	17 (7.2)	11 (4.6)	
いざと いう時 のお金 の援助	総 数	558 (100.0)	383 (68.6)	152 [39.7]	293 [76.5]	39 [10.2]	1 [0.3]	14 [3.7]	98 (17.6)	77 (13.8)	$\chi^2(2)=0.373$ 、 $p=.830$
	少 年 院 在 院 者	318 (100.0)	215 (67.6)	81 [37.7]	172 [80.0]	23 [10.7]	-	6 [2.8]	58 (18.2)	45 (14.2)	
	保護観察 処分少年	240 (100.0)	168 (70.0)	71 [42.3]	121 [72.0]	16 [9.5]	1 [0.6]	8 [4.8]	40 (16.7)	32 (13.3)	

② ACE累積度別

項 目	ACE 累積度	総 数	い る						いない	そのこ とでは 人に頼 らない	統計値
			配偶者	(配偶者 以外の) 家族・ 親族	知人・ 友人	近所の 人	その他 の人				
子供の 世話や 看病	A C E 重 篤	126 (100.0)	101 (80.2)	34 [33.7]	76 [75.2]	19 [18.8]	3 [3.0]	4 [4.0]	14 (11.1)	11 (8.7)	$\chi^2(4)=11.642$ 、 $p=.020$
	A C E 中 程 度	264 (100.0)	221 (83.7)	94 [42.5]	177 [80.1]	40 [18.1]	8 [3.6]	4 [1.8]	27 (10.2)	16 (6.1)	
	A C E な し	142 (100.0)	133 (93.7)	104 [78.2]	84 [63.2]	15 [11.3]	6 [4.5]	1 [0.8]	5 (3.5)	4 (2.8)	
重要な 事柄の 相談	A C E 重 篤	128 (100.0)	113 (88.3)	32 [28.3]	77 [68.1]	43 [38.1]	1 [0.9]	9 [8.0]	6 (4.7)	9 (7.0)	$\chi^2(4)=6.516$ 、 $p=.164$
	A C E 中 程 度	265 (100.0)	232 (87.5)	96 [41.4]	169 [72.8]	112 [48.3]	4 [1.7]	10 [4.3]	21 (7.9)	12 (4.5)	
	A C E な し	140 (100.0)	131 (93.6)	101 [77.1]	68 [51.9]	46 [35.1]	2 [1.5]	4 [3.1]	6 (4.3)	3 (2.1)	
いざと いう時 のお金 の援助	A C E 重 篤	124 (100.0)	81 (65.3)	20 [24.7]	69 [85.2]	8 [9.9]	-	1 [1.2]	26 (21.0)	17 (13.7)	$\chi^2(4)=10.414$ 、 $p=.034$
	A C E 中 程 度	265 (100.0)	172 (64.9)	60 [34.9]	133 [77.3]	22 [12.8]	-	9 [5.2]	53 (20.0)	40 (15.1)	
	A C E な し	142 (100.0)	112 (78.9)	64 [57.1]	80 [71.4]	7 [6.3]	1 [0.9]	4 [3.6]	14 (9.9)	16 (11.3)	

③ 経済状況別

項 目	経済状況	総 数	い る						いない	そのこ とでは 人に頼 らない	統計値
			配偶者	(配偶者 以外の) 家族・ 親族	知人・ 友人	近所の 人	その他 の人				
子供の 世話や 看病	生 活 困 窮 層	102 (100.0)	81 (79.4)	31 [38.3]	57 [70.4]	16 [19.8]	1 [1.2]	3 [3.7]	13 (12.7)	8 (7.8)	$\chi^2(4)=12.966$ 、 $p=.011$
	周 辺 層	74 (100.0)	63 (85.1)	33 [52.4]	43 [68.3]	11 [17.5]	4 [6.3]	1 [1.6]	4 (5.4)	7 (9.5)	
	非 生 活 困 難 層	232 (100.0)	213 (91.8)	130 [61.0]	158 [74.2]	27 [12.7]	7 [3.3]	2 [0.9]	11 (4.7)	8 (3.4)	
重要な 事柄の 相談	生 活 困 窮 層	102 (100.0)	83 (81.4)	30 [36.1]	53 [63.9]	32 [38.6]	-	6 [7.2]	10 (9.8)	9 (8.8)	Fisherの 正確確率検定 $p=.010$
	周 辺 層	74 (100.0)	68 (91.9)	32 [47.1]	39 [57.4]	31 [45.6]	1 [1.5]	4 [5.9]	2 (2.7)	4 (5.4)	
	非 生 活 困 難 層	231 (100.0)	217 (93.9)	130 [59.9]	143 [65.9]	93 [42.9]	5 [2.3]	9 [4.1]	7 (3.0)	7 (3.0)	
いざと いう時 のお金 の援助	生 活 困 窮 層	101 (100.0)	60 (59.4)	13 [21.7]	48 [80.0]	7 [11.7]	-	1 [1.7]	34 (33.7)	7 (6.9)	$\chi^2(4)=25.416$ 、 $p<.001$
	周 辺 層	73 (100.0)	51 (69.9)	20 [39.2]	39 [76.5]	5 [9.8]	-	2 [3.9]	12 (16.4)	10 (13.7)	
	非 生 活 困 難 層	230 (100.0)	170 (73.9)	88 [51.8]	129 [75.9]	14 [8.2]	-	7 [4.1]	26 (11.3)	34 (14.8)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 いざという時に頼れる人の存在が不詳の者を除く。
 3 () 内は、総数に占める当該項目の構成比を、[] 内は、「いる」に占める当該項目の該当率（重複計上による。）を示す。
 4 統計値は、各項目の選択肢（「いる」、「いない」、「そのことでは人に頼らない」）の検定結果を示す。

ウ 支援制度の利用状況

保護者に対する調査

Q あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

また、「3 利用したことがない」と答えた場合、その理由は何ですか。a～eのあてはまるものに○をひとつだけつけてください。

- ア 就学援助
- イ 生活保護
- ウ 生活困窮者の自立支援相談窓口
- エ 児童扶養手当
- オ 母子家庭等就業・自立支援センター

(選択肢)

- 1 現在利用している
- 2 現在利用していないが、以前利用したことがある
- 3 利用したことがない

-
- a 制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから
 - b 利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから
 - c 利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから
 - d 利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから
 - e 上記以外の理由

<参考>

- ・就学援助：経済的理由により子供の就学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度
- ・生活保護：病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度
- ・児童扶養手当：所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当（児童手当とは異なります）

上記質問は、保護者を対象として、支援制度（就学援助、生活保護、生活困窮者の自立支援相談窓口、児童扶養手当、母子家庭等就業・自立支援センター）の利用状況等について調査したものであり、その結果を見たものが**3-3-3-20表**である。なお、支援制度を利用したことがない理由に係る回答結果は、回答の不備や無回答等による各項目のデータの欠損率が約26～30%と高かったため、データの信頼性に問題があると判断し、分析から除外した。

対象者の身分別に見ると、少年院在院者の家庭は、「現在利用している」の構成比が高かったものから順に、「児童扶養手当」（27.7%）、「就学援助」（25.2%）、「生活保護」（3.7%）、「生活困窮者の自立支援相談窓口」（2.2%）、「母子家庭等就業・自立支援センター」（1.3%）であった。保護観察処分少年の家庭は、「就学援助」（26.3%）、「児童扶養手当」（25.0%）、「生活保護」（3.4%）、「生活困窮者の自立支援相談窓口」（2.2%）、「母子家庭等就業・自立支援センター」（1.3%）の順に、構成比が高かった。

調査対象者の年齢層等の調査内容が同一ではないため、結果を単純に比較することはできないが、内閣府調査における保護者への調査の結果を見ると、「支援制度の利用状況」について、「就学援助」、「児童扶養手当」を「現在利用している」の割合がそれぞれ約1割、「生活保護」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」を「現在利用している」の割合がそれぞれ1.0%以下であり、この結果と比較すると、全体的に、少年院在院者又は保護観察処分少年の家庭は、支援制度を現在利用している割合が高い傾向にあった。

ACE累積度別、経済状況別に見ると、いずれの項目についても、ACEなしよりもACE重篤の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の方が、「現在利用している」及び「現在利用していないが、以前利用したことがある」の構成比が高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれの項目でもACE累積度別、経済状況別で有意な差が見られた。ACE重篤の少年の保護者や生活困窮層の保護者は、現在又は過去において、ACEなしの少年の保護者や非生活困難層の保護者に比べ、より支援制度を利用している傾向にあった。

3-3-3-20表

保護者に対する調査 支援制度の利用状況

① 身分別

項 目	身 分	総 数	現在利用 している	現在利用して いないが、 以前利用した ことがある	利用した ことがない	統計値
就 学 援 助	総 数	557 (100.0)	143 (25.7)	162 (29.1)	252 (45.2)	$\chi^2(2)=9.530$ 、 $p=.009$
	少 年 院 在 院 者	321 (100.0)	81 (25.2)	109 (34.0)	131 (40.8)	
	保護観察処分少年	236 (100.0)	62 (26.3)	53 (22.5)	121 (51.3)	
生 活 保 護	総 数	558 (100.0)	20 (3.6)	54 (9.7)	484 (86.7)	$\chi^2(2)=3.070$ 、 $p=.215$
	少 年 院 在 院 者	321 (100.0)	12 (3.7)	37 (11.5)	272 (84.7)	
	保護観察処分少年	237 (100.0)	8 (3.4)	17 (7.2)	212 (89.5)	
生活困窮者の 自立支援相談窓口	総 数	551 (100.0)	12 (2.2)	23 (4.2)	516 (93.6)	$\chi^2(2)=8.234$ 、 $p=.016$
	少 年 院 在 院 者	320 (100.0)	7 (2.2)	20 (6.3)	293 (91.6)	
	保護観察処分少年	231 (100.0)	5 (2.2)	3 (1.3)	223 (96.5)	
児 童 扶 養 手 当	総 数	543 (100.0)	144 (26.5)	199 (36.6)	200 (36.8)	$\chi^2(2)=2.961$ 、 $p=.228$
	少 年 院 在 院 者	311 (100.0)	86 (27.7)	120 (38.6)	105 (33.8)	
	保護観察処分少年	232 (100.0)	58 (25.0)	79 (34.1)	95 (40.9)	
母子家庭等就業・ 自立支援センター	総 数	539 (100.0)	7 (1.3)	49 (9.1)	483 (89.6)	Fisherの 正確確率検定 $p=.052$
	少 年 院 在 院 者	310 (100.0)	4 (1.3)	36 (11.6)	270 (87.1)	
	保護観察処分少年	229 (100.0)	3 (1.3)	13 (5.7)	213 (93.0)	

② ACE累積度別

項 目	ACE累積度	総 数	現在利用 している	現在利用して いないが、 以前利用した ことがある	利用した ことがない	統計値
就 学 援 助	A C E 重 篤	127 (100.0)	41 (32.3)	42 (33.1)	44 (34.6)	$\chi^2(4)=26.529$ 、 $p<.001$
	A C E 中 程 度	262 (100.0)	70 (26.7)	85 (32.4)	107 (40.8)	
	A C E な し	141 (100.0)	23 (16.3)	29 (20.6)	89 (63.1)	
生 活 保 護	A C E 重 篤	125 (100.0)	9 (7.2)	23 (18.4)	93 (74.4)	$\chi^2(4)=30.966$ 、 $p<.001$
	A C E 中 程 度	264 (100.0)	11 (4.2)	23 (8.7)	230 (87.1)	
	A C E な し	143 (100.0)	-	4 (2.8)	139 (97.2)	
生 活 困 窮 者 の 自 立 支 援 相 談 窓 口	A C E 重 篤	125 (100.0)	4 (3.2)	14 (11.2)	107 (85.6)	Fisherの 正 確 確 率 検 定 $p<.001$
	A C E 中 程 度	259 (100.0)	6 (2.3)	4 (1.5)	249 (96.1)	
	A C E な し	140 (100.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	138 (98.6)	
児 童 扶 養 手 当	A C E 重 篤	122 (100.0)	40 (32.8)	60 (49.2)	22 (18.0)	$\chi^2(4)=54.228$ 、 $p<.001$
	A C E 中 程 度	258 (100.0)	79 (30.6)	96 (37.2)	83 (32.2)	
	A C E な し	137 (100.0)	19 (13.9)	36 (26.3)	82 (59.9)	
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー	A C E 重 篤	120 (100.0)	3 (2.5)	22 (18.3)	95 (79.2)	Fisherの 正 確 確 率 検 定 $p<.001$
	A C E 中 程 度	255 (100.0)	4 (1.6)	24 (9.4)	227 (89.0)	
	A C E な し	139 (100.0)	-	1 (0.7)	138 (99.3)	

③ 経済状況別

項 目	経済状況	総 数	現在利用 している	現在利用して いないが、 以前利用した ことがある	利用した ことがない	統計値
就 学 援 助	生 活 困 窮 層	101 (100.0)	41 (40.6)	31 (30.7)	29 (28.7)	$\chi^2(4)=37.767$ 、 $p<.001$
	周 辺 層	73 (100.0)	21 (28.8)	30 (41.1)	22 (30.1)	
	非 生 活 困 難 層	233 (100.0)	43 (18.5)	55 (23.6)	135 (57.9)	
生 活 保 護	生 活 困 窮 層	100 (100.0)	12 (12.0)	16 (16.0)	72 (72.0)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	周 辺 層	75 (100.0)	3 (4.0)	11 (14.7)	61 (81.3)	
	非 生 活 困 難 層	231 (100.0)	-	9 (3.9)	222 (96.1)	
生 活 困 窮 者 の 自立支援相談窓口	生 活 困 窮 層	102 (100.0)	5 (4.9)	9 (8.8)	88 (86.3)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	周 辺 層	75 (100.0)	2 (2.7)	4 (5.3)	69 (92.0)	
	非 生 活 困 難 層	232 (100.0)	1 (0.4)	1 (0.4)	230 (99.1)	
児 童 扶 養 手 当	生 活 困 窮 層	100 (100.0)	36 (36.0)	42 (42.0)	22 (22.0)	$\chi^2(4)=33.144$ 、 $p<.001$
	周 辺 層	74 (100.0)	27 (36.5)	25 (33.8)	22 (29.7)	
	非 生 活 困 難 層	228 (100.0)	40 (17.5)	71 (31.1)	117 (51.3)	
母子家庭等就業・ 自立支援センター	生 活 困 窮 層	99 (100.0)	4 (4.0)	14 (14.1)	81 (81.8)	Fisherの 正確確率検定 $p=.008$
	周 辺 層	73 (100.0)	1 (1.4)	6 (8.2)	66 (90.4)	
	非 生 活 困 難 層	229 (100.0)	-	17 (7.4)	212 (92.6)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援制度の利用状況が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比である。

エ あればよいと思う支援

保護者に対する調査

Q これから先のあなたの生活にとって、どのような支援があればよいと思いますか。

あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手
- イ あなたが家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所
- ウ 借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること
- エ 家庭の事情を分かった上で、保護者や子供以外の家族の相談にも乗ってくれる人
- オ 保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組
- カ どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口
- キ 同じような悩みを持つ保護者同士で知り合える場
- ク ここにあげた以外で、あったらよいと思う支援がありましたら、自由にお書きください。()

(選択肢)

- 1 とても必要 2 やや必要 3 あまり必要ない 4 全く必要ない

上記質問は、保護者を対象として、これから先の保護者の生活にとって、あればよいと思う支援について調査したものであり、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率を見たものが3-3-3-21図である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者の保護者は、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」(77.9%)、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」(77.9%)、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」(64.8%)の順に該当率が高かった。保護観察処分少年の保護者は、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」(57.8%)、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」(55.4%)、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」(51.8%)の順に該当率が高かった。該当率が高かった上位3項目は、少年院在院者の保護者及び保護観察処分少年の保護者共に同じであった。Fisherの正確確率検定の結果、

いずれの項目においても、身分別で有意な差が見られ、保護観察処分少年の保護者よりも少年院在院者の保護者の方が、あればよいと思う支援の該当率が高い傾向が認められた。

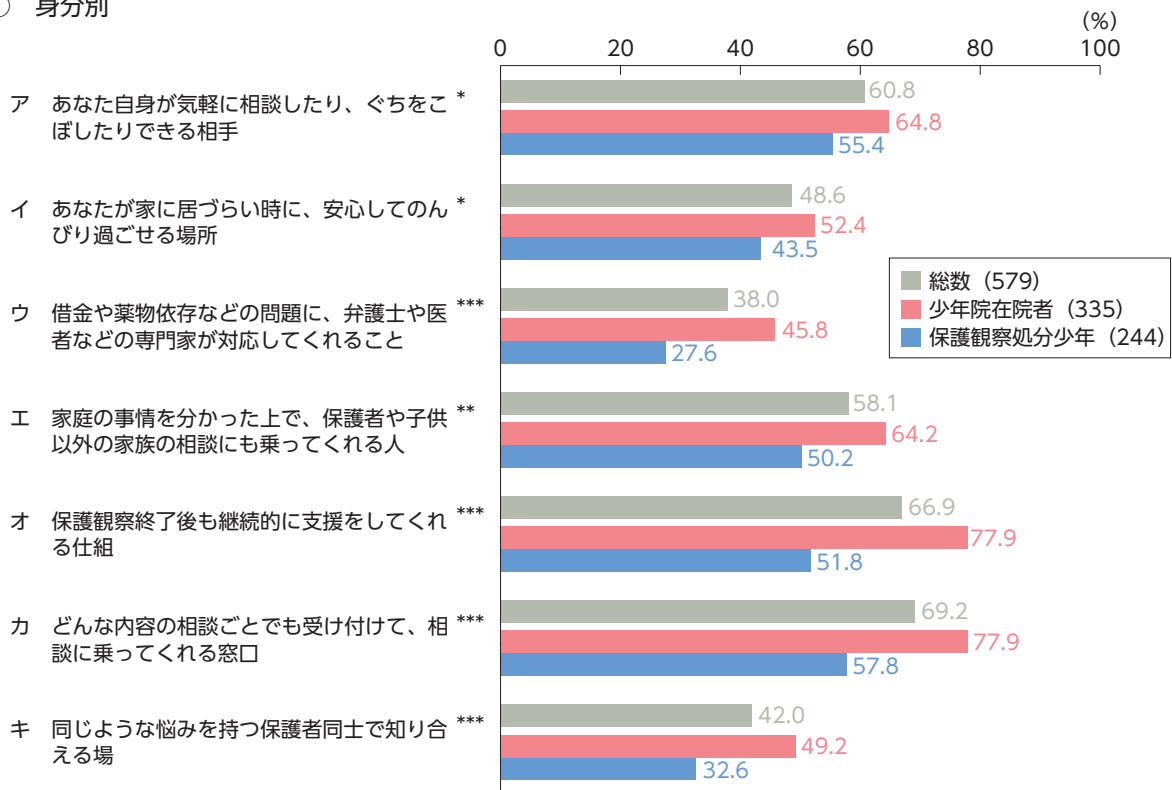
ACE累積度別、経済状況別に見ると、いずれの項目についても、ACEなしよりもACE重篤の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の方が、該当率が高い傾向が見られた。

気軽な相談相手が欲しい、保護観察終了後に継続的に支援を受ける仕組みが欲しいというニーズが高く、各種の相談を一つの相談窓口で受け付けてくれるワンストップサービスのような支援が求められており、保護観察処分少年の保護者に比べ、少年院在院者の保護者の方が、そのようなニーズが高かった。

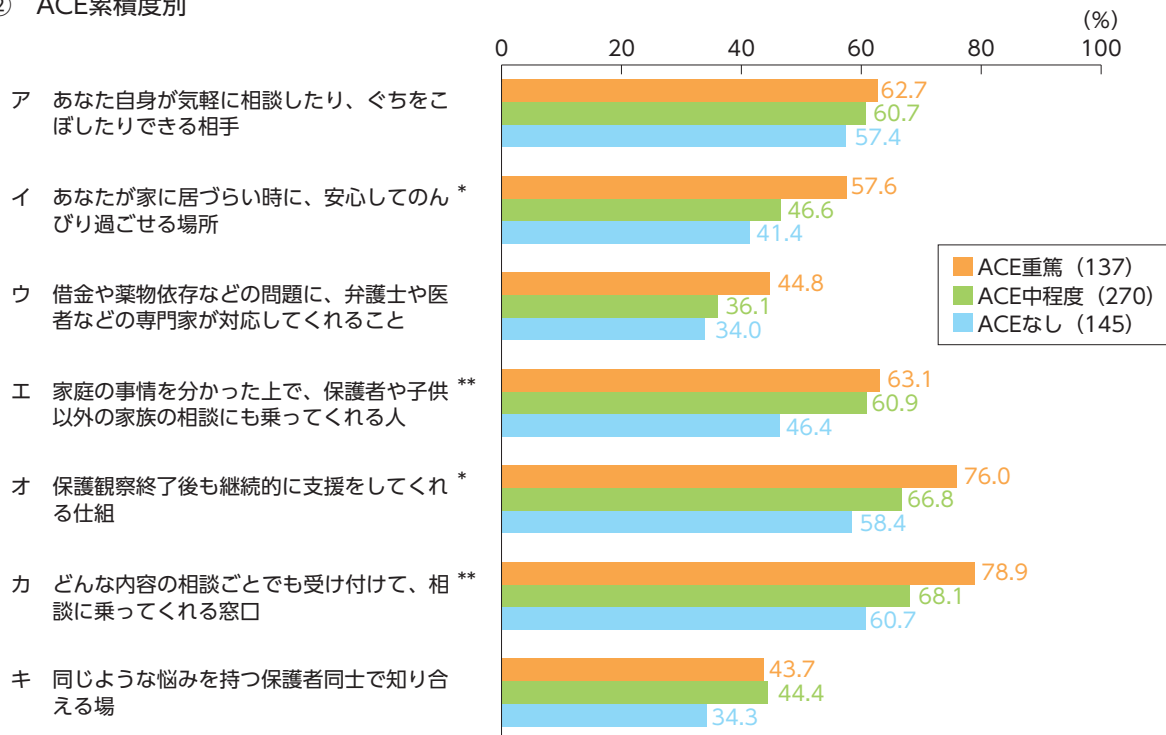
3-3-3-21図

保護者に対する調査 あればよいと思う支援

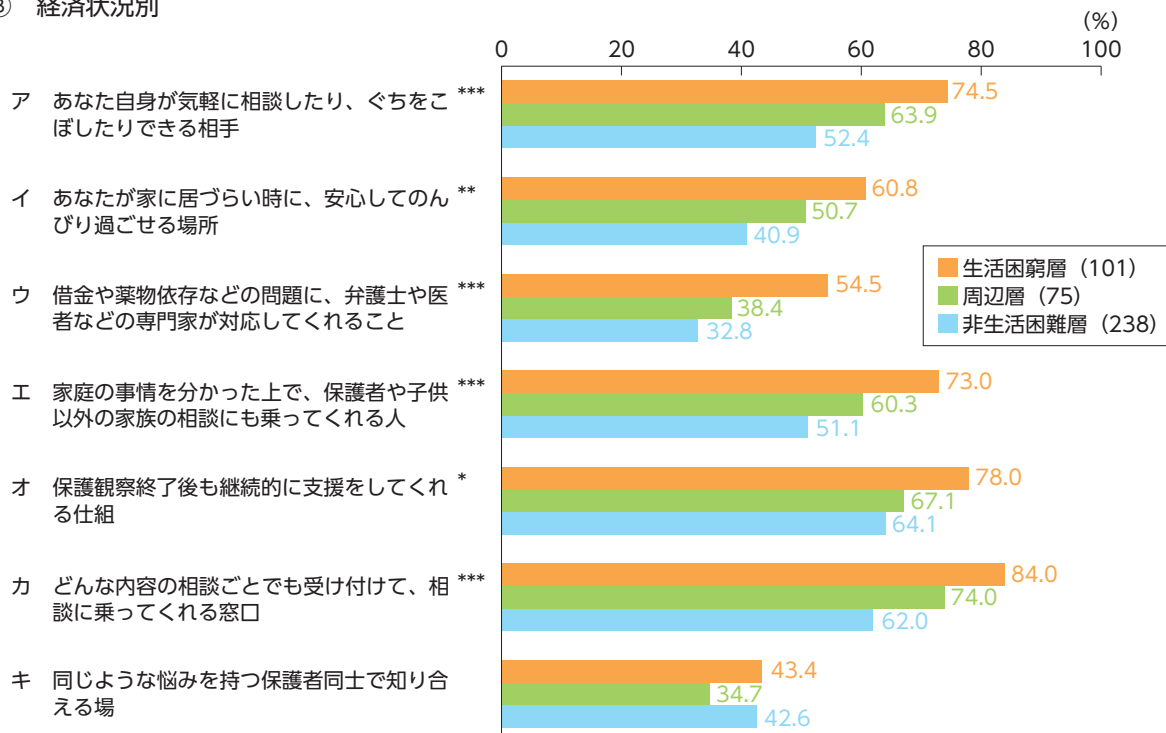
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 あればよいと思う支援が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。①の p 値は、Fisherの正確有意確率である。②及び③の p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 凡例の()内は、①は総数又は対象者の身分別の実人員、②はACE累積度別の実人員、③は経済状況別の実人員である。

オ 他者との関わり方

少年に対する調査

Q 以下の人とあなたとの関わりはどのようなものですか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

※ 該当する人がいない場合は、その質問をとばしてください。

- a 母親
- b 父親
- c 兄弟など親以外の親族
- d 学校で出会った友人
- e 職場・アルバイト関係の人
- f 地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人など）
- g インターネット上における人やコミュニティ（具体的には面識がない、あるいは数回会ったことがあるが、基本的にはネット中心の付き合いの人）

※ ここでいうコミュニティとは共通の興味を持つ者同士が意見交換を行うオンライン上の場所をさします。

(上記 a～g のそれぞれについて下記ア～カを回答する)

- ア 会話やメールなどをよくしている
- イ 何でも悩みを相談できる（人がいる）
- ウ 楽しく話せるときがある
- エ 困ったときは助けてくれる
- オ 他の人には言えない本音を話せることがある
- カ 強いつながりを感じている

(選択肢)

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない

上記質問は、少年を対象として、少年の他者との関わり方について調査したものであり、「そう思う」及び「どちらかと言えばそう思う」を合計した人数及び該当率を見たものが3-3-3-22表である。本質問項目は、「困ったときは助けてくれる」など、いずれもポジティブな内容の項目で構成されており、これらの項目の該当率が高いことは、その対象と良好な関わり方ができているものと考えられる。

対象者の身分別に見ると、少年院在院者・保護観察処分少年の「困ったときは助けてくれる」及び保護観察処分少年の「強いつながりを感じている」では、「母親」の該当率が最も高く、それ以外の項目では、「学校で出会った友人」の該当率が最も高かった。全体的に見ると、2番目又は3番目に該当率が高い傾向にあった対象は、「母親」又は「兄弟など親以外の親族」であった。

ACE累積度別に見ると、「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」のいずれも、ACEなしよりもACE重篤の方が該当率が低く、半分を下回る項目も見られた。親族に限らず、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」及び「地域の人」も、ACEなしよりもACE重篤の方が、該当率が低い傾向が見られた。一方、「インターネット上における人やコミュニティ」は、「会話やメールなどをよくしている」、「何でも悩みを相談できる」、「楽しく話せるときがある」及び「他の人には言えない本音を話せることがある」の各項目において、ACEなしよりもACE重篤の方が該当率が高くなるという逆の傾向が見られた。

ACE重篤は、ACEなしに比べ、父親、母親、兄弟といった家族との関係が良好ではなく、困ったときに助けてくれたり、悩みを相談したりといった家族からのサポートが得られにくい状況である可能性があり、学校の友人や職場の人、地域の人といった実社会で身近にいる人との関係も、ACEなしに比べると良好ではない可能性が示唆される。ACE重篤は、インターネット上のコミュニティといった実社会ではない場所で、他者との交流を図っている可能性がある。

3-3-3-22表

少年に対する調査 他者との関わり方

① 身分別

項 目	身 分	母 親	父 親	兄弟など 親以外の 親族	学校で 出会った 友人	職場・ア ルバイト 関係の人	地域の人	インター ネット上 における人 やコミュニ ティ
ア 会話や メールなど をよくして いる	総 数	429 (76.6)	230 (46.6)	351 (64.5)	482 (85.6)	265 (53.4)	74 (15.0)	240 (46.8)
	少 年 院 在 院 者	230 (71.2)	122 (41.9)	198 (62.1)	281 (85.2)	151 (51.4)	43 (14.9)	157 (51.3)
	保護観察処分少年	199 (84.0)	108 (53.2)	153 (68.0)	201 (86.3)	114 (56.4)	31 (15.2)	83 (40.1)
イ 何でも悩 みを相談で きる（人が いる）	総 数	312 (56.0)	207 (42.0)	282 (51.8)	439 (78.0)	196 (39.7)	55 (11.2)	110 (21.5)
	少 年 院 在 院 者	138 (43.0)	94 (32.4)	143 (44.8)	245 (74.2)	91 (31.1)	26 (9.1)	63 (20.7)
	保護観察処分少年	174 (73.7)	113 (55.7)	139 (61.8)	194 (83.3)	105 (52.2)	29 (14.2)	47 (22.7)
ウ 楽しく話 せるときが ある	総 数	481 (86.2)	350 (71.1)	474 (87.0)	515 (91.5)	381 (77.1)	143 (29.3)	286 (56.0)
	少 年 院 在 院 者	273 (85.0)	195 (67.5)	275 (85.9)	301 (91.2)	221 (75.7)	85 (29.8)	190 (62.3)
	保護観察処分少年	208 (87.8)	155 (76.4)	199 (88.4)	214 (91.8)	160 (79.2)	58 (28.6)	96 (46.6)
エ 困ったと きは助けて くれる	総 数	473 (84.6)	364 (73.7)	401 (73.7)	447 (79.5)	323 (65.3)	103 (21.0)	101 (19.7)
	少 年 院 在 院 者	264 (81.7)	208 (71.5)	225 (70.3)	243 (73.9)	176 (60.1)	51 (17.8)	54 (17.7)
	保護観察処分少年	209 (88.6)	156 (76.8)	176 (78.6)	204 (87.6)	147 (72.8)	52 (25.5)	47 (22.7)
オ 他の人 には言え ない本音を 話せること がある	総 数	314 (56.0)	202 (41.0)	281 (51.7)	431 (76.6)	182 (36.8)	50 (10.2)	127 (24.8)
	少 年 院 在 院 者	146 (45.2)	93 (32.1)	139 (43.6)	246 (74.5)	88 (30.1)	25 (8.7)	74 (24.3)
	保護観察処分少年	168 (70.6)	109 (53.7)	142 (63.1)	185 (79.4)	94 (46.5)	25 (12.3)	53 (25.6)
カ 強いつな がりを感じ ている	総 数	439 (78.1)	301 (60.8)	413 (75.9)	438 (77.8)	224 (45.3)	76 (15.4)	95 (18.5)
	少 年 院 在 院 者	240 (73.8)	168 (57.5)	235 (73.7)	251 (76.1)	116 (39.6)	38 (13.2)	53 (17.3)
	保護観察処分少年	199 (84.0)	133 (65.5)	178 (79.1)	187 (80.3)	108 (53.5)	38 (18.6)	42 (20.3)

② ACE累積度別

項 目	ACE累積度	母 親	父 親	兄弟など 親以外の 親族	学校で 出会った 友人	職場・ア ルバイト 関係の人	地域の人	インター ネット上 における人 やコミュニ ティ
ア 会話や メールなど をよくして いる	A C E 重 篤	79 (59.0)	22 (19.5)	67 (51.1)	111 (81.0)	62 (50.4)	11 (9.9)	71 (56.3)
	A C E 中 程 度	204 (78.2)	106 (47.7)	172 (66.9)	224 (85.2)	119 (50.6)	35 (14.8)	104 (43.0)
	A C E な し	131 (92.3)	95 (68.8)	102 (73.9)	129 (90.8)	76 (62.8)	27 (21.3)	52 (41.6)
イ 何でも悩 みを相談で きる（人が いる）	A C E 重 篤	43 (32.3)	23 (20.4)	55 (42.0)	98 (71.5)	37 (30.1)	7 (6.3)	33 (26.2)
	A C E 中 程 度	152 (58.5)	87 (39.2)	135 (52.5)	210 (79.8)	96 (40.9)	24 (10.2)	47 (19.4)
	A C E な し	107 (75.4)	91 (65.9)	86 (62.3)	116 (81.7)	58 (48.3)	23 (18.1)	24 (19.2)
ウ 楽しく話 せるときが ある	A C E 重 篤	94 (71.2)	57 (50.4)	103 (78.6)	121 (88.3)	89 (73.0)	24 (21.6)	86 (68.3)
	A C E 中 程 度	234 (89.3)	160 (72.7)	231 (89.9)	242 (92.0)	186 (79.1)	73 (31.1)	129 (53.3)
	A C E な し	134 (94.4)	120 (87.0)	125 (90.6)	132 (93.0)	96 (79.3)	44 (35.2)	59 (47.6)
エ 困ったと きは助けて くれる	A C E 重 篤	82 (62.1)	49 (43.4)	76 (58.0)	95 (69.3)	65 (52.8)	14 (12.6)	24 (19.0)
	A C E 中 程 度	235 (90.0)	173 (77.9)	200 (78.1)	218 (83.2)	161 (68.5)	46 (19.6)	48 (19.8)
	A C E な し	139 (97.2)	127 (92.0)	117 (84.8)	120 (84.5)	87 (72.5)	40 (31.5)	26 (20.8)
オ 他の人 には言えな い本音を話 せることが ある	A C E 重 篤	49 (36.6)	22 (19.5)	57 (43.5)	98 (71.5)	33 (26.8)	8 (7.2)	43 (34.1)
	A C E 中 程 度	147 (56.1)	86 (38.7)	134 (52.1)	205 (77.9)	90 (38.3)	23 (9.7)	49 (20.2)
	A C E な し	106 (74.1)	85 (61.6)	82 (59.4)	111 (78.2)	55 (45.8)	18 (14.2)	33 (26.4)
カ 強いつな がりを感じ ている	A C E 重 篤	78 (58.2)	35 (31.0)	78 (59.5)	99 (72.3)	44 (35.8)	13 (11.7)	23 (18.3)
	A C E 中 程 度	215 (82.4)	139 (62.6)	205 (79.8)	206 (78.3)	107 (45.5)	30 (12.7)	42 (17.4)
	A C E な し	130 (90.9)	115 (83.3)	120 (87.0)	116 (81.7)	68 (56.2)	32 (25.2)	26 (20.8)

非行少年と生育環境に関する研究

③ 経済状況別

項 目	経済状況	母 親	父 親	兄弟など 親以外の 親族	学校で 出会った 友人	職場・ア ルバイト 関係の人	地域の人	インター ネット上 における人 やコミュニ ティ
ア 会話や メールなど をよくして いる	生 活 困 窮 層	71 (71.0)	33 (39.3)	66 (68.0)	77 (76.2)	50 (56.8)	9 (10.5)	42 (44.7)
	周 辺 層	58 (78.4)	29 (43.9)	46 (63.9)	67 (90.5)	31 (51.7)	10 (16.4)	39 (60.0)
	非生活困難層	187 (80.6)	117 (54.9)	147 (66.2)	201 (87.0)	111 (54.1)	33 (15.9)	98 (47.3)
イ 何でも悩 みを相談で きる（人が いる）	生 活 困 窮 層	45 (45.0)	27 (32.1)	44 (45.4)	69 (68.3)	34 (39.1)	6 (7.0)	22 (23.4)
	周 辺 層	36 (49.3)	20 (30.8)	36 (50.0)	58 (78.4)	23 (39.0)	5 (8.3)	17 (26.6)
	非生活困難層	142 (61.5)	107 (50.2)	119 (53.6)	186 (80.5)	87 (42.4)	24 (11.6)	42 (20.3)
ウ 楽しく話 せるときが ある	生 活 困 窮 層	83 (84.7)	56 (66.7)	83 (85.6)	85 (84.2)	67 (77.0)	20 (23.3)	49 (52.1)
	周 辺 層	67 (90.5)	47 (73.4)	66 (91.7)	72 (97.3)	48 (81.4)	17 (28.3)	43 (67.2)
	非生活困難層	206 (88.8)	165 (77.5)	193 (86.5)	214 (92.6)	154 (75.1)	68 (33.2)	119 (57.5)
エ 困ったと きは助けて くれる	生 活 困 窮 層	80 (80.0)	59 (70.2)	69 (71.1)	69 (69.0)	55 (63.2)	12 (14.0)	17 (18.1)
	周 辺 層	59 (79.7)	47 (71.2)	50 (69.4)	61 (82.4)	40 (66.7)	12 (20.0)	12 (18.8)
	非生活困難層	211 (90.6)	170 (79.8)	175 (78.8)	190 (82.3)	137 (66.8)	48 (23.3)	39 (18.8)
オ 他の人 には言えな い本音を話 せることが ある	生 活 困 窮 層	48 (48.0)	26 (31.0)	45 (46.4)	70 (69.3)	28 (32.2)	7 (8.1)	22 (23.4)
	周 辺 層	39 (52.7)	22 (33.8)	36 (50.0)	59 (79.7)	17 (28.8)	5 (8.3)	21 (32.8)
	非生活困難層	144 (61.8)	105 (49.3)	114 (51.4)	181 (78.4)	84 (41.0)	22 (10.6)	49 (23.7)
カ 強いつな がりを感じ ている	生 活 困 窮 層	77 (77.0)	44 (52.4)	71 (73.2)	70 (69.3)	37 (42.0)	7 (8.1)	17 (18.1)
	周 辺 層	57 (77.0)	38 (58.5)	53 (73.6)	59 (79.7)	25 (42.4)	10 (16.4)	15 (23.1)
	非生活困難層	193 (82.8)	146 (68.2)	178 (80.2)	180 (77.9)	98 (47.8)	36 (17.4)	37 (17.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 該当する人（「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」等）がいない者及び他者との関わり方が不詳の者を除く。

3 数値は、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した人数（（ ）内は、各項目の該当率）である。なお、項目（「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」等）ごとに無回答等の欠損値を除いているため、各該当率の分母となる総数は異なる。

カ 今後自分や家族に必要な人や仕組み

少年に対する調査

Q これから先のあなたやあなたの家族にとって、以下のような人や仕組みはどのくらい必要だと思いますか。

あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手

イ 親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所

ウ 借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること

エ 家庭の事情を分かった上で、保護者や自分以外の家族の相談にも乗ってくれる人

オ 保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組み

カ どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口

キ ここにあげた以外で、あったらよいと思う支援がありましたら、自由にお書きください。()

(選択肢)

1 とても必要 2 やや必要 3 あまり必要ない 4 全く必要ない

上記質問は、少年を対象として、今後自分や家族に必要な人や仕組みについて調査したものであり、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率を見たものが3-3-3-23図である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者・保護観察処分少年共に、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」、「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」、「家庭の事情を分かった上で、保護者や自分以外の家族の相談にも乗ってくれる人」の順に該当率が高かった。Fisherの正確確率検定の結果、身分別で有意な差が見られ、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」及び「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」について、少年院在院者の方が該当率が高い傾向が認められた。

ACE累積度別に見ると、「借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応

してくれること」以外の項目は、ACEなしよりもACE重篤の方が該当率が高かった。 χ^2 検定の結果、ACE累積度別で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」及び「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」について、ACE重篤の者の該当率が高い傾向が認められた。

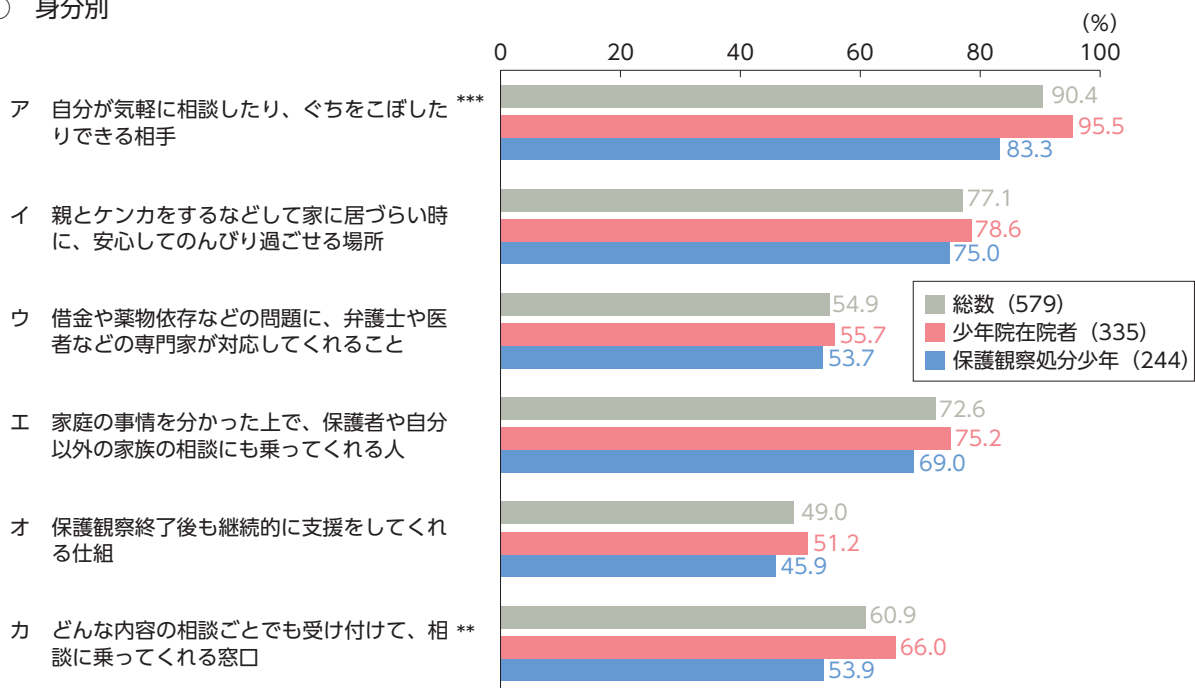
気軽に又は家庭の事情を理解した上で相談に乗ってくれる人が欲しい、親とケンカした時に家以外の居場所が欲しいというニーズが高く、ACE重篤は、親とケンカした時に家以外の居場所が欲しいというニーズがACEなしに比べて高いことがうかがわれる。

なお、「ここにあげた以外で、あったらよいと思う支援がありましたら、自由にお書きください。」における自由記述のうち、各項目に類似していないものとしては、自立（一人暮らし）に向けた支援や進学・学習の相談支援について言及しているものが数件程度見られた。

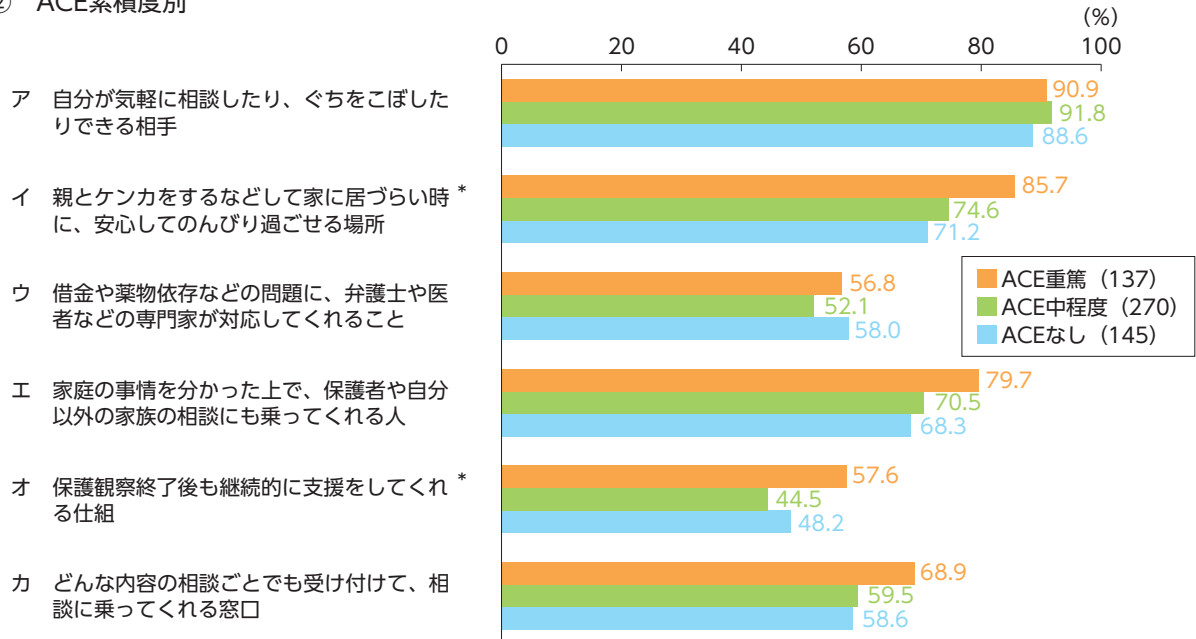
3-3-3-23図

少年に対する調査 今後自分や家族に必要な人や仕組み

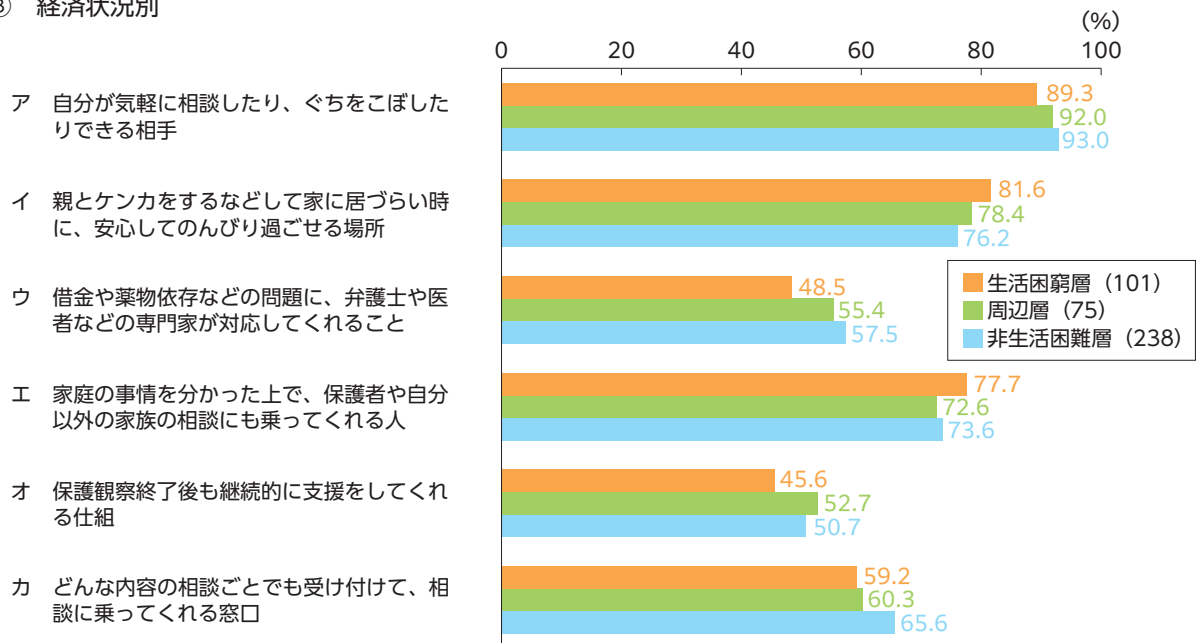
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今後自分や家族に必要な人や仕組みが不詳の者を除く。
 3 各項目について、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。①の p 値は、Fisherの正確有意確率である。②及び③の p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 凡例の()内は、①は総数又は対象者の身分別の実人員、②はACE累積度別の実人員、③は経済状況別の実人員である。

キ 小括

(4) では、少年又はその保護者の周囲との関わり、社会とのつながりについて、身分別、ACE累積度別、経済状況別に分析した。保護者については、経済状況別で、支え手伝ってくれる人の存在やいざというときに頼れる人の存在に関し、有意な差が見られ、生活困窮層の保護者の方が、非生活困難層の保護者に比べ、相談相手等が少なく、いざというときに頼れる人が少ない状況にあることがうかがわれた。少年院在院者の保護者及び保護観察処分少年の保護者共に、今後必要とする支援の該当率を見ると、各種の相談を一つの相談窓口で受け付けてくれるワンストップサービスのような支援へのニーズが高かった。

少年の対人関係面では、ACE重篤は、家族との関係が良好ではない可能性があるばかりか、学校の友人等といった実社会で身近にいる人との関係も、ACEなしに比べると良好ではない可能性があり、インターネット上のコミュニティで他者との交流を図っている可能性が示唆され、親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所を求めていることが分かった。

(5) 考察

本項では、家庭環境から見た少年の状況として、「日常の生活状況」、「就学、就労の状況」、「心理的状況」及び「周囲との関わり、社会とのつながり」に係る各項目について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別に分析した。以下では、それぞれの分析で指摘された特徴・傾向等について取りまとめ、その上で、若干の考察を加えることとする。

ア 身分別

まず、「日常の生活状況」及び「就学、就労の状況」について、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、食生活が乱れ気味であり、家族団らんの食事機会が少ない一方、スマートフォン等を介したゲームやSNSに長時間親和し、学校への不適応、不安定な就労状況にあるなど、総じて、家族間のコミュニケーションに欠け、安定した社会生活を送ることができていない、又は送ることが困難である様子がうかがえた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、食生活に象徴される家族の団らんや家族間の望ましいコミュニケーションなどの安定した家庭環境は、少年が健全な社会生活を送っていく上での基礎・基盤であると考えられるところ、本調査の対象者は、そうした環境を十分に得られていない可能性がうかがえた。

次に、身分別の比較では、少年院在院者は、保護観察処分少年に比べ、前記傾向が更に顕著になる状況がうかがえた。他方、少年院在院者の心理的状況として、新たな出来事や将来に向けてポジティブに努力しようとする一面が見られた。加えて、少年・保護者共に、気軽に相談できる相手や窓口等に対するニーズがあることもうかがえた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、少年院在院者について、将来に向けてポジティブに取り組もうとする姿勢等がうかがえたことは、少年院に在院していることによって矯正教育等を受けていることとの関連が示唆される。すなわち、個別担任など、少年院職員との信頼関係の下、一旦家庭から離れた環境で、日夜、様々な働き掛けを受ける中で、将来に向けての希望等を見いだしている可能性がうかがえるところであり、こうしたポジティブな姿勢等を出院後もどのようにして持続させていくかが課題であると考えられる。加えて、少年院在院者は、その保護者も含め、今後の相談相手や支援等に対するニーズが高い傾向がうかがえ、この点の適切な対策等を講じることにより、事態をより改善させていくための糸口となる可能性がある。

イ ACE累積度別

ACE重篤の少年は、乱れ気味の食生活、スマートフォン・SNS等との親和性、学校への不適応、不安定な就労状況など、前記少年院在院者と同様の傾向が多く見られた。心理的状況に関し、感情を制御しにくく、また、現在と未来がつながっている実感を持ちにくい傾向が見られた。家族等との関係が良好でない一方、インターネット上に居場所を見いだしている可能性があり、今後必要な仕組みとして、安心できる場や継続的な支援に対する高いニーズが見られた。ACE重篤の少年の保護者ほど、いざというときに頼れる者として配偶者を選択する率が低い一方、継続的な支援・相談窓口に対するニーズが高い傾向が見られた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、小児期からの逆境体験は、目には見えにくいものの、その状況に応じ、その後の健全な社会生活を送って行くに当たっての「障害」となっている可能性が考えられる。特に、ACE重篤のように、小児期からの逆境体験を重ねて経験していると考えられる少年は、現在と未来がつながっている実感を持ちにくく、感情の制御が難しく、家族との関係が良好ではない傾向等が見られ、今後の社会生活においても孤立し続けることが懸念される。他方で、ACE重篤の少年の保護者も、いざというときに頼れる者として、最も身近な存在であるはずの配偶者を選択する率が低いなど、保護者自身も何らかの理由から、不安定な社会生活を余儀なくされている可能性も考えられ、事態の深刻さ、事態改善の困難さがうかがえる。このため、ACE重篤の少年と保護者に対する対応としては、より総合的かつ専

門的な支援等を息長く継続的に提供していく必要性が示唆される。

ウ 経済状況別

生活困窮層の少年は、学校への不適応、不安定な就労状況にある者が多い傾向が見られたほか、心理的状況に関し、ACE重篤の少年と同様、現在と未来がつながっている実感を持ちにくい傾向が見られた。生活困窮層の少年の保護者は、ACE重篤の少年の保護者と同様、いざというときに頼れる者として配偶者を選択する率が低い一方、継続的な支援・相談窓口に対するニーズが高い傾向が見られた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、経済状況が厳しい環境にある少年には、健全な社会生活を送っていく上で、様々な課題をより抱えやすい可能性がうかがえた。

エ まとめ

以上、それぞれの分析における特徴・傾向等を取りまとめたところ、多くの点で共通する傾向等が見られ、非行性が進んでいる者、又は、ACE累積度が重篤であったり、経済状況が厳しかったりするなど、家庭環境が不安定な者は、就学・就労について不安定であるなど、社会生活に様々な問題を抱えやすい傾向にあることがうかがえた。これは、不安定な家庭環境にある者全てが非行に至ることを意味するものではないが、非行少年にとって、生育環境を自ら選択することができず、かつ、自らの努力だけで改善等することが困難なものであることを踏まえると、その改善・支援等の在り方を検討することは、極めて重要な意味を持つと考えられる。その保護者についても、これまで、ある程度公的な支援制度等も活用しているものの、気軽に相談できる相手やワンストップの窓口等、更なる支援等を求める傾向もうかがえ、少年に対する支援等と合わせて総合的に検討する必要があると考えられる。

第4節 特別調査に関する総合考察

1 非行少年が抱える厳しい生育環境について

本章は、養育の状況及び経済状況という視点で生育環境を捉えようとしたものであるが、まず、養育の状況について、ACEを有する者は、少年院在院者・保護観察処分少年で、それぞれ86.3%、56.5%であった（本章第3節2項（1）参照）。調査対象者の年齢や調査項目等が異なっていること等には留意が必要であるが、内閣府調査における「逆境体験」の結果では、八つの項目のうち、「ひとつもあてはまらない（0個）」が75.5%であったことと比べ、本調査の対象者は、逆境体験を有する者が多い傾向がうかがえる。加えて、一般的に非行性がより進んでいると考えられる少年院在院者の方が、保護観察処分少年よりも逆境体験を有する傾向が高かったことから、ACEと非行性の進捗との関連もうかがえる。さらに、少年院在院者については、先行研究（松浦他、2007；松浦・橋本、2007）において、ACEの項目のうちいずれか一つでも該当した少年院在院者が男女共に7割に満たなかったことが示されており、その結果を踏まえると、15年前の少年院在院者と比べ、本調査の少年院在院者は、逆境体験を有する者が多くなっている傾向もうかがえる。

続いて、経済状況について、本章では、生活困窮層、周辺層、非生活困難層に分類したところ、少年院在院者・保護観察処分少年で大きな差は見られず、経済状況と非行性の進捗に関連があることはうかがえなかった。一方で、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、生活困窮層及び周辺層が4割を超えており、決して少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえる。洋服や靴、友人と遊びに出かけるお金、スマートフォン又はタブレットは、経済状況によらず、大半の者が所有できている一方、本調査の結果からは、顕在化していないまでも経済的な困難を抱えている家庭の少年が多いことがうかがえ、後述するように、少年の様々な面に影響を及ぼしている可能性がある。ACEとの関連を見ると、ACEの全項目のうち8項目で有意な差が見られたところ（本章第3節2項（5）参照）、「親が亡くなったり離婚したりした」、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」に該当する場合は、保護者が一人親であったり、精神的な疾患により保護者が就労困難であったりして、経済的にも困難な状況に陥りやすいことが想像されるほか、「家族から、十分に気に掛けてもらえなかった」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」という心理的ネグレクト・心理的虐待がある場合は、経済的な困難にある保護者が精神的な余

裕を失い、温かな養育が困難となっていることも想像される。経済的困窮は逆境の連鎖のスタート変数として有力であると言われており（菅原、2019）、ACEを有する者が同時に経済的な困難も背景に抱えている場合があり、非行少年のアセスメントや処遇においては、少年が経験してきた逆境体験に加え、経済状況との関連等、少年の生育環境を多角的に捉えていく必要があると考えられる。

2 生育環境による非行少年の抱える課題

調査対象の年齢等が異なること等に留意した上で、一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、学校への不適応や不安定な就労状況にあることなどを示したほか、特に、ACE累積度が重篤であったり、経済状況が厳しかったりするなど、家庭環境が不安定な者は、就学・就労について不安定であるなど、社会生活に様々な問題を抱えやすい傾向にあることがうかがえると指摘した（本章第3節3項（5）参照）。

ACEについては、その後の神経発達不全を引き起こし、それが社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適応・行動上の問題として表面化し、さらには、寿命にも影響するというモデルが提唱されている（Felitti et al.,1998）。このことは、ACEを有する者のうち、多くの者たちが、その後の人生において、医療や保健・福祉・司法との関わりを持つようになる可能性が高いことを示唆するものであると指摘されているほか、その後の研究で、ACEが子供の脳や内分泌に悪影響を及ぼしていることや子供の心理社会面の発達を阻害してアタッチメント不全や社会化不全、自己効力感の低下等をもたらすことが指摘されている（亀岡、2020）。こうした先行研究の知見等も踏まえ、本調査の結果を見ると、ACEを有することが、非行少年の物事の考え方や対人関係、学習等にマイナスの影響を及ぼしている可能性があることがうかがえる。

加えて、就学・就労状況、心理的状況、周囲との関わりは、相互に密接な関係にあり、影響を及ぼし合っていると考えられる。例えば、感情調整が不得手であるなどの心理的傾向は、就労における対人関係に影響を与えたり、周囲に相談できる者がいないことにより、就学や就労等の社会生活上の課題を克服できず、不適応を助長させたりすることがある。さらには、このような社会適応上の問題が、不良交友や依存等といった課題を派生させてしまうこともあると考えられる。そうすると、ACEを有することや経済的な困難を抱えることにより、生育歴の中で様々な面で長期的にマイナスの影響を受けていることがうかがえ、複合的な課題となって、結果として社会での適応が困難になり、それにより孤立を深めるなどし、非行のリスクファク

ターになることが考えられる。

少年院や保護観察所においては、非行につながる問題性を把握し、少年に対して改善に向けた働き掛けを行うほか、修学支援や就労支援等の社会復帰に向けた各種支援も行っているところ、これらの指導・支援を充実させていくことが求められる。一方で、被虐待経験がトラウマ（以下本報告における「トラウマ」については、第5章1項参照。）となって長期間にわたり影響を及ぼすように、本人の努力や姿勢だけでは対処できない課題を複合的に抱えている場合、短期間で根本的な解決を図ることは難しく、社会に戻ったときに依然として非行に至るリスクファクターを抱えて生活することとなる。厳しい生育環境にあって、様々な困難を抱えるに至った非行少年の立ち直りには、少年の置かれた状況を理解した上での関わりや支援・処遇の在り方を検討していく必要がある。多くの少年が、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」や、「親とケンカするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」が必要と考えているように、社会で孤立しがちな少年が居場所や相談相手を見つけられるような支援は、厳しい生育環境の影響を緩和することにもつながる。

一方、保護者は、少年を監護、サポートする立場でもあり、その関わり方が非行からの立ち直りにも重要な影響を与えるが、保護者自身も、その親からの虐待や配偶者からの暴力等による傷付き体験に苦しんでいたり、精神疾患や経済的な困難、サポートの欠如等から、余裕を持って子供の養育ができなかったりするなどの困難な状況にあることが多いことにも目を向ける必要がある。「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」、「保護観察終了後も継続的に支援してくれる仕組み」及び「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」へのニーズが高いことに注目すべきであり、保護者も含めた家族全体をサポートできるような関わりが一層求められている。

第4章 施策調査

本研究では、矯正・更生保護の各段階における被虐待経験を有する少年の処遇、修学支援の取組及び地域社会による関わりについて、少年院、保護観察所、少年サポートセンター及び子供食堂を対象として、実地調査を行った。この章では、その内容を紹介する。

第1節 被虐待経験を有する少年の処遇

1 少年院

特別調査では、少年院在院者は、ACEを有する者の割合が高いことが明らかになったところ（第3章第3節2項参照）、男女別に見ると、男子では85.6%、女子では91.4%がACEを有していた。被虐待経験をはじめとする逆境的な体験を有する在院者は、様々な面でそうした経験の影響を受けており、処遇においても特有の難しさがあることが推察される。そこで、男子少年・女子少年を収容する二つの少年院において、被虐待経験がある少年の処遇の実情について、それぞれ聴取した。

（1）被虐待経験を有する男子少年の処遇

ア 被虐待経験を有する男子少年の特徴

過去の被虐待経験が確認されている数事例を聴取した。その事例の概要については、当該少年の生育歴や矯正教育の個別具体的内容に深く関わっており、個人を特定されない形で紹介することが困難であるため、ここで示すことを差し控えるが、被虐待経験を有する男子少年に見られた特徴として、次の三点が挙げられる。

第一は、家族に対して抱えているネガティブな感情の複雑さ・根深さである。職員との面接場面において、他の話題では落ち着いてやり取りをしていた少年が、保護者の話が出た途端に表情が暗くなったり、感情のコントロールが効きにくくなったりするなど、保護者等からの被虐待経験を有する少年は、保護者等に対し、不満、憤り、恨み等、複雑な感情を現在も抱え続けていることが少なくない。そうした感情は、処遇が進んだ段階においてもなかなか整理することが難しく、態度が変容しにくく、根深いとのことであった。

第二は、自己肯定感の低さである。職員が助言しても、「どうせ自分は…」、「自分なんか…」と自己卑下し、否定的な反応であることが多い。職員に褒められることがあっても、「たまたまだから。」と捉えるなど、自分がやり遂げた結果として受け止めず、状況等、外部の要因に原因を帰属させることが多いため、なかなか自信にはつながらないとのことであった。

第三は、前向きな意欲の持ちにくさである。少年院の生活の中で問題に直面したときに、現在の問題について考えさせようとしても、「これは、過去の経験のせい。」と答えるなど、過去の不遇感にばかり意識が向きやすいだけに、現在向き合わなければならない問題に向き合いにくい。職員が問題を乗り越えられるように動機付けを高めようと働き掛けても、頑張ろうとする気持ちを持ちにくいとのことであった。

以上の内容を特別調査の結果も踏まえて見ると、第3章第3節3項では、ACE累積度が重篤であるとInternal傾向が低いこと、感情調整ができてにくいこと、「現在と未来の連続性」を持ちにくいことを示したところ、実際の事例も、これらの結果と一貫する内容であった。被虐待経験を有する少年は、これまでの生育環境の中で保護者等から褒められるなど肯定的なフィードバックをもらった経験が乏しいだけに、自分は何をしても意味がないと感じるなど自己効力感を得られず、成功体験が自身の頑張りの結果であるものと捉えにくく、自信にも直結しにくいことが考えられる。そうした素地もあって、問題を乗り越えた先にある望ましい将来を想像することもできにくく、先の目標を見据えて前向きな意欲を持つことが難しいものと推察された。

イ 被虐待経験を有する男子少年に対する関わり

福祉専門官及び法務技官（心理）より、それぞれの視点からの被虐待経験を有する少年に対する関わりについて、聴取した。

福祉的な視点から見ると、被虐待経験を有する少年に対する支援においては、家庭に多少問題があったとしても、保護者と少年を切り離すよりは、保護者も含めて包括的にケアしていくという視点も必要な場合がある。保護者は、自分（保護者）が非難されていると感じていると、少年に対する暴力が止まらない可能性もある。そのため、保護者もサポートするという視点を持ち、包括的に家族全体をケアすることも重要と言える。少年が抱える困難は、トラウマ体験だけでなく、学習不足や貧困等、様々な問題が絡み合っていることが多いため、どれか一つの問題にとらわれすぎることなく、全体を見ることが重要である。一つの問題ばかりをケアするのではなく、全体的なバランスを良くすることで、少年が「傷付き体験を持ちながらも、やっ

ていく力」を身に付け、少しでも生きやすくなるようにと考えながら支援している。今すぐに福祉的支援につながらなくても、いつかどこかでつながってくれるようにと願いながら、支援につながるための素地を作るような関わりをしている。

心理的な視点から見ると、被虐待経験を有する少年は、自尊心が低かったり、前向きな意欲を持ちにくかったりといった傾向があり、「目標を立てて頑張ろう」という意欲を根本的に持ちにくい。現在から過去の被害体験には意識が向きやすい反面、現在から未来へ展望が乏しい。少年によって、それぞれトラウマ体験は異なるため、それぞれの少年によって異なるポイントを踏まえた配慮が必要と考えられる。被虐待経験を有する少年の処遇においては、セルフ・コンパッション（自分自身を大切にすること）が重要である。個別面接等を行う際には、少年の防衛、緊張、過覚醒が少しでも低減し安心感につながるように、少年が少しでも伸び伸びとあるがままに振る舞うことを選択できる場となるよう意識しているとのことであった。

（２）被虐待経験を有する女子少年の処遇

ア 被虐待経験を有する女子少年の特徴

過去の被虐待経験が確認されている数事例を聴取した。事例の概要を示すことは、男子少年と同様の理由により差し控えるが、被虐待経験を有する女子少年に見られた特徴として、次の二点が挙げられる。

第一は、他者との安定した関係性の築きにくさである。例えば、特定の職員によく親和することがある半面、心理的距離が近くなりすぎ、少しでも少年の思ったような言動が職員から得られないと、途端に攻撃的な態度に出る、あるいは、少年の要求を通すために、職員に対して過剰に下手に出てみたり、年齢に比してかなり幼稚で退行した行動で反抗してみたりするなど、職員に対する態度が安定せず、極端であることが見て取れる。関係性の構築には相当の時間を要し、安定した交流ができにくいとのことであった。

第二は、問題の複雑さである。被虐待経験を有する少年は、家庭内での被害体験だけでなく、学校でいじめ被害の経験があったり、不登校になっていたり、精神的な不調を来していたり、自傷・自殺企図歴があったりと、様々な問題を同時に抱えている少年が少なくない。性的被害体験のある少年の中には、自分自身が悪いと思い込んでいることもあり、自分を責める必要はないと伝えても響きにくい。処遇において、何を糸口としてどこから介入したらよいかが多い場合が多いとのことであった。

以上の内容を統計調査及び特別調査の結果も踏まえて見ると、それぞれの調査において、被

虐待経験がある少年は発達障害・精神障害がある割合が高いこと（第2章第1節2項参照）、ACE累積度が重篤である少年は就学の状況が不良であること（第3章第3節3項参照）等を示したが、逆境的な体験と少年が抱える様々な困難が複雑に関連し合っていることは、実際の事例からも読み取れた。特に、他者との心理的距離の取り方の極端さや、抱えている問題の複雑さ、性被害体験への受け止め方などは、女子少年において顕著な特徴である可能性がある。処遇をする職員が少年と関係性を築こうとしても、少年にとって大人との関係性の基盤に保護者等との間の虐待的な関係性があるために、職員との関係が深まるほど、少年が持つ不安定な愛着パターンが再現され、いびつな関係となりやすいことも推察された。

イ 被虐待経験を有する女子少年に対する関わり

教育・支援部門で勤務している2名の法務教官より、それぞれ被虐待経験を有する少年に対する関わりについて聴取した。

被虐待経験を有する少年との関わりにおいては、まず、信頼関係を構築することが難しい。少年がこれまで十数年以上にわたって与えられてきた「傷」は、少年院の在院期間でケアするには期間が短すぎ、1年かけてやっと少年との信頼関係が構築できてきた時には出院時期が来てしまう。

現在は、継続的な支援の手段として、出院後の少年に対するフォローアップの制度もあるが、少年が相談を希望しても、すぐには面会できない場合もあり、少し時間が経って面会が実現した時には少年が抱えている問題が解決していたり、より大きな問題に発展してしまっていたりということもあった。少年が少年院に電話をしてくれば、面会よりも即時的な対応ができるが、電話が苦手だったり、そもそも電話ができなかったりする少年もいるため、そういった少年に対するフォローの体制の構築が難しい。

職員の側にも、代理受傷（職員が少年の被害体験の話を聞くことで、自らが体験していなくても、少年と同様のトラウマを体験した状態となること）などの問題が生じ得るので、特定の職員だけに負担がいかないように、施設全体としてチームで対応している。ただし、個別処遇が必要な少年が複数名在院している状態になると、マンパワーが足りず、バランス良くチームで対応することが難しい現状もあるとのことであった。

(3) トラウマ・インフォームド・ケア

ア トラウマ・インフォームド・ケアについての職員研修

トラウマ・インフォームド・ケアは、トラウマについてしっかり把握することによって適切なケアやサポートが可能になるという概念（中島、2022）である。近年、全国の少年院においても、外部講師を招へいしたり、文献を基にテキストを作成したりするなどして、トラウマ・インフォームド・ケアの概念について職員研修を行っている。このうち、愛光女子学園において、NPO法人レジリエンスの中島幸子氏を招へいして実施された研修を傍聴したので、その一部を紹介する。

同研修では、トラウマ、アタッチメントとは何かということや、トラウマ体験を有する少年に対する支援の在り方等について、講話があった。中島氏によると、少年がこれまで逆境的な環境の下で生き延びるために身に付けてきた「誰かが傷付くサバイバルスキル」（自傷行為、解離、自分より弱い者をいじめる等）を、「誰も傷付かないサバイバルスキル」（治療を受ける、自分を認める、深呼吸をする等）へ転換させることを目指すような働き掛けが重要である。支援の場面では、例えば、医師の指示の下、解離症状が見られる少年に対して、職員と話し合ったことをノートにメモさせることで少年の記憶をつなぐ工夫をするといったことや、「なぜ？」という問い掛けは、少年が加害者から否定的な意味合いや高圧的に押さえ付ける意味合いが込められた言葉としてよく言われていた可能性があるため、そうした少年に対しては「なぜ？」と説明を求めすぎない方がよいことなど、具体的な関わり方について、助言があった。

イ トラウマ・インフォームド・ケアの視点を取り入れた処遇

紫明女子学院では、トラウマ・インフォームド・ケアに関する文献を基に作成したテキストによって、職員研修を行っており、同研修で得た知見が実際の処遇に役立った点や影響した点について、聴取した。

トラウマ・インフォームド・ケアについて学んだ中で、例えば、自傷行為には、被害体験に起因するつらさをかき消す目的もあること、被虐待経験を有する少年は保護者等に対して両価的な気持ちを持っていることが多いが、それは悪いことではなく、その両価的な気持ちを自覚することが回復につながるなど、新たな知識を得ることができ、処遇の方向付けが見えた面がある。従来やってきた処遇においても、少年が情緒不安定となる引き金があった場合に、職員間でその情報を共有し、個々の少年に応じて対応するなどしてきたが、こうした処遇の在り方は、きちんと根拠があることなのだと感じた。トラウマ・インフォームド・ケアにおける

「支援」という視点は、特に女子少年の処遇では有用であると考えられる。女子少年院の職員の中には、有形力の行使に苦手意識を持っている職員もいるため、少年が暴れたときに落ち着かせるために押さえることは、「有形力の行使」というよりも、「支えるための行動」とであると捉えると受け入れやすい。

一方、トラウマ・インフォームド・ケアの視点を取り入れることに、混乱がないわけではない。少年には、「枠組の中で学ぶ権利」もあり、被虐待経験に起因する反応（症状）だからと言って規律を緩めるのではなく、それを症状だと理解した上で、規律の中で処遇することも重要である。少年院では指導とのバランスも重要となるため、支援の側面が強調されやすいトラウマ・インフォームド・ケアの視点について学んだ上で、指導と支援とのどちらか一辺倒にならないようにすることが必要になるとのことであった。

以上、被虐待経験を有する男子少年及び女子少年の処遇並びにトラウマ・インフォームド・ケアについての実地調査の結果について、それぞれ紹介したが、被虐待経験を有する少年の処遇においては、少年がこれまでの生育環境の中で身に付けてきた不安定な愛着パターンを職員との間でも再現してしまうことで職員が関係性の構築に困難を感じたり、少年から被虐待的な経験を共有されることで職員の代理受傷等の問題もあつたりして、心的負担が大きいものであることがうかがえた。そのような中、トラウマ・インフォームド・ケアの視点は、処遇が難しいと感じる少年の行動が理解しやすくなったり、少年との関係性を客観的に見直す手掛かりとなったりと、処遇のヒントとして役立つ面が大いにあると思われる。トラウマ・インフォームド・ケアのように、精神科等の矯正教育とは異なる視点からの助言は、職員にとっても支えになると考えられる。例えば、精神科医とのカンファレンスをしやすい体制を整えるなど、職員に対するサポート体制を構築することも必要であろう。

2 保護観察所

特別調査の結果（第3章第3節2項参照）によると、調査対象となった保護観察処分少年のうち、ACEを有する少年は56.5%であったところ、ACEの項目別に見ると、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われる」といった精神的な暴力を受けた」は、「1回から数回」又は「繰り返し」と回答した者を合計した構成比が、それぞれ17.8%、17.3%であった。調査対象となった少年院在院者のうち、ACEを有する少年は86.3%であった。ほとんどの少年院在院者は、仮退院後に保護観察に付されることから、被虐待経験を有する保護観察対象少年は少なくないと考えられる。

ここでは、被虐待経験を有する保護観察対象少年のアセスメントや処遇の実情について、保護観察所から行った聴き取り調査の内容を紹介する。

(1) CFPによるアセスメント

保護観察所では、令和3年1月から、アセスメントツールとしてCFP (Case Formulation in Probation/Parole) を活用した処遇を行っている。事件前後の出来事等だけでなく、生育歴、生活状況等から、八つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）について、犯罪や非行に結び付く要因や改善更生に資する事項（強み）を評価し、これらの相互作用、因果関係等の分析を踏まえ、保護観察の実施計画を作成するなどして、処遇の実効性を高めている。CFPでは、少年の被虐待経験についても留意しており、家庭裁判所や少年鑑別所等が作成した関係書類によるほか、保護観察の初回面接等において、保護観察官が本人や家族と面接した際に聞き取った内容を基に把握するようにしている。本人が自ら語らなければ保護観察官から話題にすることは慎重に行っているが、本人から暴力、体罰、拒否、支配、放任、無関心等を受けたことがあるとの言葉が出たり、保護者が配偶者等からの暴力を受けていたなどのエピソードを聞けたりすれば、虐待があったことの可能性を示唆するものとして留意している。

トラウマによる心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder ; PTSD）と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、PTSD症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされており（野坂、2021）、生育歴を丁寧に追うことで、そうした行動の背景に虐待等によるトラウマがないか検討することが可能となる。

(2) 事例

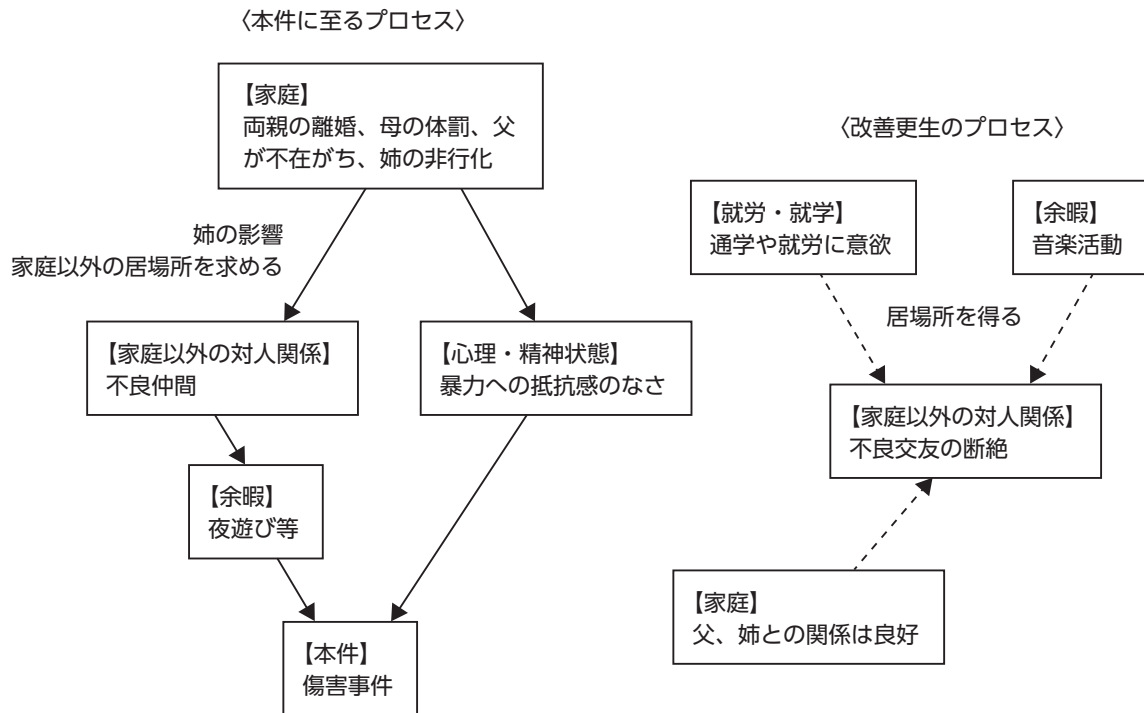
以下は、保護観察所におけるCFPにより、被虐待経験が把握された保護観察処分少年の事例である。担当の保護観察官が、CFPにおいて、的確な保護観察の実施計画を作成するためのツールとして作成したパス図である4-1-2-1図、4-1-2-2図及び4-1-2-3図を合わせて掲載する（図は、犯罪又は非行に至る過程及び改善更生に資する事項を可視化したものであり、特定の要因間を結んだ理由や見立てを付記している。）。なお、内容は、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

【事例1】

本人は、幼少期から母の体罰があり、父は仕事等で不在にすることが多く、介入できなかった。両親が離婚してからも、父母のもとを行き来する不安定な環境にあった。非行化した姉の影響もあって、小学校高学年頃から、地元の不良仲間との交流をするようになり、家出や夜遊び等を繰り返すようになった。そうした中で傷害事件を起こし、保護観察処分となった。非行歴のある地元の仲間との交友が居場所となってきたことが指摘され、今後も交友が続くことが懸念された。本件については反省している。通学も続けており、勉強以外で打ち込んでいる音楽に対する意欲も持っていることや、現在は一緒に暮らす父と安定した関係を築いていることなどは、強みとして評価された。

4-1-2-1図

事例1 パス図



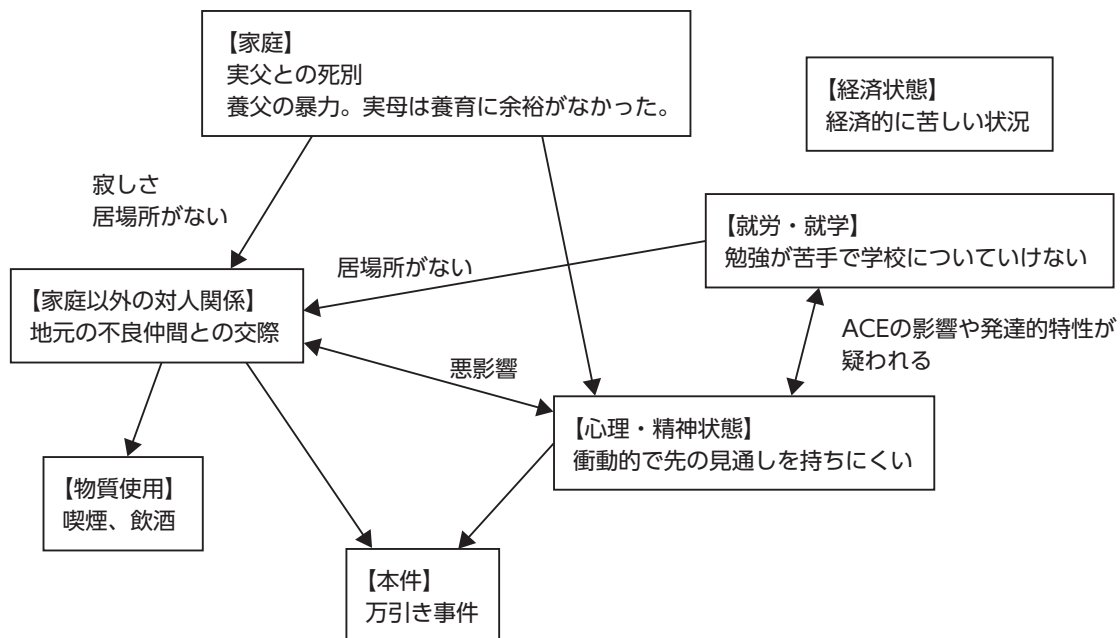
保護観察においては、本人に被虐待経験があることも踏まえて、共感的な言葉掛けや丁寧な説明をするようにした。保護司も、虐待を受けてきたことの影響を少しでも和らげるような接し方をするとともに、勉強や音楽活動を応援していることを伝えるなどの関わりを心がけた。本人は、就学を継続しながら就労も行い、学校や就労先が居場所となっていく。卒業した後は、音楽関係の専門学校に入学し、不良交友も見られず、暴力肯定的な姿勢も解消され、保護観察解除となった。

【事例2】

本人出生後、実父が亡くなり、養父は、本人が幼少期から暴力を振るうことが多く、就労もせず、経済的にも苦しい状況であった。本人は、小学生の時に勉強についていけなくなり、中学生の頃から、友人に誘われ、飲酒や喫煙に手を出した。怠学や深夜はいかい等による補導も頻繁にあり、友人と遊び感覚で万引きを繰り返すようになり、保護観察処分となった。衝動的で先の見通しを持ちにくいことが指摘された一方で、不良交友を続けることを考え直そうとする姿勢もあり、これが強みとされた。実母は、生活保護を受給し、経済状況は必ずしも良いとはいえない状況であったが、本人を監護しようとの気持ちが見られた。

4-1-2-2図

事例2パス図



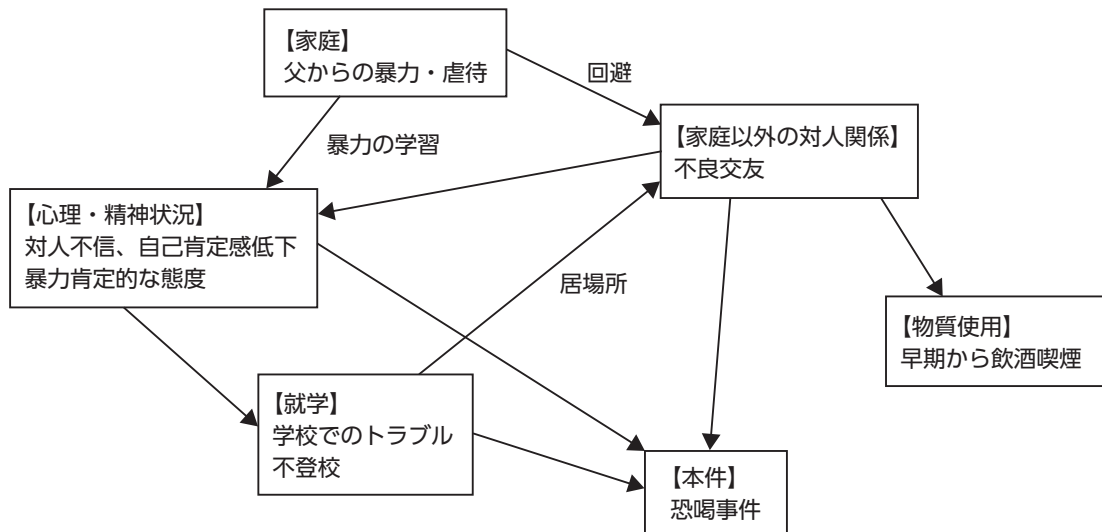
保護観察開始後は、保護観察官が窃盗の再非行防止のため、本人に対して、欲求をコントロールする方法を考えさせる指導を行ったが、自分のこととして捉えようとしないうところが見られ、考えが深まらなかった。本人は、夜遊びや不良仲間との交友も再開し、実母も、そのような本人と関わることに疲れきっている様子であった。そのような中で、窃盗等の再非行を起こし、保護処分の取消しとなり、少年院に送致された。

【事例3】

本人は、幼少期から父からしつけと称して暴力や虐待を受けていた。小学校でいじめの被害経験があり、中学生になると、同級生とのけんかや教師への反発をするようになり、学校も怠学気味で、次第に不登校となった。不良交友をきっかけに、早期から喫煙や飲酒もするようになり、恐喝事案により、保護観察処分となった。対人不信があることや自己肯定感が低いこと、そのため他者と安定した関係が築きにくいことなどが指摘された。父から暴力を受けてきたこともあって、暴力を問題解決の手段としており、強い者が正しいという考え方が見られた。

4-1-2-3図

事例3 パス図



保護観察においては、本人に自信を持たせるため、ささいなことでも肯定的な変化を見逃さず支持することや、暴力を容認する考え方の修正等を図ることを指導することとした。保護観察官が、中学校との間で、登校継続や卒業後の進学に向けたサポート体制等を協議するなどし、担当保護司も、本人の通学を応援する姿勢で関わった。本人も、保護司とは良好な関係であったが、中学校への登校を継続できず、次第に夜遊びなどを繰り返した。保護観察所も、中学校から情報を得るなどして、本人を指導したが、不良交友仲間と夜間に出身小学校に侵入する再非行を起こすに至った。

(3) アセスメントを踏まえた被虐待経験を有する少年への処遇

保護観察官より、被虐待経験を有する少年への処遇について、聴取した。被虐待経験を有する少年は、自尊感情が乏しく、自己肯定感を持ちにくい傾向があり、そのため、物事をやり遂

げようとする自信に欠け、ささいなことで挫折し、地道な努力ができないことがある。周囲からは怠惰と見なされ、自己イメージを更に悪化させやすく、対人不信等から安定した対人関係を築けないことがあるほか、家庭に居場所がなく、不良交友等により孤独や寂しさを埋め合わせようとしやすい。このようなことが非行につながる要因となり得るため、保護観察処遇においては、見逃すことができない重要な事柄である。

保護観察の面接では、基本的に受容的な態度で、対象者の話に耳を傾け、安心感を持てるような雰囲気づくりを心掛けている。少年が過去を受け止め、前向きに人生を送ろうと思えるよう、普段頑張っていることなどに焦点を当てて、自信を引き出すようにしている。

CFPによるアセスメントを丁寧に行うことにより、非行の背景を理解することにつながっているほか、非行につながる要因のみならず、本人の強みや本人の持つ力を生かすという視点で処遇を行い、本人自身の自己肯定感を高めることにつながっていると考えられる。

被虐待経験があることにより、対人関係の不安定さ、感情統制の難しさから、仕事が長続きできない、学校で不適応を起こすなど、日常生活においても困難を抱えやすいことがうかがえるが、突発的に、親元や住込み就職先を出るということもあり、住居確保や就労の支援が必要となることがある。依存症、発達障害等のため、医療との連携が必要となるケースもあり、少年の意向を確認した上で、医療機関について情報提供し、受診を働き掛けるなどしている。

親元から自立している場合等を除いて、保護者への働き掛けが必要な場合は、本人への更なる虐待を招かないよう、本人の意向を確認した上で慎重に行っている。被虐待経験を有する少年の場合、保護者自身が支援を必要としているということが、しばしば見受けられるので、保護者の苦労にも寄り添い、共感の姿勢で丁寧に関わる必要がある。保護観察所では、複数の保護司を指名し、少年と保護者それぞれについて主な担当を決めるなど役割分担をすることがある。地域の中で継続的な支援が必要なケースもあるので、例えば、非行少年の保護者の会等を紹介してつなげることもある。保護者による被虐待経験がある少年院在院者の場合、保護者が引受けを拒否している、又は、保護者と同居することに少年が不安を感じているなどの理由により、親元以外の帰住先の調整等が必要なことがある。少年院でケース検討会が行われる場合には、生活環境調整担当の保護観察官や地方更生保護委員会の保護観察官等も出席し、課題を共有している。虐待による影響が深刻であり、精神疾患があるなどの場合は、就労による自立も困難なこともあり、福祉サービスの利用の調整等を要することもある。福祉機関や行政機関が関与する場合は、保護観察期間を終了しても支援を受けられる体制を構築するための働き掛けを行っている。

トラウマの影響として、対人関係でのトラウマティックな関係性の再現、すなわち、他者の視線を「攻撃」と認知して、相手を威嚇したり、攻撃したりすることもあるれば、「非難された」と思い込んで相手に従ってしまうなど、「加害－被害」の関係性を繰り返すことが見られやすいと言われているところ（野坂、2021）、保護観察対象者も、処遇する側の保護観察官や保護司に対し、反抗的な態度や攻撃的な言動をすることがある。そのような行動の背景に被虐待経験の影響があることを理解することができると、問題行動と決めつけて不適切な対応をすることを避けることができる。そうした対象者の言動により、保護観察官や保護司が傷付くこともあり得るので、処遇者である保護観察官や保護司の心の健全さを守るためにも、トラウマ・インフォームド・ケアの視点を持った関わりをすることが求められると考えられる。

（４）考察

以上の保護観察所からの聴取結果を踏まえると、まずは、処遇者側が、CFPによるアセスメントを通じて、被虐待経験があることを認識した上で処遇に当たることが欠かせない。受容的に関わり、CFPで見いだした本人の強みを生かすことは、対象者の自己肯定感を高め、落ち着いた状態で生活を送ることを促進すると思われる。

一方、対象者の反抗的、攻撃的な言動により、処遇者の精神的な負担となることがあるが、そうした行動の背景に被虐待経験がある場合もあることを保護観察官や保護司が理解することにより、適切な対応をとることが可能となり、ひいては、処遇者側の精神的な負担の軽減にもつながる。

聴き取り調査を行った保護観察所では、全保護司を対象としている地域別定例研修等でトラウマ・インフォームド・ケアの概念を周知するなどしたとのことであり、今後、保護観察官や保護司への研修等を活用し、トラウマ・インフォームド・ケアについての理解を促進できるようにしていくことが重要であると考えられる。

第2節 修学支援

1 少年院

少年院では、在院者の社会復帰支援のため、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先の確保、医療及び療養を受けることを助けることに加え、高等学校への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るべく修学支援を行っている。

全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした修学支援ハンドブックが配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と情報提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「修学支援デスク」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られるようになっている。

ここでは、修学支援の例として、①多摩少年院における対象者の選定等、②高等学校在学者並びに高等学校中退者及び未就学者への復学支援等の状況、③支援における実態等について、聴き取り調査を行った内容を紹介する（なお、記載内容は、調査時点である令和4年3月時のものである。）。

（1）対象者の選定等

多摩少年院では、「修学支援実施要領」を定め、同要領に基づき、修学支援対象者を決定している。具体的には、修学支援を専門に行う職員（修学支援専門官）が、2級（少年院における処遇では、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。）に進級してから1か月を経過した在院者について、少年の生活する寮（在院者は、「寮」と呼ばれる生活空間に分かれて集団生活を送っている場合が多い。）の社会復帰支援担当職員等を通じて、修学支援対象者の候補となる者を確認する。次に、修学支援専門官が、候補者と面接するなどして、当該在院者の進路、修学支援が必要となる理由、保護者等との調整の状況等を確認した上で、「修学支援に関する希望調書」を作成し、内部の審査手続を経て、修学支援対象者が決定される。なお、修学支援対象者の要件は、高等学校、専修学校、大学その他の学校

への復学、転学、入学・進学を希望していることである。

(2) 高等学校在学者並びに高等学校中退者及び未就学者への復学支援等の状況

高等学校在学者については、復学支援を実施する。実情としては、少年院入院前に全日制高等学校に在籍していた者は、ほとんどの場合、逮捕と同時に退学していることが多く、本調査時には復学支援対象者はいなかった。一方、通信制高等学校に在学していた者は、休学の手続をとる者もいるが、逮捕から少年院入院までの期間が長く、その間のレポートの提出、スクーリング等への参加をしておらず、履修登録の時期を逃すなどしており、入院時に学習意欲も低下している者も多い。保護者等が、直接、通信制高等学校側と連携を図り、仮退院後の復学について進めたケースがこれまで2件あったが、多くの場合、在籍している高等学校との窓口となる保護者等の考え方、経済力等の事情から、通信制高等学校の学習を継続しようとする家庭は少ない。

高等学校中退者及び未就学者については、通信制高等学校との連携、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の実施等がある。

都内通信制高等学校と連携し、在院者が編入学できるような支援を行っている。編入学等の対象者の選定基準は、①対象者が当該通信制高等学校への入学、転入学、編入学を強く希望していること、②院外で実施される当該通信制高等学校におけるスクーリング実施時に、2級ないし1級であること、③保護者等が当該通信制高等学校への編入学等に同意し、かつ、学費、教材費等を負担することが可能であること、④保護者等が必要に応じて、多摩少年院で実施される当該通信制高等学校の入学説明会及びカンファレンスに参加できることである。当該通信制高等学校は、毎年4月末及び10月末の年2回の入学を受け入れているが、令和3年度は、2回の入学月に1名ずつ、合計2名の在院者が入学した。

高卒認定試験について、令和3年度の受験延べ人数は35人であり、そのうち、全科目合格者は9人であった。特に、外部協力者として、不登校や高等学校中退等の困難を抱える子ども・若者を一貫して支援している株式会社キズキから、毎週講師を派遣してもらい、高卒認定試験のための指導を依頼している。

(3) 支援における実態

中学卒業後又は高等学校中退後に就労していた在院者は、修学支援を希望することが少なく、ほとんどの者が就労を希望している。これは、本人の学習意欲の程度、出院時の年齢、保護者

等の意向、保護者等の経済的状況等が理由である。一方で、少年院での矯正教育を通じて学習意欲を高め、高卒認定試験を受験する者もいる。なお、保護者等から修学についての経済的な協力を得られない場合等には、出院後に就労し、学費を貯めてから、進学するように希望を持たせるような助言等をした上で、支援を行うこともある。

逮捕時から入院までの間に高等学校に在籍していた在院者は、在学中の生活態度が個々に異なるものの、概して、レポート提出やスクーリングに参加していなかった者が多く、高等学校に在籍していたものの、単位をほとんど取得していない場合が多い。高等学校を2回、3回と変更しながら、本人の非行により、単位取得が進んでいない者も散見される。

なお、多摩少年院の在院者の7割以上が18歳以上であることから、修学支援対象者は、自身の年齢を考慮し、高等学校卒業のために年数を掛けずに、高卒認定試験の全科目合格を目指し、専門学校や大学への進学を目指す者が圧倒的に多い。

(4) その他の教科指導等

以上の修学支援のほかにも、義務教育の未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、矯正教育における五つの分野のうちの一つである教科指導において、小学校、中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行っており、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた指導を行っている。多摩少年院でも、教科指導については、出院後の修学・就労等の支援を行っているNPO法人育て上げネット等の外部協力者による各種支援を導入するなどして、学力の向上に努めている。とすれば、矯正教育（教科指導）によって、学力を向上させ、社会復帰支援によって修学支援を行うというモデルケースも考えられる。

一方で、在院者が高等学校に在籍しながら実際には通学していない場合や、数回高等学校を転学するなどしている場合は、保護者等にとってみると、これまでほとんど通学した実績（単位取得等）がないのに授業料等の負担が続いてきたことになり、もはやこれ以上の経済的な負担を掛けてほしくないというケースがある。保護者等自身が修学そのものに関心がない場合、在院者は、学費を自分で工面する以外に、修学することが難しいと考えられるケースも散見される。

これまでの調査結果を踏まえると、在院者の修学支援は、修学したいという在院者の意思のほかに、保護者等の修学への関心の度合いや賠償金等の支払いを含む経済的な側面から、修学

よりも就労を優先させたいなどの希望を含め、保護者等の考え方に大きく左右されることが分かった。

2 保護観察所

保護観察所は、修学支援の取組として、学校等の関係機関との連携に取り組むなどしてきたものの、保護観察対象者にとっては、十分な学びの機会を得ることができないことが犯罪や非行に至る背景になっている場合があることを踏まえ、より直接的に学習の継続につながる支援等を行うべく、令和3年度から修学支援パッケージを一部の庁で試行している。

修学支援パッケージは、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者（保護観察の類型別処遇において、就学類型に認定された者（学校に在籍しており、その継続が改善更生に資する者や、不就学の状態にあり、進学・復学を希望し、支援が必要と認められる者）等）に対し、個々の対象者のニーズに応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議、キャリア教育講演会等を組み合わせて実施するものである。

ここでは、修学支援パッケージの試行庁である福岡保護観察所及び大津保護観察所から、支援の実情について聴き取り調査を行った内容を紹介する（なお、記載内容は、調査時点である令和4年8月時のものである。）。

（1）対象者の選定等

保護観察開始後の最初の面接において、保護観察官が保護観察対象少年にチラシを用いるなどして制度の説明をしている。その段階で支援を希望する対象者は多くないが、保護観察の経過の中で生活状況を見ながら働き掛けたり、事件記録を精査するなどにより支援のニーズがあると見られる対象者の掘り起こしを行ったりし、支援が必要な対象者がいた場合には、適切に支援を行える態勢を整えるように努めている。

（2）学びの継続に向けた支援

福岡保護観察所では、修学支援パッケージの対象者に学習支援や学校との協議等の支援を実施している。学習支援については、「ばいこうカフェ」という軽食付き学習支援や、NPO法人与連携した学習支援等の方法により実施している。ばいこうカフェは、交通の便が良く、休日にも使用可能であることから、福岡市にある更生保護施設で実施している。参加する対象者から、普段の勉強で分からないところを確認しておき、当日は、教員免許を有する保護司が学習支援

を行うほか、高卒認定試験の受験に関しても助言を行う。学習支援を行った後は、更生保護女性会の会員が食事を一緒にとって交流することとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、食事を中止し、お菓子等の軽食をとりながらの交流とした。ばいこうカフェは、福岡保護観察所が主催し、更生保護に関わるボランティアの協力を得て支援を行うものであるが、それ以外にも、地域のNPO法人と連携した学習支援を始めている。保護観察の処遇で連携している地域の福祉関係機関から地域で学習支援を行うNPO法人として紹介されたことがきっかけで、対象者の学習支援を依頼した。無料の支援であることから、経済的な事情により就学の継続に困難な対象者にとっても利用しやすいという利点がある。福岡市から遠方に居住する保護観察対象者の学習支援を当NPO法人に依頼したところ、オンラインにより、大学生のボランティアに勉強を教えてもらうとともに、大学進学に係る様々な助言を受けることができた。学校との協議については、通常の保護観察処遇でも必要に応じて実施しているが、家庭環境が落ち着かず、深夜はいかいを繰り返していた中学生の支援対象者について、担当の保護観察官が、校長や担任の先生と協議するなど、中学と連携して登校継続のための支援を行うなどしている。

大津保護観察所では、修学支援における保護観察所の主要な役割として、対象者のニーズを踏まえ、適切な関係機関につなげ、社会の中での学びを継続できるように支援することであるとの考えの下、仮退院後に就学を希望していた少年院在院者について、本人の同意を得て、担当保護司を通じて、地域で学習支援を行っている公的な支援機関に情報提供し、仮退院後の支援を依頼したところ、本人は、仮退院してから、同機関に通い、定期的に大学生のボランティアによる学習支援を受けた。同機関は、保護観察の実施において以前から連携してきた機関であるが、県内に複数箇所のセンターがあり、市役所等に設置されていることから、対象者にとってアクセスしやすいという利点があり、前記ケースでの連携をきっかけにして、今後の修学支援での連携を協議した。同機関も協力的な姿勢を示しており、学習支援が必要な対象者について、今後も連携を図っていきたいと考えている。同機関との連携のほかにも、登校の継続がなかなかできない中学生の対象者について、学校とのケース協議や保護司による学習支援を行うなどしている。

(3) 支援を通して見られる少年の特徴

福岡保護観察所及び大津保護観察所の保護観察官から、支援を通して見られる少年の特徴について、聴取した。

中学卒業前後の少年は、家庭環境が原因で、家に居場所がなく、不良交友や深夜はいかいをしてしまうことがあるが、そうしたケースでは往々にして怠学の傾向も見られることがある。高校を中退した少年は、非行を起こしたことが原因で保護観察開始時に既に中退となっていることが多く、その後、通信制高校等に編入できた者もいるが、就労と両立しなければならない者にとっては、課題の提出等が難しくなるなど仕事と就学の両立に支障が生じることが少なくない。

保護観察となる前に、少年鑑別所や少年院において就学への意欲が高まっても、地域社会に戻ると、対象者がその意欲を保つことが難しいことが多い。学習意欲を維持できない要因の一つとして、本人が就学を希望しても、保護者の意向との間に溝がある場合がある。その背景として、保護者が進学することにメリットを感じていなかったり、学習することの大切さを実感できていなかったりすることがある。保護観察所では、保護者との面談により、粘り強く働き掛けることとしており、経済的な問題が影響していると思われる場合は、地方公共団体の制度を紹介するなどしている。一方、こうした家庭環境で育った少年は、就学による未来の報酬に期待するよりも、給料という目の前の報酬を選択しやすくなる傾向があり、特に、地元の先輩や周囲の比較的親しい人が働いている姿を見て、就労を選択しやすいが、高校中退等により学歴が不十分であることで、正規雇用での就労が困難になることもある。保護観察所では、ハローワークと連携した就労支援や、更生保護就労支援事業所を活用した支援を行っており、協力雇用主の下で就労を開始する少年もいるが、最近では、SNS等を使って自分で仕事を見つける者もいる。友人や知人の紹介で仕事を見つける者も多いが、不安定な雇用形態等が理由で早期に辞めてしまうこともあり、結果として、安定した就労生活を送れず、再非行のおそれが高まってしまうことがあることに注意する必要がある。

高校を中退した少年に対しては、高校を卒業することで将来の可能性が広がるといったことを保護観察官から説明するものの、対象者がそのことを実感して受け止められていないと感じることがある。地域の機関団体と連携した学習支援を行うことは、学力を向上させるだけでなく、大学生やBBS会（非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体）の会員等との関わりを通じて、学びを継続することで将来の可能性が広がる具体的なイメージを持つことができることに意義がある。信頼できる雇用主の下で働いている少年は、雇用主の言葉で学習意欲が高まるといったケースもある。このように、対象者一人ひとりに伝わるような形でアプローチし、そのニーズに応えるようにしていくことが重要である。

(4) 考察

上記の保護観察所からの聴取結果からは、保護観察対象少年は、就学自体に意義を見いだせなかったり、少年院や少年鑑別所から退所した後、意欲が維持できなかったりすることが多いことが分かった。その背景には、家庭において勉強や進学に意義を感じられず、幼少期から落ち着いて学業に励む環境になかったなどの生育環境による影響が大きいのではないかと推察される。修学支援が必要であると考えられるケースでも、学業への意識や姿勢、学力、これまでの就学への適応状況等が個々で異なっており、その背景に生育環境が影響している可能性があることを踏まえ、一人一人に見合った働き掛けや支援が必要である。雇用主の言葉で就学したいという気持ちになることもあり得る。保護観察所は、公的機関やNPO等と連携することで支援体制を構築しようとする取組を行っており、修学支援パッケージの試行で培われた知見等を踏まえつつ、保護観察期間中に支援が必要な場合には、関係機関に確実につなげ、本人において就学意欲があまり高くない場合には、同期間終了後であっても、支援を受けたいときに地域から支援を受けられることや当該地域における支援機関を本人に伝えておくことが重要であると考えられる。

第3節 地域社会による関わり

1 地方公共団体等による支援

本節では、様々な逆境体験等を有する非行少年に対し、地方公共団体等の関係機関や地域において、具体的にどのような支援がなされているかについて、訪問調査を行った結果を紹介する。

初めに、福岡県の北九州少年サポートセンターにおける取組を紹介する。取組等に係る内容は、令和4年11月、福岡県警察本部生活安全部少年課課長補佐であり、警察庁指定広域技能指導官に指定されている安永智美氏から聴取したものである。

(1) 北九州少年サポートセンターの概要

少年サポートセンターは、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の内部組織であり、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等の専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動について、中心的な役割を果たすための組織である（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条を参照）。

北九州少年サポートセンターは、平成15年4月、少年非行への積極的な対応を目的として、警察庁舎から出て、地域福祉の拠点施設である「ウェルとばた」（北九州市戸畑区）内に設けられた。

当初より、同一階には、北九州市が設置する児童相談所（現在の名称は「子ども総合センター」）があり、その後、北九州市教育委員会生徒指導課の「少年サポートチーム」も設けられている。加えて、これら三者の間では、一部で人事交流も行われており、相互理解が深まり、平素からの情報共有と緊急時の円滑な行動連携が可能となっている。

少年サポートセンターは、都道府県警察により、組織構成や活動内容が異なるとされているが（石川他、2012）、北九州少年サポートセンターでは、組織構成については、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、教員免許等の資格を有した専門職員である少年育成指導官（福岡県警察独自の呼称であり、少年警察活動規則でいう「少年補導職員」）、少年非行に精通した警察官、教員出身の教育委員会職員で構成されている。活動内容について、平成14年までは街頭補導等中心型であったが、15年以降は相談・立ち直り支援中心型となり、広報啓発活動も中心業務の一つになっている。特に、乳幼児期の子供の保護者への啓発が大切であるとの観点

から、幼稚園、保育園への出前講座等も行っている。

(2) 立ち直り支援の実情等

個々のケースに携わる端緒としては、少年が在籍する学校からの相談や児童相談所からの依頼が多いが、親が子供の逸脱行動をきっかけに非行相談に連絡してきた事案や、既に関わりを開始した少年が、被害体験・傷付き体験のある友人を、「話を聞いてあげてほしい」と連れてくる事案もある。

非行の背景として、多くのケースにおいて、家族等による虐待や不適切な養育、性被害を含む被害体験等、子供の健全育成を阻害する劣悪な環境及び少年自身の心身への傷付き体験があると感じている。立ち直りの支援・援助には、「3本の矢」、すなわち、「指導・教育」、「問題行動の『根っこ』へのケア」、「問題解決」の三つの柱があると考えられる。

一つ目の「指導・教育」については、少年育成指導官等が中心となって、自己肯定感を育むような心理教育や心理療法、薬物、性加害、暴力の再発防止に関するプログラムを実施したり、アンガーマネジメントのスキルを身につけさせたりしており、必要な場合には、精神科医療等の社会資源につなげ、加害・被害を未然に防ぐための予防教育も行っている。

二つ目の「問題行動の『根っこ』へのケア」については、少年の多くに傷付き体験があることを踏まえ、カウンセリングマインドを持って、受容、共感と傾聴に基づく心理面接を行っている。この部分へのケアに当たっては、トラウマの視点から考えるトラウマ・インフォームド・ケアが必要不可欠であると感じている。拒絶や悪態等の「試し行動」に動じることなく、少年たちが真に心を開くまで覚悟をもって向き合い、問題の解決に向けた支援を行っている。

三つ目の「問題解決」については、虐待、いじめ、経済的困窮といった、子供たちが多層的、多面的に抱えている諸問題の解決に向けて、多機関で連携しながら、アウトリーチ型のソーシャルワークを展開している。保護者の中には、支援に乗ってこない者もいるので、そのような場合には、積極的に家庭訪問を行うなどしている。

継続支援の対象は、原則として20歳までであり、支援期間に制限はなく、定期的に継続の要否の検討がなされるが、多くのケースで年単位の関わりとなっている。

(3) 考察

本研究では、第3章第3節2項において、ACEを有する者が、少年院在院者では合計86.3%、保護観察処分少年では合計56.5%であることを示したが、非行の背景に、被虐待経

験や、家庭内にアルコールの問題、薬物依存を抱えている者がいるなど、厳しい生育環境があることも多いことがうかがえた。

北九州少年サポートセンターが、平成15年に北九州市児童相談所と同じ建物、同じ階に移転したのは、当時の少年非行の増加等を踏まえ、立ち直り支援・援助の機能を強化するためであったが、その後、同市教育委員会の「少年サポートチーム」も同一階となり、いずれかの機関において支援等が必要な事案を把握した際には、ワンストップで関係機関が情報共有を行うとともに、それぞれの強みを生かしつつ、個々のケースに対して多角的なアセスメントを行った上で、迅速かつ重層的に働きかけていくことが可能となっている。

同サポートセンターは、少年非行の背景に、多くの場合、生育環境の問題やトラウマ体験があることを踏まえて、トラウマ・インフォームド・ケアという視座を持って関わることにより、少年たちが、被害体験を含めて、自分のことを安心して開示したり、表現したりできるようにすることに特に留意しており、それを前提に非行少年との関係を構築し、年単位といった長い期間にわたって、非行少年の立ち直り支援に当たっている。

これらの点は、生育環境に様々な課題を抱える非行少年を支援していく上で、重要な示唆であると思われる。

2 地域における支援

第3章第3節3項（1）では、少年の食事の頻度に関して、少年院在院者及び保護観察処分少年は、一般調査の結果と比べ、規則正しい食生活を送っている者が少なく、また、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえることを示した。近年、困難を抱えた子供たちの食事や居場所の確保に関し、地域住民等により、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子供食堂が広まってきている。

本項では、非行少年を含めて、様々な逆境体験等を有する少年に対する地域社会による支援の例として、更生保護女性会（地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力するボランティア組織）の会員がボランティアとして関わっているほか、地域の様々な主体が設置主体・支援者として関わっている好事例として、埼玉県吉川市内において、社会福祉法人「福祉楽団」が地域貢献活動として行っている地域食堂「みんなの食堂 ころあい」の取組を紹介する。

以下は、令和4年12月、「地域ケア よしかわ」の代表者である松本亜季氏から、「みんなの食堂 ころあい」の開設経緯や支援の実施状況等について、同食堂に調理ボランティアとして

関わっている吉川市更生保護女性会会員から、同ボランティアに加わるようになった経緯等について、聴取した内容である。

(1) 地域食堂「みんなの食堂 ころあい」の開設経緯等

社会福祉法人「福祉楽団」は、平成26年4月に、埼玉県吉川市にある吉川団地に「地域ケア よしかわ」を開所し、訪問介護・居宅介護、居宅介護支援・相談支援事業を行っている。

同法人は、吉川市内に事務所を設ける際に、当初から、地域の高齢者の方々や子供たちが集まれるコミュニティスペースを設けることを計画し、キッチンスペースも含む形で、事務所の内装工事を行った。

事務所が開所となり、コミュニティスペースを毎日開放し、「自由にお使いください」と声がけしていたら、子供が集まるようになり、それを見た地域の民生委員・児童委員から、「寺子屋事業を一緒にしよう」と持ちかけられた。そこで、「寺子屋事業」を行っていたところ、同事業やコミュニティスペースに集まってくる子供たちと接するうちに、「おなかがいいた」と訴えたり、食事にパン等を自分で買って食べるようにと百円玉一枚を持たされている子供、カップラーメンを食べに誰もいない自宅に戻る子供等に接し、子供の食事を支援する必要性を感じた。当初は、職員がおにぎりを作って提供するなどしていたが、地域における寺子屋事業に携わっていた方から、このキッチンスペースを使って地域食堂ができないかと持ちかけられ、同年11月に地域食堂である「みんなの食堂 ころあい」（以下「ころあい」という。）を始めた。

(2) 「ころあい」による支援の状況

現在は、月曜日、水曜日の週2回開かれ、利用する方は、1日当たり約30名～50名である。食材については、法人が様々な助成金を確保したり、地域の家庭菜園を楽しんでいる方や農家の方々、企業、医師会等から寄付を受けたりしており、食堂の利用を無料としている。

利用している方々は、一人親家庭や子供の人数の多い家庭の親子、高齢の一人暮らしの方、精神疾患を抱えた一人暮らしの方等である。利用している子供たちについて、外見からは、困難を抱えていることが見えにくく、関係性ができてから、よく話を聞いてみると、ヤングケアラー（介護等に従事する子供）であることが判明することもある。利用する大人や子供たちの中で、何らかの支援を必要としていると思われるケースについては、高齢者福祉のケアマネジャーや障害者福祉サービスの相談支援専門員である職員が話を聞き、関係機関につなげるなどの対応を行っているが、課題が見えにくく、必要な方に必要な支援がきちんと行き届いてい

るのか、自問しながら、活動を続けている。

吉川市のホームページ上に、市内で開かれている地域食堂の一つとして紹介されているほか、社会福祉協議会ないし地域のケアマネージャー、行政職員等の紹介や、既に利用している方から情報を得て来る場合もある。

法人においては、「ころあい」の開設当初は、週3回開催し、特に支援を必要としていない人も含めて、予約なしで誰でもふらっと立ち寄れる場となるようにしていた。これは、周囲から、ここに来る人は困窮していると見られ、利用したい方が立ち寄りにくいと感じることのないよう心がけていたためである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、弁当の配布に切り替えたが、「知り合いの分も持って行きたい」などと、利用者の顔が見えない中で配布数だけが増えていく経験を経て、令和3年4月、週2回（月曜日及び水曜日）、午後4時から同5時50分の間の3部制で、食堂内での食事提供を再開した際には、事前に氏名、連絡先等を登録してもらい、事前予約制・完全入れ替え制により運営することにした。事前登録制等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で運営するためには必要な措置であるものの、例えば、大きく困ってはいないと思われる方は、ふらっと立ち寄ることに抵抗感を感じてしまうかもしれない。一方で、最初の受付登録時に、専門職である職員が、利用を申し込んだ方から生活状況等について話を聞くことで、必要な場合には、早期に関係機関につなげることが可能となるなどのメリットも感じ始めている。利用したい方が立ち寄りにくい雰囲気を感じることをないように、特に配慮している。

利用している一人親家庭の親の様子を見ると、一人で全てを背負い、自分だけで解決しないといけなく考えているように感じる事が多く、もともと、仕事と家事、育児で忙しく、一人親同士のつながりが希薄な中、コロナ禍の影響で更に人と会ったり、集まったりすることが敬遠されがちとなったものの、今後、「ころあい」が、人とつながる場になればよいと願っている。

（3）ボランティアとしての関わり

ボランティアとして関わることとなったきっかけは、吉川市更生保護女性会会員であり、民生委員・児童委員をしている者から、「ころあい」での食事作りのボランティアについて声がけがあったことである。利用する子供を見ると、開設当初は、外見上も非行性があると分かる子たちも来ていたが、現在は、数としては未就学児や小学生が多い印象を受けている。

更生保護女性会は、全国で、かねてより子育て支援活動に取り組んできたところ、吉川市更

生保護女性会においては、これらの活動に加えて、有志が「ころあい」の食事の調理等を行っている。

「ころあい」の調理支援については、大人数分の食事を短時間で準備する必要があることから、どうしても、会場のキッチン設備の使用にも慣れた中核となるメンバーが必要であり、それに加えて、経験のやや浅いボランティアが数名加わっている。この中核となるメンバーの中で、都合が悪い場合には、相互に当番を交代することによって、継続的な関わりを確保している。地域食堂を通じて、地域の子供たちに関わり、見守っていきたいと考えている。

(4) 考察

以上が聞き取り調査の結果であるが、本来は、生活困窮や非行等といった利用者の特性をできるだけ限定せず、誰でもふらっと立ち寄れる形態とすることにより、支援を必要としている人が、周囲の視線を気にすることなく、安心して利用できるとの「地域ケア よしかわ」の松本氏の発言は、実践を踏まえた重要な指摘と考えられる。

また、より多くの者が安心感を持って利用できる「居場所」に地域福祉の専門職がいることで、たまたま来所したことを通じて新たに把握した困難を抱える子供等を、必要な支援機関につなげることも可能になり、食事や居場所の提供にとどまらない相乗効果が期待できる。

加えて、そうした場の設置、運営に、地域の様々な主体が、運営場所の提供、栄養関係面での助言、食材や運営資金の寄付、調理ボランティアとしての参画等、得意な分野で貢献しあうことにより、質の高い支援を継続的に実施することが容易になると思われた。

第5章 まとめ

この章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を踏まえ、より効果的な処遇や支援の在り方についての検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等についても取り上げる。

1 逆境体験を有する非行少年への関わり

第2章の統計調査からは、少年院在院者のうち約42%という少ない人数が被虐待経験を有していることが分かった（第2章第1節1項（2）参照）。被虐待経験は、トラウマ体験の一つであり、トラウマとは、本来の能力では対処できないような外傷的な出来事を体験（トラウマ体験）したときに被る著しいストレスを意味するとされている（亀岡、2020）。一方、第3章の特別調査からは、ACEを有する者は、少年院在院者・保護観察処分少年のそれぞれ86.3%、56.5%であったことが分かった（第3章第3節2項（6）参照）。米国疾病予防管理センターの大規模な調査（1995-1997）によれば、ACEは、その後の神経発達不全を引き起こし、それが社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適応・行動上の問題として表面化するとされており、ACEを有する多くの者たちが、その後の人生において、医療や保健・福祉・司法との関わり持つようになる可能性が高いとされる（亀岡、2020）。後述するトラウマ・インフォームド・ケアでは、身体的・情緒的な発達に有害となる体験を逆境と捉え、それらも含めてトラウマと見なすとされている（野坂、2021）。これらのことからすれば、特別調査の対象者のうち、少年院在院者を中心に、かなりの人数がトラウマを抱えているものと認められる。トラウマの記憶は、年月が経過しても鮮明に記憶に残りやすく、警戒心や恐れで落ち着かなくなる過覚醒の状態にさせる。不眠や集中力の低下、フラッシュバックというトラウマの生々しい記憶に悩まされたり（再体験症状）、トラウマにまつわるものを避けたりし（回避状況）、些細な刺激に過剰に反応する一方、感情や感覚が鈍麻する（麻痺）。意識が切り離されて、記憶の忘却が起きたり（解離）、否定的な認知が強まり、自他への不信感、自責感、恥を感じたりすることが多いとされる（野坂、2021）。また、トラウマによる心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder；以下「PTSD」という。）と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、PTSD症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされている（野坂、2021）。

ACEを有する者が少年院在院者で顕著に多かったことから、ここでは、トラウマを持った

少年院在院者について焦点を当てる。第4章第1節1項の施策調査で取り上げた二つの少年院で見られたような少年の行動について、例えば、自傷・自殺企図、逃走企図を繰り返すことは、現実からの逃避の一つであり、トラウマにまつわるものを避けている状況（回避状況）に近い行動と考えることができる場合もある。トラウマにより、職員との信頼関係を築くことが難しい（自他への不信感、自責感、恥を感じていることによって、信頼関係を構築することが難しく、そもそもコミュニケーションが円滑に取れないという場合も生じる。）場合も考えられる。したがって、トラウマは、矯正教育の実施を阻んでいるものとも考えられるが、トラウマに対しては、矯正教育による対応ではなく、基本的に治療が必要となる。矯正教育を行いながら治療を進めていくことが理想的ではあるが、矯正教育を中心的に行う職員である法務教官は、治療者ではない。少年院在院者がトラウマを抱えている状態で、矯正教育を実施していくためには、トラウマ・インフォームド・ケアが重要となってくる。トラウマ・インフォームド・ケアについては、既に、第4章第1節1項の施策調査において言及したところであるが、ここでまとめて取り上げる。少年院の処遇を受ける中で問題となる行動を起こす少年院在院者の態度は、感情発達の未熟さを表すものであり、現実に向き合うことへの回避や恐れによるものであるという状況を理解し、肯定的な変化を促すには、その未熟さや恐れを生じさせている背景を知り、そこに介入していく必要がある。すなわち、「何が起きているのか」に着目し、さまざまな場面での態度や行動を観察しながら、どんなきっかけで、どんなふうに反応するかを把握する姿勢が求められる。その際、トラウマの視点から理解を深めていくアプローチをトラウマ・インフォームド・ケアという（野坂、2021）。近年、全国の少年院において、外部講師を招へいしたり、文献を基にテキストを作成したりするなどして、トラウマ・インフォームド・ケアの概念についての研修が行われていることは、第4章第1節1項の施策調査で取り上げた。

ここまで、矯正教育の実施という観点から少年院在院者が抱えるトラウマについて見てきたが、出院後の未来についても考える必要がある。保護観察処分少年の処遇においても、トラウマ体験の影響が大きいことは、第4章第1節2項の施策調査で紹介したとおりであり、社会内処遇において少年が抱えるトラウマにどのように対応するかという点が重要である。前記のとおり、トラウマには治療が必要であるものの、矯正・保護といった刑事司法の領域でできることは限られてくる。実際のところは、本人がトラウマを抱えているという情報を連携する機関等に提供するまでが、刑事司法内でできる限界だと思われるものの、少年自身が自分はトラウマを抱えているという「気付き」を得ることも難しい。トラウマについても、その影響の軽重があり、もし、その状況が重篤であって、その少年の生死に関わるものであれば、緊急な医療

的措置及び入院中・保護観察期間中又は出院後・保護観察期間終了後に医療機関との連携を試みることも必要になってくる。そこまで重篤ではない場合にも、出院後、ひいては保護観察期間終了後の未来において、どのようなところに援助を求めるべきかなどの情報を付与することが必要となってくると思われる。

さらに、以下では、トラウマを抱えた非行少年の処遇に携わる者（以下「処遇者」という。）の側からの視点で、少年が抱えるトラウマから生ずる問題への対処を考える。トラウマを抱える少年との関わりを通して処遇者が感じるストレスはかなりのものである。例えば、少年が「悪かった」「もうしない」と言うものの、実感が伴っておらず、表面的で話が深まらない場合、処遇者に非があるように責め立てたり、「自分は悪くない」と開き直ったりする場合もあり、処遇者の胸の内には、自分が「ばかにされた」ような腹立たしさや「何をやってもだめだ」という諦めに似た感情がわくことなどが想定される（野坂、2021）。ここで重要なことは、処遇者が本人（少年）はトラウマを持っているという見立てをすることができるようになることである（これは、処遇者の側の気づきと捉えることもできる。）。そもそも、この見立てがなければ、トラウマ・インフォームド・ケアも行うことができない。解離を含め、少年が一見意味不明な行動をしている原因がトラウマによるものと分からなければ、処遇者にとっては、少年の行動について理解できないままであり、もし、注意指導したとしても、その反応がなかったり、再び同じ行動を起したりすれば、それにストレスを感じてしまう。一方で、処遇者が、本人（少年）はトラウマを抱えており、それが現在の行動を引き起こしているという見立てができれば、かなりの安心感を得られる。「見立て」を、「気づき」と置き換えると分かりやすいかもしれない。処遇者のストレスは、それまで意欲を持って少年の処遇に没頭していた処遇者が、あたかも燃え尽きたかのように意欲をなくし、社会的に適応できなくなってしまう状態であるバーンアウトや、少年へ過度にきつく言い向けることや暴力的な言動などの不適切な対応を誘発しやすい。少年院在院者については少年鑑別所でアセスメントが行われ、保護観察処分少年についてはCFPが導入されているところであるが、処遇者等が見立てを行い、トラウマ・インフォームド・ケアによって、トラウマのある少年を適正に処遇するためには、知識（トラウマ及びトラウマ・インフォームド・ケア）と技術（ロールプレイなどを用いて面接力を向上させること）が必要であると考えられ、そのためには継続性のある研修が望まれる。

以上の点については、少年院在院者に対する職員及び社会内処遇における保護観察官のほか、保護司等処遇に関わる人たちのみに当てはまるものではなく、こうしたトラウマ体験を抱える少年に携わる人たちにとって有用な知見であり、前記のような視点を持つことが重要であると

思料される。

2 経済的な困難を抱える非行少年への関わり

第3章の特別調査から、非行少年にACEを有する者が多いことがうかがえた。一方で、経済状況に関しても、少年院在院者・保護観察処分少年共に、生活困窮層及び周辺層に分類された世帯が4割を超えていた。経済的困窮は逆境の連鎖のスタート変数として有力である（菅原、2019）との指摘もあり、ACEと経済状況との関連性も見られたことから、ACEを有する者が同時に経済的な困難も背景に抱えている場合があり、非行少年のアセスメントや処遇においては、少年が経験してきた逆境体験に加え、経済状況との関連等、少年の生育環境を多角的に捉えていく必要があると指摘した（第3章第4節参照）。

本項では、非行少年の経済状況に焦点を当てて、経済的な困難を抱える非行少年への関わりの在り方を検討する。第3章の特別調査から、経済状況が厳しい環境にある非行少年には、学校への不適応、不安定な就労状況等を含め、健全な社会生活を送っていく上で様々な課題やリスクを抱えている可能性がうかがえた。特に、十分な学びを得ることができないことが犯罪や非行に至る背景となっていることや、保護観察終了時に無職の少年の再処分率（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の人員の占める比率）は、有職の少年と比べて、顕著に高い傾向があることなどを踏まえると、非行少年の再犯・再非行を防止するに当たっては、就学・就労が重要である。第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）においても、平成29年12月に閣議決定された第一次再犯防止推進計画に引き続いて、「学校等と連携した修学支援の実施等」及び「就労・住居の確保等」が重点課題に位置づけられている。そこで、非行少年が、社会生活を継続できるようにする上で重要と考えられる就学及び就労について検討する。

まず、就学に関して、第2章の統計調査から、教育程度については、経済状況が厳しくなるにつれて、少年院在院者・保護観察処分少年共に、「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、少年院在院者における「高校卒業・その他」、保護観察処分少年における「高校卒業等」の構成比が低くなっていた。第3章の特別調査から、生活困窮層は、学校の授業以外に一定程度の学習時間が確保されていない傾向が見られたほか、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験のある者も多く、その理由として、経済的な理由の該当率が高いことも分かった。就労に関しても、転職歴のある者の構成比が高い傾向がうかがえた。

第4章では、修学支援について施策調査を行ったところ、少年自身の就学に対する意思に加

えて、保護者における就学への関心や就学に伴う経済的負担への考え方等も、少年の就学意欲の維持に大きく影響すると考えられ、保護者の関心がない場合等には、学費を自分で工面するほかなく、就労を選んでしまうことがあること、また、就労を選んでも、学歴が不十分であることで正規雇用での就労が困難であったり、不安定な雇用形態等が理由で早期に辞めてしまったりし、安定した就労生活を送れないこともあることなどが調査からうかがえた。

このように、就学・就労が継続できにくいことの背景には、経済的に困難な状況も関係していると考えられるが、昨今、「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子供の貧困対策として教育や就労を支援する施策が進められているところであり、経済的な困難を抱える少年の場合、これらの支援制度等を活用していくことが有効である。特別調査の結果からは、生活困窮層は、基本的な学習習慣が身につけていない者も多い（第3章第3節3項（2）参照）などのほか、自分の感情を制御しにくい傾向や、明るくポジティブな未来を予想して、その将来に向けて努力しようとしにくいなどの心理的傾向があることがうかがえる（第3章第3節3項（3）参照）。そうした生育環境の影響により、就学や就労に意義を見いだせなくなっていたり、意欲を持てなくなっていたりし、結果的に不安定な状況につながっている場合があることにも目を向ける必要がある。

施策調査により、少年院、保護観察所において、NPO法人等の外部協力者による学力の向上等を目指した学習支援が始まっていることを紹介した。さらに、そうした場に、大学生やBBS会（非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体）の会員等も関わることにより、学力が向上するだけでなく、学びを継続することで将来の可能性が広がるという具体的なイメージを持つことも期待できる。このように、少年院、保護観察所において、非行少年が、少年院在院中、保護観察期間中、更には保護観察期間満了後も、学びたいと思ったときに地域から必要な支援を受けられるようにするため、地域の社会資源との連携を確保、強化しておくことの意義は大きい。

就労に関しても、少年院、保護観察所は、就労支援を積極的に行っているが、先述した不安定な就労の実情やその背景を踏まえ、支援する少年の就労が少しでも安定したものとなっていくように、継続的な支援を行っていくことが重要と考えられる。

非行少年は、地域社会での立ち直りに当たっては、就学、就労の場面も含めて、試行錯誤を繰り返していくことが予想されるところ、少年が経済的に困難を抱える状況にある場合は、少年院在院中や保護観察期間中に、保護者や少年に助言したり、支援機関との調整を行うことを

通じて、保護者や少年が各種制度を活用できるよう支援していくことが必要である。これに加えて、経済的に困難な状況にある非行少年が抱えがちと見られる心理特性や、就学・就労への意欲等、個々の抱える背景や状況を理解した上で、本人たちが支援を受けたいと思った時に支援を提供し、寄り添いながら継続的に関わっていけるような態勢を整備していくことが重要である。

3 少年・保護者に対する地域における支援

特別調査では、非行少年は、養育の状況において逆境体験を有する者や、経済的な困難を抱える者が多く、生育歴の中で様々な面で長期的にマイナスの影響を受け、複合的な課題となっていることが分かった。結果として、社会での適応が困難になり、それにより、孤立を深めるなど、非行のリスクファクターになっていることを指摘した（第3章第4節参照）。さらに、非行少年への処遇や支援を行う機関等の施策調査の結果（第4章参照）も踏まえ、本章1項及び2項では、逆境経験によるトラウマの治療や、経済的な困難等を抱える少年の健全な社会生活の維持のための修学支援や就労支援等には、地域の機関・団体による支援も必要となることに言及した。少年及び保護者が様々な課題を有する中で、少年院出院後や保護観察期間終了後も含め、必要な支援を受けられることが、再非行防止のために重要である。保護観察期間を満了した者に対する更生緊急保護に加え、近年では、地域における更生保護関係団体、地方公共団体等の関係機関・団体が地域支援ネットワークを構築して、保護観察を終了した者等のニーズを踏まえた相談支援等を行う取組等も見られるところ、第3章の特別調査によると、特別調査の対象となった少年の約半数、保護者の約7割が「保護観察終了後も継続的に支援してくれる仕組み」を必要としていることも明らかになった（第3章第3節3項（4）参照）。再非行防止という観点から、今後もこのような取組が地域に広がり、更に充実したものとなっていくことが期待される。

一方、非行の背景として、養育の状況における逆境体験や、経済的な困難、社会生活上の困難の影響が大きいことからすれば、子供や保護者が困難な状況を抱えていることを早期に把握し、必要な手当や支援を行うことによって、その後の非行のリスクを低減させ、非行を未然に防ぐために重要であることが示唆されている。「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）においても、「こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこも

り、非行といった様々な形態で表出する」とされており、多様な機関や団体によるネットワークが協働しながら支援を行うことが、今後の政策の基本理念の一つとしてうたわれている。

非行防止のための取組として、刑事司法関係機関や民間のボランティア団体等は、従来の地域での啓発活動等に加え、様々な取組を行うようになってきている。例えば、少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年や保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に基づき、情報提供や助言、各種心理検査等の調査等を行っている。加えて、保護司会が更生保護サポートセンターを活用して一般の少年や保護者に対する非行相談を行ったり、更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアが地域と連携して子育て中の親子への支援、子供食堂の運営、学習支援等を行ったりするなど、地域で困難を抱える方の課題解決や支援の取組を通じて、非行のない安全・安心な地域づくりを目指そうとする動きが見られる。

加えて、第4章第3節では、地域の機関・団体による支援の取組の例を紹介した。北九州少年サポートセンターは、非行少年への対応だけでなく、子供の被害・加害を未然に防ぐ予防教育や、乳幼児の保護者への広報啓発にも力を入れているなど、非行に至る前に、支援が必要な人をすくい上げるとともに、ワンストップサービスによる支援を行う仕組みを構築している。支援の対象となる少年の多くが被虐待経験や劣悪な生育環境等の問題を抱えていることが多いことを踏まえ、トラウマがあるという視点を持って心理面接等を行い、子供が悩みを開示できるよう心がけている。地域食堂「みんなの食堂 ころあい」も、経済的な困難を抱える方に食事を提供するというだけでなく、家庭等でつらいことがあるときなどでも、ほっとしたり、ぐちをこぼしたりできる居場所としても機能しているほか、支援が必要であると把握した方を地域の機関による支援につなげるきっかけにもなっている。

子供や保護者によっては、本来支援が必要な状況であるのに、自分は支援を受けるほどではない、自分で何とかしないといけないなどとして、支援が必要であることに気付いていないケースもあるが、支援を受けずに社会で孤立してしまうと、非行に至るリスクファクターとなることが考えられる。地域の子供や保護者は様々な困難を背景に抱えている可能性があるとの視点で関わり、支援することによって、厳しい生育環境を有する場合でも、それによるマイナスの影響をできるだけ緩和すれば、結果として、非行に至るリスクファクターを避けられることが考えられる。

以上より、厳しい生育環境により複合的な課題を抱えることが非行の背景にあることを踏まえ、非行少年の再非行防止の観点からのみならず、非行のリスクを抱えている子供が非行に至

ることを未然に防ぐという観点からも、地域の子供や保護者の課題に地域社会・コミュニティが気付き、連携して支援していくことが重要である。

引用・参考文献

- Felitti, V.J., Robert, F.A., Nordenberg, D., Williamson, D.F., Spitz, A.M., Edwards, V., Koss, M.P., & Marks, J.S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The adverse childhood experiences (ACE) study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14 (4), 245-258.
- 法務総合研究所 (2001). 研究部報告11 児童虐待に関する研究 (第1 報告)
- 法務総合研究所 (2018). 研究部報告58 青少年の立ち直り (デシスタンス) に関する研究
- 法務総合研究所 (2020). 研究部報告62 薬物事犯者に関する研究
- 法務総合研究所 (2022). 研究部報告63 犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究
- 石井 僚 (2015). 時間的連続性尺度の作成 青年心理学研究, 27, 39-47.
- 石川 正興・田村 正博・石堂 常世・棚村 政行・小西 暁和・穴倉 悠太・三枝 功待・望月 茜・溝田 明美・下妻 一雄・齊藤 敏雄・井上 靖浩・鳥海 保弘・山田 眞也・池田 尚弥・宮古 紀宏・帖佐 尚人・平林 末一・渡邊 義隆…勝澤 昭 (2012). 科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業 (社会技術研究開発) 研究開発領域「犯罪からの子どもの安全」研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」研究開発プロジェクト「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」研究開発実施終了報告書 https://www.jst.go.jp/ristex/anzen-kodomo/pj_ishikawa/index.html, 72.
- 鎌原 雅彦・樋口 一辰・清水 直治 (1982). Locus of Control尺度の作成と、信頼性、妥当性の検討 教育心理学研究, 30, 302-307.
- 亀岡 智美 (2019). トラウマインフォームドケアと小児期逆境体験 精神医学, 61 (10), 1109-1114.
- 亀岡 智美 (2020). 子ども虐待とトラウマケア 再トラウマ化を防ぐトラウマインフォームドケア 金剛出版
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2019). 生活と支え合いに関する調査報告書 <https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2017/seikatsu2017.asp>
- 河野 莊子 (2003). 青年期事例における時間的展望の現れ方とその変化——不登校を主訴として来談した2 事例をもとに—— 心理臨床学研究, 21, 374-385.

- 厚生労働省（2022）. 2021（令和3）年 国民生活基礎調査の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/index.html>
- 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課（2005）. 平成17年人口動態統計（確定数）の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei05/index.html>
- 松浦 直己・橋本 俊顕（2007）. 発達特性と、不適切養育の相互作用に関する検討——女子少年院在院者と一般高校生との比較調査より—— 鳴門教育大学情報教育ジャーナル, 4, 29-40.
- 松浦 直己・橋本 俊顕・十一 元三（2007）. 非行と小児期逆境体験及び不適切養育との関連についての検討——少年院におけるACE質問紙を使用した実証的調査—— 兵庫教育大学研究紀要, 30, 215-223.
- 内閣府政策統括官（共生社会生活担当）（2020）. 令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究報告書 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r01/pdf-index.html>
- 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2020）. 子供・若者の意識に関する調査（令和元年度） <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r01/pdf/cover.pdf>
- 内閣府政策統括官（政策調整担当）（2021）. 令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html>
- 中島 幸子（2022）. 少年院在院者のアタッチメントの問題について 刑政, 133（8）, 52-62.
- 野坂 祐子（2021）. 司法矯正領域におけるトラウマインフォームドケア：対象者・支援者・組織の再トラウマを防ぐアプローチ 刑政, 132（11）, 12-25.
- 岡邊 健（2013）. 現代日本の少年非行 その発生態様と関連要因に関する実証的研究 現代人文社
- 小塩 真司・中谷 素之・金子 一史・長峰 伸治（2002）. ネガティブな出来事からの立ち直りを導く心理的特性——精神的回復力尺度の作成—— カウンセリング研究, 35, 57-65.
- Rotter, J.B（1966）. Generalized expectancies for internal versus external control of reinforcement. *Psychological Monographs; General & Applied*, 80, 1-28.
- 菅原 ますみ（2019）. 小児期逆境体験とこころの発達 発達精神病理学の近年の研究動向から 精神医学, 61（10）, 1187-1195.
- 首都大学東京子ども・若者貧困研究センター（2017）. 東京都子供の生活実態調査報告書【小

中高校生等調査】 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/kodomoseikatsujittaityousakekka.html>

首都大学東京子ども・若者貧困研究センター（2017）. 東京都子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/kodomoseikatsujittaityousakekka.html>

UNAFEI (2013). RESOURCE MATERIAL SERIES No. 91 https://www.unafei.or.jp/publications/Resource_Material_91.html

和歌山県（2019）. 和歌山県子供の生活実態調査結果報告書 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoseikatsu.html>

吉村 幸司（2013）. 国連アジア極東犯罪防止研修所第154回国際研修「矯正・保護職員のストレスマネジメントー中間監督者の能力育成」における海外客員専門家の講義等について
罪と罰, 50 (4), 85-97.

寄稿

小児期逆境体験（ACE）と社会経済的地位との関連

—少年院に在院する男子少年とその保護者に対する質問紙調査に基づく検討—

岡邊 健（京都大学）

1 はじめに

本報告書第3章で詳述されている特別調査は、2つの意味で画期的なものである。

ひとつは、少年司法システムで扱うこととなった非行少年の生育環境について、さまざまな観点から多角的に把握するための調査設計がなされていることである。家庭の経済状況に関する質問項目を、ここまで網羅的に盛り込んだ調査票調査が、全国規模でなされたことは、管見の限りこれまでほとんどなかった。

ふたつめはその点とも関係するが、少年とその保護者をペアにして調査が実施された点である。矯正や保護の実務においても、警察実務においても、従前から非行少年の生育環境に高い関心が向けられ、調査票調査によって彼らの家庭・地域社会の現況に迫ろうとする研究は、多く試みられてきた。しかしながら、その大部分は、本人の同意を前提として、少年本人に自記式で回答を求める調査に依っていた。非行少年を持つ保護者に対する調査もなされてこなかったわけではないが、少年と保護者の回答をペアで回収するデザインによる調査研究は、わが国の少年非行の領域ではほとんど実施されてこなかったといっていよう。

本稿は、以上に挙げたこの調査の2つのメリットを活かすかたちで、非行少年の小児期逆境体験（以下ではACEと呼ぶ。）と彼らの出身家庭の社会経済的地位との関連について、若干の考察を行いたい。

2 小児期逆境体験と社会経済的地位の関連に関する先行研究

本報告書第3章においては、少年院在院者・保護観察処分少年のACEと家庭の経済状況との関連が、明らかに存在することが示されている。本稿はその関連の詳細について、以下で検討するものであるが、それに先立って先行研究の状況をみておこう。実は、そもそも国内のみならず海外においても、ACEと本人の出身家庭の社会経済的地位（SESないしSEPと略される

が、以下ではSESと呼ぶ。)との関連に関する研究や議論は少ないのが、現状である。

Walsh et al.(2019)は、幼少期のSESとACEとの関係を論じた文献の系統的レビューを行っている。この論文では、ACEの概念が発表されたFelitti et al. (1998)以降に、英語で刊行された両者の関連について論じた文献が対象とされたが、結局SESやACEの測定方法にばらつきがありすぎて、メタ分析¹は断念されている。なお、このレビューはACEとSESの関連に関する最初の系統的レビューであると考えられるが、ACEを扱った研究が膨大に存在することを考えると、2019年に至るまで、この種のレビューが存在しなかったことそれ自体が、SESとACEの関連に関して関心が寄せられてこなかったことを物語っているといえるだろう。

Walsh et al. (2019)の知見をごく簡単に整理しておく。設定された基準を満たした文献は35報だったが、そのほとんどで、そして研究の質を高く評価できた18報中17報で、ACEとSESの明確な関連が見出されている。SESとACEとの関連は、国、SESやACEの測定方法、対象者の年齢を問わず強固であった。質の高い文献として言及されている研究の知見は、次のとおりである。

・ブラジルの研究 (Soares et al. 2016)

縦断的コホート研究により、母親の学歴により測定されたSESが最も低いカテゴリーの子どもは、それが最も高いカテゴリーの子どもに比べて、4つ以上のACEを経験する可能性が6倍以上高いことがわかった。

・オーストラリアの研究 (Doidge et al. 2017)

縦断的コホート研究により、貧困下で育った子どもはそうでない子どもに比べて、虐待やネグレクト、DVの目撃を経験する確率が3倍高いことが明らかにされた。

・オーストラリアの研究 (O'Donnell et al. 2010)

西オーストラリア州で15年間に出生したすべての子どもを含む行政データに基づく大規模な後ろ向きコホート調査によって、アボリジニ以外の子どものなかで、最も恵まれない地域で生まれた人は、最も恵まれた地域で生まれた人に比べて、14倍以上もの確率でネグレクトや虐待を経験することが示された。

1 一般に、各論文の主要な分析結果から効果量を抽出したうえで、それらを統合して評価する手法のことをいう。本レビュー論文の場合、効果量とはSESとACEの関連の強さということになる。

・イギリスの研究 (Sidebotham et al. 2001; Sidebotham et al. 2002; Sidebotham et al. 2006)

縦断的コホート研究により、親の社会階層、親の教育歴、親の雇用状況等で測定される子どものSESと子どもへの不適切養育との間に、明確な関係があることがわかった。

3 本論稿で扱うデータ

本報告書第3章冒頭の説明と一部重複するが、本論稿の分析対象となる調査データについて述べる。このたび法務総合研究所により実施された調査は、少年院在院者・保護観察処分少年、それにそれらの保護者を対象とする質問紙調査であった。

このうち、少年院在院者の対象は、2021年6月1日から4ヶ月間（女子は6ヶ月間）の間に1級にあった少年である。ただし、日本語が理解できない場合、障害等で回答が困難であると認められる場合、回答が不適当と施設が判断した場合には、対象から除外されている。対象者は男女あわせて726名で、うち652名が回答した。また、当該少年の保護者のうち調査への回答を依頼したのは491名で、このうち410名から回答を得た。そのうえで、少年・保護者の両方から回答が得られた335ペアにより、分析用のデータセットが作成された。少年の性の内訳は、男子296名、女子39名である。

少年院在院者と保護観察処分少年とに、同じ調査票により調査を行ったことも、本調査の特徴の一つであるが、前者と後者とでは、年齢構成、男女の構成等が大きく異なっているので、分析・解釈における複雑性を減らすために、本論稿においては、日本国籍の男子の少年院在院者とその保護者にケースを限定して分析することにする（291ペア）。なお、次節で述べるACEに関する12の質問すべてに無回答であったケースが1ケースあったので本稿のテーマに鑑みて除外した。したがって、最終的に以下の分析における対象は、少年・保護者290ペアとなっている。

4 少年院在院者の小児期逆境体験

本調査では、少年のACEが12の質問項目により把握された。本稿の対象ケースにおけるこれら12項目の質問の回答は、表1のとおりである²。最後の3項目については「1回から数回ある」「繰り返しある」「ない」の3択で回答を求めたが、表1では「1回から数回ある」「繰

2 無回答のものは除いて集計した。特記のない限り以下で示す数値についても同様である。

り返しある」をまとめて集計した。親の死亡や離婚、身体的虐待、心理的虐待³、面前DVの順に該当者が多いことがわかる。

1つめ（家庭内にアルコールの問題）と2つめ（家庭内に薬物使用者）のいずれか1つでも該当する少年は22.9%（66名）、3つめ（家庭内に精神疾患罹患患者）と4つめ（家庭内に自殺企図者）のいずれか1つでも該当する少年は28.0%（81名）、8つめ（身の回りの世話をしてもらえなかった）と9つめ（気に掛けてもらえなかった）のいずれか1つでも該当する少年（ネグレクトを受けた経験のある少年）は15.6%（45名）いた。これらをそれぞれ1項目にまとめると、本調査で測定されたACEに関する項目は、全部で9項目となる。

この9項目について、「該当あり」の合計数を集計したのが、表2である。以下ではこれをACE得点と呼ぶ。なお、9項目のうち1つ以上の項目が無回答だったケースが9ケースあった（1項目無回答が7ケース、2項目無回答が1ケース、7項目無回答が1ケース）が、これらは回答のあった項目のみを合算して、ACE得点とした。平均値は2.7点（SD=1.98）であった。この表から、大多数の少年が何らかの逆境体験を持っており、およそ3人に1人（32.8%）が、重篤度の目安となるACE得点が4点以上の状況にあることがわかる。

3 なお、ワーディング上、面前DVはこの項目には含まれていないと解される。

表 1 ACEに関する各質問で該当ありの者の割合

家庭内に飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた (n=288)	15.3%
家庭内に違法薬物を使用している人がいた (n=288)	11.5%
家庭内にうつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた (n=289)	25.3%
家庭内に自殺を試みた人がいた (n=289)	10.7%
親が亡くなったり離婚したりした (n=288)	61.8%
家庭内に刑務所に服役している人がいた (n=285)	6.3%
母親が父親から暴力を受けていた (n=289)	31.5%
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった (n=289)	9.0%
家族から十分に気に掛けてもらえなかった (n=288)	14.6%
家族から殴る蹴るといった体の暴力を受けた (n=290)	60.3%
家族から心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた (n=290)	41.0%
家族から性的な暴力を受けた (n=287)	1.0%

表 2 ACE得点の分布 (n=290)

0 点	14.1%	5 点	10.7%
1 点	19.3%	6 点	4.1%
2 点	17.6%	7 点	2.1%
3 点	16.2%	8 点	2.1%
4 点	13.8%	9 点	該当なし

5 少年院在院者の出身家庭の社会経済的地位

少年の出身家庭のSESは、保護者の回答により把握された。調査では、税込の世帯収入、過去1年の食料・衣服が買えなかった経験の頻度、過去1年の公共料金・家賃・債務を支払えなかった経験の有無、経済的理由による子どもの経験の欠如に関する状況が質問されている。少年院に在院する少年の出身家庭のSESについて、これほど多角的に情報を得た調査票調査は、これまでになかったと思われる。

以下、本稿の分析対象者のSESを概観する。まず、税込の世帯収入⁴を世帯人数の平方根で除した値（等価世帯収入）の分布は、表3と図1のとおりである。「わからない」という回答は無回答として扱った。「150万円未満」の家庭は、おおむね貧困線を下回る生活を余儀なくされている家庭であり、「150～200万円未満」の家庭の多くも、厳しい家計状況にあると推測される。全体の4割以上が、このような環境に置かれていることがわかる。

過去1年にお金が足りなくて家族が必要とする食料・衣服が買えなかった経験、そして過去1年に経済的な理由で各種の公共料金・家賃・「その他の債務」を支払えなかった経験を有している家庭の割合を、表4に示す。食料・衣服が買えなかった経験は「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」をまとめて集計した。食料や衣服を買えなかった経験は、2割以上の家庭が経験している。電話料金や「その他の債務」が支払えなかった経験も、およそ1割の家庭が持っている。集計したところ、表4に掲げた8項目のいずれか1つ以上の経験があったと回答した保護者は34.5%（96名）にも及び、少なくない家庭が経済的な困難に直面していることがわかる⁵。

経済的理由による子どもの経験の欠如に関する状況は、8項目で尋ねた。選択肢は「している」「していない（方針でしない）」「経済的にできない」の3択で、ここでは「経済的にできない」を選んだ保護者の割合に注目する。表5に示されているように、1年に1回の家族旅行がもっとも多く、ついで学習塾、習い事と続いている。「経済的にできない」と回答した項目の数を集計したところ、表6のように1割以上の保護者が複数の項目を挙げた。8項目のいずれか1つ以上で「経済的にできない」と回答した保護者の割合は、20.9%であった⁶。

4 選択肢を示して1年間の収入を尋ねた。分析では各選択肢の範囲の中央値で換算した。

5 8項目の一部に無回答が含まれていて、経済的な困難の有無が判断できなかった12ケースは除いて集計した。

6 なお、この8項目では、理由は不明だが無回答が相対的に多く、33ケースが1項目以上で無回答だった。表6は、8項目すべてが無回答だった8ケースを除き、残りの25ケースについては無回答を「経済的にできない」に該当しないものとみなして集計した。これら25ケースの実際の該当項目数は、集計値よりも大きい可能性がある。

表3 等価世帯収入（税込）の分布（n=260）

	相対度数	累積度数
0～50万円未満	2.7%	2.7%
50～100万円未満	10.8%	13.5%
100～150万円未満	18.5%	31.9%
150～200万円未満	9.2%	41.2%
200～250万円未満	17.3%	58.5%
250～300万円未満	11.5%	70.0%
300～350万円未満	13.1%	83.1%
350～400万円未満	6.2%	89.2%
400～450万円未満	2.7%	91.9%
450～500万円未満	5.4%	97.3%
500万円以上	2.7%	100.0%

図1 等価世帯収入（税込）の分布（n=260）

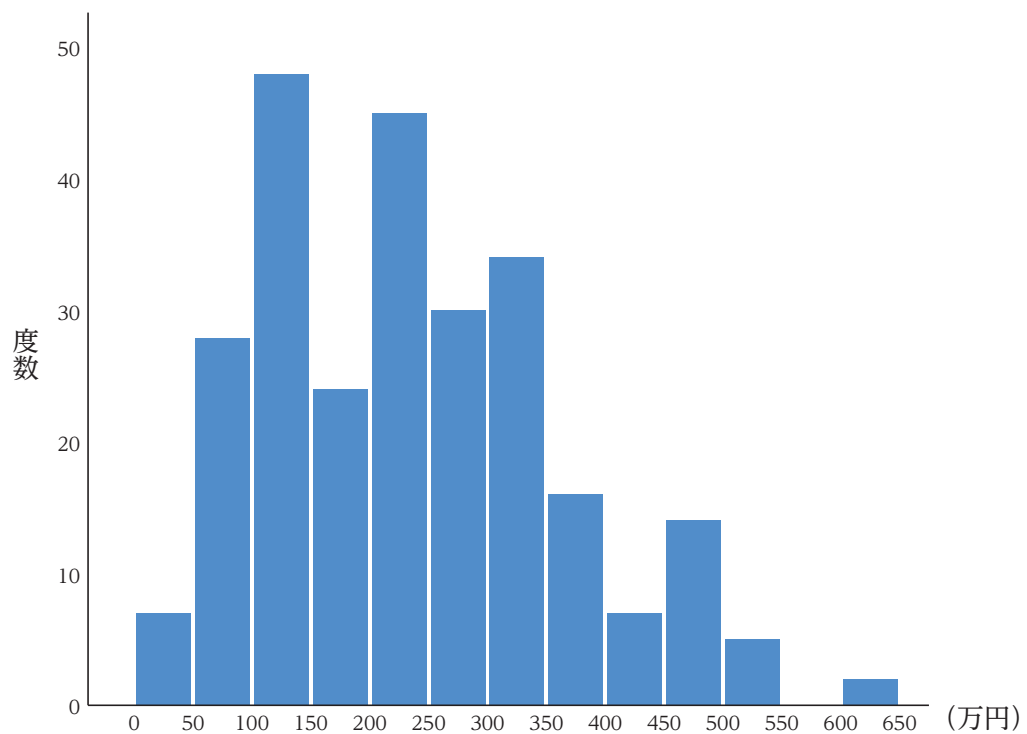


表4 過去1年の経済的な困難に関する各質問で経験ありの者の割合

滞納・欠乏経験（食料）（n=284）	20.1%
滞納・欠乏経験（衣服）（n=284）	23.6%
電話料金（n=276）	9.4%
電気料金（n=275）	4.7%
ガス料金（n=274）	5.5%
水道料金（n=273）	5.1%
家賃（n=273）	6.6%
その他の債務（n=269）	11.2%

表5 子どもの経験の欠如に関する状況（各項目で「経済的にできない」と回答した割合）

毎月お小遣いを渡す（n=272）	5.9%
毎年新しい洋服・靴を買う（n=269）	4.1%
習い事に通わせる（n=267）	10.5%
学習塾に通わせる（n=265）	12.1%
お誕生日のお祝いをする（n=276）	1.1%
1年に1回くらい家族旅行に行く（n=271）	16.2%
クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる（n=278）	2.9%
子供の学校行事などへ親が参加する（n=273）	1.8%

表6 子どもの経験の欠如に関する状況（「経済的にできない」項目数）（n=282）

0項目	79.1%	5項目	2.8%
1項目	8.5%	6項目	該当なし
2項目	3.2%	7項目	該当なし
3項目	3.9%	8項目	0.4%
4項目	2.1%		

6 少年院在院者の小児期逆境体験と出身家庭の社会経済的地位との関連

「ACE得点が4点以上であるか否か」と前節で述べた出身家庭の社会経済的地位に関する変数との関連を検討する。

まず、二元クロス表によって関連を概観する。等価世帯収入は150万未満、150～250万円未満、250万円以上の3カテゴリーで検討する。経済的な困難に関する経験は、前節で述べた8項目のいずれか1つ以上の経験があったか否かにより検討する。経済的理由による子どもの経験の欠如に関する状況は、表6で示した該当項目数をもとに、0項目、1～2項目、3項目以上の3カテゴリーで検討する。

表7～9に、クロス表をカイ二乗検定の結果とともに示す。表7より、等価世帯収入とACE得点との間に有意な関連があることがわかる。250万円以上と250万円未満とで、大きな違いがあることから、経済的にゆとりのない家庭においては、ゆとりのある家庭に比べて、子どもが重篤な逆境体験を有する確率が高まると解釈できる。表8からは、経済的な困難に関する経験がある場合には、ない場合と比べて、ACE得点が4点以上となる確率が有意に高まることわかる。また、表9からいえるのは、子どもの経験の欠如が1～2項目にとどまる場合に比べて、3項目以上となると、重篤な逆境体験を有する状況に至るリスクがきわめて大きくなるということである。

次に、「ACE得点が4点以上」を従属変数とするロジスティック回帰分析により、SESとACEとの関連について、総合的な評価を行う。等価世帯収入については「250万円以上」を基準カテゴリーとして2つのダミー変数を投入する。子どもの経験の欠如については「0項目」を基準カテゴリーとして2つのダミー変数を投入する。これらのダミー変数と経済的な困難に関する経験がありの時に1をとるダミー変数、あわせて5つのダミー変数を投入する。

二項ロジスティック回帰分析の結果は、表10のとおりである。VIFはもっとも大きな値でも2未満なので、多重共線性の問題は生じていない。等価世帯収入の2つのダミー変数は、いずれも5%水準で有意である。クロス表で概観したのと同様に、等価世帯収入が250万円以上という経済的にゆとりのある家庭に比して、150～250万円未満の家庭、150万円未満の家庭は、いずれも子どもが重篤な逆境体験を有する可能性が高いことがわかる。150～250万円未満と150万円未満のオッズ比にはそれほど大きな差がなく、家計の状況がある程度苦しくなってくると、それと連動して子どもの逆境体験が積み重なるリスクが上がるものと思われる。経済的な困難に関する経験ありの変数は、非有意となった。世帯収入や子どもの経験の欠如の状況をコントロールした場合には、この変数が逆境体験と関連することはないということである。

う。子どもの経験の欠如については、3項目以上の場合に、0項目に比べて、ACE得点が4点以上となるリスクが高まることが示唆された（10%水準有意）。1～2項目では非有意であり、この結果はクロス表での検討結果と同様であった。

表7 等価世帯収入とACE得点との関係

	3点以下	4点以上	合計
250万円以上 (n=108)	79.6%	20.4%	100.0%
150～250万円未満 (n=69)	62.3%	37.7%	100.0%
150万円未満 (n=83)	59.0%	41.0%	100.0%

$\chi^2(2)=10.860, p=.004$

表8 経済的な困難に関する経験とACE得点との関係

	3点以下	4点以上	合計
経験なし (n=182)	72.0%	28.0%	100.0%
経験あり (n=96)	60.4%	39.6%	100.0%

$\chi^2(1)=3.860, p=.049$

表9 子どもの経験の欠如とACE得点との関係

	3点以下	4点以上	合計
0項目 (n=223)	70.9%	29.1%	100.0%
1～2項目 (n=33)	72.7%	27.3%	100.0%
3項目以上 (n=26)	34.6%	65.4%	100.0%

$\chi^2(2)=14.416, p=.001$

**表10 「ACE得点が4点以上」を従属変数とする
ロジスティック回帰分析の結果 (n=254)**

	オッズ比	p値	オッズ比の95%CI	VIF
等価世帯収入 (ref:250万円以上)				
150～250万円未満	2.41	0.016	[1.18,4.96]	1.32
150万円未満	2.53	0.016	[1.19,5.40]	1.62
経済的な困難に関する経験あり	0.92	0.803	[0.46,1.82]	1.50
子どもの経験の欠如 (ref:0項目)				
1～2項目	0.89	0.805	[0.35,2.24]	1.20
3項目以上	2.58	0.064	[0.95,7.06]	1.25

7 結論と考察

本稿ではまず、国内のみならず海外においても、ACEと出身家庭のSESとの関連に関する研究や議論が少ないことを確認し、この関連に関するおそらく唯一の系統的レビューであるWalsh et al. (2019) の知見を整理した。SESとACEとの関連が、国、測定方法、対象者の年齢を問わず強固に存在するとの指摘がなされていた。

これをふまえて、法務総合研究所が実施した調査のうち、日本国籍の男子の少年院在院者とその保護者290ペアの回答データをもとに、少年のACEと彼らの出身家庭のSESとの関係性について検討した。

等価世帯収入が250万円以上という経済的にゆとりのある家庭に比べて、150～250万円未満、150万円未満の家庭は、いずれも子どもが重篤な逆境体験を有する可能性が高いことがわかった。また、子どもの経験の欠如が3項目以上の場合には、0項目の場合に比べて、子どもが重篤な逆境体験を有するリスクが高まることが示唆された。

Kelly-Irving & Delpierre (2019) は、ACEの認識枠組みが、社会構造や文化的背景を十分に考慮していないと述べている。幼少期の逆境体験が、その後の人生の長い期間にわたって、健康をはじめとするさまざまなネガティブな状況に結びついていることを明らかにした点で、ACEという概念の果たした意義は大きく、今後もその意義は変わらないと思われる。しかしながら、ACEの発想には、複雑な社会問題を個人の経験という問題に置き換えて単純化しすぎる側面がある。このことには留意が必要であろう。

本稿の対象に即して、この留意事項をパラフレーズしてみる。不幸にして逆境体験を有する非行少年への対応に際しては、施設内においても社会内においても、トラウマ・インフォームド・ケアの視点が不可欠である。それはまったくその通りであるのだが、一方、トラウマ・インフォームド・ケアの前に、彼らのトラウマ体験そのものを減らすための根本的な策を、われわれの社会はどれだけ考えようとしてきたのだろうか。

相対的貧困の状態にいる(18歳未満の)子どもは過去20数年間、7人に1人の水準を下回ったことがない。解決のための道標は、社会科学的にはほぼ合意されている⁷。本稿の知見は、少年司法の文脈における「子どもの貧困」対策の重要性を根拠づけるものであると考える。

7 たとえば阿部 (2014)。

引用文献

阿部彩 (2014). 『子どもの貧困2 解決策を考える』 岩波書店.

Doidge, J. C., Higgins, D. J., Delfabbro, P., & Segal, L. (2017). Risk factors for child maltreatment in an Australian population-based birth cohort. *Child Abuse & Neglect*, 64, 47-60.

Felitti, V. J., Anda, R. F., Nordenberg, D., Williamson, D. F., Spitz, A. M., Edwards, V., Koss, M. P., & Marks, J. S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The adverse childhood experiences (ACE) study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14(4), 245-258.

Kelly-Irving, M., & Delpierre, C. (2019). A critique of the adverse childhood experiences framework in epidemiology and public health: Uses and misuses. *Social Policy and Society*, 18(3), 445-456.

O'Donnell, M., Nassar, N., Leonard, H., Jacoby, P., Mathews, R., Patterson, Y., & Stanley, F. (2010). Characteristics of non-Aboriginal and Aboriginal children and families with substantiated child maltreatment: A population-based study. *International Journal of Epidemiology*, 39(3), 921-928.

Sidebotham, P., Golding, J., & ALSPAC Study Team. (2001). Child maltreatment in the “children of the nineties”: A longitudinal study of parental risk factors. *Child Abuse & Neglect*, 25(9), 1177-1200.

Sidebotham, P., Heron, J., Golding, J., & ALSPAC Study Team. (2002). Child maltreatment in the “children of the nineties:” deprivation, class, and social networks in a UK sample. *Child Abuse & Neglect*, 26(12), 1243-1259.

Sidebotham, P., Heron, J., & ALSPAC Study Team. (2006). Child maltreatment in the “children of the nineties”: A cohort study of risk factors. *Child Abuse & Neglect*, 30(5), 497-522.

Soares, A. L. G., Howe, L. D., Matijasevich, A., Wehrmeister, F. C., Menezes, A. M., & Gonçalves, H. (2016). Adverse childhood experiences: Prevalence and related factors in adolescents of a Brazilian birth cohort. *Child Abuse & Neglect*, 51, 21-30.

Walsh, D., McCartney, G., Smith, M., & Armour, G. (2019). Relationship between childhood socioeconomic position and adverse childhood experiences (ACEs): A systematic review. *Journal of Epidemiology and Community Health*, 73(12), 1087-1093.

令和 5 年 6 月 印 刷

令和 5 年 6 月 発 行

東京都千代田区霞が関1-1-1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 株式会社キタジマ
